

令和5年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進
社会的評価の一層の向上のための共通基盤整備

職業実践専門課程等の高度化、改革を図るための
認定要件を踏まえた第三者評価システムの開発

事業成果報告書

令和6年3月

特定非営利活動法人 職業教育評価機構

はじめに

職業教育評価機構（以下「本機構」という。）は、文部科学省受託事業における専修学校の第三者評価に関する調査研究事業に平成 25 年度から継続して取り組んでいます。

専門課程を設置する専修学校の多くは、高等教育に位置づけられており、中でも実践的な職業教育に取り組む職業実践専門課程の認定学科設置校には、特長的な教育活動を推進する上で、質保証・向上への積極的な取り組みが求められています。

本機構では、昨年度（令和 4 年度）、職業実践専門課程の質保証における第三者評価の位置づけの明確化及び第三者評価の合理的な実施方法、また、受審促進のための第三者評価の第一段階ともいえる適格認定版評価基準作成等に取り組みました。

今年度は、昨年度取組んだ「法令要件等における適格確認」及び「職業実践専門課程の認定要件充足状況確認」も踏まえ、職業実践専門課程の制度趣旨、学校における取組の実態、認定要件の充足状況の確認を視点に取り入れ、第三者評価システム（評価基準、評価体制、評価結果）の開発に着手し、「職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準」を策定しました。

事業を進めるにあたり、平成 25 年度から実施されている職業実践専門課程の認定要件等実態調査結果、また、認定要件の充足状況の確認（フォローアップ）の経過も参考に、職業実践専門課程の認定要件への適合、高等教育における修学支援新制度の機関要件、新たに対応を求められる諸制度について、改めて整理、検討し、実践的な職業教育を行う専門学校が自己点検・評価、第三者評価を行う際の指標となる評価基準を作成いたしました。

また、実践的職業教育の質保証と学校評価の充実に向けて、令和 2 年度から取り組んでいる専門学校を対象とした評価機関の連絡協議会の運営・拡大研修会に引続き取り組んでまいりました。

本書は、今年度事業の取組の成果について取りまとめたものです。

本事業の実施にあたっては、事業実施委員会、第三者評価しくみ検討部会、連絡協議会運営部会の運営に協力いただいた委員の皆様をはじめ、全国専修学校各種学校総連合会、関係団体の皆様方にはご指導・ご協力をいただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

特定非営利活動法人 職業教育評価研究機構
理事長 井澤 勇 治

目 次

第1章 事業の概要	2
1 事業の背景・目的・内容	
2 事業の推進体制	
3 実施スケジュール・事業の成果物	
4 事業計画の概要	
第2章 職業実践専門課程の認定要件と課題	10
1 職業実践専門課程の認定要件とフォローアップ	
2 法令等による基本要件等と適格認定版評価基準	
3 職業実践専門課程の認定要件の課題	
第3章 認定要件を踏まえた第三者評価基準の策定	31
1 第三者評価しくみ検討部会における検討経過	
2 職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準	
3 第三者評価しくみ検討部会における会議資料	
第4章 連絡協議会運営部会の運営・拡大研修会の開催	64
1 連絡協議会運営部会の運営	
2 連絡協議会運営部会拡大研修会の開催	
第5章 委員会運営・第三者評価フォーラムの開催	67
1 事業実施委員会の運営	
2 第三者評価フォーラム2024の開催	
第6章 まとめ	72
1 認定要件を踏まえた第三者評価基準の策定	
2 専門学校における第三者評価の新たな段階	
3 実践的職業教育の第三者評価に関する課題	
【資料編】	83
1 第三者評価基準一覧	
2 法令等による基本要件等への適格認定版評価基準書	
3 第三者評価機関連絡協議会拡大研修会配付資料	
4 職業実践専門課程第三者評価フォーラム2024配付資料集	

第1章 事業の概要

1 事業の背景・目的・内容

(1) 事業のテーマ

職業実践専門課程の認定要件等を踏まえた、第三者評価システムの開発及び第三者評価基準策定の過程における認定要件実施状況の検証等に関する調査研究、また、実践的職業教育の第三者評価機関等の連絡協議会の運営に関する継続的な取組

(2) 事業実施の背景・目的

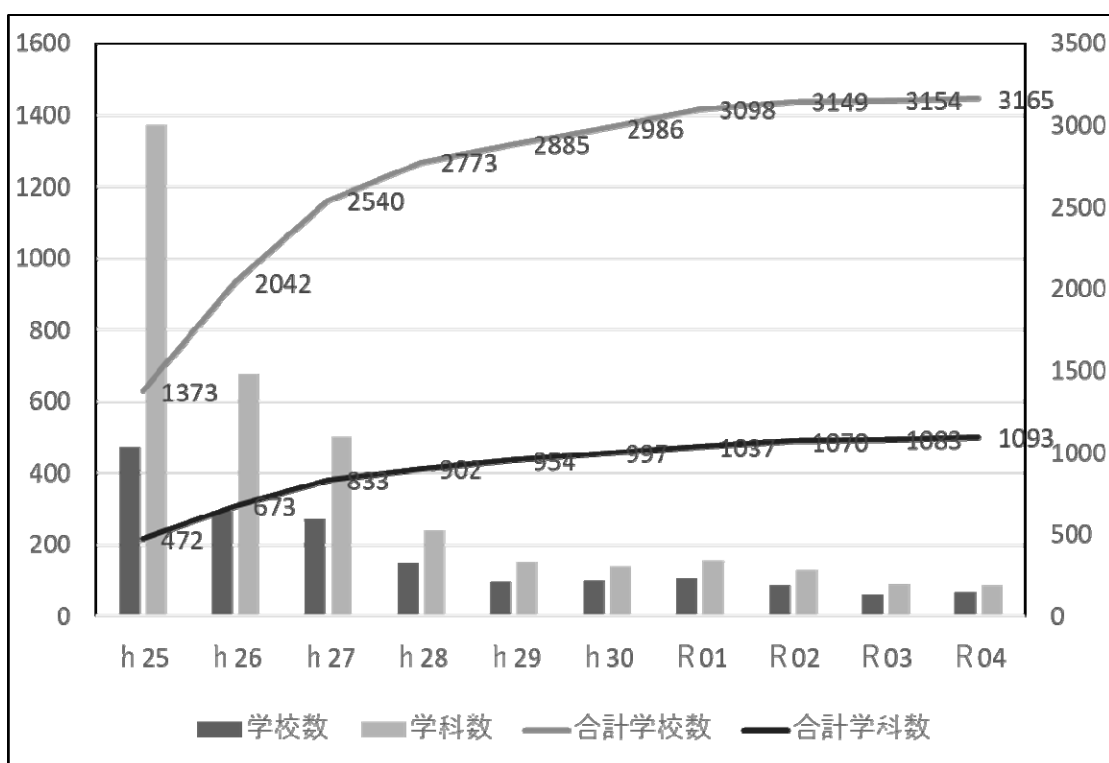
専修学校における学校評価は、令和4年5月1日現在、92.3%の学校で自己点検・評価に取組み、結果公表は、85.6%になっている。また、職業実践専門課程の認定要件化されている学校関係者評価は、77.8%で実施され、結果公表は、76.5%となっている。

企業等と連携した教育を特色とする職業実践専門課程の認定学科設置校の割合は、40.2%で、職業実践専門課程の実態調査の一環として、認定要件充足状況の確認として実施されていたフォローアップは、平成29年度～令和3年度まで様々な方法で行われてきたが、実施方法等の検討を行うため、現在では実施されていない。

【学校評価実績】

	自己評価		学校関係者評価		第三者評価		情報公開
	実施	公表	実施	公表	実施	公表	実施
H 2 5	1,765 (66.7%)	588 (22.2%)	659 (24.9%)	215 (8.1%)	127 (4.8%)	53 (2.0%)	521 (19.7%)
H 2 6	1,912 (69.8%)	976 (35.6%)	994 (36.3%)	632 (23.1%)	175 (6.4%)	93 (3.4%)	879 (32.1%)
H 2 7	2,061 (76.9%)	1,425 (53.2%)	1,199 (44.7%)	963 (35.9%)	218 (8.1%)	147 (5.5%)	1,399 (52.2%)
H 2 8	2,073 (79.9%)	1,468 (56.6%)	1,289 (49.7%)	1,051 (40.5%)	150 (5.8%)	111 (4.3%)	1,709 (65.9%)
H 3 0	2,134 (81.7%)	1,586 (60.7%)	1,356 (51.9%)	1,022 (39.1%)	164 (6.3%)	128 (4.9%)	1,809 (69.3%)
R 1	2,262 (85.2%)	1,786 (69.8%)	1,493 (56.4%)	1,293 (48.8%)	184 (7.0%)	146 (5.6%)	1,986 (75.2%)
R 2	90.3%	79.3%	73.9%	67.9%	7.9%	7.4%	75.8%
R 3	91.5%	83.1%	75.7%	71.3%	8.2%	7.0%	87.6%
R 4	92.3%	85.6%	77.8%	76.5%	8.9%	8.3%	89.6%

文部科学省調査私立高等学校等調査から



専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議参考資料から

	学校数	学科数
平成25年度～3年度	1,633	3,455
令和4年度	66	87
認定取り消し等により単純 合計となっていない	1,093 (40.2%)	3,165 (43.3%)

分野別の割合（％）合計欄は認定学科数

工業	農業	医療	衛生	教育 社会 福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	計
51.8	11.6	34.9	36.1	45.3	39.3	23.9	28.8	3165

職業実践専門課程は、企業等との連携による実践的な職業教育を特長とし、専修学校設置基準を超える認定要件を規定した制度として平成25年度に創設された。

認定要件のうち、教育課程編成、実習、演習等の実施、教員研修、学校関係者評価に関して、必須の条件として、企業等との密接な連携が重要視され、各学校における取組の充実が期待されている。

一方、これら要件は、水準、指標が必ずしも明確ではなく、制度への理解が進まない要因の一つとの指摘もあり、水準、指標など基準の明確化が今後の課題となっている。

職業実践専門課程の社会的認知度の向上という意味からも、職業実践専門課程の認定要件における量的、質的な明確化、新たな要件の追加の検討、また、認定要件の充足状況と質保証する具体的な取組が求められている。

第三者評価は、職業実践専門課程の質保証としての具体的な取組みとして、その必要性が指摘されて、平成26年度以来、文部科学省委託事業において、多くの専門学校関係者・機関、団体が調査研究に取り組んできている。また、文部科学省でも「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」においても継続した審議が行われている。

本機構では、職業実践専門課程における教育内容の特長についての理解促進を図り、制度を伸長させることが専修学校教育全体の振興を図るために重要であると考え、当該事業に継続して取り組んできている。これまでの成果を踏まえて、今年度は、職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準の策定等に取り組むこととした。

(3) 事業の内容

① 職業実践専門課程の認定要件等を踏まえた第三者評価システムの開発

昨年度、取り組んだ「法令要件等における適格確認」及び「職業実践専門課程の認定要件充足状況確認」のしくみも踏まえ、職業マネジメント強化などの質保証の要素も加え、職業実践専門課程の認定要件充足状況の具体的な確認方法としての機能、役割も視野に、第三者評価システムを開発する。

【評価の主な視点】

- ・教育目的の設定と目的を実現させるための計画策定
- ・教育課程編成、方法等と学修成果
- ・学生の受入れ・学生支援（学習、就学、相談体制など）

- ・教員・教員組織（教員の配置、資質の向上、教員のマネジメントなど）
- ・学校運営、改善に向けた組織体制（学校評価含む）、設置法人、情報の公表
- ・職業実践専門課程認定要件の質保証の範囲
- ・教育活動等の検証、改善への取組の重視 ・関係法令の遵守事項の整理

② 第三者評価基準策定の過程における認定要件の検証等

第三者評価基準の策定過程において、認定校の実施状況等を検証する。検討にあたっては、令和4年3月30日「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」において、制度の充実の方向性として整理されている下記事項を中心に、文部科学省委託事業実態調査結果も踏まえ検討を行う。

- ・分野特性を踏まえた学修目標の具体化
- ・教育課程の編成・実施（教育課程編成委員会。実習・演習。教員研修）についての質的な、数量的な要件のあり方
- ・学修成果の可視化、学校評価・情報公開
- ・PDCAを支える基盤（人材・組織等）

③ 実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の運営

意見交換、情報共有、第三者評価機関自身の質保証の検討の場として、下記7団体による連絡協議会を継続して運営する。

特に分野ごとの職業実践専門課程の認定要件の取組状況の検討を行い拡大研究会の開催を通して専門学校関係者への情報発信し、課題の共有を進める。

【参加団体】

- ・一般社団法人専門職高等教育質保証機構
- ・一般社団法人リハビリテーション教育評価機構
- ・一般社団法人柔道整復教育評価機構
- ・一般社団法人日本看護学校協議会
- ・全国自動車大学校・整備専門学校協会
- ・公益社団法人東洋療法学校協会
- ・特定非営利活動法人職業教育評価機構

④ 事業成果の積極的な公開

事業の実施状況及び事業成果は、事業成果報告書としてまとめ、出版・配布し、本機構ホームページに掲載する。成果報告会として「職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2024」を開催し、同時に映像による情報配信を行う。

2 事業の推進体制

(1) 事業の受託者

本事業は、本機構が受託し、事業実施にあたっては、下記に示す専門学校団体、第三者評価機関、専門分野別学校団体等の指導、協力を得て事業を実施した。

(2) 各事業の推進組織体制及び委員

①事業実施委員会

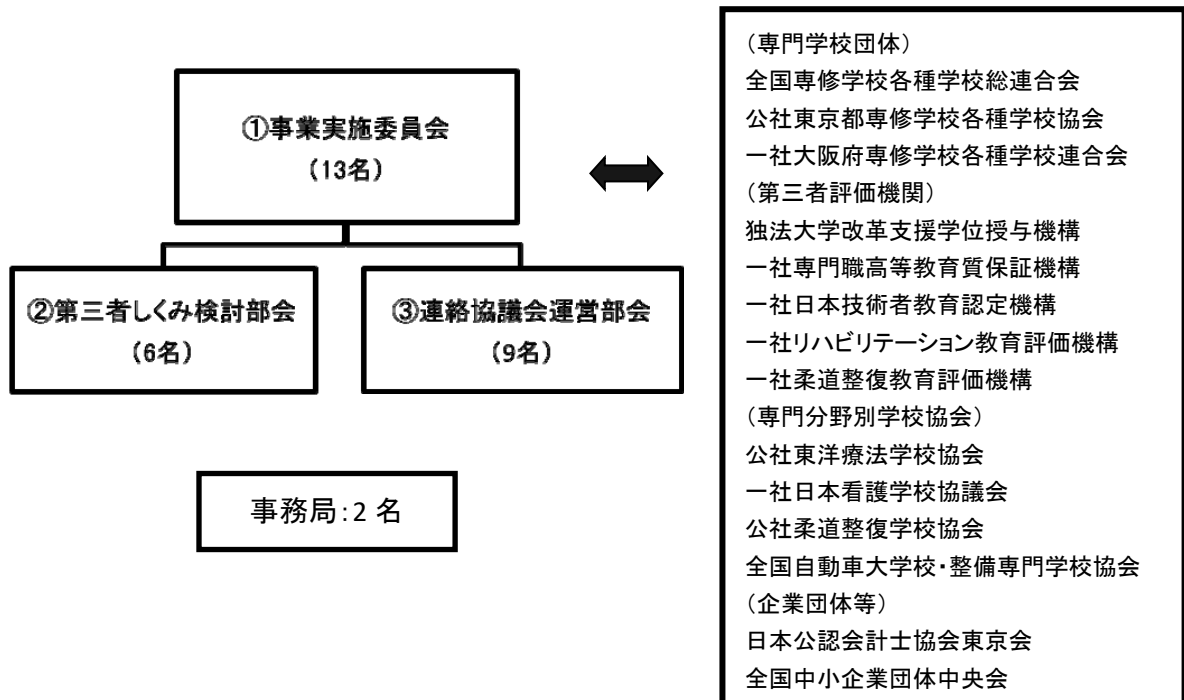
目的：事業を統括し、事業の成果目標を達成するため、本事業の方向性、検討の観点、論点の整理などを示すとともに、各部会における審議結果に基づき、事業成果をまとめる。

②第三者評価しくみ検討部会

目的：職業実践専門課程の認定要件等を踏まえた第三者評価システムの原案を作成し、審議結果を委員会に報告する。

③連絡協議会運営部会

目的：令和4年度における試行的な運営に引続き、意見交換、情報共有、第三者評価機関の質保証についての検討の場として、連絡協議会を設置し、運営を行い、結果等を委員会に報告する。



○委員名簿

事業実施委員会(13名) ◎委員長		(補 要)
大谷武士	全国中小企業団体中央会事務局・労働政策部長	
岡部雅人	公認会計士	
上別府隆男	福山市立大学都市経営学部教授	
川口昭彦	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 参与・名誉教授・一般社団法人専門職高等教育質保証機構代表理事	
菊田 薫	全国専修学校各種学校総連合会参与 事務局長代行	
重里徳太	一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会副理事長 (日本分析化学専門学校校長)	
陣内大輔	一般社団法人リハビリテーション教育評価機構理事	
関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校校長	◎
福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授	
福本卓也	東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課長	
船山世界	学校法人電子学園 日本電子専門学校校長	
三木哲也	一般社団法人日本技術者教育認定機構フェロー	
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会顧問	
第三者評価しくみ検討部会(6名)		
陣内大輔	一般社団法人リハビリテーション教育評価機構理事	
関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校校長	
福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授	
船山世界	学校法人電子学園 日本電子専門学校校長	
三木哲也	一般社団法人日本技術者教育認定機構フェロー	
薮本 沙織	(株)三菱総合研究所キャリアイノベーション本部兼セーフティ&インダストリー本部イノベーション戦略グループ研究員	
連絡協議会運営部会(9名)		
大原悦子	一般社団法人柔道整復教育評価機構 事務局	
大西純一	全国自動車大学校・整備専門学校協会事務局長	
川廷宗之 <small>カワテイ ヌキ</small>	学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター 学術顧問	
坂本 歩	公益社団法人 東洋療法学校協会理事、学校法人呉竹学園理事長	
佐藤康夫	専門学校 東京工科自動車大学校世田谷校・品川校 校長	
関口正雄	公益社団法人全国柔道整復学校協会 副会長・東京メディカル・スポーツ専門学校校長	
外山公美	一般社団法人専門職高等教育質保証機構事務局長兼調査研究部長・ハリウッド大学院大学教授	
永田昭彦	公益社団法人全国柔道整復学校協会事務局長・柔道整復教育評価機構事務局長	
水方智子	一般社団法人日本看護学校協議会会長	
事務局(2名)		
真崎裕子	特定非営利活動法人職業教育評価機構 事務局長代行	
高橋 稔	” 事務局	

3 実施スケジュール・事業の成果物

【令和5年度の具体的な事業執行スケジュール】

内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会			○				○		○	
第三者評価しくみ検討部会				○	○	○	○	○		
連絡協議会運営部会				○	○	○		○		
連絡協議会拡大研修会						○				
事業成果報告会第三者評価フォーラム									○	
関連調査結果整理・課題の整理等	→									

【事業の成果物】

(1) 出版物

令和5年度文部科学省受託事業職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進・職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進・社会的評価の一層の向上のための共通的基盤整備「職業実践専門課程等の高度化、改革を図るための認定要件等を踏まえた第三者評価システムの開発」の取組状況を記録した報告書として、次の出版物を作成し、専修学校関係者及び関係団体・機関に配布する。

(2) 名称及び発行部数

事業成果報告書 400部

(3) 連絡協議会拡大研修会の開催と同時映像配信

目的：実践的職業教育の第三者評価を推進するため、職業実践専門課程認定要件である企業等との連携による実習について、本事業の委員会、部会及び専門学校団体等と共通理解を醸成するために分野別の取組状況に関する「事例報告」「調査報告」「意見交換」を内容とした拡大研修会を開催した。

開催時期：1回（11月10日）、開催状況は同時にWEB配信した。会場：東京

(4) 職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2024の開催と同時映像配信

目的：本事業の実施結果について報告し、専門学校関係者等の意見を聴取し、事業成果に反映させるため、成果報告会として第三者評価フォーラム2024を開催し、開催状況を同時にWEB配信した。

開催回数：1回（2月2日）会場：東京

令和5年度 職業実践専門課程等の高度化、改革を図るための認定要件を踏まえた第三者評価システムの開発

令和5年8月28日
職業教育評価機構

事業の概要

- 職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価システムの開発**
昨年(令和4年度)取組んだ「法令要件等における適格確認」及び「職業実践専門課程の認定要件充足状況確認」のしくみとの関係を整理し、職業実践専門課程の制度趣旨、学校における取組の実態、認定要件の充足状況の確認を視点に取り入れた第三者評価システム(評価基準、評価体制、評価結果)を開発する。
- 第三者評価基準策定過程における認定要件の検証等**
職業実践専門課程の更なる取組充実に向け、運用の改善を図るため、第三者評価基準の策定過程において、これまでの実態調査結果における認定要件の実施状況等を確認しながら認定要件の明確化に向けた検討を行う。
- 実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営**
昨年(令和4年度)文部科学省受託事業で取組んだ「第三者評価機関の連絡協議会」の運営を継続し、意見交換、情報共有、第三者評価機関の質保証についての検討を通して、分野特性と職業実践専門課程の認定要件に関する検討を行う。検討結果等は、拡大研修会を開催し、専門学校関係者・団体等において情報等を共有する。

第三者評価システムのイメージ

主な評価項目・視点
1 教育目的の設定・中長期計画の策定
2 教育課程編成と学修成果
3 学生の受入れ・学生支援
4 教職員・教育実施組織
5 学校運営・改善マネジメント体制・学校評価



認定要件の検証等

- 検証等の観点
- 1 実態調査結果の検証
 - 2 質保証調査研究協力者のまとめ
 - 3 分野特性を踏まえた学修目標の具体化
 - 4 教育課程の編成・実習等に関する質的、数量的要件のあり方
 - 5 学修評価の可視化、学校評価、情報の公表のあり方
 - 6 P D C A サイクルを支える組織基盤、人材育成

評価結果の表現の検討
1 教育内容の特長、改善点の明確化
2 自己評価、学校関係者評価、第三者評価の結果の関連性
3 段階的評価の検討

基礎要件として整理
・法令要件等における適格要件
・職業実践専門課程の認定要件充足状況

部会相互の検討結果の共有
専門学校・関係団体との共有

事業の実施体制

- ・第三者評価システムの検討
- ・上記の過程における認定要件の検証等
- ・学校評価のあり方検討等

事務局：2名

② 第三者しきみ検討部会 (6名)

③ 連絡協議会運営部会 (9名)

① 事業実施委員会 (13名)

- ・事業総括
- ・方向性、論点等の整理
- ・各部会の検討結果に基づく事業のまとめ

- ・連絡協議会の設置・運営
- ・分野別評価等に関する拡大研修会の開催
- ・分野特性と認定要件の検証等

事業実施スケジュール

事業内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会			○				○			
第三者評価しきみ検討部会				○	○	○	○	○		
連絡協議会運営部会				○	○	○	○	○		
連絡協議会拡大研修会						○				
第三者評価フォーラム										○

これまでの取組と成果・本事業の目標



第2章 職業実践専門課程の認定要件と課題

1 職業実践専門課程の認定要件とフォローアップ

(1) 職業実践専門課程の認定要件

職業実践専門課程：専門課程のうち、「職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの」を認定するもので、文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校の専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とし、職業実践専門課程は、「教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組」として新たに位置づけられている。

職業実践専門課程の認定要件は、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に基づき、実施要項、記入要領、基本的な考え方を示している。具体的な取扱いと重ねて要件内容を確認する。

【職業実践専門課程の認定要件】令和5年度申請手続きにおいて示された実施要項等の文言、表現に基づいて整理を行った。

一 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条又は第三条の規定により、当該専修学校専門課程の修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること。

※①

修了者が専門士と称することができる専修学校の専門課程の要件は次のとおり。

- (1) 修業年限が2年以上であること。
- (2) 課程の修了に必要な総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上であること。
- (3) 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
- (4) 高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

※②

修了者が高度専門士と称することができる専修学校の専門課程の要件は次のとおり。

- (1) 修業年限が4年以上であること。

- (2) 課程の修了に必要な総授業時数が 3,400 単位時間（124 単位）以上であること。
- (3) 体系的に教育課程が編成されていること。
- (4) 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

「専修学校設置基準では昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。」となっている。認定要件の授業時数の基準は設置基準以上となっている。この要件は、令和 4 年度から専門士及び高度専門士制度との整合を図るために規定された。

二 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。

※③

実施要項（趣旨） 本要件は、専攻分野に関し、生徒の就業先の業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能などを十分に把握・分析した上で、当該専修学校専門課程の教育を施すにふさわしい教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。）を行うなど、企業等の要請等を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育を主体的に実施していることを求めるもの。

なお、本告示における「企業等」とは、専攻分野に関して、実務に関する知識・技術・技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体（業界別団体、全国又は地域の経済団体等）、教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体（資格者団体、養成施設協会等）、関連学会や学術機関、国又は地域の地方公共団体等の関係部局等を指します。

実施要項（内容） 具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等との連携体制を確保して、当該専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、当該専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議（以下「教育課程編成委員会等」という。）を設置していること。
- ② 教育課程編成委員会等を少なくとも年 2 回以上開催していること。
- ③ 教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っていること。教育課程編成委員会等における審議結果が教育課程に反映される過程が明確になっていること。

教育課程編成委員会等の企業等委員の人数は適切な人数となっているが、次の①又は②から1人、③から1人が委員として参画することが必要。

③については、1つの学校内又は複数の学校にまたがって、複数の推薦学科に共通する教育課程編成委員会等を置く場合、それぞれの推薦学科の専攻分野に関する者が推薦学科毎に1人ずつ委員として参画することが必要。

(同じ専攻分野の昼間学科と夜間等学科に共通する教育課程編成委員会等を置く場合も、③の委員は2人以上必要です。

また、設置者が同一の複数の学校で複数の推薦学科の名称が同一であったとしても、学校が異なれば別の学科として個別に認定することになるため、推薦学科の数だけ③の委員が必要。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

学内委員として原則として、教育課程の編成の責任者又はそれに準ずる者（学校長、教務部長、学科長など）が教育課程編成委員会等に参画し、専修学校側が教育課程編成委員会等を主体的に運営することが必要。

○教育課程編成委員会等は、必ずしも学科毎に置く必要はなく、また、設置者が同一であれば、1つの学校内又は複数の学校にまたがって、複数の専修学校専門課程に共通する教育課程編成委員会等を置くことも可能ですが、その場合、推薦学科毎に当該推薦学科の専攻分野に関する企業等から委員が参画し、当該専攻分野における実務に関する知見を生かした意見を踏まえた取組がなされていることが必要。

○教育課程編成委員会を開催した場合には、開催記録（議事録）を作成することが必要。複数の学校・学科をまたがって教育課程編成委員会を開催する場合、開催記録において、それぞれの学校・学科に関する議論が、企業等委員（③委員）が参加する形で行われていることが確認できることが必要。教育課程編成委員会等と学校関係者評価委員会の企業等委員は同一人物でもよい。

三 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。

※④

実施要項（趣旨） 本要件は、企業等の要請等を十分にいかしつつ当該専修学校専門課程の専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っている

ことを求めるもの。

実施要項（内容） 具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等と協定書等（覚書や契約書等を含む。以下同じ。）や講師契約等を締結して実習・演習等を行っていること。
- ② 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携していること。
- ③ 学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っていること

記入要領 17. 各科目において「講義」「演習」「実験」「実習」「実技」はどのように整理するのか。

○原則は学則に記載された区分に基づきますが、それぞれは概ね以下の整理。

○専修学校設置基準第19条第1項第1号、第2号及び同基準第23条第3項第1号、第2号の規定に基づく授業時数等を踏まえつつ「講義、演習」又は「実験、実習、実技」に大別します。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

3 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

○「講義、演習」に大別したもののうち、単なる座学にとどまらず、授業の内容の理解を深めるため、講義時間内に学生に対して自ら何らかの練習問題を解かせることや訓練を課すものを演習とする。

○「実験、実習、実技」に大別したもののうち、いずれの区分に位置付けるか

は、授業名や授業内容等を勘案しつつ適宜設定する。なお、企業等と連携する「演習」「実験」「実習」「実技」に関しては、必ずしも企業内での実施（臨地）を求めるものではない。

令和5年度から職業実践専門課程の情報公開様式である別紙様式4の項目を変更し、企業等連携した実習等の実施状況、教員の属性を把握する項目を追加している。このことは、認定学科が実施している実習等の割合、教員の資格要件の実態を全体として把握できることになっている。

四 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

※⑤

実施要項（趣旨） 本要件は、専攻分野における実務を当該専修学校専門課程の教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を目的とする組織的な研修を行うことを求めるもの。

実施要項（内容） 具体的には、教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしていること。

① 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。

② 企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。

記入要領 35. 「3.（2）研修等の実績」「3.（3）研修等の計画」の欄について

○研修等は、校内のほか校外（企業等が主催・実施するもの等）を含むものとします。その場合、研修等の内容と当該推薦学科における教育内容（授業内容・方法を含む）等との関係性が分かるように記入してください。

○なお、学校全体で組織的に資質・能力を向上させるため、非常勤職員や事務職員に対しても、関係法令や職業実践専門課程の趣旨等について、研修等を行うことが望ましい。

五 学校教育法施行規則第百八十九条において準用する同規則第六十七条に定める評価を行い、その結果を公表していること。

※⑥

学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表していること。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

六 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

※⑦

実施要項（趣旨） 本要件は、「専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」を踏まえ、学校の教育活動その他の学校運営の状況について学校自らが評価を行う「自己評価」はもとより、企業等の役員又は職員が学校関係者として評価に参画し、自己評価の結果を評価することを基本として行う「学校関係者評価」の実施及び公表を行うとともに、その評価結果を踏まえた教育活動その他の学校運営の改善に取り組んでいることを求めるものです。

実施要項（内容） 具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

① 学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置していること。

② 「専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価を行っていること。

③ 学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表していること。

○学校関係者評価委員会は、必ずしも学科毎に置く必要はない。また、設置者が同一であれば、1つの学校内又は複数の学校にまたがって、複数の専修学校専門課程に共通する学校関係者評価委員会を置くことも可能ですが、学校関係者として当該推薦学科の専攻分野に関する企業等から委員が参画し、当該専攻分野における実務に関する知見をいかして推薦学科ごとの教育目標や教育環境等について評価し、その評価結果を教育活動及びその他の学校運営の改善にい

かしていくことが必要。

○学校毎の評価を行う必要はありますが、推薦学科毎の評価を行うことは必須ではありません。

ただし、例えば、当該学校全体の評価結果を基に推薦学科の教育活動及びその他の学校運営の改善にいかすことができるよう、学校全体の評価結果の中で推薦学科に関する評価活動が明確にされた具体的な評価を行うことが必要。

七 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

※⑧

実施要項（趣旨） 本要件は、企業等の関係者が当該専修学校専門課程全般について理解を深めるとともに、当該企業等の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該専修学校専門課程の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供し、説明する等の取組を行っていることを求めるものです。

実施要項（内容） 具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

① 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等）について情報提供を行っていること。

② ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っていること。

【認定課程に関する情報の提供】

職業実践専門課程に認定された課程に関する情報は、その活用の促進に資するよう、インターネットの利用その他の適切な方法により公表することとされています。業実践専門課程として認定された専修学校専門課程は、原則として学校のホームページに別紙様式4を掲載し、情報提供するものとします。

学校のホームページでは、トップページから別紙様式4が容易に確認できるようにするとともに、印刷可能な方法により掲載してください。

ただし、ホームページがない等特別な事情がある場合には、企業等、卒業生、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により、別紙様式4の情報について広く情報提供を行うものとします。

(2) 職業実践専門課程の認定要件充足の確認（フォローアップ）

【認定要件の充足状況確認】

○職業実践専門課程の認定要件の充足状況確認（以下「フォローアップ」という。）は、専修学校教育の質保証・向上に関する協力者会議等で専修学校認定要件が充足されているかの確認が必要であるとの議論を踏まえ実施された。

○平成 29 年度に文部科学省において、職業実践専門課程の情報公開様式 4 について調査を行ったのがスタートで、その後、職業実践専門課程実態調査の一環として行われ、令和 3 年度まで継続した調査として実施された。

○本事業は、職業実践専門課程の認定要件に対し、継続的な取組が行われているかについて、学校が行う職業実践専門課程の要件及び取組状況等・確認シートによる自己点検結果を踏まえ、学則及び認定後に学校が公表する様式 4 における記載内容等と突合し、確認することを基本とした書面調査形式で実施している。

○本機構では、職業実践専門課程の認定要件充足状況に係る書面調査支援業務として、平成 30 年度から令和 3 年度まで本調査に携わっている。

審査手順は、認定要件の取組を確認する様式（確認シート）の記載と様式 4 を突合するもので、年度ごとのテーマ（委員会実施、実習など）によってエビデンス（学則、議事録など）の提出があり、適宜、参照しながら進めていくものであった。

現在、文部科学省において、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」の審議において、フォローアップの見直しの検討が学校の負担軽減、確認の客観性等の観点で検討が行われているが、認定要件の取組状況の担保をどのようにして図るかがいずれにしても課題である。このことを踏まえ、本機構が書面審査を通し、フォローアップについての認識した課題は、次の通りである。

【フォローアップの実施方法の課題】

○平成 29 年度からの「職業実践専門課程」の認定要件充足状況に係る実施方法では、要件確認のためのエビデンスはが十分でないため、正確な確認としては、かなり限定的になる。申請時に約束した内容を継続して行っているかについて確認するためには相当のエビデンスが必要である。

○実施方法は、学校自身の情報公開も含め様々な観点からの検討することが重要である。自己点検・評価、学校関係者評価などの評価結果で PDCA サイクルの確実な実施について学校が自ら情報を公開することは重要である。

○フォローアップ以外の質保証の仕組みとして、5年間の更新制に移行することも考えられるが、事務処理上の負担等ハードルが高い対応になる。

○客観性、公平性、厳格性の観点からは、第三者評価の導入ということになるが、実施については、認定要件を確認するという公的な受け皿として、専門学校の第三者評価は、法令上の規定がないこと、評価機関としての対応など解決すべき課題はある。その際、一定の基準により行われて第三者評価の受審校に対して、フォローアップを免除するなど方策も検討する必要がある。

○いずれにしてもどのような方法でも公的質保証としてフォローアップの結果は文部科学省のホームページ等で発信することは最低限必要である。

【職業実践専門課程の認定要件等の課題】

○学校の取組の記載状況から、企業等との連携による実習等について、設置している科目数、時間数も多様な状況であることが確認できた。このことは逆な意味で、すべての学科が一つの制度として、一定の基準、水準という要件を充足していると説明することが困難である。要件における定量的、定性的な基準について検討すべきである。基準の水準が見えないことが、職業実践専門課程が分かりにくい。特に教育内容の特長を捉えにくい要因であるといえる。

○授業科目は、講義、演習、実習は、一つの科目でも組み合わせられており、調査回答状況も多様である。授業科目の授業方法は学校で決めることではあるが、認定要件となっている企業等との連携との実習等は、定義の明確化など基準が必要である。このことについては、令和5年度から、講義に内容を含んでいるが演習など併用していれば演習科目として位置付けるなどの新たな解釈が示され一定の整理ができきている。

○教員研修の状況も学校間に差がある。特に実務研修と指導力研修の内容、行っている時間数などに定めがない、回答できないという回答も多い。組織的な研修という位置づけ、対象となる専任、兼任教員など課題は多いが、実習等と同様に定義など共通理解、共通認識を徹底する基準が必要である。

組織的、計画的な研修ということが小規模な組織では捉えにくい概念であるともいえる。キャリア形成、人材育成の観点での研修計画、研修実績の把握など対応方法の理解が進むことが必要である。

○学科名変更の際には手続きが必要で、前提として学則変更が所轄庁に受理されていることになる。審査を通じて、単なる名称変更ではないのではと思われる事例もあり、高等教育における学修支援新制度と同じように認定時に添付した資料を更新し公表することも検討する必要がある。

【職業実践専門課程認定要件フォローアップ実施経過】

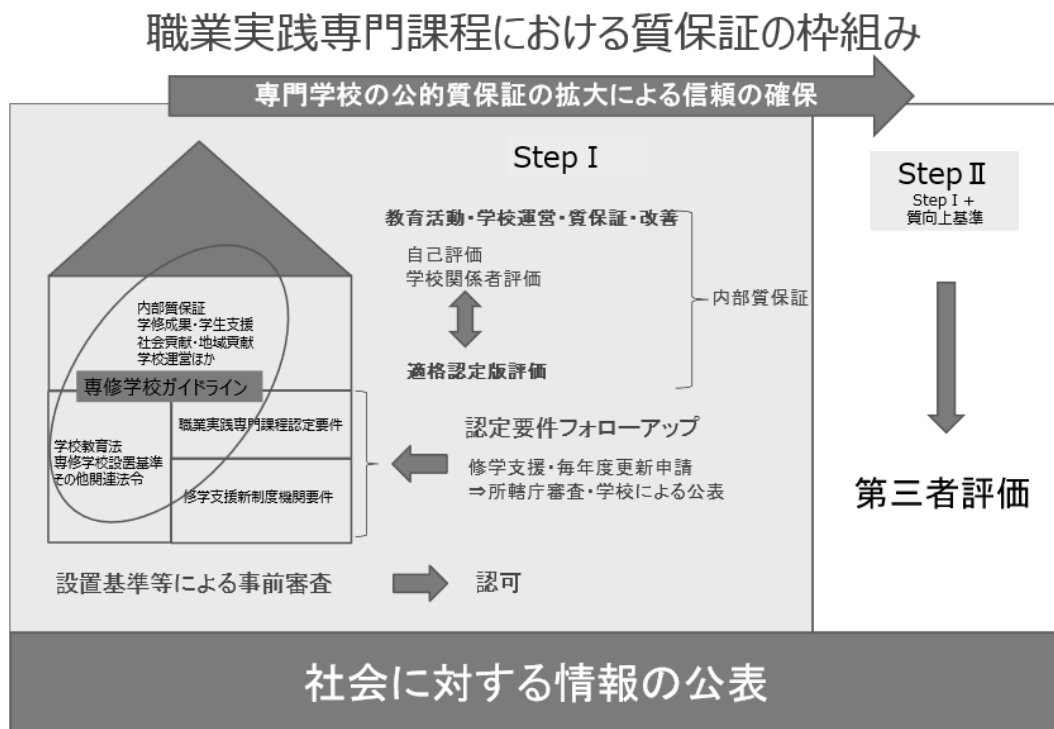
	事業内容	備考
実施の経緯	平成 29 年 6 月 15 日開催、第 17 回専修学校教育の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議において「これからの専修学校教育の振興のあり方(報告)」を踏まえ、職業実践専門課程の情報公開を充実する一環として、認定後の情報公開様式である別紙様式 4 を改訂、認定学科のフォローアップ強化を決め、事業を開始。	様式 4 の改訂内容 ・公表年月日欄の充実 ・就職等・資格検定・経済的支援制度欄の充実・追加・第三者評価欄の追加
平成 29 年度	実施方法：様式 4 を提出させ、記載内容を審査し、認定要件の確認を行った。 実施学科：平成 25 年度認定 (1373 学科分) 審査期間：平成 29 年 8 月から 30 年 3 月まで 審査結果：所轄庁に指摘事項を発出 主な事例：教育課程編成委員会企業等委員の不足 実務に関する研修と指導力研修を同時実施	事業主体：文部科学省 所轄庁経由で提出
平成 30 年度	実施方法：要件確認シートに記載し以下の資料とともに提出。下記資料と参照し審査。実施体制審査員 6 名 ※添付資料：教育課程編成委員会、学校関係者評価委員の議事録、様式 4 実施学科：平成 26 年度認定 (677 学科) 審査期間：平成 30 年 11 月から 31 年 1 月 31 日 審査結果：議事録との突合結果、教育課程編成委員会 162 件、学校関係者評価委員会 203 件、比較的良い事例として 46 例を提示	事業主体：(株)三菱総合研究所に実態調査委託 所轄庁経由で提出 ※認定要件充実状況書 面調査支援業務を私立 専門学校等評価研究機 構に業務請負。
令和元年度	実施方法：要件確認シート改訂、シートの記載内容と、下記資料と参照し審査。実施体制審査員 6 名。 ※教育課程編成委員会、学校関係者評価委員の会議事録、様式 4、資料に学則を追加提出。 実施学科：平成 27 年度認定 (488 学科) 審査期間：令和元年 12 月 11 日から令和元年 2 月 25 日 審査結果：充実評価 14 学科・7 校 概ね充足 412 学科 230 校、要改善 61 学科・30 校	同上
令和 2 年度	実施方法：実質化をより確認できるよう要件確認シートに再度改訂、添付資料：様式 4、教育課程編成委員会議事録、学則、記載内容補足資料(任意) 実施学科：454 学科 審査期間：令和 2 年 11 月下旬から令和 3 年 2 月 19 日	同上
令和 3 年度	実施方法：実質化をより確認できるよう要件確認シートに再度改訂、添付資料：様式 4、別添 7、学則、記載内容補足資料(任意) 実施学科：364 学科 審査期間：令和 3 年 11 月下旬から令和年 2 月 18 日	同上

2 法令等による基本要件等と適格認定版評価基準

昨年度は、職業実践専門課程の質保証における第三者評価の位置づけの明確化及び第三者評価の効果的、効率的な実施方法、また、受審促進のための適格認定版評価基準作成等に向けた調査研究を行った。

本事業では、法令等適格要件及び職業実践専門課程の認定要件の充足状況の確認シートを作成した。当該シートは下記の枠組みにある第三者評価の第一段階をイメージし、専門学校等の認可要件等関係法令を基本事項として作成したものである。まずは、学校単位で、自己点検・評価を行い、認可・認定要件の充足状況等を確認することを提案した。

さらに、第三者評価では、認定要件の充足状況も確認する機能はあることから、第三者評価受審校は、フォローアップについては、適用除外とするなど、公的な質保証の範囲として位置付けることが、第三者評価の普及促進という意味からも、求められていると提言した。



今年度は、第二段階の第三者評価について、職業実践専門課程の認定要件を踏まえて第三者評価システムを開発するものである。双方の関係性も含めて検討を行った。法令等要件の適合状況確認について事業化をする場合の方法等について一覧表として整理したものが次のとおりである。

法令等要件基準の適合に関する確認方法等

項目	法令等による基本要件 適合状況	職業実践専門課程認定要件 充足状況
1 対象校	専門学校	職業実践認定学科設置校
2 法令等の範囲	学校教育法、専修学校設置基準 学校保健安全法、私立学校法	職業実践専門課程認定に関する 規程
2 目的	専門学校の質保証の一環として 実施する。 ① 専門学校教育の基本的な 質・水準の明確化 ② 基本要件に関する自己点 検・結果公表による学校の説明 責任への支援 ③ 第三者評価の動機づけ促進	専門学校の質保証の一環として 実施することを制度化。 ① 認定要件の充足、実践的職業 教育の質・水準の明確化 ② 学校が行う職業教育の認知 度の向上 ③ 関連する企業・団体等との連 携強化への支援
3 確認方法	① 「自己点検シート」は、機構 から提供（機構 HP） ② 学校は自己点検し、点検文書 （エビデンス）を整備、点検結 果を公表 ③ 第三者評価機関は、希望する 学校に対して確認を行い、改善 状況を確認して結果公表	① 「自己点検シート」を機構か ら提供、学校が自己点検し、点 検文書（エビデンス）を整備 ② 学校は第三者評価機関選定 し、点検シート、点検文書（エ ビデンス）を機関に提出 同時に「法令等による基本要件 適合性の自己点検シート」提出 ③ 第三者評価機関は確認を行 い、結果を公表
4 確認結果・公表	① 項目ごとについて、適合/不 適合を表示 ② 第三者評価機関は改善状況 を確認し、結果公表	① 認定要件ごとに適合/不適合 を表示 ② 項目ごとに是正事項、改善事 項、特長ある取組をコメント ③ 結果を公表
5 結果への対応	① 是正すべき事項として指摘 された事項に対し改善計画策 定、第三者評価機関に提出 ② 改善結果を第三者評価機関 に提出	① 是正、改善項目に対して、学 校は計画を提出、改善後、結果 報告 ② 改善経過も加え、結果公表
6 確認実施体制	第三者評価機関に委員会及び 部会（委員会兼務）において 確認	第三者評価機関に委員会及び 部会（委員会兼務）において 確認
7 確認有効期間	自己チェック 1 年 第三者評価機関 5 年間	認定から 5 年ごとに確認 自己チェックは毎年 第三者評価機関 5 年間
8 確認スケジュール	評価機関への申込期限設定 確認期間は年度内	評価機関への申込期限設定 確認期間は年度内
9 評価経費	有料	有料

3 職業実践専門課程の認定要件の課題

職業実践専門課程の認定要件については、令和4年3月30日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて」（とりまとめ）の中で課題について次のように記述している。

2. 職業実践専門課程の効果と課題

- ・ 職業実践専門課程においては、教育課程の組織的・定期的な見直しにより、業界の動向・人材ニーズを踏まえたカリキュラム編成や、既存の授業内容・授業方法が改善されるとともに、企業等と連携した実践的な教育が実施されることにより、実習・演習等の質が充実し、教育内容に対する学生・生徒の満足度向上につながっている。
- ・ また、企業等と連携して教員に対する研修が実施されることから、就職先となりうる業界において求められる知識や技術について、教職員の理解や指導力の向上につながっているという効果もみられる。
- ・ 更には、企業等と連携した学校関係者評価や情報公開が実施されることにより、専門学校における様々なタイプの職業教育の可視化にもつながっている。
- ・ 一方、職業実践専門課程について、企業や高等学校関係者等への周知・認知度向上が十分でないといった課題や、企業等との連携において協力を得られる企業等の確保が難しいといった課題もある。
- ・ 認定を受けた学科は約4割程度にとどまっており、認定要件の充足状況について更なる確認を要すると考えられる事例も見られる。認定を受けている学科において、個々の職業実践専門課程の取組の充実を図るとともに、更なる普及を図っていくことが課題となっている。
- ・ 職業実践専門課程は、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を企業等と連携して育成することを制度として位置付けていることを特色としており、企業等との連携等を更に実質化させることにより、専門学校における教育の高度化と発展的な取組を目指すものとして位置づけ、更なる充実を図っていくことが求められる。

平成26年度から継続して実施されている「職業実践専門課程の実態調査」(株)三菱総合研究所の調査結果から示唆される課題について、具体的な意見を通して確認する。

課題 1：職業実践専門課程制度の社会的認知度の向上

【令和3年度調査】

3.2.3 フォローアップの課題（認定学科調査、都道府県調査）

(6) 認定学科の課題

- 専修学校担当に、認定学科の課題を質問した（質問文は「認定学科について、課題がある場合には、それはどのような課題ですか。」）。
- 「職業実践専門課程制度への理解が十分ではない」が最多となった。次に、「取組や教育内容を学校外に十分に説明できていない」という回答が多かった。

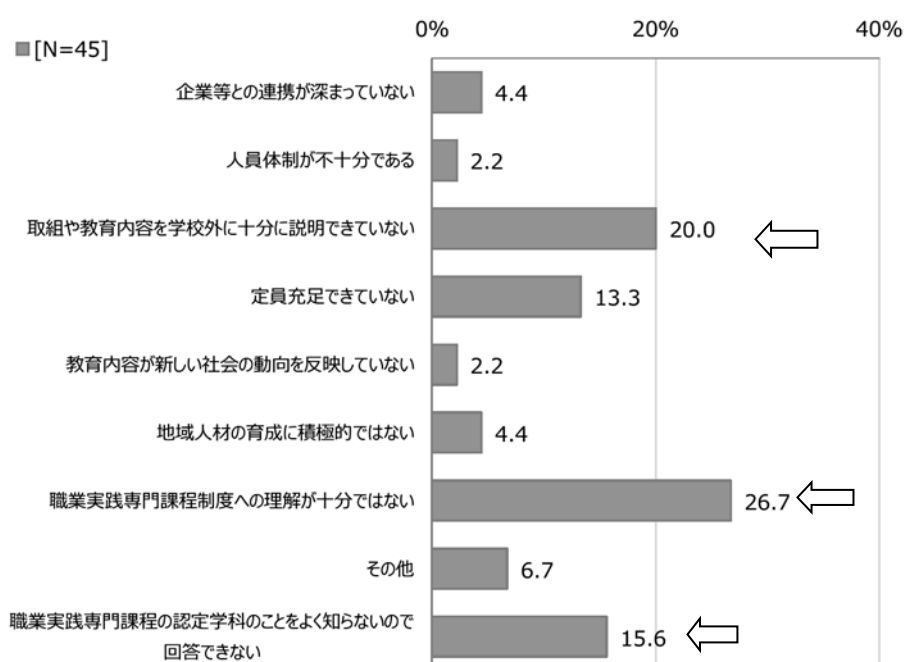


図 3-19 認定学科の課題の有無(専修学校担当)

【認定学科、都道府県からの主な意見】

職業実践専門課程の認知度の低さ

職業実践専門課程の社会的な認知度が低く、認定要件の実質化を行っても学校の信頼度向上につながらないという指摘が、認定学科、都道府県からともにあった。

特に高校生、高校教員、保護者への浸透が低いことに課題を感じている学校があった。また、都道府県からは、職業実践専門課程の認知度が低いため、学校（学科）側が積極的に質保証や向上に取り組もうとするきっかけにならないのではないか、という指摘があった。特に、新規認定時の確認項目の多さと比較して、認定学科が他の学科とどのように差別化されているのかについて、国から明示的に広報されていないという意見があった。

【令和2年度調査】

【調査報告から、認定学科からの主な意見】

職業実践専門課程の認知度向上

高校、企業等に向け、職業実践専門課程の認知度向上に資する施策を行うべき。過年度調査より引き続き、職業実践専門課程の社会一般における認知度が低いことが課題視されている。特に、専門学校に入学する高校生、進路指導担当の高校教員の認知度が低いことが大きな課題とされている。また、卒業生が就職する企業等においても、職業実践専門課程卒業生がどのような強みを持っているのかが伝わっていないのが実態である。このように認知度が低いことは、一部の学校（学科）において、人員を割いて職業実践専門課程の質保証・向上に取り組まれていないという現状の大きな要因となっていると推測される。したがって、職業実践専門課程の認知度向上は、国として早急に取り組むべき課題といえる。

その際、他の学科と認定学科ではどのように差別化されているのかを明確にして、職業実践専門課程の魅力を高校（特に進路指導担当教員）、企業等に向けてそれぞれ伝えていくことが重要である。

【令和元年度調査】

【調査報告から、認定学科からの主な意見】 抜粋

社会的認知度・評価の向上

✓ 生徒の送出し機関である高校教員に、専修学校の教育の特徴を理解してもらうことが重要であると考えている。職業実践専門課程制度が整備されるまでは、専修学校に関する情報の掲載様式が統一されていなかったため、別紙様式4という統一形式が整備されたのだと認識している。よりわかりやすい統一形式で情報公開をして、高校生や高校教員に伝わるとよいと考えている。【理学療法系学科】

✓ 職業実践専門課程の認定を受けていることを世の中に発信できるということは学科としても重要である。それに加えて、認定学科を有する専門学校のホームページへ誘導するようなポータルサイト等があればより効果的であると考えている。

【介護福祉系学科】

✓ 制度の開始当初は、高校教員から認定に関しての問い合わせを受けたこともあるが、数年経過してそのような問い合わせも来なくなっている。【服飾系学科】

✓ 高校教員には、職業実践専門課程を知らない人もいる。知らない教員向けには周知を行っているが、学校独自の取組としては限界がある。【介護福祉系学科】

✓ 企業の当該制度に対する認知が低いと感じる。今後さらに本制度の企業認知が高まることで、企業等連携の依頼をしやすくなるのではないか。【情報処理系学科】

職業実践専門課程の認知度が課題であるという意見がある一方で、募集への影については、認定への効果もあるとの認定学科からの意見もあり、継続した取組、改善への取組が必要であることも示唆している。

【調査報告から、認定学科からの主な意見】

職業実践専門課程認定の生徒募集への影響

✓ 看護系学科はすでに厚生労働大臣認定を受けており、生徒募集の観点では職業実践専門課程の認定にそれほど大きな効果を感じていないが、同学校内の医療事務総合学科については、他の認定制度の仕組みがないため、職業実践専門課程の認定を受ける意義を感じている。【看護系学科】

✓ 保護者に対しては認定を受けた効果があると感じている。

企業等連携や情報公開等、他校との差別化要素を説明することができるため、信頼できる学校であるという安心感を与えられている。

保護者にとって、職業実践専門課程や専門実践教育訓練給付金制度、高等教育の修学支援新制度等の対象になっているかどうかは、しっかりした学校であるかどうかの判断材料になっているのではないかと。【看護系学科】

✓ 高校は職業実践専門課程について認知しているほか、高校生も、専門学校を選択する際の一つの目安として考えている可能性はある。【情報処理系学科】

✓ 職業実践専門課程の認定を受けてから、入学生が年間 10 名程度増えた。認定を受けたことがその理由であるとは一概には言えないものの、平成 27 年度に認定を受けた後で入学した生徒が卒業しはじめており、職業実践専門課程の認定要件に係る取組の結果として評価している。【ゲーム系学科】

✓ 職業実践専門課程に認定された学科であるということは、高校生には伝わりづらく、生徒募集上は効果を感じられない。【看護系学科】

✓ 現状では、職業実践専門課程の認定学科であるということが保護者や高校生に対するアピールにはつながっていないと感じている。

認定学科であることが当学科への進学を決定する要因には関係していないのではないかと。【ゲーム系学科】

✓ 生徒募集上の効果は特にない。理由としては、高校教員の中で職業実践専門課程の知名度が低いこと、職業実践専門課程の認定学科の数が多く、それらの差別化ができていないこと等が考えられる。【税理士系学科】

✓ 高校教員は、あまり別紙様式 4 を確認していないのではないかと。特に高校生や保護者にとっては見にくく、かつ比較しづらい様式であると思われる。

生徒募集の観点でも、高校生が別紙様式 4 を見て進学先を選択しているとは思われない。【理学療法系学科】

3.2.3 フォローアップの課題（認定学科調査、都道府県調査）

(7) 職業実践専門課程の認定学科への期待、要望

- 専修学校担当に、認定学科への期待、要望を質問した(質問文は「貴自治体の職業実践専門課程の認定学科について、今後どのような期待や要望を持っていますか。」)。
- 「地域の高卒生の多様な進路の確保に協力してほしい」と「地域の人手不足の解消に貢献してほしい」が最多となった。次に「地域の企業等との連携を深めてほしい」という回答が続いた。

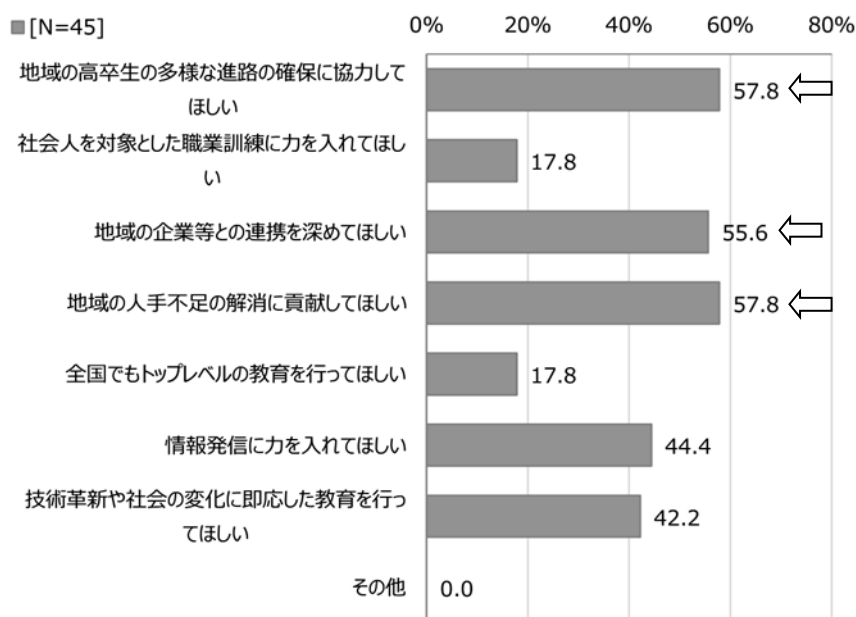


図 3-20 認定学科への今後の期待や要望(専修学校担当)

一方、都道府県の専修学校担当者からは、地域人材の養成、地域企業との連携、人手不足の解消等、地域に根差した職業教育への期待が、要望が寄せられている。

また、令和5年3月30日開催の専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（第28回）議事録によると、高等学校関係委員から「職業実践専門課程そのものというよりは、表示や情報提供という側面からですけれども、各専門学校のホームページ等の載せ方がかなりまちまちであると思っています。ですので、高校生、保護者がホームページを当たった際に、簡単にこちらの情報に行き着く専門学校さんのホームページと、そうでなくて、なかなか探せなくて、何なら載っていない学校もあったりするわけです。探せば、かなり込み入ったところにあたりもするんですけども、簡単に見つかって、しっかり情報が提供できる、そういう共有といったところも踏まえていただけるといいかなと思います。」との意見を出している。

課題 2 認定要件の見直し等

令和 4 年 3 月 30 日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて」（とりまとめ）の中で職業実践専門課程の充実の方向性として以下のとおりである。

3. 職業実践専門課程の充実に向けて（抜粋）

前述のとおり、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を企業等と連携し育成することを特色とする職業実践専門課程の充実のために、P（学修目標の具体化）、D（教育課程の編成・実施）、C・A（学修成果の可視化）を効果的に回していくことが重要である。（中略）

① 教育課程編成委員会のあり方

- ・ 企業等との連携により、継続的に教育内容の向上・刷新を図り、人材育成を行っていくことが職業実践専門課程における重要な要素であることから、教育課程編成委員会において、企業等委員から有益な具体的意見を得つつ、適切に教育課程に反映し効果的な運営を図っていくことが必要である。

- ・ 企業等委員の選定にあたっては、業界全体の現状や人材ニーズを的確に把握し、必要とされる人材像や、人材育成にあたって教育課程編成にどのように反映させることがふさわしいかについて十分な知見をもって、意見を述べるができる委員に参画してもらうことが重要である。その際、関係業界や職種の団体がある場合には、関係団体から適切な委員候補について情報提供を促す仕組みを検討していくことも考えられる。

- ・ 教育課程編成委員会の運営方法等については、企業等委員に対して、事前に教育課程編成委員会での議論を踏まえたカリキュラムへの具体的な反映状況や学生・生徒の学修成果等を十分に共有し、理解を深めてもらった上で、更なる改善意見を求めるなどの取組も有益である。

② 実習・演習等のあり方

- ・ 企業等の要請を十分に踏まえながら、専攻分野に関する職業に必要となる実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携した実習・演習等の充実が求められる。

- ・ 実習・演習等を充実させるためにも、講義形式と異なる演習と実習、実技、実験の違いを例示等により明確にした上で、授業形態や企業等との連携の在り方に関し、連携科目数の目安などの具体的な要件や実習となる場合の要件を明確化していくことが必要である。

・ コロナ禍の中で、遠隔授業（オンライン授業）を活用しながら、実習・演習等が効果的に行われている事例もあることから、そのような事例を周知しつつ、コロナ後も見据えた「オンライン」と「対面」の授業による教育効果を高めていく手法について更なる検討が必要である。

・ 実習・演習等の実施にあたり、より充実した内容となるよう、学校と企業側との日常的な情報共有、学校における事前の学修準備、学内の講義のみでは不十分な重要項目の補完などを実施することも有効である。

・ 企業等と連携した実習・演習等に加え、学生・生徒の学修成果の評価にあたっては、企業等側の評価も重要となることから、評価の基準を企業等と連携し設定するなどの工夫が有効である。

③ 教職員研修等の在り方

・ 職業実践専門課程の意義を十分理解し、更なる充実を図っていくためには、教職員の研修が重要である。

・ 特に、専攻分野における実務を当該専門課程の教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業等と連携した、実務に関する知識、技術、技能の修得・向上のほか学生・生徒に対する指導力向上を目的とする組織的な研修体制の構築が求められる。

・ その際、非常勤教員も含めて、より効果を高めるための教員研修の在り方について、更に明確化していくことが考えられる。例えば、今後、文科省においてガイドラインなどを作成し、それも参考にしながら、各学校において教員として身に付けるべき能力を明確化し、それと連動した教員研修計画の策定、専門分野の最先端の知識を得るための研修機会を提供できる企業等の協力確保、個々の教員のニーズを踏まえた研修機会の設定なども有効である。

・ また、教員のみならず、事務職員も専門学校の運営において重要な役割を担っており、事務職員の資質・能力の向上に取り組むことも必要である。その際、各学校自らが研修を実施するだけでなく、関係団体や関係機関とも連携して研修の機会を提供することも考えられる。

・ さらに、職業実践専門課程を充実させるため、実務家教員等の配置を求めていくことも今後検討が必要である。

○定量的要件と定性的要件

【定量的要件】数値を用いるため、誰が見てもわかりやすく具体的な基準と言える。

【定性的要件】職業実践専門課程の認定要件は、数値ではなく「質」を設定し、制度趣旨を踏まえた状態を基準としており、定性的要件で認定校以外の学校と

の差異及び認定校の中での水準をすぐに理解することは困難で、形式的、実質的かの判断も難しい面がある。

○本事業の部会審議においても、認定要件がより明確な方が学校にとってもガイドラインになり、進めやすいのではないかと。職業実践専門課程の充実・発展の観点からみると認定要件をより明確にした方がよいのではないかと観点、論点も含め整理、列挙する必要があるのではないかとという意見があった。

○「職業実践専門課程の実態調査」(株)三菱総合研究所の調査結果を踏まえ、認定要件に関する提言がなされている。

【令和4年度実態調査報告から】

○職業実践専門課程の認定学科は、非認定学科と比較して各種取組状況が優れている場合が多く、制度全体としては一定の成功をおさめているといえる。今後更に認定学科の質を向上していくためには、例えば現状、概念的な規定となっている認定要件を定量化していくなどの制度改正が求められる。

例えば、過年度調査及び今年度調査を踏まえると、以下の項目について定量化・新設することで、今後も継続的に認定学科の質向上につながることを期待できる。

○既存の要件の見直しでは、企業等と連携した実習・演習等の要件の定量化

今年度調査では、企業等と連携した実習・演習等が200時間未満、卒業に必要な授業時間の10%未満の学科が50%を超えていることが判明した。したがって、この時間/割合を参考に認定要件を定量化していくことで、企業等との連携がより促進されていくと考えられる。

○組織的な研修等の要件の明確化(特に指導力に関する研修等の義務化)、求められる研修等の時間要件の定量化

過年度同様今年度調査においても、認定学科の常勤教員で研修等を受講していない者がいることが判明した。また、指導力に関する研修等については、今年度の専門学校教員等アンケートで判明したように、分野や実務経験に関わらず、多くの教員から強く求められている。したがって、指導力に関する研修等(特に生徒理解に係る研修)について、常勤教員の受講を努力義務にする、非常勤教員の受講も推奨するなどの要件を明確に示すことを検討すべきである。教員研修等については、企業等と連携した実習・演習等と異なり、学校・学科が教員の自己研鑽を含む研修受講時間を把握していないため、現時点ではどの程度の研修を受講すべきかについては定量的な要件を示すことが難しい。しか

しながら、専門学校教員の資質・能力の向上の観点から、教員研修等についても定量的な要件を定めることで、認定学科の質向上につながることを期待できるため、今後も継続的な調査研究が必要となる。

○教育課程編成委員会の企業等委員の条件の見直し

過年度調査で、教育課程編成委員会の企業等委員のうち、分野によっては「業界又は職種における人材の専門性に関する動向など専門的な事項について知見のある業界団体(業界別団体、全国又は地域の経済団体等)の役職員」を確保することが難しいという意見があった。また、卒業後数年以内の卒業生からのフィードバックが教育課程にとって重要であるという指摘もあった。そこで、教育課程編成委員会の企業等委員の条件についても、再検討を行うことが有益である。

第3章 認定要件を踏まえた第三者評価基準の策定

1 第三者評価しくみ検討部会における検討経過

(1) 第1回部会

令和5年9月29日(金曜日) 14:30から16:30 アルカディア市ケ谷

- ・本年度の事業計画、事業全体の概要説明
- ・第三者評価システム開発の課題・論点
- ・職業実践専門課程実態調査結果からの示唆 (株)三菱総合研究所からの報告に沿って下記事項等に関する意見交換を行った。
 - ✓ 認定学科の取組状況 (教育課程編成、実習等、組織的な教員研修、多様な教員への支援の必要性)
 - ✓ 地元自治体との連携、認定学科への期待等
 - ✓ フォローアップのあり方
 - ✓ 学校外との連携
 - ✓ 学修成果の可視化
 - ✓ 中長期的な計画の策定状況

(2) 第2回部会

令和5年10月18日(水曜日) 10:00から12:00 アルカディア市ケ谷

- ・評価基準の構成の検討
 - ✓ 大項目、中項目、評価の視点、評価のポイント、エビデンス、関係法令等を一覧表で整理し検討することを確認
- ・拡大研修会のテーマ (企業等との連携による実習) に関する意見交換

(3) 第3回部会

令和5年11月16日(水曜日) 14:30から16:30 アルカディア市ケ谷

- ・前2回の審議内容の整理・確認・第三者評価基準一覧を順に内容の検討
 - ✓ 新たな法令への対応などについて検討
- ・拡大研修会の開催結果報告

(4) 第4回部会

令和5年12月13日(水曜日) 14:30から16:30 アルカディア市ケ谷

- ・認定要件の基準化に関する検討の整理
 - ✓ 実習時間の割合について、質保証の観点から、学校の方針考え方に基づく時間数の設定について基準化する。
 - ✓ PDCA サイクルの徹底のため大項目ごとに検証、見直しを基準化する。
 - ✓ 教員組織には、「採用・育成・教員組織運営など」教員組織のマネジメ

ントの視点を入れる。

- ✓ 学校運営と設置法人について機能、役割の明確化を図るため、項目を整理、明確化する。



(5) 第5回部会

令和6年1月24日(水曜日) 14:30から16:30 アルカディア市ヶ谷

- ・ 第三者評価結果表などシステムとしての今後の検討事項を確認
- ・ 成果報告会第三者評価フォーラム2024の内容検討

職業実践専門課程が社会に選択されること、専門課程に関する法令改正の動きへの対応など含めることなどについてこれまでの論点を整理検討した。

- ・ 文部科学省専修学校教育の質保証・向上に関する調査研究協力者会議のまとめ(案)に関する意見交換

(6) 今年度のまとめ

上記5回にわたる審議で、第三者評価基準を策定、今後の検討事項を整理した。

第三者評価システムの詳細設計は、文部科学省協力者会議のまとめ案を踏まえた専門学校における第三者評価をめぐる動向を踏まえて、引き続き検討の上、法令等による基本要件等への適格認定版評価基準書、分野別評価等との関連性、含め第三者評価システムとして完成させていくことになる。

第三者評価基準項目は次ページに記載した。一覧表は資料編に所載している。

2 職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準項目

大項目	中項目
1. 教育理念、目的、目標	1. 教育理念、目的、目標の設定 2. 教育理念、目的、目標の検証、見直し
2. 教育課程、教育方法、学習成果	1. 卒業認定の方針及び教育課程編成方針 2. 企業等と連携した教育課程の編成 3. 授業の実施及び企業等と連携した実習、実技、実験又は演習等の実施 4. 学習成果、成績評価・単位認定、進級・卒業判定 5. 授業評価 6. 資格取得率の向上と取組の成果 7. 就職に関する取組の成果 8. 教育課程、教育方法、学習成果の検証、改善等
3. 学生の受入れ	1. 学生の受入れ 2. 学生の受入れの検証、改善等
4. 学生支援	1. 学生支援 2. 学生支援の検証、改善等
5. 教育実施組織・教員のマネジメント	1. 教員の配置 2. 教員の募集、採用 3. 教員の組織編制等 4. 教員の資質向上等 5. 教員の専攻分野における実務に関する企業等と連携した研修の組織的な実施 6. 教育実施組織・教員のマネジメントの検証、改善等
6. 教育環境	1. 教育環境の整備 2. 施設・設備等の点検、改善等 3. 教育環境の検証、改善等
7. 設置法人の経営、財務	1. 組織運営 2. 財務運営 3. 監査、財務情報の公表 4. 経営、財務の検証、改善等
8. 学校運営	1. 関係法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営 2. 学校の運営組織 3. 運営方針、事業計画・予算、重点目標等 4. 学校における安全対策、防災組織 5. 学校運営の検証、改善等
9. 学校評価と教育情報公表	1. 学校評価の実施と結果の公表 2. 学校評価に基づく改善の取組 3. 教育情報の公表 4. 学校評価と教育情報公表の検証、改善等
10. 社会貢献	1. 社会貢献の方針と取組 2. 社会貢献活動の検証、改善等

3 第三者評価しくみ検討部会における会議資料

職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価システム今後の検討事項の整理

検討項目	検討内容
評価対象	職業実践専門課程の認定課程を設置している専門学校
評価目的	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的職業教育の質・水準の明確化と保証 ・受審校が評価結果に応じて改善を図るとともに教育活動等の向上に向けた継続的な改善活動の取組に対する支援 ・専門学校の説明責任を果たすことの支援 ・職業実践専門課程の認知度の向上、企業等との協同関係向上への支援
評価基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程等の特色、認定要件を踏まえた評価基準の策定及び基準に基づく評価 ・教育活動を中心とする評価 ・受審校の教育理念、目的実現に向けた取組みを重視する評価 ・自己評価に基づく評価 ・教育活動に責任を持つ教職員を評価者の中心に企業等の実務経験を有する識者を加えた評価体制による評価 ・評価結果のフォローアップなど継続的な改善・向上を支援する評価 ・評価基準、評価体制、評価結果など公表することによる透明性の高い評価
評価基準の構成	別紙のとおり
評価結果の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果は中項目毎の適合/不適合 ・大項目毎の概評、中項目毎の評価内容に応じて必要な場合について中項目毎に提言（長所、特色、改善課題、是正事項）する。 ・評価の全体像についての総括的記述
評価結果への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・是正、改善課題の提言を受けた場合は評価結果の通知を受けてから6か月後改善報告に基づいてヒアリングを行う。 ・是正の提言を受けた場合、改善に向けた具体的な改善報告書策定し評価結果通知から2年後までに提出する。 ・改善課題の提言を受けた場合は次回評価の際に改善状況を確認する。
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準に基づく自己評価報告書及び評価報告書の記述に関する参照資料集の提出 ・評価部会における書面調査、ヒアリング、訪問調査時における授業見学、施設設備確認、関連資料の閲覧、インタビュー等の結果による評価
評価実施体制	<pre> graph TD A[理事会] --- B[第三者評価委員会 (5名程度)] A --- C[意見申立審査会 (3名)] B --- D[評価部会 (6名程度)] B --- E[改善報告書検討部会 (6名程度)] </pre> <p>※評価部会、改善報告書検討部会の構成員は基本的に同じメンバー</p>
評価結果の公表方法	<p>評価結果は、刊行物及びウェブサイトに掲載し、公表します。</p> <p>また、評価の対象とした専門学校から提出があった自己評価報告書も同様とする。</p>

検討項目	検討内容																																			
評価期間	5年間																																			
追評価	<p>評価基準に適合していないと判定された場合には、評価実施年度の翌々年度まで、「適合していない」と判定された根拠となった基準の範囲に限定して追評価を実施します。</p> <p>この追評価において、「先の評価において不適合と判定された状況が解消している」と判断した場合は、先の評価結果と併せて、評価基準に適合しているとして、その旨を公表する。</p>																																			
評価料	<p>現行評価料を基本とする。(消費税別 120 万円課程数に応じて増額する。)</p> <p>追評価料は本評価料の半額とする。</p>																																			
評価スケジュール	<table border="1" data-bbox="467 786 1394 1818"> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 786 919 844">第三者評価委員会の開催</td> <td data-bbox="919 786 1394 844">評価方針等の審議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 844 919 902">第三者評価研修会の開催</td> <td data-bbox="919 844 1394 902">評価年度の前年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 902 919 960">受審校による自己評価書の作成</td> <td data-bbox="919 902 1394 960">評価年度の前年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 960 919 1019">受審の申込</td> <td data-bbox="919 960 1394 1019">評価年度の前年度 2 月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1019 919 1077">自己評価報告書、参照資料集提出</td> <td data-bbox="919 1019 1394 1077">評価年度 6 月下旬</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1077 919 1135">評価部会 (書面調査)</td> <td data-bbox="919 1077 1394 1135">評価年度 7 月から 9 月上旬</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1135 919 1193">評価部会 (ヒアリング調査)</td> <td data-bbox="919 1135 1394 1193">評価年度 10 月下旬から 11 月上旬</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1193 919 1252">評価部会 (訪問調査)</td> <td data-bbox="919 1193 1394 1252">評価年度 11 月中旬から 12 月上旬</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1252 919 1310">評価部会 (評価結果)</td> <td data-bbox="919 1252 1394 1310">評価年度 12 月中旬</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1310 919 1368">認証評価委員会 (評価結果)</td> <td data-bbox="919 1310 1394 1368">評価年度 12 月中旬から下旬</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1368 919 1426">評価結果 (案) の通知</td> <td data-bbox="919 1368 1394 1426">評価年度 1 月上旬</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1426 919 1485">受審校による意見申立て</td> <td data-bbox="919 1426 1394 1485">評価年度 1 月中旬から下旬</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1485 919 1543">意見申立てに係る審査会</td> <td data-bbox="919 1485 1394 1543">評価年度 2 月上旬から下旬</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1543 919 1601">評価結果の確定・通知・公表</td> <td data-bbox="919 1543 1394 1601">評価年度 3 月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1601 919 1659">評価結果に係る改善に向けた報告</td> <td data-bbox="919 1601 1394 1659">評価結果の通知を受けてから 6 か月後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1659 919 1765">改善報告書の提出 (是正事項がある場合)</td> <td data-bbox="919 1659 1394 1765">評価結果の通知を受けてから 2 年後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1765 919 1818">改善報告書の検討結果通知</td> <td data-bbox="919 1765 1394 1818">改善報告書の受理から 9 か月後</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="467 1825 1394 1892">※本案は評価基準とともに評価システムの今後の検討事項として提案として示す趣旨で作成したものである。</p> <p data-bbox="467 1904 1394 1937">※ヒアリング、訪問調査は同時に行うことがある。</p> <p data-bbox="467 1948 1394 1982">※評価結果に係る改善に向けた報告に基づくヒアリングを実施する。</p> <p data-bbox="467 1993 1394 2027">※現在、本機構で実用化しているシステムを基本に作成したものである。</p> <p data-bbox="467 2038 1394 2094">※法令等による基本要件等への適格認定版評価基準書との関係性、分野別評価との関係性については、今後検討事項とする。</p>		第三者評価委員会の開催	評価方針等の審議	第三者評価研修会の開催	評価年度の前年度	受審校による自己評価書の作成	評価年度の前年度	受審の申込	評価年度の前年度 2 月	自己評価報告書、参照資料集提出	評価年度 6 月下旬	評価部会 (書面調査)	評価年度 7 月から 9 月上旬	評価部会 (ヒアリング調査)	評価年度 10 月下旬から 11 月上旬	評価部会 (訪問調査)	評価年度 11 月中旬から 12 月上旬	評価部会 (評価結果)	評価年度 12 月中旬	認証評価委員会 (評価結果)	評価年度 12 月中旬から下旬	評価結果 (案) の通知	評価年度 1 月上旬	受審校による意見申立て	評価年度 1 月中旬から下旬	意見申立てに係る審査会	評価年度 2 月上旬から下旬	評価結果の確定・通知・公表	評価年度 3 月	評価結果に係る改善に向けた報告	評価結果の通知を受けてから 6 か月後	改善報告書の提出 (是正事項がある場合)	評価結果の通知を受けてから 2 年後	改善報告書の検討結果通知	改善報告書の受理から 9 か月後
第三者評価委員会の開催	評価方針等の審議																																			
第三者評価研修会の開催	評価年度の前年度																																			
受審校による自己評価書の作成	評価年度の前年度																																			
受審の申込	評価年度の前年度 2 月																																			
自己評価報告書、参照資料集提出	評価年度 6 月下旬																																			
評価部会 (書面調査)	評価年度 7 月から 9 月上旬																																			
評価部会 (ヒアリング調査)	評価年度 10 月下旬から 11 月上旬																																			
評価部会 (訪問調査)	評価年度 11 月中旬から 12 月上旬																																			
評価部会 (評価結果)	評価年度 12 月中旬																																			
認証評価委員会 (評価結果)	評価年度 12 月中旬から下旬																																			
評価結果 (案) の通知	評価年度 1 月上旬																																			
受審校による意見申立て	評価年度 1 月中旬から下旬																																			
意見申立てに係る審査会	評価年度 2 月上旬から下旬																																			
評価結果の確定・通知・公表	評価年度 3 月																																			
評価結果に係る改善に向けた報告	評価結果の通知を受けてから 6 か月後																																			
改善報告書の提出 (是正事項がある場合)	評価結果の通知を受けてから 2 年後																																			
改善報告書の検討結果通知	改善報告書の受理から 9 か月後																																			

文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の 質保証・向上の推進」事業 調査からの示唆

MRI 三菱総合研究所

第三者評価しくみ検討部会(第1回)
令和5年9月29日

キャリア・イノベーション本部
藪本沙織
saori_yabumoto@mri.co.jp

MRI

本資料の内容

- 文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業内の2つの調査研究事業の成果から
 - 認定要件の取組状況
 - 地域の自治体からの認知度等
 - フォローアップの課題、職業実践専門課程制度に対する提案
 - 学修成果の把握
 - 教員の能力開発
 - 中長期計画の策定状況
 - 学校外との連携 など

職業実践専門課程 認定要件の取組状況

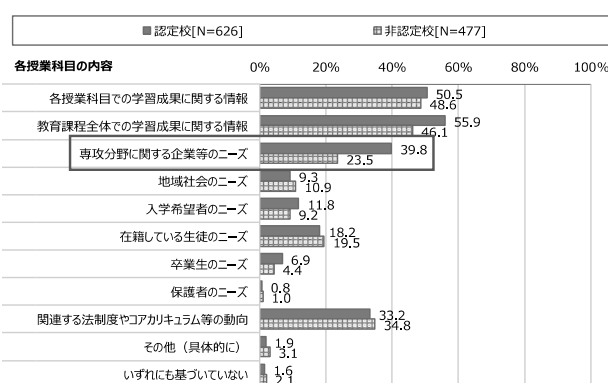
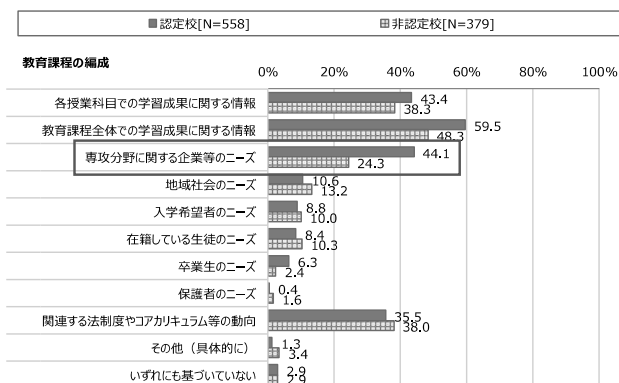
Copyright © Mitsubishi Research Institute

3

MRI

認定学科の取組状況の実態①企業等と連携した教育課程編成

- 認定学科は非認定学科と比べて、教育課程編成においてよく企業等と連携していると考えられる。
 - 例えば、教育課程の編成や授業の内容を見直しする際に、どんな情報・ニーズを活用したかを3つまで選択してもらったところ、認定校(以下の調査では、職業実践専門課程を持つ学校)は非認定校(職業実践専門課程を持つ学校以外)と比べて、「専攻分野に関する企業等のニーズ」を活用している。



令和元年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」より抜粋

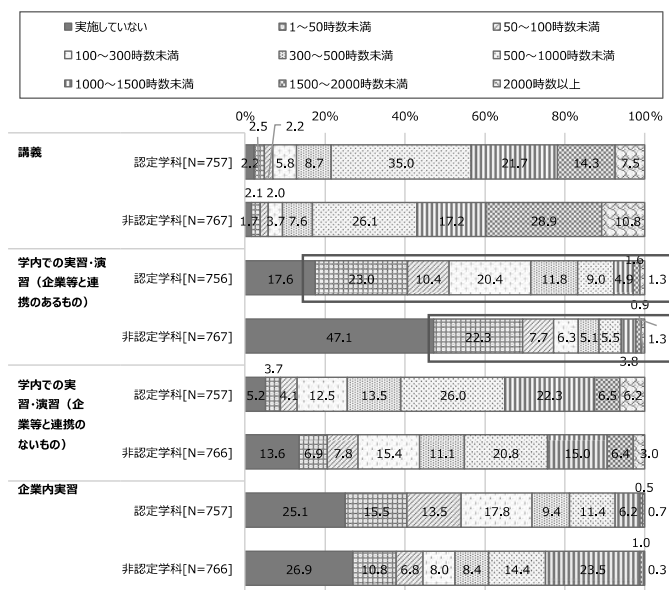
Copyright © Mitsubishi Research Institute

4

認定学科の取組状況の実態②-1企業等と連携した実習・演習等

- 企業等と連携した実習・演習等について、認定学科の方が非認定学科に比べ、「学内での実習・演習(企業等と連携のあるもの)」を実施している学科が多い。

- 「企業内実習」については、認定学科と非認定学科で、実施している学校の割合に大きな違いはない。本調査では、非認定学科の方が認定学科に比べ、医療分野の割合が大きかったことが影響していると考えられる。



令和元年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果に係る実証研究調査」より抜粋。

Copyright © Mitsubishi Research Institute

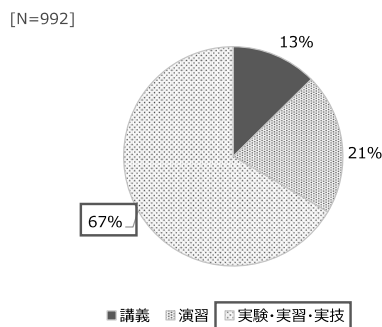
5

認定学科の取組状況の実態②-2企業等と連携した実習・演習等

- 別の年度は、フォローアップ対象の認定学科に、認定要件の充足状況等を調査した。
- 企業等と連携した「授業」(認定要件外となる講義形態の授業も含む)や、企業等と連携した実習・演習等の実施状況を回答してもらったところ、分野別、地域別に違いが生じていることがわかった。

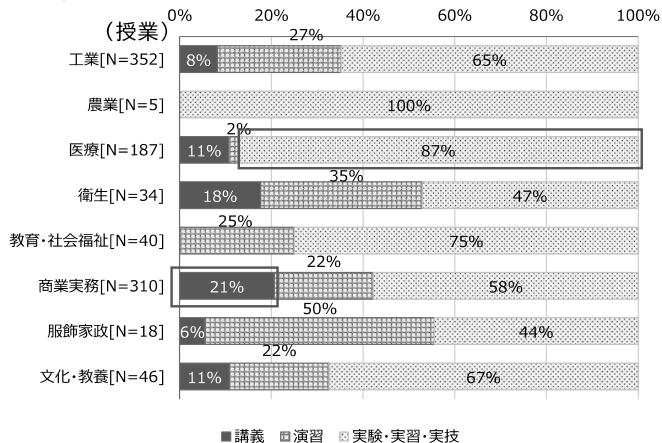
【学科】企業等と連携した授業の実施形態

単純集計(授業)



※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

分野別



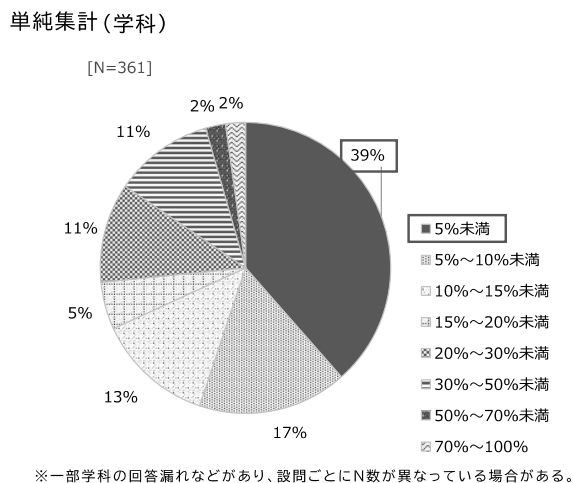
令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

6

認定学科の取組状況の実態②-3企業等と連携した実習・演習等

【学科】全授業における企業等と連携した実習・演習等（講義除く）の占める割合（1/2）



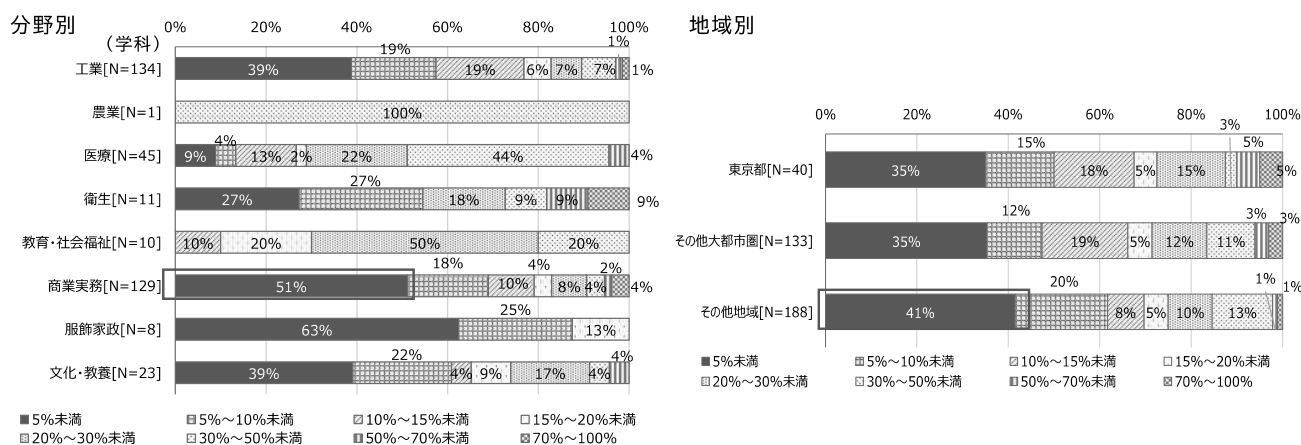
令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

7

認定学科の取組状況の実態②-4企業等と連携した実習・演習等

【学科】全授業における企業等と連携した実習・演習等（講義除く）の占める割合（2/2）



令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

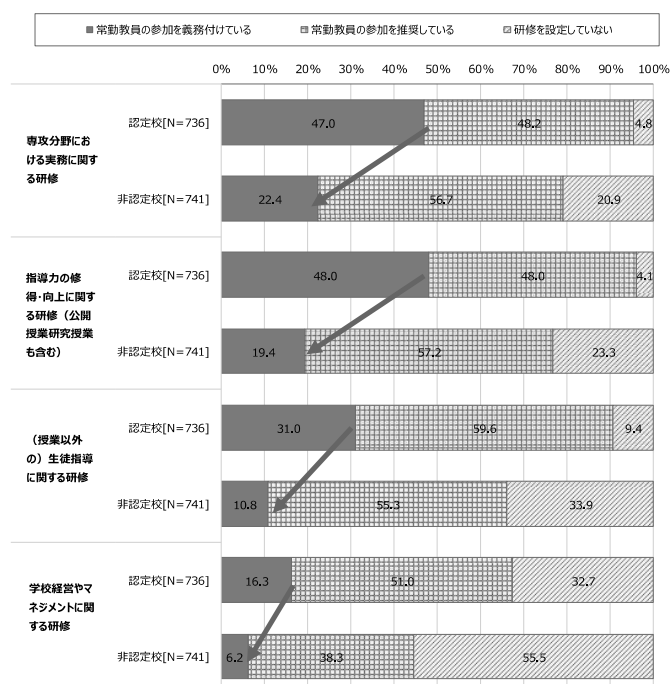
Copyright © Mitsubishi Research Institute

8

認定学科の取組状況の実態③-1 組織的な教員研修

- 組織的な教員研修においても、認定校の方が非認定校よりも積極的な取組を行っていることが推測される。

- 例えば、教員研修については、常勤教員、非常勤教員、教員以外の職員の全てにおいて、認定校の方が非認定校よりも参加の義務付け・推奨をしている割合が高い。



令和元年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」より抜粋

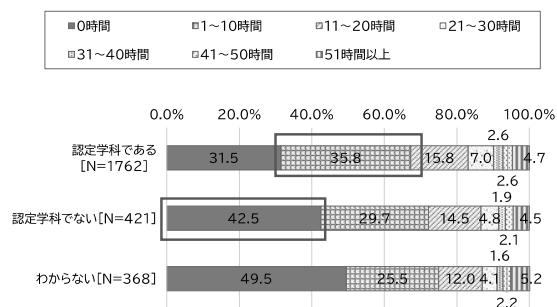
Copyright © Mitsubishi Research Institute

9

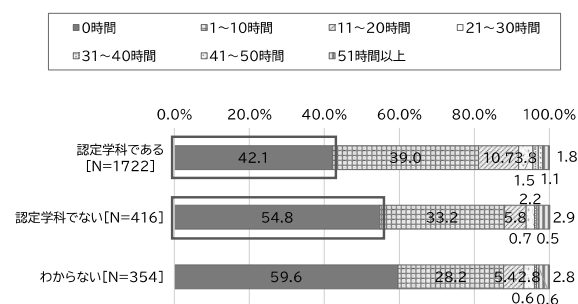
認定学科の取組状況の実態③-2 組織的な教員研修

- ただ、教員に自身に研修の受講状況を質問すると、異なる観点からの示唆が出てきた。
 - 令和4年度は、教員（学校長～一般教員。一部職員含む）に直接、教員研修の受講状況等をアンケートで質問すると、認定要件の2つの研修の受講時間は、専門学校全体では昨年一年間「0時間」が最多（グラフ掲載省略）。
 - 認定学科と非認定学科の違いに着目すると、実務に関する研修等は、認定学科は「1～10時間」が最多、非認定学科は「0時間」が最多。一方、指導力に関する研修等は、認定学科の有無によらず「0時間」が最多。
- 認定学科であっても全ての常勤教員が認定要件上の研修を受講しているわけではないこと、専攻分野における実務に関する研修の方が指導力に関する研修よりも重視されている可能性がある。

実務に関する研修等の受講状況



指導力に関する研修等の受講状況



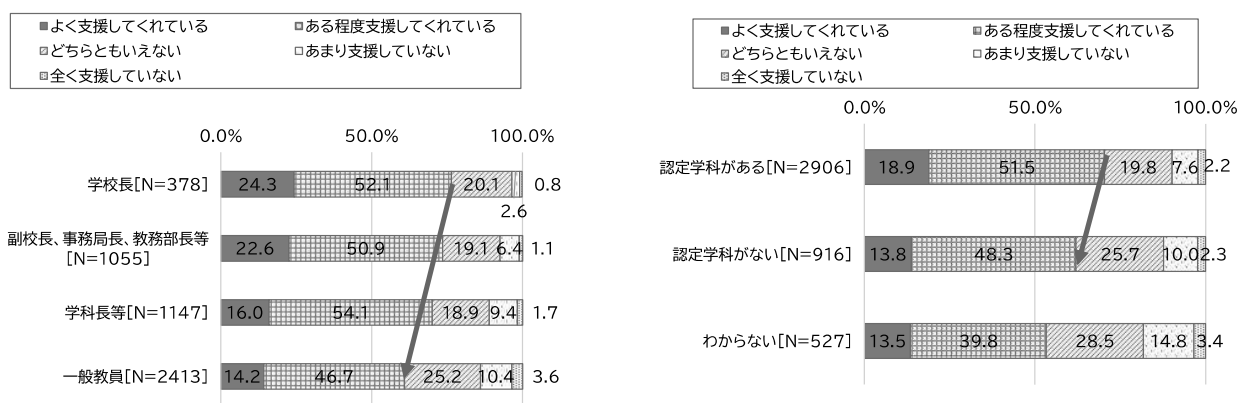
令和4年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

10

認定学科の取組状況の実態③-3組織的な教員研修

- 所属する組織(学校、学校法人)からの能力開発支援について、専門学校全体では60%以上の教員は組織からの支援を肯定的に評価(グラフ掲載省略)。一方、職階が下になればなるほど、その割合はやや低下。
- 認定学科の有無では、所属組織からの支援に満足している割合は「認定学科がある」と回答した者の方が割合が高くなった。



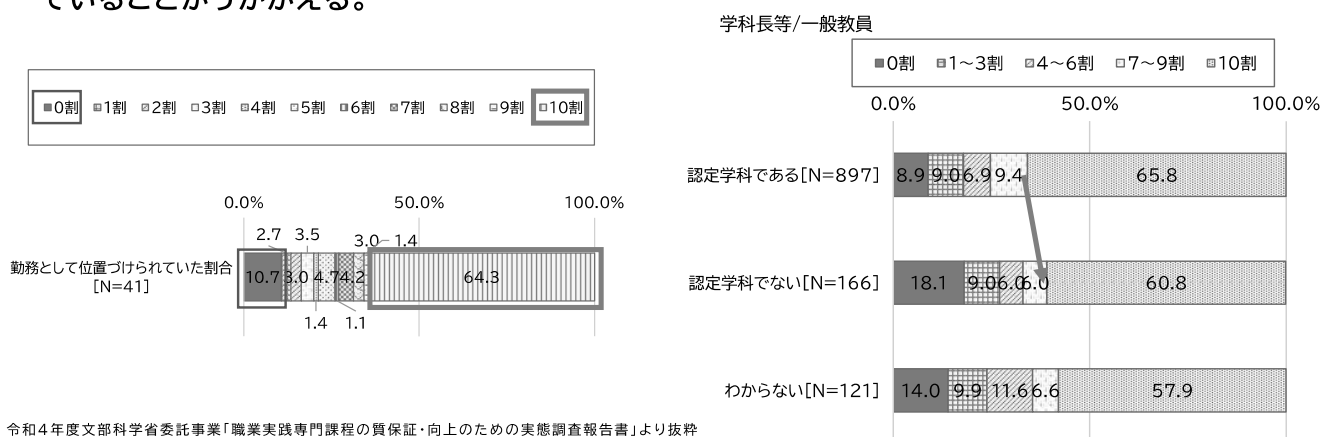
令和4年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

11

認定学科の取組状況の実態③-4組織的な教員研修

- 2つの研修が職務として位置付けられていたかについて、「10割(全て)職務として位置付けられている」が最多、続いて「0割」(以下には指導力の研修のグラフを掲載)。専門学校全体で、教員の資質・能力向上の取組状況に格差が生じつつある可能性あり。
- 認定学科ではこの格差が小さいことも示された。
 - 「10割」の次に「7~9割」が続いている。非認定学科の場合は、全体傾向と同様「10割」の次に「0割」が続く。
- 職業実践専門課程上の要件として位置付けられることで、学校・学科の教員研修への意識が向上していることがうかがえる。



令和4年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

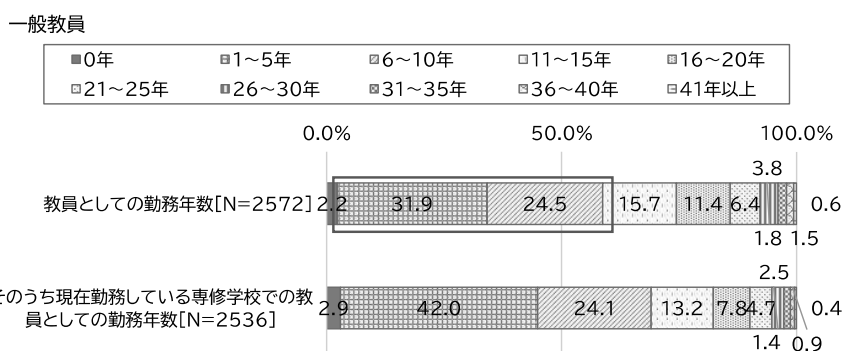
Copyright © Mitsubishi Research Institute

12

参考:教員の多様性に応じた支援の必要性①

- 専門学校の教員は教員になる前の学歴、勤務経験等の経歴が多様。職業実践専門課程の認定要件である教員研修の在り方についてもそうした多様性や特性を反映する必要がある。
 - 社会人としての経験(就職してから現在まで)を質問すると、「16年以上」(計81.4%)が相対的に多く、専門学校の教員には社会人としてベテランの人材が多いことがわかった(グラフ掲載省略)。
 - 教員としての経験を質問すると「1～5年」が最多で、次に「6～10年」が多かった(一般教員のグラフを掲載)。
- 専門学校の教員は全体として、「社会人としては経験が豊富だが、教員としては必ずしもそうとはいえない」という傾向が示された。

一般教員(学校長や学科長等の管理職以外の教員)の教員としての勤務年数



令和4年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

13

参考:教員の多様性に応じた支援の必要性②

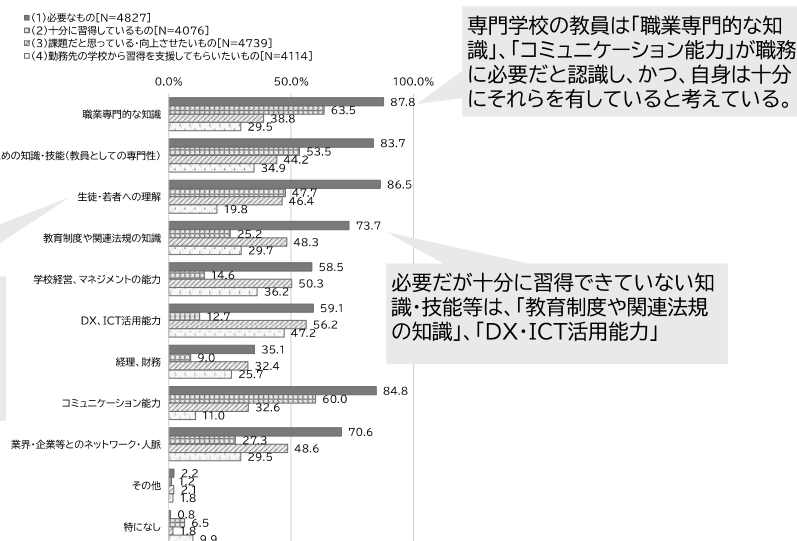
教員が自身の知識・技能等についてどうとらえているのかを、4つの質問を組み合わせで尋ねた。

- ①現在の職務を務めるに当たって必要なもの、
- ②十分に習得しているもの
- ③課題だと思っている・向上させたいもの
- ④勤務先の学校から習得を支援してもらいたいもの

向上させたいものであり、かつ、勤務校から支援してもらいたいのは「**教育を行うための知識・技能(教員としての専門性)**」「**経理・財務**」(ただし必要と思う割合も低い)、「**DX・ICT活用能力**」、「**職業専門的な知識**」、「**教育を行うための知識・技能(教員としての専門性)**」となった。

セグメント別にみると、特に一般教員は「**教育を行うための知識・技能(教員としての専門性)**」「**生徒・若者への理解**」を③として回答する割合が比較的高い。

専門学校教員は、職業実践専門課程の認定要件でいえば実務に関する研修等よりも、指導力に関する研修等をより強く求めているといえる。



令和4年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

14

参考:教員の多様性に応じた支援の必要性③

- こうした教員の多様性と職能について更に踏み込んで分析するため、一般教員に着目し、より詳細な分析を行った。
- 社会人/教員としての経験年数により6区分に分類し、その分類毎に知識・技能等の自己認識の状況をクロス集計した。
 - その結果、「教育を行うための知識・技能(教員としての専門性)」、「生徒・若者への理解」等の指導力に関する研修等と関連する知識・技能等について、「3.社会人ベテラン(16年-)×教員新人(1-3年)」の層が最も自信がないということが明らかとなった。
 - 特に「生徒・若者への理解」については、「1.社会人新人(1-3年)×教員新人(1-3年)」と比較しても低かった。
- 社会人としてベテランであっても教員としての専門性や経験がない場合には、教員として課題を抱えやすい可能性が示唆された。

令和4年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より

Copyright © Mitsubishi Research Institute

15

認定学科の取組状況の実態 まとめ

- 長年の調査や検討を踏まえ、本事業では職業実践専門課程の要件のうち、特に企業等連携の取組や教員研修が、職業実践専門課程の質保証・質向上にとって重要であると考えている。
- 教育課程編成委員会の仕組みがうまく機能しているなどの理由から、教育課程編成における企業等連携は、職業実践専門課程の認定学科では一定程度広まっている。
- 企業等と連携した実習・演習等、組織的な教員研修についても、認定学科の方が、非認定学科よりも積極的に取り組んでいる。
- 一方、形式的な取組だけではなく、取組のアウトプット(企業等と連携した実習・演習等は教育課程の中で重要な位置づけを占めているか、教員は実際に研修を受講して教育活動を充実させることができているか)は、学校による格差、地域による格差が生じていると推測される。
- さらに、アウトカム(これらの取組が学生の教育にどのような影響を及ぼしているか、卒業生のキャリアにどのような影響を及ぼしているか)の全国的な実態把握は、今後の課題。

Copyright © Mitsubishi Research Institute

16

地域の自治体からの認知度等

Copyright © Mitsubishi Research Institute

17

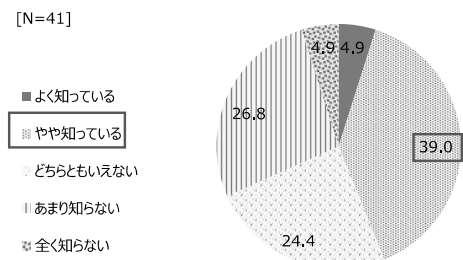
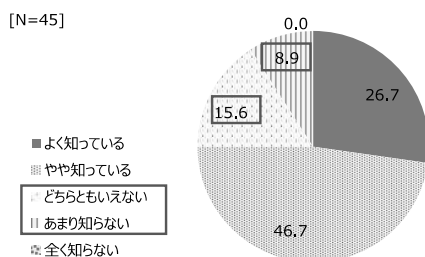
MRI

自治体からの評価①専門学校や職業実践専門課程の認知度

- 自治体の4部署(専修学校担当、高校教育等担当、産業振興担当、雇用労働担当)に域内の個々の専修学校や職業実践専門課程制度についての認知度を調査した。

- 「貴県内に存在する個別の専門学校について、ご回答者様はどの程度の情報を把握しておられますか。」という形で、自治体内の各学校についての認知状況について4部署に質問したところ、専修学校担当以外で認知度が低く、特に産業振興担当の認知度が最も低くなっている。一方、専修学校担当も、「どちらともいえない」「あまり知らない」という回答が合計で24.5%となっている。

- 自治体の高校教育等担当(教育委員会等)に、職業実践専門課程の認知度について質問したところ、「やや知っている」が39.0%で最多となった。



令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

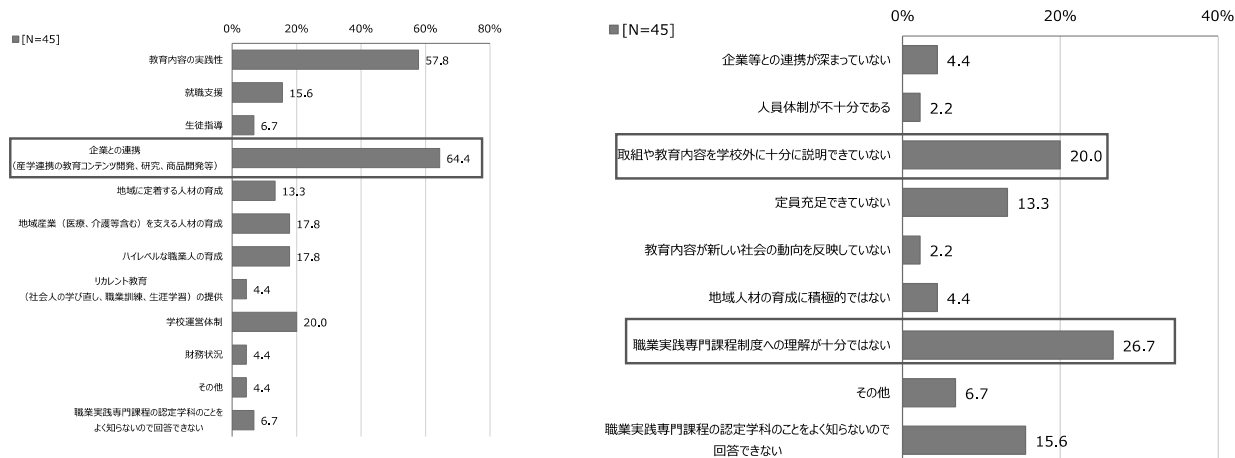
Copyright © Mitsubishi Research Institute

18

自治体からの評価②職業実践専門課程への評価と課題

● 専修学校担当に、認定学科に対する評価と課題を質問した。

- 認定学科は、非認定学科と比べて「企業等との連携」が優れているという評価が最多となった。続いて「教育内容の実践性」が評価されている。
- 課題については、「職業実践専門課程制度への理解が十分ではない」が最多となった。次に、「取組や教育内容を学校外に十分に説明できていない」という回答が多かった。



令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

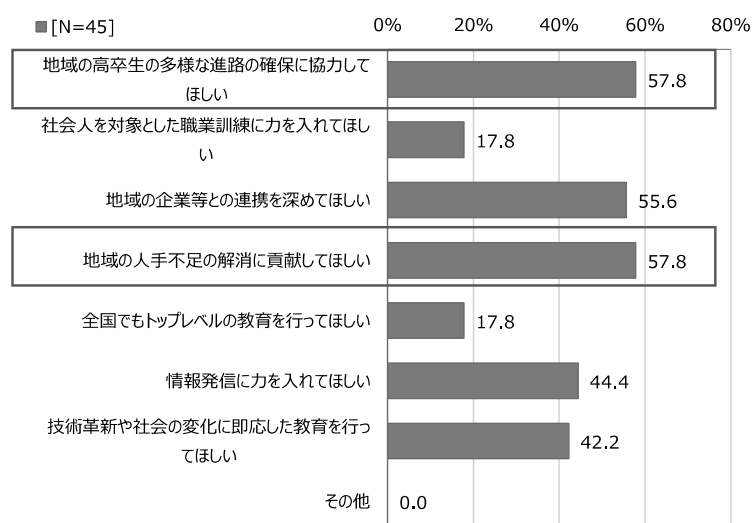
Copyright © Mitsubishi Research Institute

19

自治体からの評価③職業実践専門課程への期待

● 専修学校担当に、認定学科への期待、要望を質問した。

- 「地域の高卒生の多様な進路の確保に協力してほしい」と「地域の人手不足の解消に貢献してほしい」が最多となった。次に「地域の企業等との連携を深めてほしい」という回答が続いた。



令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

20

地域の自治体からの認知度等 まとめ

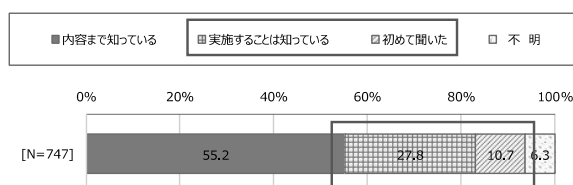
- 専修学校担当部署であっても、域内の専修学校について知らないという回答が一定程度存在。また、専修学校の課題として、制度の理解不足、情報発信不足を指摘する割合が高い。
- 専修学校に対する評価や期待は、「職業に直結する教育」「地域産業を支える人材の育成」などにおいて高く、広範な項目で地域の人材輩出機関としての評価や期待が寄せられている。
- 地域人材を支えている学校として社会的に認知されるためには、まずは専修学校担当部署にしっかりと認知してもらうことができるよう、個別の学校の取組を担当者に知ってもらうことが必要。

フォローアップの課題、 職業実践専門課程制度に対する提案

フォローアップとは～その重要性と各学科の現状～①

- 認定学科は、職業実践専門課程として認定されてから3年を経過するごとに、認定要件に適合しているかどうかをチェックすることとされている(いわゆる「フォローアップ」)。
- 現行制度下では、別紙様式4の提出によって、要件に合致していることを確認することとされている(ただし、昨年度、今年度はフォローアップ実施なし)。フォローアップとは、職業実践専門課程制度の質を保証する重要な取組のひとつ。
- 本事業では、過年度、フォローアップと併せて、認定要件の充足状況等を具体的に調査。
- 認定学科として質保証のための優れた取組を行っている学科と、そうではない学科の間の格差が拡大している可能性が指摘された。
- さらに、一部の学科では、フォローアップの意義や具体的な内容について、十分に認知されていない可能性も示唆された。

フォローアップの認知状況



令和2年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」より

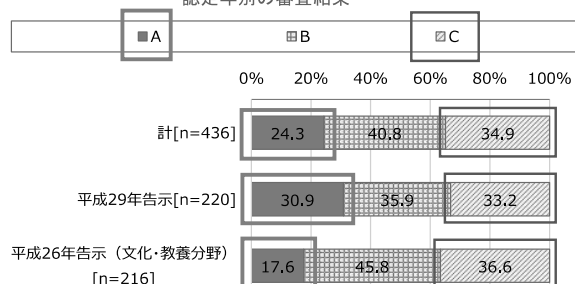
Copyright © Mitsubishi Research Institute

23

フォローアップとは～その重要性と各学科の現状～②

- 令和2年度、フォローアップ対象学科について、認定要件の充足状況(認定要件で示される趣旨を踏まえた有機的連携のもとに運用され、実質的に機能しているか＝実質化状況も確認した)を具体的に確認したところ、以下のような調査結果となった。
 - 対象(合計436学科 ※学科数は当社確認)
 - 平成29年文部科学省告示第22号において認定された学科(220学科)
 - 平成26年文部科学省告示第59号において認定された学科のうち文化・教養学科(216学科)
 - 審査結果
 - A) 認定要件を充足し、おおむね実質化していると推測される学科:106学科(24.3%)
 - B) 認定要件を充足していると推測されるが、実質化していることが十分に確認できない学科:178学科(40.8%)
 - C) 認定要件を充足できていないと推測される学科、提出資料を通じて充足を説明できていない学科:152学科(34.9%)

認定年別の審査結果



分野別の審査結果

分野	A	B	C	計
工業分野	19	13	17	49
農業分野	0	0	1	1
医療分野	20	13	11	44
衛生分野	1	5	9	15
教育・社会福祉分野	5	18	6	29
商業実務分野	9	23	14	46
服飾・家政分野	3	0	5	8
文化・教養分野(平成29年告示)	11	7	11	29
文化・教養分野(平成26年告示)	38	99	78	215
計	106	178	152	436

令和2年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」より

Copyright © Mitsubishi Research Institute

24

フォローアップの課題、今後の方向性

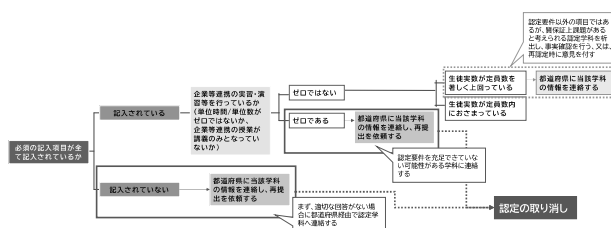
- フォローアップ制度は、今後も職業実践専門課程の質保証の仕組みとして重要。
- 一方、「何について」「どこまで」取り組めばよいのかについて、具体的な合意が文部科学省・都道府県専修学校担当部局・各学校・認定学科・教員の間で共有されていない。
→新しい別紙様式4の様式
- さらに、一部の認定学科を有する学校（特に認定年度が古い学科を有する学校）では、新規認定時から時間が経過するにつれて、制度への理解が薄れていく可能性あり。

以下のような取組が、各学校・学科で必要。

1. 職業実践専門課程制度、フォローアップの意義について、学校・学科の中でしっかりと理解。
2. 認定要件のうち、まず、定量的・定性的に指標化が可能な要件から、具体的な取組状況を洗い出し、学校・学科の中で議論をしていくことが重要。
3. すでに十分に取組みができている学校・学科では、その取組(アウトプット)が学生や卒業生にどのように影響しているか(アウトカム)についても検討を開始することがより望ましい。

職業実践専門課程制度に対する提案①フォローアップの見直し

- 以下の観点から、同事業ではフォローアップの見直しに向けて提言(主な提言項目のみを抜粋)。
- 類似制度の質保証の取組を参考とすべき
 - ・ 類似の大臣認定制度には、必要に応じて調査を行うことができる、取組の改善要求が明文化されており、学校関係者評価や自己点検・評価、認証評価などの評価制度と連携している。
 - ・ こうした取組を参考とすべき。
- フォローアップの実施方法を見直す必要がある
 - ・ フォローアップで使用する様式の改訂
 - ・ フォローアップのプロセスの見直し
 - フォローアップの趣旨やプロセスについて普及啓発すること
 - フォローアップの回答提出時期について再検討すること
 - フォローアップの回答内容について、学校や学科として責任を有すること
 - 効率的な調査方法を検討すること
- フォローアップの内容として以下を検討すべき
 - ・ 認定要件上の定量的な指標、数値(企業等連携の実習・演習等、教員の属性)
 - ・ 認定要件ではないが、追加的に把握することが望ましい指標、数値(認定学科の実態把握のため収集することが望ましい指標・数値、専門学校の学修成果関連の指標・数値)
- フォローアップの結果活用(下記イメージ図参照)



職業実践専門課程制度に対する提案②制度本体について

- さらに職業実践専門課程制度本体について提言を行った(主な提言項目のみを抜粋)。
- 以下のように認定要件を見直すことを検討すべき
 - 既存の要件の見直し
 - ・ 企業等と連携した実習・演習等の要件の定量化
 - ・ 組織的な研修等の要件の明確化(特に指導力に関する研修等の義務化)、求められる研修等の時間要件の定量化
 - ・ 教育課程編成委員会の企業等委員の条件の見直し
 - 既に認定学科で取り組まれている項目の追加
 - ・ 学修成果関連の指標(中退率、就職率(学科の関連分野への就職率含む)等の、学修成果関連の定量的な指標)
 - ・ 社会貢献、授業改善、就職支援の取組
 - ・ 企業等からの講師・指導者や非常勤教員の質を担保する仕組み
 - ・ 教員研修以外の教員の資質・能力向上の取組
 - ・ 高等教育の修学支援新制度の機関要件の一部
- 企業等と連携した実習・演習等の在り方の再検討
 - 今後も職業実践専門課程が発展し続けるためには、「職業実践専門課程の企業等連携では、どのような人材を、どのようなレベルに育成することを求めるのか」「そのために国、専修学校団体、企業団体等はどうに職業実践専門課程を支援していくのが望ましいのか」などについて、明確な指針を示すことが求められる。
- 教員支援、教員マネジメントの在り方
 - すみやかに、指導に関する資質・能力の向上支援策を強化していく必要がある。
 - 複雑なマルチタスクを可能とする教員マネジメントについて、継続的な調査研究が求められる。
 - こうした専門学校独自の教員マネジメントについて、その成果を広く社会に向けて発信していく必要がある。
- フリーランスの教員による実習・演習等の扱い
 - 新しい働き方やジョブ型雇用、副業・兼業等の増加等で、近い将来フリーランス型の人材がより多くの業界で増えることへの対応が求められる。フリーランスによる実習・演習等の扱いを再度検討する必要がある。
 - フリーランスの教員としての質を確認する方法を確保する必要がある。
- 職業実践専門課程を巡る社会的変化の把握
 - 職業実践専門課程の質をより向上させるための施策を立案するには、①職業実践専門課程に入学する高校生の実態、②職業実践専門課程の卒業生のキャリアパスについて把握すべきである。

学修成果の可視化

学修成果の可視化①学修目標の明確化

- 業界団体や個別企業等からの情報収集、学修目標への反映は一定程度取り組まれるも、教職員への周知は不十分。

- 求める人材像に関して、業界団体や個別企業等に対する積極的な調査までは実施していないものの、他の要件での接触機会を活用し、求める人材像に関する情報収集を行っている」と推測される。
- また、それらの人材像を学修目標へ反映しているとの回答も85%程度を占めている。
- 一方で、学修目標の周知対象としては、一般教員(常勤)が88.1%、管理的教員が77.0%であり、一般教員(非常勤)や職員は50%台である等、教職員における学修目標の周知状況は十分であるとはいえない。
- 上記を踏まえると、管理的教員(学科長等)がリーダーシップを取り、組織的に学修目標の検討や周知を行う体制が十分に整備できていない可能性がある。学修目標は教育活動の方向性を示す重要な指針となるため、階層や雇用形態等によらず、確実に周知されるべきと考えられる。

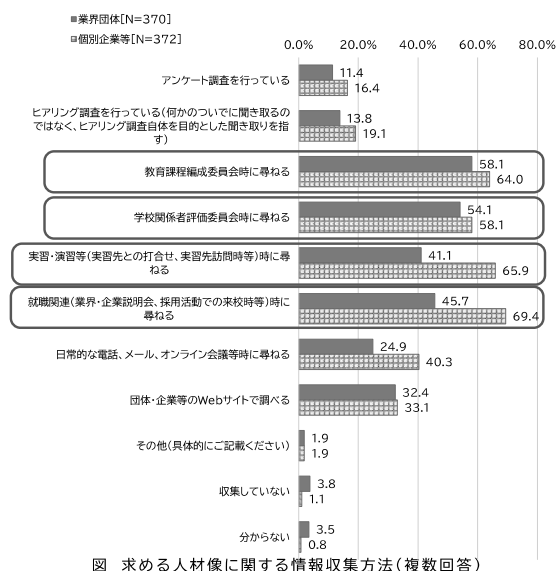
令和4年度文部科学省委託事業「職業教育のマネジメント充実のための実態調査事業」報告書より

Copyright © Mitsubishi Research Institute

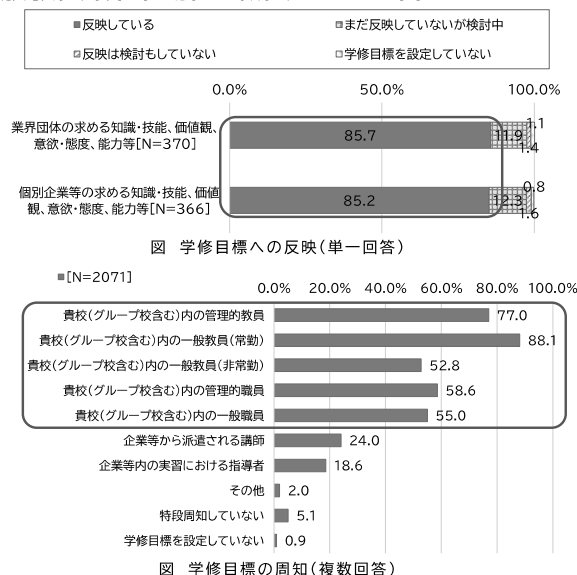
29

【参考】学修目標の明確化

求める人材像について、業界団体には、「教育課程編成委員会時」「学校関係者評価委員会時」、個別企業等には、「就職関連時」「実習・演習等時」に尋ねる、が比較的多い。



人材像を学修目標へ反映しているとの回答は85%程度。一方で、学修目標の周知対象は、一般教員(常勤)が88.1%、管理的教員が77.0%、一般教員(非常勤)や職員は50%台。



Copyright © Mitsubishi Research Institute

30

学修成果の可視化②学修成果の可視化

- 個別企業等からの卒業生に対する評価の把握は比較的实施されているが、卒業生本人の追跡調査や学修成果の可視化の仕組みの活用は十分に行われていないとは言いえない。
 - 個別企業等からの卒業生に対する評価を把握しているとの回答は86.8%（業界団体からの評価については、業界団体との連携があると回答した者のみに限定した回答であるため割愛）。
 - 一方、卒業生本人の追跡調査は、アンケート調査の実施率が37.0%、ヒアリング調査の実施率が63.9%と、必ずしも十分とはいえない。
 - さらに、学修成果の可視化の仕組みとして、「特に仕組みは活用していない」との回答が14.5%を占め、何かしらの可視化の仕組みを活用している場合でも、業界団体や個別企業等への共有は20～30%台にとどまる。

令和4年度文部科学省委託事業「職業教育のマネジメント充実のための実態調査事業」報告書より

Copyright © Mitsubishi Research Institute

31

【参考】学修成果の可視化

個別企業等からの卒業生に対する評価を把握しているとの回答は86.8%（「収集していない」が13.2%）。

卒業生本人の追跡調査は、アンケート調査の実施率が37.0%、ヒアリング調査の実施率が63.9%。

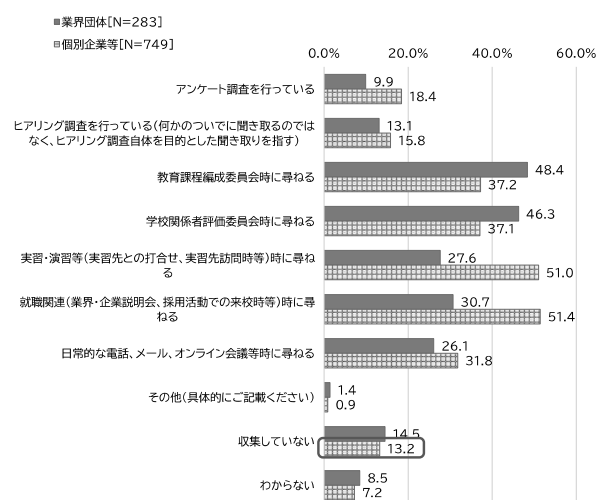


図 卒業生に対する評価の収集方法(複数回答)

※業界団体からの、卒業生に対する評価の収集方法に関する質問は、業界団体との連携があると回答した者のみ回答。

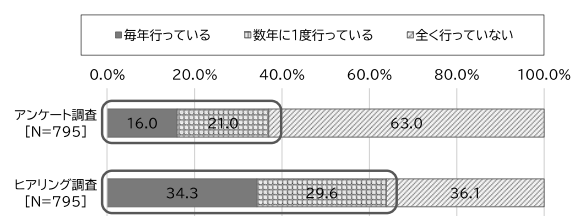


図 卒業生調査の実施状況(単一回答)

Copyright © Mitsubishi Research Institute

32

【参考】学修成果の可視化

学修成果の可視化の仕組みとして、「特に仕組みは活用していない」との回答が14.5%。

何かしらの可視化の仕組みを活用している場合でも、業界団体や個別企業等への共有は20～30%台。

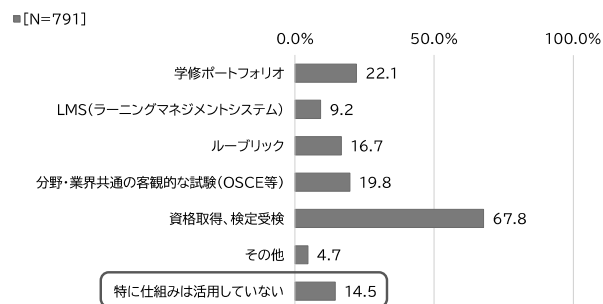


図 学修成果の可視化の仕組み(複数回答)

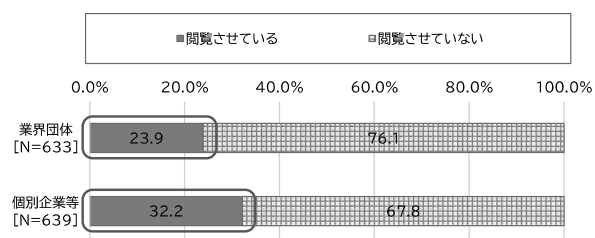
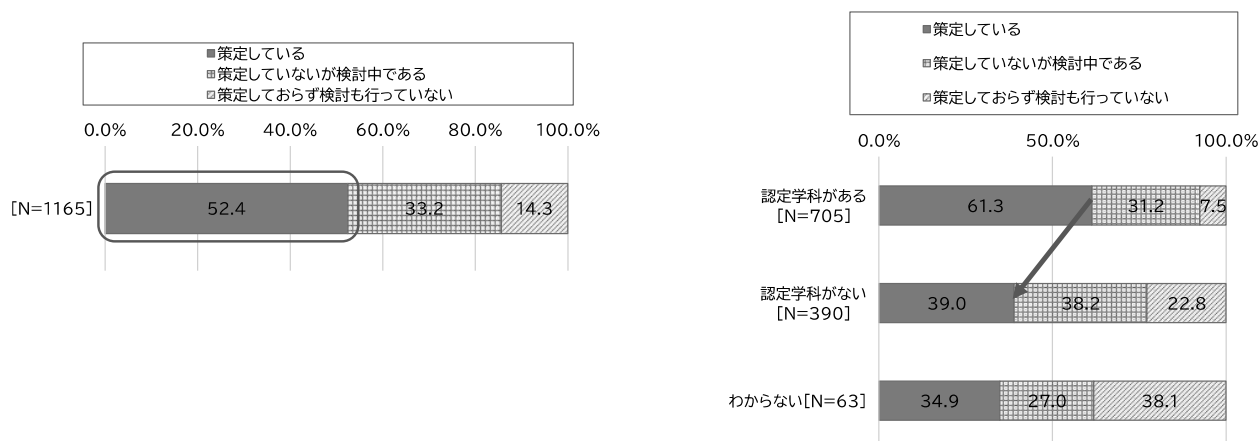


図 業界団体・個別企業等への学修成果の共有状況(単一回答)

中長期計画の策定状況

中長期の計画の策定状況①

- 中長期の経営計画・行動計画等の策定状況については、「策定している」(52.4%)が最も多く、「策定していないが検討中である」(33.2%)がそれに続いている。中長期の経営計画・行動計画等の整備に向けて取組を行っているとの回答が大多数を占めるといえる。
- 中長期の経営計画・行動計画等の策定状況について、職業実践専門課程の認定有無別にみると、認定学科を有する学校の方が「策定している」割合が高い。



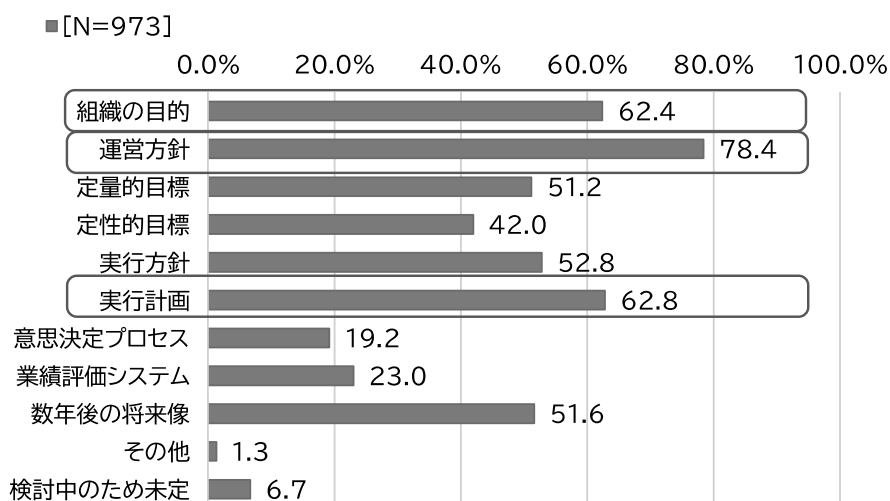
令和4年度文部科学省委託事業「職業教育のマネジメント充実のための実態調査事業」報告書より

Copyright © Mitsubishi Research Institute

35

中長期の計画の策定状況②

- 中長期の経営計画・行動計画等に含んでいる項目については、「運営方針」(78.4%)、「実行計画」(62.8%)、「組織の目的」(62.4%)の順に多い。「意思決定プロセス」(19.2%)、「業績評価システム」(23.0%)は比較的少ない。



令和4年度文部科学省委託事業「職業教育のマネジメント充実のための実態調査事業」報告書より

Copyright © Mitsubishi Research Institute

36

中長期の計画の策定状況③

- 中長期の経営計画・行動計画等を策定したことによるメリットとしては、以下のような回答が得られた(自由記述での回答をまとめた)。
 - PDCAサイクルの確立
 - 計画的な学校改善の実現
 - 教職員の意識統一、モチベーション向上
 - 教職員のマネジメントの向上(教員スキル向上、負担軽減のためのICT活用・タスクシフト等)
 - 学生指導の方向性の明確化
 - 目標を設定したことによる、具体的行動の実現
 - 学校が目指す目標・到達点の明確化
 - 安定した学生の確保、学生の増加

令和4年度文部科学省委託事業「職業教育のマネジメント充実のための実態調査事業」報告書より

Copyright © Mitsubishi Research Institute

37

②専修学校における職業教育のマネジメントの取組状況に関する調査

中長期の計画の策定状況④

- 中長期の経営計画・行動計画を策定している方が、職業教育のマネジメントの取組の多くにおいてその実施割合が高かった。
 - 職業教育のマネジメントに取り組む際は、個別の取組に対応するだけでなく、理事長等がマーケティングの視点等を持った上で、教育を含む学校経営全体の方針として中長期の経営計画・行動計画を検討することが有効である可能性がある。
- 中長期の経営計画・行動計画において検討すべき項目に関して分析を試みているものの、明確な結果が得られたとはいいい切れない。
 - 中長期の経営計画・行動計画が射程とすべき計画の年数や検討すべき項目等について、更なる調査研究が必要と考えられる。

注) グラフ多数のため掲載は割愛。詳細は、株式会社三菱総合研究所(2023)「職業教育のマネジメント充実のための実態調査事業 報告書」(p.404-428)を参照。

Copyright © Mitsubishi Research Institute

38

学校外との連携

学校外との連携①業界団体からの評価

- 外部連携の実施に際しては、関係性の構築に課題を感じる団体が多い。学校からの積極的な関係性構築が重要と考えられる。
 - 専修学校との連携を「いずれも行っていない」業界団体は41.7%と半分近くを占める。
 - 教育課程編成委員会への業界団体の参画状況は20%。情報共有や意見交換等を行う業界団体は一定程度存在するものの、実際のカリキュラム編成に関与している事例は多くはないといえる。
 - 教育課程編成委員会への不参画理由は「依頼がない」が66.0%、「知らない」が23.4%。
 - 外部連携を実施する上での課題として「連携先との関係構築」が45.3%。外部連携を実施していない理由として「連携先と関係が構築できていないから」が28.3%。

① 業界団体・専門学校教育団体の連携状況調査

【参考】連携状況

専修学校との連携を「いずれも行っていない」業界団体は41.7%。

■ 専修学校 [N=60]

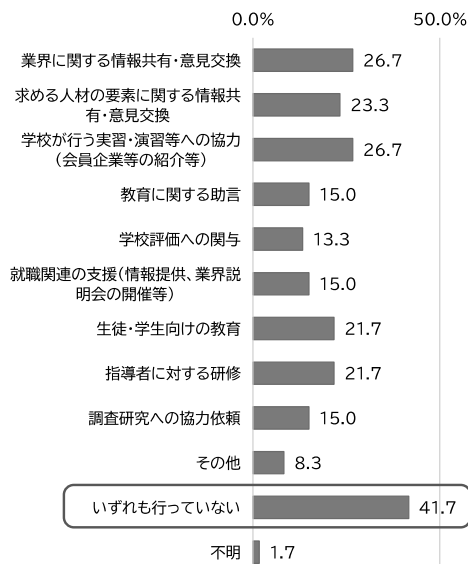


図 外部連携先とその内容 (複数回答) 【業界団体】 ※ 専修学校との連携のみ抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

教育課程編成委員会に参加している業界団体は20.0%。不参加理由は「依頼がない」が66.0%、「知らない」が23.4%。



図 業界団体の教育課程編成委員会への参加割合 (単一回答) 【業界団体】

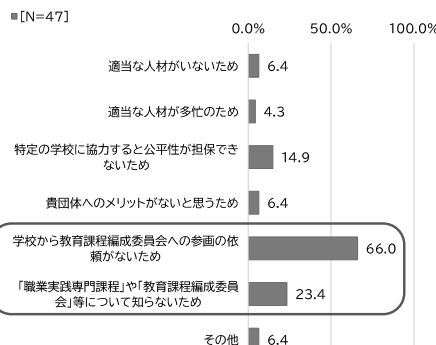


図 業界団体の教育課程編成委員会への不参加理由 (複数回答) 【業界団体】

41

① 業界団体・専門学校教育団体の連携状況調査

【参考】連携状況

業界団体が外部連携する際の課題は「連携先との関係構築」が45.3%で最多。

■ [N=53]

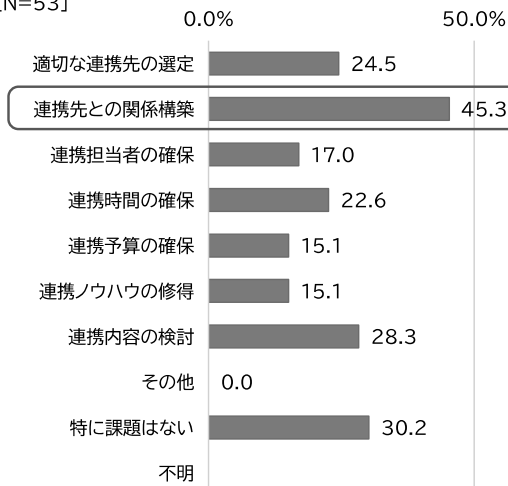


図 外部連携の課題 (複数回答) 【業界団体】

Copyright © Mitsubishi Research Institute

業界団体が外部連携を実施していない理由は「連携先と関係が構築できていないから」が28.3%で2番目に多い。

■ [N=60]

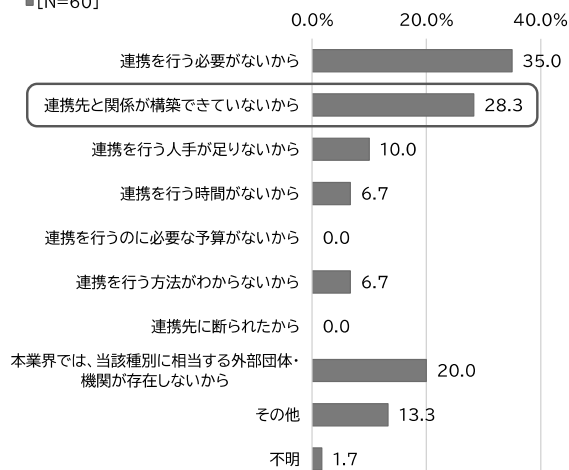


図 外部連携を行っていない理由 (複数回答) 【業界団体】

42

① 業界団体・専門学校教育団体の連携状況調査

学校外との連携② 団体が求める人材像

● 団体種別によらず、知識やスキルの方が、態度・価値観や社会人基礎力、学歴よりも、求める人材像に含まれている。

- ただし、インタビュー調査では、企業からは具体的なスキルよりも態度や姿勢に関する要望が多いとの意見もあり、アンケートでの調査結果とは乖離あり※1。
- 以上を踏まえると、学校外の団体・企業が求める人物像には2種類ある可能性あり。
- 今回の調査で業界団体や専門学校教育団体が取りまとめていると回答したのは、業界において「一人前」の人材が満たしているべき要件。一方、企業等から各学校に伝達されるのは、成長可能性の高い「新入社員が持つ」要件が挙げられている可能性がある※2。

注)※1 ただし、企業等が具体的なスキルを求めているというわけではなく、一定程度のスキルを有することは前提とした上で、態度や姿勢に関する要望を伝えている、という場合も考えうる。

※2 なお、今回のアンケートで、「一人前」の人材に求める人材像について回答した団体が多い理由としては、多くの業界団体においては専修学校との連携が十分に行われておらず、専修学校の卒業生に対する理解が不十分である可能性があること、アンケートにおいて、「専修学校の卒業生」に限定して「求める人材像」の回答を求めたわけではないこと等が考えられる。

① 業界団体・専門学校教育団体の連携状況調査

【参考】人材像の明確化

団体種別によらず、知識やスキルの方が、態度・価値観や社会人基礎力、学歴よりも、求める人材像に含まれている。

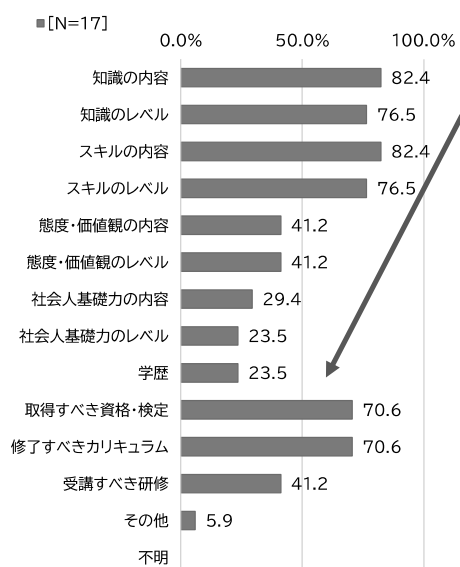


図 「求める人材像」に含まれる項目(複数回答)【専門学校教育団体】

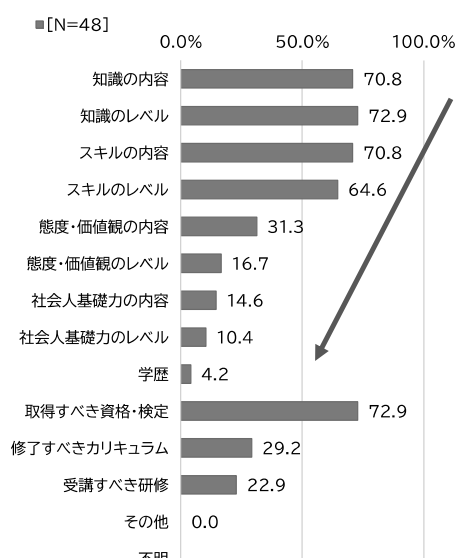


図 「求める人材像」に含まれる項目(複数回答)【業界団体】

【参考】人材像の明確化

関連業界が求める人材を育成するための取組には、専門学校教育団体と業界団体において大きな違いがあり、「指導者に対する研修」は専門学校教育団体で多く、「関連する資格・検定の発行・認定」は業界団体が多い。

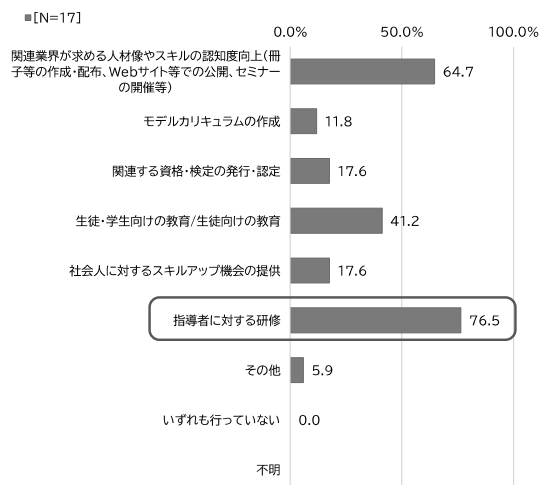


図 求める人材を育成するための取組(複数回答)【専門学校教育団体】

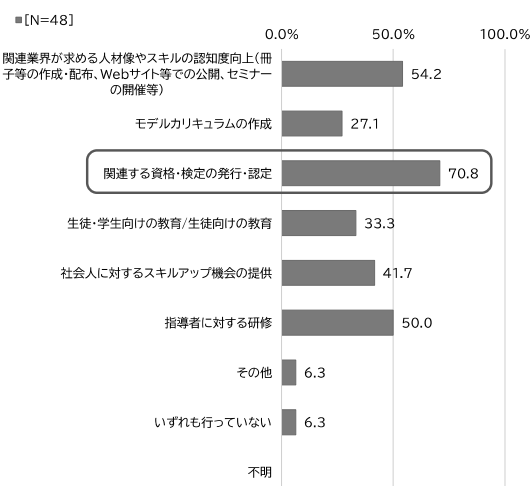


図 求める人材を育成するための取組(複数回答)【業界団体】

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所

職業実践専門課程の認定要件を踏まえた
第三者評価システムの開発に係る課題・論点等

1 評価の対象範囲

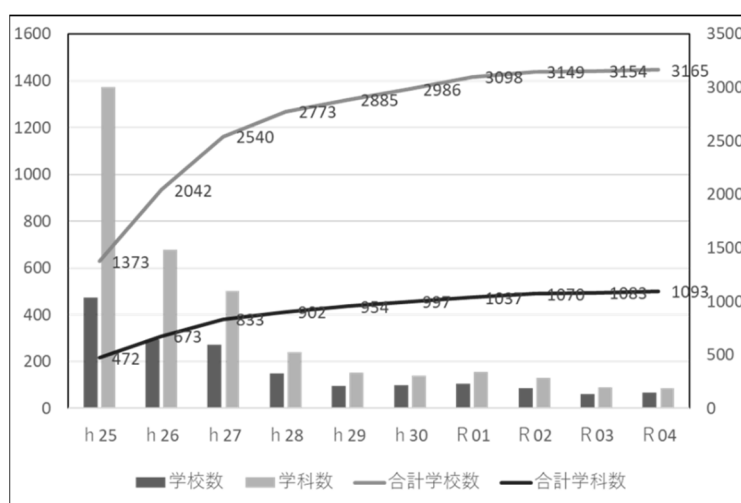
【課題・論点】

○評価の対象を職業実践専門課程の認定を受けた課程（学科）を有する学校に限定する。

○対象を限定せずに専門学校全体に適用できるように汎用性を持たせる。

※認定課程の学校数4割、公的支援の状況は、以下のとおりである。

(1) 認定学校数、学科数



認定学校数、学科は
令和4年度現在
1,093校 (40.2%)、
3,165学科 (43.4%)
となっている。

(2) 職業実践専門課程への公的補助

○職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、令和4年度から特別交付税措置。

○令和3年度19都府県⇒令和4年度24都府県

【補助のある都府県】

山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、沖縄県

【東京都の例：平成30年度開始】

出典：東京都生活文化スポーツ局「東京都の私学行政」

区分/年度	令和元	2	3	4(予算)	5(予算)
補助総額(千円)	215,876	243,652	254,280	344,355	375,350
対象学校数(校)	118	131	142	—	—
対象学科数(課程)	449	485	523	—	—

2 評価の目的

【課題・論点】

○評価の目的についてのどのようにするか、検討例を下記に示す。

1 第三者評価事業の目的

- (1) 専門学校教育の質・水準の明確化と社会に対する保証
※職業実践専門課程の認定校を対象とする場合
専門学校教育を「専門学校における実践的職業教育の」に置換える。
- (2) 専門学校教育の質・内容の向上に向けた継続的な改善活動への支援
- (3) 専門学校教育の社会的認知の向上
※職業実践専門課程の認定校を対象とする場合
専門学校教育を職業実践専門課程における教育内容等に置換える。
- (4) ステークホルダー（関連する企業等）との協同関係の向上
- (5) 学校選択への利便性提供 目的にこれは必要であるか
- (6) 学校が社会に対して果たす説明責任への支援

3 評価の基本的方針

【課題・論点】

○評価の基本方針についてのどのようにするか、検討例を下記に示す。

2 評価基本方針

- (1) 専門学校教育の特徴である実践的な職業教育の特色を踏まえて策定した「専門学校等評価基準」に基づく評価
- (2) 専門学校の理念・目的の実現に向けた取り組みを重視する評価
- (3) 専門学校が取組む継続的な改善・向上を支援する評価
- (4) 専門学校の教職員を中心に、業界関係者、専門学校教育に識見を有する等の学識者などを含む評価者チームによる評価
- (5) 透明性・公開性の高い評価

4 評価基準、項目の構成等

【課題・論点】

評価基準は、令和元年度文部科学省受託事業において作成した「職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価モデル基準」をたたき台として策定してはどうか

- (1) 第三者評価モデル基準の構成
 - ・大項目は専門学校が高等教育機関として果たすべき役割、機能として求められる基準。

- ・中項目は点検・評価を行う項目。
- ・小項目（指標）は、具体的に点検・評価を行う視点。
- ・これに、評価の観点と小項目（指標）を確認するチェック項目を設けていることから視点の部分が多重構造になっている。
- 小項目、チェック項目を統合、整理を行い、重複部分が無いように見直す必要がある。
- 大項目（基準）の単位の見直し
 - ・教育活動の範囲。
 - ・教育課程、教育方法、学修成果は一連に扱う。
 - ・教員・教育組織、事務職員との連携の取扱い。
 - ・教育環境の範囲。
 - ・学生に関する項目は、受入れから支援まで一連に扱う。
 - ・内部質保証という概念は専門学校関係者において確立しているのか。
 - ・学校運営、内部質保証の関係。
 - ・社会貢献の対象（学校か、学生かなど）が混在している。
- 中項目等課題となる項目、視点の見直し
 - ・学修（習）成果の範囲は、成績評価から資格取得、就職率等まで一連でとして整理する。
 - ・小項目とチェック項目の統合、整理し、重複していないか整理。
 - ・観点、視点、指標の整理。
 - ・中長期計画の位置づけの検討。
 - ・多様な教育方法への対応。（オンライン授業等）
 - ・コンプライアンスへの対応（法令遵守、多様な学生への対応等）
- 記述する事項と基礎データで確認する事項の整理。
- 職業実践専門課程の認定要件の充足状況を確認する項目と視点の整理。
- 法令要件適格確認シートとの整理。

5 評価結果の構成

- 評価結果：評定 適合 不適合
- 総評：評価結果の全体的な概要（当該専門学校の目的、特長ある取組み、改善に向けた課題など）
- 中項目ごとの概要：「記述」（「特長」、「特色」、「改善課題」、「是正勧告」）

6 評価結果のフォローアップの義務付け

- 是正勧告及び改善に向けた課題事項への対応の考え方
 - ※改善課題：6月後に改善計画を評価機関へ提出・説明
 - ※是正勧告：2年後に改善報告書を評価機関へ提出・説明

7 追評価のしくみの導入

- 不適合となった項目等に関する追評価の実施を導入する。

○評価体制、スケジュール、費用の徴収。

8 評価結果の公表

○第三者評価結果の公表と対象とした自己評価報告書の公表

9 評価体制

○第三者評価委員会（理事会、実施委員会などと重複を避ける、必要性）
教育についての専門家・学識者1名、専門学校関係者（教務部長、事務局長級以上）2名、計3名で構成し、委員の選任は理事会で行う。

○評価担当部会（同一分野の専門学校関係者について検討）
専門学校関係者（上記に同じ）2名、設置課程分野の関連業界等関係者2名、専門学校教育に識見を有する等の学識者1名、公認会計士1名の計6名の評価委員で構成する。

評価を受ける学校の専門分野が2分野を超えるときは、分野の増加分に対応した同分野の関連業界関係者の評価委員を増やす。評価委員の選任は第三者評価委員会で選任する。このうち同一分野の専門学校関係者について検討する。

○審査会の構成（審査会、第三者評価委員会、評価部会、理事会関係性）
機構の理事会が選任した3名（実施委員会、第三者評価委員会、担当部会の各委員は対象外）で構成する。

審査会の対象とする内容の範囲を明確にする。（不適格となった事項のみ）

10 評価の有効期間

○評価の有効期間は、評価年を含め5年間となっているが、見直す必要があるか。分野別評価との関連で機関別評価は評価期間を延ばすことを検討する必要があるか。

11 評価スケジュール

○評価申込の前倒しの検討、評価スケジュール全体の前倒しを検討する必要があるか。全体のスケジュールをトータルで検討する。

※上記については、論点、課題について例として挙げたものです。次回から、具体的に検討を行いますので、各委員において課題等を出していただければと存じます。

また、たたき台の「職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価モデル基準」の一覧表及び職業実践専門課程において公表資料様式4の変更が文部科学省から示されていますので添付します。

別添資料「職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価モデル基準」

①教育理念・目的

- 1-1 教育理念・目的
- 1-2 育成人材像と関連業界の人材ニーズ
- 1-3 入学者の受入れ方針

②教育活動

- 2-1 教育理念、目的に沿った教育課程の編成方針
- 2-2 専攻分野における企業等との連携体制を確保した教育課程の編成
- 2-3 卒業後のキャリア形成への適応性、効果
- 2-4 専攻分野における実践的な職業教育の実施
- 2-5 教員の組織体制
- 2-6 教員の資質向上に向けた組織的な取組
- 2-7 専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備
- 2-8 学生募集、入学選考
- 2-9 成績評価・単位認定、鍼灸・卒業判定の基準
- 2-10 授業評価

③学生の支援

- 3-1 学生の健康管理
- 3-2 学生相談
- 3-3 学生生活の支援
- 3-4 退学率の低減
- 3-5 学生の意見・要望への対応
- 3-6 卒業生への支援

④学修成果

- 4-1 専攻分野の教育活動における目標と取組の成果
- 4-2 専攻分野における就職に関する取組の成果
- 4-3 専攻分野における資格取得率の向上と取組の成果
- 4-4 卒業生の専攻分野における社会的評価

⑤内部質保証

- 5-1 関係法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営
- 5-2 学校評価の実施と結果の公表
- 5-3 学校評価に基づく改善の取組
- 5-4 教育情報の公開

⑥経営・財務

- 6-1 設置法人の組織運営
- 6-2 財務運営
- 6-3 監査・財務情報の公開

⑦学校組織・学校運営

- 7-1 学校の運営組織
- 7-2 運営方針・事業計画
- 7-3 学校における安全対策

⑧社会貢献

- 8-1 社会貢献・地域貢献
- 8-2 ボランティア活動

第4章 連絡協議会運営部会の運営・拡大研修会の開催

1 連絡協議会運営部会の運営

(1) 第1回部会

令和5年9月26日(火曜日) 14:30から16:30 アルカディア市ヶ谷

- ・ 事業計画、事業概要説明、各部会等の主な取組、スケジュールの確認
- ・ 各団体からの現状報告及び意見交換
- ・ 拡大研修会の実施要項案の検討
 - ✓ 職業実践専門課程の特色である実習、演習等の実施方法の分野特性の実態をテーマとする。
 - ✓ 職業実践専門課程実態調査の結果からの示唆についての報告を加える。実習のガイドライン策定の事例報告を加える。(柔道整復養成分野事例)



(2) 第2回部会

令和5年10月18日(水曜日) 13:30から15:30 アルカディア市ヶ谷

- ・ 拡大研修会実施要項、進行案の検討
- ・ 拡大研修会意見交換の登壇者を下記に決定
 - ✓ 文部科学省、自動車整備、IT、看護、観光・ホテル、介護

(3) 第4回部会

令和6年1月17日（水曜日）14:30から16:30 アルカディア市ヶ谷

- ・拡大研修会の実施報告及び第三者評価フォーラム2024の開催
- ・本年度のまとめと今後の課題
 - 団体間における情報交換・情報共有の継続
 - 第三者評価に関する情報提供、学校評価に関する情報発信のあり方検討
 - 職業教育における分野共通の課題をテーマとする研修会の実施
 - 文部科学省受託事業の中で実施を目指す。
 - 今後の専修学校制度の動向への問題意識の共有と的確な対応
 - 協議機関の構成について協議

2 連絡協議会運営部会拡大研修会の開催（兼第3回部会）

1 研修テーマ

職業実践専門課程認定要件等に対する各分野における取組と質保証

2 開催目的

職業実践専門課程の認定要件の充実・高度化に向けた分野ごとの事例紹介と認定要件の充足状況及び改善向上に向けた取組の評価など、質保証のあり方について意見交換等を通して、専門学校関係者において課題の共有を図り、職業実践専門課程の充実に向けた取組の推進に資する。

3 開催案内送付範囲

都道府県の専門学校関係団体に周知するとともに、各分野の学校協会等団体、開催地のブロック内に存する専門学校に直接案内を送付し参加（映像の視聴含む）を呼びかけた。

4 開催日時及び会場

- ・開催日時 令和5年11月10日（金曜日）13:30～16:30
- ・会場 アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階「霧島西」
- ・来場者数 34名（関係者含む）・オンライン参加70名（瞬間最大値）

プログラム

1 開会

2 基調報告 職業実践専門課程認定要件等の質保証

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室 室長 中安史明

3 報告 職業実践専門課程実態調査からみる実習等の取組

(株) 三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員 藪本 沙織

4 事例報告 柔道整復師養成分野における実習の取組

学校法人葛谷学園中和医療専門学校 理事長 楠本 高紀

5 意見交換 「企業等と連携した実習等の分野における特長と課題」

進行：東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口 正雄

【登壇者】

- | | |
|----------------------------------|------|
| 1 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室長 | 中安史明 |
| 2 専門学校東京工科自動車大学校中野校、世田谷校 校長 | 佐藤康夫 |
| 3 日本工学院八王子専門学校 ITカレッジカレッジ長 | 大矢政男 |
| 4 一般社団法人日本看護学校協議会会長 | 水方智子 |
| 5 専門学校日本ホテルスクール 副校長 | 中山万作 |
| 6 学校法人敬心学園職業教育研究開発センター学術顧問 | 川廷宗之 |



第5章 委員会の運営・第三者評価フォーラムの開催

1 事業実施委員会の運営

(1) 第1回委員会

令和5年8月28日（月曜日）14：30～16：30 アルカディア市ヶ谷

- 開会あいさつ 主催者：理事長 井澤勇治
- 委員長選任 東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄
- 令和5年度事業計画の概要、事業の方向性及び検討部会の取組事項
- 職業実践専門課程の現状と振興

文部科学省 総合教育政策局 専修学校教育振興室 室長補佐船木茂人

専修学校の評価に関する令和5年度委託事業は、専門学校における第三者評価を見据え、職業教育のマネジメントや職業実践専門課程の状況等を踏まえた評価項目の検証等を実施する。別事業（R5年度からの新規事業）においても評価の視点を持った事業を検討中である。

学校関係者評価委員会運用見直しのための調査：学校関係者評価委員会の見直しを進めるとともに、更には各校が自らの文化や理念に適した第三者評価機関を選択し、積極的に受審できるようにする。

【主な意見】

- ・今回、第三者評価システムの議論の中で、認定要件の検証を進めていくというのは大切なこと。
- ・認定要件において教員の関係を検討することも必要。
- ・日本語教育に関する質保証の検討が進んでいる。日本語教育は教員資格が規定されているので、学修成果をどうとらえるかが課題。
- ・「主な取組事項」の「主な評価基準項目」というところで中長期計画の策定が出ているが、きちんとした議論が必要。
- ・適格認定は最低基準である。質保証は、本質的には国民に対しての責務であり、国民に対する責務であるといえる。適格認定だけで終わってしまうのではなくて、補助金などにより第三者評価へ誘導することも必要。
- ・究極は学修成果の評価だろう、設置認可はインプットで、これでは、学修成果が見られない。第三者の質保証、評価のポイントは、学修成果をみることである。学修成果の評価が重要である。
- ・第三者評価についても、第1段階として適格認定バージョンの導入からというのかなり現実的な話として出てきている、規模とか努力義務化とか義務化といった方向に行く可能性が大分出てきたということ。

(2) 第2回委員会

令和5年12月19日（水曜日）10：00～12：00 アルカディア市ヶ谷

- 職業実践専門課程をめぐる最近の動きについて
文部科学省専修学校教育振興室 室長補佐 船木茂人氏 報告
専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議の議論について資料に基づき説明
- 各部会における審議経過・進捗状況
- 職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準（案）
- 成果報告会（第三者評価フォーラム2024）【実施要項案】

【主な意見】

- ・企業と連携した実習について、学外、学内での実施など分野別で多様化している。企業との連携について客観視した評価基準が必要。
- ・医療系の実習は、歴史的にみて、総時間数に占める割合は多く、こなしているが、業界の環境に応じて学外実習が困難な分野も存在する。
- ・今日の基準（案）を見ているとかなり細かいので、特に小規模の学校だとかなり厳しい部分もあるかなというふうには思う。前回の第1段階、第2段階で分けるというのは、現状ではやむを得ないかなと思っている。
- ・大学の評価の際にも議論があったが、何から何まで見ればよいということでもない。どこを見れば質保証となるか検討する必要がある。
- ・項目としてはまとまっている。他の評価機関でも実際、評価する側は、かなりピントを絞り込んで確認する場合がある。そういう意味での運用での検討が必要。
- ・留学生の受入れを拡大していこうという中で、第三者評価基準の受入れというところを見ると、学生のフォローのような部分だけが出ていると思う。実際に入口の部分のようなところでそもそも受入れができるんだろうかといった基準がないのかなと感じた。卒業した後の定着というところをどうするのかの検討も必要。
- ・法律が変わっているところで中期計画の扱い、公認会計士監査報告書の扱いについて、学校法人側の対応状況も含めた検討が必要。
- ・中期計画は、割合多くの学校で取組んでいることが調査結果で確認している。内容は様々、公表も様々な状況も踏まえるさらに検討が必要。
- ・基準と「評価のポイント」をみると全部載っている。それを実際に運用の中でどう絞込むか、運営に応じてどうカスタマイズしていくかというところが多分今後の課題だ。文部科学省のガイドラインでのアドバイスも必要。



(3) 第3回委員会

令和6年2月9日（月曜日）14：30～16：30 四谷主婦会館（プラザエフ）

- 各部会における審議・事業実施状況と今後の課題・取組
- 第三者評価フォーラム2024開催結果報告含む
- 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議報告案
今後の本事業の取組との関連性を含め専門学校の第三者評価の新たな段階への対応についての意見交換
 - ・ 専門課程に関する制度改正
 - ・ 実践的な職業教育機関としての専修学校教育の質保証・向上の振興に向けて（案）の1-2-4. 教育の質の保証を図るための措置について
- 事業報告書の構成
- 本機構 理事長井澤勇治あいさつ

【主な意見】

- ・ 学校教育法の改正の国会審議は年度明けになるだろう。規定の内容がどのようなになるか、いずれにしてもこれまでの取組み内容も踏まえた対応が必要
- ・ 専門学校の評価の底上げのための活動も重ねて必要になる。

2 職業実践専門課程第三者評価フォーラム 2024 の開催

～社会から選択される職業実践専門課程を目指して～

(1) 第三者評価フォーラムの概要

- ① テーマ 職業実践専門課程の公的質保証と第三者評価システムの開発
- ② 開催の目的 職業実践専門課程に於ける認定要件への信頼性の確保に向け公的質保証のしくみの確立をはかるため、認定要件の充足状況等を踏まえた第三者評価システム開発を主題に調査研究の成果・事業報告として開催
- ③ 主 催 特定非営利活動法人 職業教育評価機構
- ④ 都道府県の専門学校関係協会に周知するとともに、各分野の学校協会等団体、開催地のブロック内に存する専修学校に直接案内

(2) 「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2024

- ① 開催日時及び会場
 - ・開催日時 令和6年2月2日（金曜日）13：30～16：30
 - ・会 場 東京都新宿区 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター5Cホール
 - ・来場者数 27名（関係者含む） ・オンライン参加45名（瞬間最大値）
 - ・配信URLの案内90名（希望者及び関係者）
- ② プログラム
 - 【事業報告】職業実践専門課程の公的質保証と第三者評価システムの開発
事業実施委員会委員長/職業教育評価機構副理事長
東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関 口 正 雄
 - 【調査報告】「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」
事業調査からの示唆
(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員 藪 本 沙 織



【登壇者・意見交換】

司会・進行：事業実施委員会

- ・東京慈恵会医科大学特命教授
- ・日本電子専門学校校長
- ・全国専修学校各種学校総連合会参与
- ・日本技術者教育認定機構 フェロウ
- ・多摩地区高等学校進路指導協議会顧問
- ・(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員

助言：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構参与・名誉教授

専門職高等教育質保証機構 代表理事

- ・意見交換の主な内容

学校教育法の改正案について

本事業における専門学校第三者評価の提言と改正案における第三者評価との関係

本事業報告及び実態調査結果など、また、職業実践専門課程の充実の観点からの意見

委員長 関口正雄

福島 統

船山世界

菊田 薫

三木哲也

山野晴雄

藪本沙織

川口昭彦



第6章 まとめ

1 認定要件を踏まえた第三者評価基準の策定

○昨年度は、職業実践専門課程の法令等適格要件及び職業実践専門課程の認定要件の充足状況の確認シートを作成した。当該シートは第三者評価の第一段階をイメージして、専門学校 of 認可要件を基本事項として作成したものである。このことから、まずは、学校単位で、自己点検を行い、認可・認定要件の充足状況等を確認することを提案した。（当該確認シートは資料編に所載）

○今年度は、職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準を策定した。この基準は、認定要件ばかりでなく、実践的な職業教育を行う専門学校に求める質保証に関する事項も含めた内容としている。

○本基準の構成は、大項目、中項目、小項目（評価の視点）とし、また、自己点検・評価を行う学校と第三者評価機関との間に共通認識としての評価のポイントを加えた。

○また、取組み内容を確認する参照資料について例示することにより、基準内容をイメージできるようにした。関係法令、規程等がある基準とした事項には、参照する法令・基準の欄を設け記載している。

○本基準は、第三者評価しくみ検討部会で案を策定し、連絡協議会運営部会からの意見も聴取しつつ、事業実施委員会での審議を経て提案するものである。

○委員会における審議では、項目が多く、学校にとって負担なのではないか、との意見もあった。一方、必要な項目、あるべき姿はすべて抽出できたのではないか、運用をどのようにするかは今後の検討の中で、特に、評価を行う学校への支援という意味で、文部科学省策定の専修学校における学校評価ガイドライン等の活用も考えられるとの意見もあった。

○昨年度事業とのつながりで、第一段階、第二段階といったシステムとして検討することも考えられるとの意見もあった。

○本基準にある、中期計画や財務評価における会計監査人の扱いなど、法令に義務化されている学校、そうでない学校など分かりにくい基準もあるとの指摘もあり、今後検討することになる。

○本機構では、提起された意見、指摘事項について、詳細設計において、さらに検討し、取り扱等を示すことが必要であり、今後、各委員等からのご指導をいただきながら、専門学校の振興をけん引する第三者評価基準となるように努めていく所存である。

2 専門学校における第三者評価の新たな段階

○専修学校の第三者評価は、平成26年度から文部科学省受託事業に取上げられて以来、専門学校関係団体、各種機関により調査研究が進められてきている。

最大で11分野で事業が展開され分野横断的な第三者評価基準を本機構では策定してきている。

○平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」では、「制度的な柔軟性の高さを強みとする専修学校における質保証を考える際には、法令遵守と併せて、教育内容の質保証に着目することが適切と考えられる。今日、教育機関で学ぶ意義は、入口ではなく、卒業・修了の時点までに何を学び、何ができるようになるのか、即ち、学修成果（ラーニングアウトカムズ）の評価がより問われるようになってきた。このような状況を踏まえ、職業に直結する教育を行ってきた専修学校は、その実績を今後とも着実に積み重ねていくとともに、今後、教育の質保証・向上に向けた不断の取組を進めていくことが重要である。」とされている。

○この報告の中で、中期的な課題として「職業実践専門課程の質保証・向上の観点からは、認定後の取組充実の状況を確認し、促進する枠組として、第三者評価の導入を進めていくことが必要となると考えられる。その際の第三者評価は、学校における内部質保証を前提にしたものとするとともに、学修成果をより意識した、専修学校の特色・強みを生かした、実効性のある第三者評価システムを構築していくことが望まれる。」とされている。これ以降も専修学校教育の質保証・向上に関する調査研究協力者会議などで審議が重ねられてきている。

○令和6年1月24日開催の専修学校教育の質保証・向上に関する調査研究協力者会議において「実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて（まとめ案）が示され審議された。

○まとめ案21 ページ1-2-4 教育の質の保証を図るための措置では、

「教育の質の保証を図るための措置としては、自己点検評価項目の見直しと外部の識見を有する者による評価の段階的導入が考えられる。」とし、第三者評価を下線のような定義とし、努力義務として求めることが考えられるとしている。

○単位制への移行、専攻科の設置なども含め、制度改正に伴う法令改正を行う用意もあるとしている。専門学校の第三者評価はこれまで、法令の規定がないため、任意で行われていると表現されてきたが、努力義務となったことにより、職業実践専門課程における学校関係者評価のように、要件として事実上義務化されることが可能になった。一定の専門課程に段階的に導入する案も記載されている。このことは、専門学校の第三者評価が新たな段階になったといえる。

3 実践的職業教育の第三者評価に関する課題

(1) 第三者評価の段階的導入の課題

○第三者評価の段階的導入は、専門学校の一部に段階的に導入することである。まとめ案では「一部の学校には、独立した専門の評価機関による評価の受審を必ず求めることも考えられる。例えば、今後新たに設置を可能とする専攻科のうち一定の条件を満たすものや令和 5 年度に導入した外国人留学生キャリア形成促進プログラムなど、法令等による効果が付与される専門学校についても、独立した専門の評価機関による評価を要件化し、事実上その実施を求めることが考えられる。」

○これは、制度改正のポイントの一つが、「大学等との制度的整合性を高めるための措置」にあると思われる。そうしたことを考慮すると、評価対象校に併せた評価基準、評価方法について新たな視点での検討が必要になる。

(2) 第三者評価の導入に係る評価機関と評価基準策定の課題

○第三者評価を導入する場合は、各機関が独自に行ってきた評価をある程度標準化する必要がある。このことについてまとめ案には、「今後、こうした評価機関が、評価を行う際に備えるべき独立性や、評価項目や評価基準について、参考となる情報を文部科学省が示すことが考えられる。その際、例えば、評価内容について、評価を受ける学校の事務的な負担軽減等の観点から、評価内容については、学校評価ガイドラインに沿って行われている自己点検評価の各項目をベースとすることや、評価基準については、専修学校設置基準・職業実践専門課程の認定基準などの法令適合性を中心としつつ一部の項目に限ってより詳細な評価を行うこととすることも考えられる。」としている。

○本機構が昨年度策定した「法令等による基本要件等への適格認定版評価基準書」と今回策定した「職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準」との関係性を整理して、適用する方法を更に詳細に検討する必要がある。

○さらにまとめ案では職業実践専門課程に対する第三者評価の導入に言及している。「また、職業実践専門課程については、独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入を検討すべきである。そのための手法としては、例えば、職業実践専門課程の認定要件の一つに毎年度の学校関係者評価の実施が求められているところ、独立した専門の評価機関による評価を受けた学校に置かれる職業実践専門課程については、その学校関係者評価の実施を、を受けた評価の有効期間は免除することが考えられる。また、そのような取組を通じて、職業実践専門課程を置く学校に対する独立した専門の評価機関による評価の実施を推進

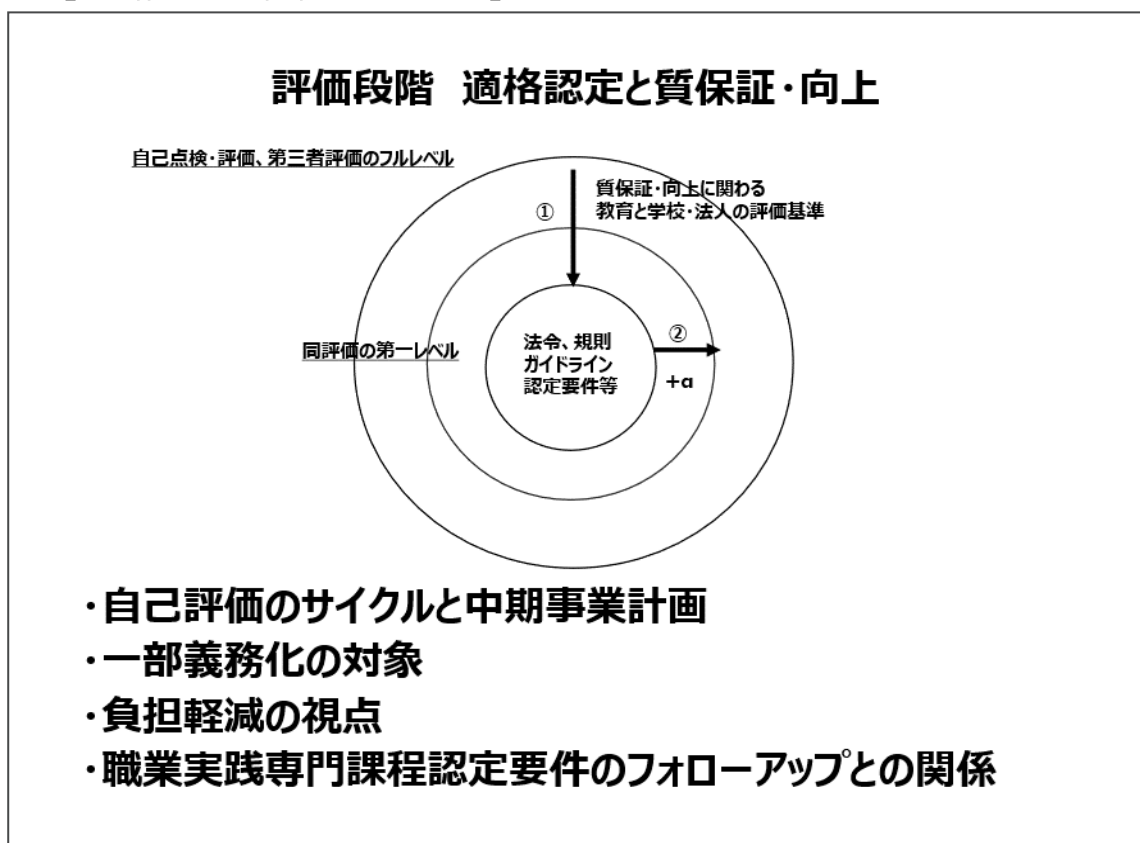
しつつ、中期的には、職業実践専門課程の認定要件として、独立した専門機関による評価の実施を求めることを検討することが考えられる。」学校関係者評価と第三者評価は機能と役割が異なることを考慮しても、認定要件の充足の継続の確認（フォローアップ）の必要性からすれば、こうした方法も選択肢の一つであると思われる。

(3) 第三者評価の導入に係る機関別評価、分野別評価の課題

○また、分野別評価との関係性でも言及がある。「専門学校に対する独立した専門の評価機関による評価については、現状、機関別評価と、各省庁の枠組みのなかで行われている分野別の評価がある。各省庁の枠組みの中で行われている分野別評価等も教育の質の向上の観点からは有用であるため、努力義務の枠組みの中で、各省庁と連携し各学校の教育の質の向上につながる評価がなされていくよう、取組を進めていく必要がある。」

○分野別評価と機関別評価は、機能と役割を踏まえた検討が必要で、専門職大学、専門職大学院における実施状況も参考にしながら、専門学校におけるそれぞれの評価の実施方法について、本機構における評価実績も踏まえ、効率性、合理性などの観点で検討を継続することが必要である。

【2段階による評価のイメージ】



(4) 第三者評価受審校への支援の課題

○第三者評価の導入は、受審校の事務的負担も発生するが経済的負担も発生する。努力義務化が一部であっても政策として具体化する際には、支援策を同時に検討する必要がある。要件として義務化する場合には経常的経費として支援する方法を検討することが求められる。職業実践専門課程には特別交付金措置を行っているので上乗せ措置を行うことも考えられる。

○現在、学校評価に対する助成制度がある東京都及び大阪府が導入している制度は下記のとおりである。

○大阪府私立専修学校専門課程質保証・向上補助金

補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とする。ただし、1校あたり100万円を上限とする。（補助金の交付の申請）

補助対象経費

- (1) 産学連携による演習・実習等
- (2) 教員研修
- (3) 第三者評価の実施・公表
- (4) 生徒の修学支援に係る体制整備

○東京都私立専修学校教育環境整備費補助金 専修学校評価促進補助

補助対象：自己点検・自己評価及び第三者評価

補助額 自己点検・自己評価 1校当たり20万円

第三者評価 実支出額の2分の1の額（100円未満切捨て）60万円上限
（補助実績）

令和元年度 148校（41.9%）都内私立専門学校（学校基本調査）での割合

令和2年度 176校（50.2%）

令和3年度 176校（50.6%）

(5) 第三者評価機関の育成と支援の課題

○まとめ案に紹介された評価機関が専門学校の第三者評価への導入の受け皿とするならば、安定的に制度としての第三者評価が実施するためには、評価機関への支援が必須である。

○本評価機構の設立の際には、東京都からシステム構築について支援を受けている。また、評価機関の数など制度を支える組織数の規模、地域性について具体的な検討が必要である。制度改正に伴う施行時期は、今後の国会審議を経てということ、明確になっていないが、全国知事会の要望には施行時期について令和8年度と言及がある。

○本機構では、課題に一つ一つに解決策を見出し、専門学校関係者全体との共通理解を得ながら、これまで取組んできた歩を進め、的確に対応することで責任を果たしていきたいと考えている。

専修学校を取り巻く状況

＜専修学校の特徴＞

- ▶ 全国約3,000校で60万人が学ぶ実践的な職業教育機関（うち専修学校は約2,700校、55万人）。
- ▶ 企業等と連携したカリキュラム。30以上の国家資格の学歴要件。IT人材も1万人。地元就職率が高い。多様な圏に学びの機会を提供。
- ▶ 「高等教育のブランドデザイン」答申（H30）との関係（社会の変化に即応できる制度的特徴は生かしつつ、情報公開・評価などの質の保証は更に推進する必要）

＜社会の変化＞

- ▶ 少子化の加速に伴う人手不足の顕在化。医療・福祉、工業等の社会基盤を支える人材確保の必要。
- ▶ 人生100年やデジタル社会の到来。それに伴う、リフレノ・ト・リスキリングを含む、職業教育等の重要性の高まり。
- ▶ 国際競争力の相対的低下（訪日留学生も変化）。質を確保し戦略的に留学生の受入れを進める必要。
- ▶ コロナ禍後の変化（テレワーク、オンライン教育の普及）

＜政策の変化＞

- ▶ 職業実践専門課程の推進。特別交付税措置（R4～）。R5時点で35都道府県で実施。
- ▶ 給付型奨学金や授業料減免からなる、高等教育の修学支援制度（R2～）。R6に多子世帯、理工農系進学に係る対象者を拡大。R7に多子世帯に係る所得制限を設けない方針。
- ▶ 私立学校法の改正（R5改正。R7施行）。これを踏まえた実効性のあるガバナンス改革の推進。

専修学校の人材育成における質の向上と、社会基盤を支えるために不可欠な人材の輩出を
振興策の3つの柱+その他

振興策の3つの柱+その他

① 実践的な職業教育の推進

- ▶ 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた、学校教育法の改正を含む制度改正の検討（専門課程）
 - 大学等との制度的整合性を高めるための措置（専門課程における単位制への移行、入学要件を大学等と同等に、在籍者の呼称を生徒から学生に変更）
 - 専門課程修了者の学習継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置（専攻科の制度化、称号（専門士）の位置付けの明確化）
 - 教育の質の保証を図るための措置（自己点検評価の義務化、独立した専門の評価機関による評価の努力義務化）
- ▶ 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善
- ▶ 教職員の資質向上（体系的・組織的な研修の推進など）

制度改正関連▶

期待される具体的取組

国（文科省）

- ◆ 必要な制度改正（法令改正、ガイドラインの見直し等）
- ◆ 職業実践専門課程
 - 企業等と連携した実習の実施状況等の調査、要件見直しの検討。
 - 独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入の検討
- ◆ 教職員の資質向上
 - 教員研修の体系化の調査研究
- ◆ 社会人・留学生の受入れ拡大
 - 履修証明プログラム[R4.6済]
 - 外国人留学生CP[R5.6済]
- ◆ 修学支援新制度の対象拡大
 - 対象の理系分野の明確化
 - 情報系の学科に係る設置基準緩和[R5.2済]
- ◆ ISCEDの見直し調整[R5.6済]
- ◆ オンライン教育ガイドラインの策定など

制度改正関連◆

都道府県（所轄庁）

- ◆ 制度改正に伴う、各都道府県で定める認可基準等の見直し及び届け出の受理
 - 入学要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 特別交付税措置等を踏まえた、職業実践専門課程の推進
- ◆ 修学支援新制度見直しへの対応など

② 社会人・留学生の受入れ拡大

- ▶ 履修証明プログラムや専攻科の制度化等（社会人受入れ促進）
- ▶ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（CP）の創設と、その厳格な運用（認定校の留学生は就労時の在留資格の切替えが円滑化）

各専門学校等

- ◆ 制度改正に伴う学則の変更
 - 入学要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 単位制の導入に伴う各科目の修了要件の明確化
- ◆ 自己点検評価の実施と情報公開
- ◆ 独立した専門の評価機関による評価を受けることの検討
- ◆ 左記施策を活用した、社会人や留学生の受入れ推進 など

③ 修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

- ▶ 分野の概念の整理
- ▶ 情報系学科への対応

④ その他

- ▶ ISCEDでの高度専門士の位置付けの見直し
- ▶ 高等専修学校の学びのセーフティネット機能の強化
- ▶ 広報・情報公表の強化
- ▶ オンライン教育の推進 等

実践的な職業教育機関としての

専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて（案）抜粋

づけることが考えられる。なお、修業年限が1年の専門課程についての称号の在り方については、今後の検討課題とする。

- 質の保証の観点から、現行制度における専門士等の称号の付与に係る要件は変更しないことが適当である。このため、直ちに全ての専門学校卒業生に称号が付与されることにはならない。

他方、修業年限が2年以上の専門課程の学科の約9割が修了生に対して専門士の称号を付与することができる学科となっており、専門課程全体において教育の質の底上げを図る⁵⁰観点からは、今後、専門士の称号を付与することができる学科に関する要件を専修学校設置基準に盛り込み、専門課程を置く専修学校に対応を求めることで、修業年限が2年以上の専門課程の全ての修了者に対して称号が付与される制度とすることを検討していくことが考えられる。

1-2-4. 教育の質の保証を図るための措置

- 教育の質の保証を図るための措置としては、自己点検評価項目の見直しと外部の識見を有する者による評価の段階的導入が考えられる。

（自己点検評価項目の見直し）

- 専修学校の学校評価については、専門課程、一般課程及び高等課程を通じて、初等中等教育段階の学校評価の規定である学校教育法第42条⁵¹の規定が準用されている。

⁵⁰ 専門学校の質の保証に係る施策の推進に当たり、一般的には、専門士・高度専門士の称号や大学院入学資格（文部科学大臣の認定校に限定）、職業実践専門課程（文部科学大臣の認定校に限定）など、認可された全ての専修学校を対象とするのではなく、一定の要件を満たすもののみを認定対象とし、教育の質の向上を図る施策が取られてきた。ただ、その結果として、文部科学省が専修学校向けに行う認定等は、令和5年12月時点で7つあり（専門士・高度専門士、大学入学資格、大学院入学資格、勤労学生控除、職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラム、外国人留学生キャリア形成促進プログラム）、修学支援新制度の機関要件の確認と理系学科のリスト掲載も含めれば9つに及んでいる。また、専修学校の中には、専修学校制度発足の前から元々各省庁の指定養成施設であったものも多く、IT系のベンダー資格の認定なども含めると、実に多くの認可・認定等の仕組みの中で専修学校の教育活動は行われている。こうした認定制度は専門学校の教育の質の保証に繋がっている一方、高校学校等から見たときには専門学校の中でも細分化がなされており制度として分かりにくいという指摘もある。また、先に述べたとおり、専門学校の規模は大学等に比べてかなり小さい。こうした状況を踏まえれば、制度の可視性を確保するとともに、専修学校や関係者の事務負担を軽減し、より教育や重要な事務に専念しやすい環境を整えていく観点から、認定制度を整理していくことも今後検討していくべきである。

⁵¹ 学校教育法第42条において、「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育

- 初等中等教育段階の学校評価は、学習指導、生徒指導等の教育活動を中心に評価を行うこととなっているが、大学等の自己点検評価・認証評価においては、教育及び研究だけでなく、組織及び運営並びに施設及び設備について広く評価を行うこととなっており、さらに、評価結果を公表することとなっている。
- このため、専門学校についても、高等教育段階の教育機関として相応しい教育の質を確保できるよう、自己点検評価に関し、「当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設整備の状況」に関して行うことと規定するとともに、その結果の公表を義務付けることが考えられる。
- なお、平成19年（2007年）に学校教育法の改正により自己評価の実施等に係る規定が新たに設けられ、その後の状況も踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年（2013年）3月）が策定された。この現行の専修学校の学校評価ガイドラインにおいては、「教育理念・目標」「学校運営」「教育活動」「学修成果」「学生支援」「教育環境」「学生の受入れ募集」「財務」「法令等の遵守」「社会貢献・地域貢献」「国際交流」の11の評価項目が挙げられている。ガイドラインにおいては、「教育環境」や「学校運営」など、「組織及び運営並びに施設及び設備」に対応する項目は既に含まれているところであるが、評価の充実や、外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。各学校においてはこのガイドラインに沿った自己点検評価を実施することが求められる⁵²。その際、専修学校の教育成果となり得る指標（例えば就職率など）について、KPIとしてより機能するよう、定義を明確化していくことも重要である。

（外部の識見を有する者による評価の導入の必要性などについて）

- 大学等は、文部科学大臣が一定の基準を満たすものとして認証した評価機関（以下「認証評価機関」という。）による評価を定期的に受けることが義務付けられている。
- 教育の質の保証の観点から、教育内容や学校運営に関し外部の意見を踏まえ、改善につなげることは重要であることから、全ての専門課程を置く専修学校に対して外部の者による評価を入れることが本来望ましい。
- これに対し、約7割が学生数200人以下の小規模な学校である専門学校は、事務処理能力や財源に限界があり、また、そうしたことと相まって学外関係者等による評価の意義の浸透が充分でない面があると考えられることなどの理由から、このような専門の評価

活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」と規定。

⁵² 約50%の専門学校が「専修学校における学校評価ガイドライン」に沿った自己点検自己評価を実施（公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 令和4年度専修学校各種学校調査統計資料）

機関による厳格な評価を一律に義務化することについては、実態に照らすと、直ちに実現できるものではない。

- このため、大学と同様の厳格な認証評価は義務付けないものの、専門課程を置く専修学校に対し、外部の識見を有する者による評価を努力義務として求めることが考えられる。

(評価機関や評価項目などについて)

- 現時点において、外部の識見を有する者として想定される、独立した専門の評価機関は、文部科学省の委託研究等の実績がある、(NPO 法人) 職業教育評価機構や、(一社) 専門職高等教育質保証機構に加え、分野別に取り組んでいる、(一社) 柔道整復教育評価機構や (一社) リハビリテーション教育評価機構がある⁵³。
- 今後、こうした評価機関が、評価を行う際に備えるべき独立性や、評価項目や評価基準について、参考となる情報を文部科学省が示すことが考えられる。

その際、例えば、評価内容について、評価を受ける学校の事務的な負担軽減等の観点から、評価内容については、学校評価ガイドラインに沿って行われている自己点検評価の各項目をベースとすること⁵⁴や、評価基準については、専修学校設置基準・職業実践専門課程の認定基準⁵⁵などの法令適合性を中心としつつ一部の項目に限ってより詳細な評価を行うこととすることも考えられる。

(一部の学校に対する、独立した専門の評価機関による評価の段階的な義務化について)

- 一部の学校には、独立した専門の評価機関による評価の受審を必ず求めることも考えられる。例えば、今後新たに設置を可能とする専攻科のうち一定の条件を満たすものや令和5年度に導入した外国人留学生キャリア形成促進プログラムなど、法令等による効果が付与される専門学校についても、独立した専門の評価機関による評価を要件化し、事実上その実施を求めることが考えられる。

また、職業実践専門課程については、独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入を検討すべきである。そのための手法としては、例えば、職業実践専門課程の認定要件の一つに毎年度の学校関係者評価の実施が求められているところ、独立した専門の評

⁵³ 上記団体が直近5年度間（H30～R4年度間）において評価を行った学校数は179校であり、R4年度の全専門学校数2,721校に占める割合は6.6%である。

エビデンス：専門学校に関する、独立した専門の評価機関による評価の実施状況←5.4%とは？資料への言及は各省との調整状況次第。（船木補佐）

⁵⁴ 大学の認証評価については認証評価機関の定める項目等に沿った評価が行われている。

⁵⁵ ①専門士又は高度専門士の認定課程、②企業等と連携し教育課程を編成、③企業等と連携し演習・実習等を実施、④企業等と連携し教員に対する実務研修を実施、⑤企業等と連携し学校関係者評価と情報公開を実施

価機関による評価を受けた学校に置かれる職業実践専門課程については、その学校関係者評価の実施を、を受けた評価の有効期間は免除することが考えられる。また、そのような取組を通じて、職業実践専門課程を置く学校に対する独立した専門の評価機関による評価の実施を推進しつつ、中期的には、職業実践専門課程の認定要件として、独立した専門機関による評価の実施を求めることを検討することが考えられる。

- 専門学校に対する独立した専門の評価機関による評価については、現状、機関別評価と、各省庁の枠組みのなどの中で行われている分野別の評価⁵⁶がある。各省庁の枠組みの中で行われている分野別評価等も教育の質の向上の観点からは有用であるため、努力義務の枠組みの中で、各省庁と連携し各学校の教育の質の向上につながる評価がなされていくよう、取組を進めていく必要がある。

(学校関係者評価との関係)

- 学校関係者評価は、独立した専門の評価機関による評価ではなく、自己点検評価の結果を踏まえ、企業関係者・保護者・学生等による評価を行うことであるため、ここで言う「外部の識見を有する者による評価」とは性質の異なるものである。
- 他方、直ちに独立した専門の評価機関による評価を実施することができない小規模な学校等において学校関係者評価を行うことは、専修学校の教育に学校内だけではない多様な関係者の視点を入れ、教育の質の向上を図るという点で意義のあることであり、まだ学校関係者評価に取り組んでいない学校に対しては、学校関係者評価の実施を促進していくことが考えられる。

2. 社会人・留学生の受入れ拡大

- 少子高齢化が加速する中での人手不足への対応の観点からは、専修学校において、18歳人口に限らず、社会人や留学生の受入れを促進することは重要な課題である。

2-1. 社会人受入れの状況・施策

- 専修学校における社会人の受入れ人数（正規課程に限る。）は約4.7万人である。うち高等専修学校で約6千人、専門学校で約4.1万人である。専修学校在籍者の7.3%が社会人であると推計される。

公共職業訓練制度によるもの（短期の職業訓練など）や、科目等履修生などについては、

⁵⁶ 厚生労働省において、理学療法士及び作業療法士の養成施設に対して、第三者による評価の受審・公表が努力義務化されている（理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン）。

【資料編】

- 1 第三者評価基準一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
- 2 法令等による基本要件等への適格認定版評価基準書・・・・・・・・ 105
- 3 第三者評価機関連絡協議会拡大研修会配付資料・・・・・・・・ 135
- 4 職業実践専門課程第三者評価フォーラム 2024 配付資料集・・・・・・・・ 181

職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準

大項目	中項目
1.教育理念、目的、目標	1.教育理念、目的、目標の設定 2.教育理念、目的、目標の検証、見直し
2.教育課程、教育方法、学習成果	1.卒業認定の方針及び教育課程編成方針 2.企業等と連携した教育課程の編成 3.授業の実施及び企業等と連携した実習、実技、実験又は演習等の実施 4.学習成果、成績評価・単位認定、進級・卒業判定 5.授業評価 6.資格取得率の向上と取組の成果 7.就職に関する取組の成果 8.教育課程、教育方法、学習成果の検証、改善等
3.学生の受入れ	1.学生の受入れ 2.学生の受入れの検証、改善等
4.学生支援	1.学生支援 2.学生支援の検証、改善等
5.教育実施組織・教員のマネジメント	1.教員の配置 2.教員の募集、採用 3.教員の組織編制等 4.教員の資質向上等 5.教員の専攻分野における実務に関する企業等と連携した研修の組織的な実施 6.教育実施組織・教員のマネジメントの検証、改善等
6 教育環境	1.教育環境の整備 2.施設・設備等の点検、改善等 3.教育環境の検証、改善等
7.設置法人の経営、財務	1.組織運営 2.財務運営 3.監査、財務情報の公表 4.経営、財務の検証、改善等
8.学校運営	1.関係法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営 2.学校の運営組織 3.運営方針、事業計画・予算、重点目標等 4.学校における安全対策、防災組織 5.学校運営の検証、改善等
9.学校評価と教育情報公表	1.学校評価の実施と結果の公表 2.学校評価に基づく改善の取組 3.教育情報の公表 4.学校評価と教育情報公表の検証、改善等
10.社会貢献	1.社会貢献の方針と取組 2.社会貢献活動の検証、改善等

職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準と評価のポイント、参照資料、参照する法令・基準等

A	B(項目整理)	C(小項目+チェック項目を整理)	○: 根拠及び関係する法令等、 △: 職業実践専門課程の認定規程に関する実施要項、記入要項			
大項目	中項目	小項目(評価の視点)	評価のポイント	参照資料(エビデンス)	参照する法令・基準等	
1 教育理念、目的、目標	1 教育理念、目的、目標の設定	1	<p>学校が定める教育理念、目的に基づき、職業実践専門課程の認定要件を踏まえた目標を設定し、教職員、学生、父母等、企業等に周知していること。</p>	<p>○学校は、教育理念、目的を明確に定めた上で、設置した課程(学科)の職業実践専門課程の認定要件を踏まえた目標を定め、それを教職員※1に周知し、理解させていること、また、学校に対する理解と協力を得るため、学生、父母等、企業等※2広く社会に公表、周知していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※1非常勤教員も含まれる。 ※2職業実践要項3(2)の用語説明には、専攻分野に関して実務に関する知識・技術・技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体(業界別団体、全国又は地域の経団体等)、教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体(資格者団体、養成施設協会等)、関連学会や学術機関、国又は地域の地方公共団体等の関係部局等とある。</p>	<p>□学則等教育理念、教育目的、目標を明記した資料 □教育理念、教育目的、目標を教職員に周知、理解させていることを確認できる記録、資料 □設置趣旨書等目的、目標と課程(学科)の繋がり等を明記した資料 □学生便覧・ガイド、履修案内、学校案内、学校ホームページ等</p>	<p>○学校教育法第124条(目的) ○学校教育法施行規則第3条(学校の設置) ○専修学校設置基準第1条(趣旨)、第3条(学科) ○学校教育法施行規則第165条の2(方針の策定)、第172条の2(情報の公表) △「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定の規程」に関する実施要項(以下「職業実践専門課程実施要項」という)の2.目的</p>
		2	<p>課程(学科)ごとの育成人材像は、企業等の求める人材要件に適合していること。</p>	<p>○目的、目標に沿った課程(学科)の育成人材像を明確にしており、それが職業実践専門課程として企業等が求める知識・技術、技能、態度等の人材要件に適合していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。</p>	<p>□設置趣旨書等目的、目標と課程(学科)が養成する人材像の繋がりを明記した資料 □課程(学科)の育成する人材像を明記した資料 □企業等が求める人材要件を明確にした資料 □理事会、教育課程編成委員会等において育成人材像と企業等が求める人材要件等の適合を確認した記録、資料</p>	
	2 教育理念、目的、目標の検証、見直し	1	<p>教育理念、目的、目標は、適宜、検証を行い、社会等の要請に的確に対応させるため、必要な見直しを行っていること。</p>	<p>○教育理念、目的、目標は、時代や社会等の要請の動向に的確に対応させるために、適宜、点検等を行い、必要な見直し※を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※確認することを含む</p>	<p>□理事会等における教育理念、目的、目標の点検、見直し等の審議の記録、資料</p>	
2 教育課程、教育方法、学習成果	1 卒業認定の方針及び教育課程編成方針	1	<p>卒業認定の方針は、企業等が求める人材要件に対応しているとともに、卒業時における学習成果(アウトカム)を明確に示していること。卒業認定の方針を教職員、学生、父母等、企業等に周知していること。</p>	<p>○職業実践専門課程の認定要件に関わる項目。卒業認定の方針は企業等が求める人材要件に対応した目標(教育到達レベル等)を学習成果(アウトカム)に明確に示しており、卒業認定の方針を学生・父母等、関連業界等に明示していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。</p>	<p>□卒業認定の方針を明記した資料 □卒業時点における学習成果(アウトカム)を明記した資料 □企業等が求める人材要件、課程(学科)が育成する人材像を明記した資料 □理事会、教育課程編成過程等において卒業時点における学習成果(アウトカム)、卒業認定の方針を確認した記録、資料 □学生便覧・ガイド、学校案内、履修案内、授業計画書、学校ホームページ等</p>	<p>○学校教育法施行規則第165条の2(方針の策定)、第172条の2(情報の公表) ○三ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン ○学校教育法施行規則第183条の3(全課程の修了認定)、 ○専修学校設置基準第17条(全課程の修了要件) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)三号の二:卒業の認定に関する方針の公表と認定 △職業実践専門課程実施要項2.目的</p>
		2	<p>教育理念、目的、目標、卒業認定の方針に沿って教育課程編成方針を定めていること</p>	<p>○職業実践専門課程の認定要件に関わる項目。教育理念、目的、目標、卒業認定の方針と課程(学科)の繋がりを明確にした、教育課程編成方針を文書化していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。</p>	<p>□教育課程の編成方針を明記した資料 □教育課程の編成方針と教育理念、目的、目標、卒業認定の方針との繋がりが分かる資料 □理事会、教育課程編成過程等において教育課程編成方針を確認した記録、資料</p>	<p>○学校教育法第129条第4項(目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱) ○学校教育法施行規則第165条の2(方針の策定)、第172条の2(情報の公表) ○学校教育法施行規則第183条の2(教育課程) ○専修学校設置基準第8条の2(授業科目) ○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)の要件2 ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)三号のイ:毎年度、授業計画書の作成、公表 ○指定養成施設等の場合は指定規則・基準、指導要領、ガイドライン等 △職業実践専門課程実施要項3(2)教育課程編成(趣旨) △職業実践専門課程記入要項21.</p>
	2 企業等と連携した教育課程の編成	1	<p>教育課程編成方針に基づき、教育課程を体系的に編成していること。</p>	<p>○職業実践専門課程の認定要件に関わる項目。教育課程編成方針に基づき、体系的※1に教育課程を編成※2していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※1教育目標と授業科目の関わり、授業科目の関連、系統、まとまり等の全体の構造が分かる。 ※2教育課程の編成とは授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む教育課程編成全般を意味している。</p>	<p>□課程(学科)の教育課程、授業内容、授業計画書等授業科目構成と考え方、内容が分かる資料 □学校における教育課程の編成のルール、ガイドライン等の資料 □カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等教育目標と授業科目の関わり、授業科目の関連、系統、まとまり等の構造が分かる資料 □課程(学科)の教育課程を掲載した学生便覧・ガイド、学校案内、履修案内、授業計画書、学校ホームページ等 □指定養成施設等の場合は、指定規則・基準、指導要領、ガイドライン等教育課程編成に関する資料</p>	<p>○学校教育法施行規則第183条の2(教育課程) ○専修学校設置基準第8条の2(授業科目) ○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)の要件2 ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)三号のイ:毎年度、授業計画書の作成、公表 ○指定養成施設等の場合は指定規則・基準、指導要領、ガイドライン等 △職業実践専門課程実施要項3(2)教育課程編成(趣旨) △職業実践専門課程記入要項21.</p>

大項目	中項目	小項目(評価の視点)	評価のポイント	参照資料(エビデンス)	参照する法令・基準等
		2 教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年2回以上開催していること。	○職業実践専門課程の認定要件項目。企業等と連携した教育課程編成のしくみを学校における教育課程編成プロセスに位置付けており、課程(学科)の教職員と企業等の役職員により組織した教育課程編成委員会等を年2回以上開催し、委員会等での意見を活用して教育課程編成と定期的な見直し等を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□別紙様式4記載項目1「企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること関係」 □課程(学科)の教育課程編成プロセスが分かる資料 □教育課程編成委員会等の位置付けが分かる組織図及び諸規程 □教育課程編成委員会等の運営等の規則 □教育課程編成委員会等の名簿及び企業等委員の選任理由(指定様式: II 教育活動-1) □開催日時、参加委員、議題、議論の内容を明記した教育課程編成委員会等の記録 □教育課程編成委員会等の意見を活用して行った教育課程の編成、見直し等が分かる資料	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)の要件2 △職業実践専門課程実施要項3(2)教育課程編成(内容)①②③ △職業実践専門課程記入要項22.~28.
3	授業の実施及び企業等と連携した実習、実技、実験又は演習等の実施	1 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態を選択していること。	○職業実践専門課程の認定要件に関わる項目。科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態を選択していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□課程(学科)の教育課程、授業内容、授業計画等 □講義、演習、実験、実習又は実技等の考え方を明記した資料等	○専修学校設置基準第8条の2(授業科目)、第13条(授業の方法)、第16条(授業時数)、第19条(授業時数の単位数への換算) ○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)の要件2、3 ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件))三号のイ:毎年度、授業計画書の作成、公表 ○指定養成施設等の場合は指定規則・基準、指導要領、ガイドライン等 △職業実践専門課程実施要項3(2)教育課程編成、3(3)実習・演習の内容①②③ △職業実践専門課程記入要項8.9.16.17.29.~33.
		2 実践的な職業教育を行う視点で、教育内容、教育方法、教材等を工夫していること。また、学外で実習を行う場合は、実習要領等を明確にするとともに実習先の指導者との連絡、協議の機会を確保していること。	○職業実践専門課程の認定要件に関わる項目。実践的な職業教育を行う視点で、教育内容、教育方法※、教材等を工夫していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所での履修を含む ○学外で実習を行う場合は、内容、実施方法、評価等に関する要領等を明確にし、実習先の指導者との連絡、協議の機会を確保していることについて自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□課程(学科)の教育課程、授業内容、授業計画書 □授業内容・授業方法・使用教材の考え方を明記した資料 □多様なメディアを高度に利用した教室等以外の場所で行っている場合、科目名、授業時数の分かる資料 □教育内容、教育方法、使用教材等の工夫について企業等との連携がわかる資料 □学外実習の内容、実施方法、評価等を説明した実施要領、手引き等の資料 □実習指導者との連絡、協議の場を設けていることが分かる記録、資料	
		3 授業科目ごとの学習成果、授業の方法及び内容、年間の授業計画、成績評価の方法及び基準、その他の授業の実施に関する事項を記載した授業計画書を作成、公表していること。	○職業実践専門課程の認定要件に関わる項目。学習成果、授業の方法及び内容、年間の授業計画、成績評価の方法及び基準※、その他の授業の実施に関する事項を記載した授業計画書を作成、公表していることについて自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※企業等との連携科目は連携の視点に基づく評価基準	□課程(学科)の授業計画書 □学校におけ授業計画書作成のガイドライン等 □課程(学科)の授業計画書を掲載した学校案内、学校ホームページ等	
		4 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等(以下「実習・演習等」という)の授業を行っていること。	○職業実践専門課程の認定要件項目。企業等と契約・協定等を締結し、連携して実習・演習※等の授業を行っている、また企業等とは授業内容や方法及び学習成果の評価についても連携しており、学習成果の評価や単位認定にあたっては修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行うことが含まれていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※演習には一部を講義で行っている授業方法も含まれる	□別紙様式4記載項目2「企業等と連携して、実習・演習等の授業を行っていること関係」 □課程(学科)の教育課程、授業内容、授業計画書 □実習・演習等において連携する企業等一覧(指定様式: II 教育活動-2a) □企業等と連携した実習・演習等(指定様式: II 教育活動-2b) □企業等との連携に関する協定書等や講師契約書 □企業等と連携した実習・演習等の授業計画書等学習成果の評価方法等が明記された資料 □指定養成施設等の場合は、指定規則・基準、指導要領、ガイドライン等の実習・演習等に関する資料	
		5 企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合は、目標達成のために設定していること	○職業実践専門課程の認定要件に関わる項目。学校が設定している企業等と連携した実習・演習等の科目数、単位時間または単位数は、目標達成のために設定したものであることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□別紙様式4総括表「企業等と連携した実習等の実施状況」及び授業科目の概要 □課程(学科)の教育課程、授業内容、授業計画書	
4	学習成果、成績評価・単位認定、進級・卒業判定	1 学習成果(アウトカム)の達成状況を踏まえた成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準及び判定方法を学則等に規定し、適正に運用していること。な	○成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は学則等に規定し、それを学生等に明示した上で適正に運用している。成績評価・単位認定、進級・卒業判定の各プロセスにおける学習成果(アウトカム)の達成状況の確認は、会議等により客観性・統一性を確保していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□学則、履修認定規程、単位認定基準、成績評価基準、実習等評価基準等 □学生便覧・ガイド、履修案内等 □各判定において学習成果(アウトカム)の達成状況(関連する授業科目の学習状況、成績評価・単位認定、進級・卒業等の判定結果等目標の達成状況等)を確認していることが分かる資料、記録 □成績評価・単位認定、進級・卒業判定を適切に行っていることが分かる会議等の資料、記録	○学校教育法施行規則第4条(学則への記載事項)、第28条(備えなければならない帳票)、第183条の2(成績評価と学年の修了認定)、第183条の3(全課程の修了認定)、 ○専修学校設置基準第10条2項(他の専修学校における授業科目の履修等)、第11条3、4項(専修学校以外の教育施設等における学修)、第12条3、4項(入学前の授業科目の履修等)、第16条(授業時数)、第17条(全課程の修了要件)、第19条(授業時数の単位数への換算) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)第三号ニ:卒業の認定に関する方針の公表と認定
		2 入学前の授業科目の履修等の認定について学則等に規定し、適正に運用していること。	○他校での履修科目等、入学前の履修等の認定について学則等に規定し、適正に運用していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□学則、履修認定規程等入学前の履修等の認定、他の教育機関との単位互換などに関する資料	
		3 GPAなどの成績評価に係る客観的な指標を設定し、その指標を公表するとともに、客観的な指標に基づく成績の分布状況を把握していること。	○GPAなどの成績評価に係る客観的な指標を設定、公表していること及びその客観的な指標により成績の分布状況を把握していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□成績評価基準、実習等評価基準等の資料 □成績評価の客観的な指標の設定等に関する資料、公表している資料 □データ等により客観的な指標による成績評価の分布状況などを把握していることを確認できる資料	○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)第三号ロ:学修の成果評価による単位授与又は履修の認定、第三号ハ:GPAなどの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握

大項目	中項目	小項目(評価の視点)	評価のポイント	参照資料(エビデンス)	参照する法令・基準等			
5	授業評価	1	授業評価の実施体制を整備し、学生アンケート等を実施するなど授業評価を行ない、結果を各教員にフィードバックし、授業改善等に活用していること。	○学生による授業評価は、規程等により実施体制を整備した上で、学生アンケート等※1により行い、実施後は組織的にデータを収集し、個別授業と全体の状況を把握、分析し、結果を担当教員にフィードバックするなどして、それぞれの授業改善に活用※2していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※1アンケートは例示であり、授業公開や授業参観のような相互評価もある ※2結果を教員がどのように授業改善に活用しているのかの確認も含む	□所管の位置付け、実施体制、組織が分かる資料 □アンケート用紙等授業評価の実施に関する資料 □評価結果の活用における倫理規定 □授業アンケート等の評価実績、授業評価結果の資料 □評価結果を教員へフィードバックして授業改善に活用していることが分かる資料 □学科長などの上位者のインタビューなども含めて授業改善に役立っていることが分かる資料	○学校教育法第42条(学校評価)		
		6	資格取得率の向上と取組の成果	1	学科(課程)毎に取得する資格・免許及び取得率に関する目標を設定し、目標の達成度合い(成果)を確認していること。	○資格・免許取得率※に関する目標を設定し、資格・免許の内容、取得の意義を教職員及び学生等に具体的に明示し、その目標の達成度合い(成果)を確認していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※指標には対入学者、対最終学年在籍者、対受験者、対既卒者がある	□資格・免許の取得率に関して目標を定めた資料 □資格・免許の取得率に関する目標を明示した資料 □学生便覧・ガイド、履修案内、授業計画書、学校案内、学校ホームページ等 □過去3年間の資格・免許の取得率(指定様式:Ⅲ学習成果-3a) □既卒受験者の過去3年間の資格・免許の取得率(指定様式:Ⅲ学習成果-3b)	
				2	資格・免許の取得に向けた指導体制を整備し、適切な方法により、在校生及び卒業生の資格取得を支援していること。	○資格・免許の取得に向けた指導体制を整備した上で、授業科目での指導に加え、受験対策講座、補習やグループ学習指導、個別指導等授業を補完する支援に取組、また、不合格者及び卒業後の再チャレンジに向けた指導体制を整備していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□課程(学科)の教育課程、授業内容、授業計画書 □資格・免許の取得指導体制が分かる資料 □補講、特別講座、受験対策セミナーの計画、案内、開講等の実績が分かる資料 □不合格者及び卒業後の指導体制が分かる資料	
		7	就職に関する取組の成果	1	学科(課程)毎に就職に関する目標を設定し、就職状況を把握していること。	○就職に関する目標※を設定し、それを教職員及び学生等に具体的に明示し、その目標の達成度合い(成果)を確認していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※指標には対卒業生、対就職希望者、専門領域、希望先や希望領域への就職率を設定する例もある	□就職率等就職に関する目標を定めた文書 □就職率等就職に関する目標を明示した資料 □学生便覧・ガイド、就職手帳・ガイド、学校案内、学校ホームページ等 □過去3年間の就職率(在籍者数・就職者数・卒業者数・求職者数・専門分野就職者数とそれぞれに対する比率)(指定様式:Ⅲ学習成果-1)	
2	就職・進路に関する指導体制を整備し、企業等とも連携・協力し、在校生及び卒業生の就職・進学について支援していること。			○就職等の進路指導、就職活動支援のための教職員の連携体制を整備し、企業等とも連携・協力した支援活動を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□就職など進路指導、支援、相談体制、連携体制に関する資料 □キャリアコンサルタント資格者がいる場合は担当業務等に関する資料 □教員と就職部門の役割分担等が分かる資料 □学生の就職活動状況を把握、共有している資料 □学生の就職活動報告書等、連絡・検討会議等の記録 □就職セミナー等関連業界等と連携・協力した就職支援に関する実績の分かる資料 □各種セミナー、説明会、講座における就職指導・支援の計画・案内・開講等の実績が分かる資料 □学生別の求職票、就職相談記録、活動状況記録 □学生便覧・ガイド、就職手帳・ガイド			
8	教育課程、教育方法、学習成果の検証、改善等	1	成績評価、授業評価、資格取得実績、就職実績等のデータ等により、学習成果(アウトカム)を把握、検証し、教育の内容及び方法等の改善に向けた取組を行っていること。	○成績評価、GPA、授業評価、資格取得実績、就職実績等の学習成果(アウトカム)により人材要件の修得状況を把握して、教育内容と方法等の成果、内容を確認、評価し、それを教育課程への反映等を始め、教育活動等の改善に役立てる仕組みが機能していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□収集したデータ等に基づく学習成果(アウトカム)により人材要件修得への取組の成果を検証して、教育内容と方法等の改善に取組んでいることが分かる資料、検討会等の記録	○学校教育法第42条(学校評価) ○学校教育法施行規則第66条(自己評価)		
		2	資格・免許の取得実績、合格率の全国平均等との比較、分析などを行い、指導方法等との関連性を検証し、指導方法等の改善に向けた取組を行っていること。	○資格・免許の取得実績、合格率の全国平均等との比較、分析などにより指導方法等と実績との関連性を点検、評価し、結果を指導体制や指導方法の改善に役立てる仕組みが機能していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□過去3年間の資格・免許の取得率(指定様式:Ⅲ学習成果-3a) □既卒受験者の過去3年間の資格・免許の取得率(指定様式:Ⅲ学習成果-3b) □合格実績・合格率の推移、全国平均と比較して自校の水準や取組との関連が確認できる資料 □受験指導、合格実績、卒業生へのアンケート結果等の収集したデータ等に基づく分析・検証をもとに指導方法を検証して改善に取組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録			
		3	就職の成果、取組について分析、検証し、就職指導・支援の改善に向けた取組を行っていること。	○専攻分野関連先等への求職、求人、就職状況、就職率等、また、卒業後の就労状況等のデータを適切に把握、管理、分析して点検、評価し、結果を就職指導・支援の改善に役立てていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。。	□過去3年間の専門分野と関連する業界等における業種別の求人件数・求職者数・就職実績(指定様式:Ⅲ学習成果-2) □学生別の求職票、就職相談記録、活動状況記録 □求人、就職実績、卒業生へのアンケート結果等の収集したデータ等に基づく分析・検証をもとに就職に関する資料の分析結果をもとに就職指導・支援方法の改善に取組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録			
		4	学習成果(アウトカム)の卒業時における適応性と卒業後のキャリア形成における適応性、効果などについて、卒業生や就職先の関係者等に調査を行い、調査結果を教育活動の改善に向けた取組に活用していること。	○専攻分野に求められる知識・技能、技能、態度における達成目標と卒業時の学習成果(アウトカム)に対して、卒業時における適応性と卒業後のキャリア形成における適応性、効果などを卒業生、就職先等の関係者に調査、把握し、それを教育課程への反映等を始めた教育活動等の改善に活用していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。。	□学習成果(アウトカム)の卒業時の適応性と卒業後のキャリア形成における適応性、効果に関して卒業生、就職先に調査した資料、参考にした学校団体等の調査資料 □卒業生の就労状況、キャリア形成状況を把握した資料 □調査結果を踏まえた、教育活動等における改善への取組と実績が分かる資料、検討会等の記録			

大項目	中項目	小項目(評価の視点)	評価のポイント	参照資料(エビデンス)	参照する法令・基準等
3 学生 の 受 入 れ	1 学生 の 受 入 れ	1 学校が定める理念、目的等を踏まえ、求める学生像、入学者の受入れ方針を明確に示すとともに入学希望者・父母等、企業等に公表、周知していること。	○教育活動を継続的に行うために、課程(学科)の育成人材像及び教育課程の編成方針を踏まえ、学校が求める学生像、入学者の受入れ方針を文書化するなどで明確に定め、それを入学希望者・父母等、企業等に公表、周知していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 求める学生像、入学者の受入れ方針を明記した資料 <input type="checkbox"/> 理事会等において求める学生像、入学者の受入れ方針を確認した記録、資料 <input type="checkbox"/> 学校案内、募集要項、学校ホームページ等	○学校教育法施行規則第165条の2(方針の策定)、第172条の2(情報の公表) ○学校教育法施行規則第181条(入学)、183条(入学資格)
		2 募集活動は入学者の受入れ方針に従って、募集要項等を定め、適正かつ効果的に行っていること。また、入学希望者の状況に応じて多様な試験、選考方法を取入れていること。	○募集活動は、入学者の受入れ方針に従っている、願書の受付は入学時期に照らし、適切な時期に開始している、学校案内等には教育活動、学習成果、学納金等について正確に分かりやすく紹介している、入学希望者の状況に応じて多様な試験、選考方法を取り入れていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 入学者の受入れ方針に従った募集活動が分かる学校案内、募集要項、学校ホームページ等の資料 <input type="checkbox"/> 受付開始時期を明記した学校案内、募集要項等願書の資料 <input type="checkbox"/> 教育活動、学習成果、目指す職業の社会的意義と魅力などについて紹介した学校案内、学校ホームページ等の資料 <input type="checkbox"/> 紹介内容・公表データ等が正しいことを確認する体制等が分かる資料 <input type="checkbox"/> 志望者の状況に応じた試験、選考方法を明記した学校案内、募集要項、学校ホームページ等の資料 <input type="checkbox"/> 過去3年間の選考方法別の志願者数、合格者数、入学者数が分かる資料	○学校教育法施行規則第165条の2(方針の策定)、第172条の2(情報の公表) ○三ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン ○学校教育法第125条③(専門課程) ○学校教育法施行規則第4条(学則への記載事項)、第181条(入学、退学、休学等)、183条(入学資格)
		3 入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を適正に行い、合否を決定していること。また、入学手続き及び入学辞退者に対する授業料の返還について適正に取扱っていること。	○入学の選考は、入学選考基準、方法を規程等で定め、募集要項等に掲載して入学希望者に明示した上で、それに基づいて適正に実施していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ○入学手続きを規程等で定め、それに基づいて適正に行っており、また、募集要項等に入学時及び入学後に徴収する学納金、入学辞退者に対する授業料返還の取扱いを明示して適正に取扱っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 学則、入試規程、入試実施要領等入学選考基準、方法を規定した資料 <input type="checkbox"/> 入学選考基準、方法を明記した募集要項等の資料 <input type="checkbox"/> 学則、入試規程、入試実施要領等に基づき入学選考を行った経過が分かる資料、合否を判定した会議等の記録 <input type="checkbox"/> 入学手続きを規定した学則、入試規程、入学手続き要領等の資料 <input type="checkbox"/> 入学手続きについて明記した募集要項、入学手続き要領等の資料 <input type="checkbox"/> 学納金、入学辞退者の授業料返還について規定した学則、募集要項、入学手続き要領等の資料	○学校教育法第125条③(専門課程) ○学校教育法施行規則第4条(学則への記載事項)、第28条(備えなければならない帳票)、第181条(入学)、183条(入学資格) ○大学、短期大学、高等専修学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて(通知)18文科高第536号平成18年12月28日
		4 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。	○入学定員、収容定員に対する実員を把握していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 直近3年度の入学定員、入学生数、収容定員、在籍者数が分かる資料	○学校教育法施行規則第4条(学則への記載事項)、第28条(備えなければならない帳票)、第181条(入学)、183条(入学資格)
	2 学生 の 受 入 れ の 検 証 、 改 善 等	5 出願に関するデータを把握、分析するなどして、学生の受入れ方針、募集活動、入学者選考、入学手続き、定員管理などについて検証し、改善に向けた取組を行っていること。	○出願に関するデータを把握、分析して、学生募集活動の適切性を点検、評価し、改善に役立てる仕組みが機能していること、また、入学選考プロセスと結果に関するデータを把握、分析して、入学者の受入れ方針が反映されていることを点検、評価し、入学選考の改善に役立てる仕組みが機能していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 学生募集活動を検証していることが分かる資料 <input type="checkbox"/> 入学選考の実施結果を検証していることが分かる資料 <input type="checkbox"/> 検証をもとに学生募集、入学選考・手続き等、学生の受け入れ活動に関するの改善に取組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録	○学校教育法第42条(学校評価) ○学校教育法施行規則第66条(自己評価)
4 学 生 支 援	1 学 生 支 援	1 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、運用していること。	○学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定しており、学校医の選任、保健室の整備と適切な管理、定期健康診断の実施と有所見者の再健診への適切な対応、感染症への対応、健康に関する啓発及び教育、心身の健康相談への対応、近隣の医療機関等と連携していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法に基づく学校保健計画書(健康診断や健康に関する指導などについての実施計画書) <input type="checkbox"/> 健康管理規程等学生の健康管理体制等を明記した資料 <input type="checkbox"/> 契約書等学校医の選任に関する資料 <input type="checkbox"/> 保健室の整備状況・利用環境、担当者による管理状況が分かる資料 <input type="checkbox"/> 実施要項等健康診断に関する資料、実施記録、二次健診の案内など有所見者に関する資料 <input type="checkbox"/> 感染症予防等健康に関する掲示、講座等の計画・案内・開講等の実績が分かる資料 <input type="checkbox"/> 相談実績・相談記録等心身の健康相談に対応していることが分かる資料 <input type="checkbox"/> 学生の健康管理に関する事項を明記した学生便覧・ガイド等の資料 <input type="checkbox"/> 医療機関との連携等を確認できる資料	○学校教育法第12条(健康診断等) ○学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票) ○学校保健安全法第32条(専修学校の保健管理等)
		2 専任カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	○専任カウンセラーの配置等による相談に関する組織体制の整備、相談室の設置など相談に関する環境の整備、学生への相談室の利用に関する案内、相談記録の保存、関連医療機関等と連携していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 専任カウンセラーの配置等による学生相談体制が分かる資料 <input type="checkbox"/> 学生相談室規則、学生相談室の配置等学生相談の環境が分かる資料 <input type="checkbox"/> 掲示等学生相談室の利用案内に関する資料 <input type="checkbox"/> 学生相談に関する事項を明記した学生便覧・ガイド等の資料 <input type="checkbox"/> 学生相談実績・相談記録、相談報告資料 <input type="checkbox"/> 医療機関との連携等を確認できる資料	○学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票) ○学校保健安全法第32条(専修学校の保健管理等)
		3 障害者差別解消法に基づき、障がいのある学生には教育活動における不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供など、適切に対応していること。	○障害者差別解消法に基づく、障がいのある人への障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び障がいのある人から申出があった場合の合理的配慮の提供、対応について、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 障がいのある学生の把握と不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、対応、支援等への考え方、体制等が分かる資料	○障害者差別解消法第8条(事業者における障害を理由とする差別的禁止)第1項(差別的取扱いの禁止)、第2項(合理的配慮の提供) ○文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別的解消の推進に関する対応指針 ○独立行政法人日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド」、「障害学生に関する紛争防止・解決事例集ウェブコラム総集編」
		4 社会人学生に配慮した履修制度等の導入、施設の利用時間への配慮など教育環境を整備し、適切に運用していること。	○社会人学生に配慮した履修制度等の導入、施設等の利用、就職等進路相談への配慮、就労支援、職業訓練、経済的支援等社会人学生に配慮した公的制度等に対応していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 大学・短大卒業業者等の既習得単位の認定実績の分かる資料 <input type="checkbox"/> 施設・設備の利用配慮の内容、状況が分かる資料 <input type="checkbox"/> 就職等進路の個別相談の記録 <input type="checkbox"/> 社会人学生に向けた公的制度等の経済的支援等に関する資料、実績の分かる資料 <input type="checkbox"/> 厚労省関係の就労支援、職業実践教育訓練や非正規雇用労働者のための訓練制度等をはじめとした各種支援への対応が分かる資料	○雇用保険法に基づく厚労省関係の職業実践教育訓練や非正規雇用労働者のための訓練制度等

大項目	中項目	小項目(評価の視点)	評価のポイント	参照資料(エビデンス)	参照する法令・基準等
		5 留学生の受入れについては、関係法令等に基づき、在籍管理等を適正に行うとともに相談への対応など必要な体制を整備して適切に運用していること。	○留学生の受入れは、出入国管理及び難民認定法に基づき、在籍管理等を適切に行うための必要な体制を整備して適切に行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□留学生の相談対応を担当する教職員の配置等留学生対応の体制が分かる資料 □留学生の在籍管理記録、生活指導の記録 □留学生の欠席状況、学業成績、資格外活動の状況等の把握、長期欠席者や成績不良者への連絡・指導、学校外の日常生活に関する指導・支援の状況が分かる資料 □留学生の卒業後の進路に関する指導・支援の内容が分かる資料	○専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて(通知) 22文科生第473号平成22年9月14日
		6 学生の指導・支援を円滑に行うために、父母等と適切に連携していること。	○学生の指導・支援を円滑に行うために、父母等※との連携が不可欠であることから、父母会等による学校情報の提供、学力面、心理面等の問題解決における連携、緊急時の連絡体制の確保等について、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※18歳より成人であることから、高校での実例を参考に保護者等を父母等とした。また、専門学校には学費を自弁している成人、既婚者や留学生など、高校新卒以外にも様々な学生が在籍することから、家族や保証人等も含む。	□父母会等の計画、案内、開催実績、情報発信資料、連絡ツール等父母等への情報提供の取組が分かる資料 □父母等との面談等の記録等問題解決にあたって父母等との連携が分かる資料 □父母等への緊急時の連絡体制が分かる資料	
		7 学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。	○出願書類、入学選考、定期試験、面談等により把握した学生の学習状況に基づいて、入学前教育や基礎学カトレーニング、補習授業等の学習支援を必要に応じて行うなどの取組について、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□入学前教育や入学後の基礎学カトレーニング等の実施に関する資料 □試験後等の定期的、計画的な面談等により学生の学習状況を把握していることが分かる資料 □把握した情報に基づき、補習授業等の必要な学習支援に取り組んでいることが分かる資料	
		8 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に運用していること。	○学校独自の奨学金制度等※、学費の減免、分割納付制度の整備と適切な運用、公的支援制度も含めた経済的支援制度に関する相談、また経済的支援制度の利用実績の把握などを適切に行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※経済的側面に対する支援は設置法人によるものを含む。	□学校独自の奨学金制度に関する規程 □奨学金制度運営状況と貸与・支給の決定経過、支給実績等が分かる資料 □学費の減免・分割納付制度に関する規程、適用実績が分かる資料 □公的支援制度も含めた経済的支援制度に関する学生・父母等への案内文書、相談体制に関する資料 □奨学金受給一覧(指定様式: II 教育活動-5) □学生便覧・ガイド、学校案内、募集要項、学校ホームページ等	
		9 学生のボランティア活動を含む課外活動に対する方針を明確にし、支援体制を整備し、適切に運用していること。	○課外活動は、学校として必要な支援体制を整備し、クラブ・サークル等の活動状況の把握、大会等への引率、助成金の交付等の具体的な活動支援を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ○ボランティア活動は、学校による支援体制を明確にして、受付、実績・実態の把握、活動の単位認定等を行うなどして支援していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□課外活動支援の規程等課外活動に対する支援体制が分かる資料 □大会等への引率、助成金など具体的な活動支援の内容、実績が分かる資料 □ボランティア活動の支援に関する規程等ボランティア活動支援の考え方が分かる資料 □学校による支援・推進体制、受付窓口等が分かる資料 □ボランティア活動報告等活動実績が分かる資料 □ボランティア活動の単位認定を行っている場合は認定規定等の資料	○平成11年文部大臣告示第184号に定める学修、告示10条1項関係(学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる)
		10 学生の責任ある行動に対する意識の醸成に向けた方針を明確にし、主権者教育や消費者教育に取り組んでいること。	○選挙権が18歳以上となったことに鑑み、選挙を通じた社会参加と果たすべき社会的義務、また自立した責任ある消費行動などを学生に伝達することに関する学校の姿勢や取組について、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□主権者教育や消費者教育などの計画・実施等の実績が分かる資料	
		11 退学率に関する目標を設定し、退学率の推移、要因を把握していること。また、学内に退学率の低減に向けた連携体制を整備し、適切に対応していること。	○退学率※に関する目標を設定した上で、それを教職員等に具体的に明示し、目標の達成度合い(成果)を確認している、また、退学の低減に向けた連携体制を整備した上で、退学の要因、傾向、各学年における退学者数等を把握しており、相談や指導経過の記録等に基づく学習面での指導体制を整備していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※退学率には、入学者に対する退学率、各学年在籍者に対する退学率、全在籍者に対する退学率等がある。分野によっては、留年・休学等を含めて修業年限内での卒業を目標としている例もあることから進級率等を目標として設定することも必要となる。	□退学者数・退学率に関して目標を定めた資料 □退学者数・退学率に関する目標を明示した資料 □過去3年間の退学者数・退学率の推移(指定様式: III 学習成果-4) □退学の要因、傾向、年次、推移等の分析資料 □退学に至るまでの相談、指導の経過記録 □退学低減に向けた連携体制、教員と事務職員の役割分担等が分かる資料 □学習面での相談・指導体制が分かる資料 □進級率に関する目標、休学及び留年への取組が分かる資料	○学校教育法施行規則第4条(学則への記載事項)、第28条(備えなければならない帳票)、第181条(入学、退学、休学等) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第3条(確認要件)二号ハ:直近3年の収容定員の充足率が8割未満でない
		12 キャリア形成等について卒業生への支援体制を整備し、適切に運営していること。	○同窓会※の組織と活動状況の把握、再就職、キャリアアップ等の卒業後の相談への適切な対応、卒業後のキャリアアップ等のための講座等の開講などについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※同窓会においては規程・規約等を整備し、名簿の管理や適正な会計処理、会員への情報公開等の活動が適切に行われている。	□同窓会に関する規程・規約、活動計画・報告等同窓会活動の内容、状況が分かる資料、記録 □再就職、キャリアアップなどの相談内容、実績が分かる資料 □キャリアアップ講座等の計画・案内・開講等の実績が分かる資料	
2	学生支援の検証、改善等	1 学生の意見、要望を適切に把握した上で、学校が行う学生支援の取組について検証し、改善に向けた取組を行っていること。	○学習支援、学校生活、施設・設備等の学習環境等、学校生活等に関する各種の満足度調査を行うなど、学生からの意見、要望を聴取、把握して分析する仕組みを整備し、学生の意見、要望に基づく改善活動の成果、課題などから、取り組みの内容を点検、評価して学生支援活動の改善に反映していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□学習支援、学校生活、施設・設備等学習環境の満足度調査の分析結果などの資料 □学生からの意見・要望を反映させた活動の点検、評価、改善に取組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録	○学校教育法第42条(学校評価) ○学校教育法施行規則第66条(自己評価)

大項目	中項目	小項目(評価の視点)	評価のポイント	参照資料(エビデンス)	参照する法令・基準等
		2 退学率の低減に向けた取組の適切性について検証し、改善に向けた取組を行っていること。	○要因分析、連携体制、相談対応、学習指導等の退学率低減に向けた活動による成果、課題などから、取り組みの内容を点検、評価し、退学防止に向けた対策等の改善を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□検証をもとに退学率低減に向けた取組の改善に取り組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録	
5 教育 実施 組織 ・ 教員 の マネ ジメン ト	1 教員の配置	1 教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保していること。	○教員※の確保、配置は、以下により行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ・授業科目担当者に求める能力・資質等を明確にした上で、専修学校設置基準に規定する要件(必要な資格等)を予め明示、確認して採用、配置している、また人材の確保は関連業界等と連携して行っている ・指定養成施設等においては、指定規則等に明記されている教員の資格・要件、配置基準、科目担当教員として必要な専門性や資質、人間性なども明確にして採用、配置している。 ・非常勤教員には、関連業界等と連携は勿論のこと、学校が授業科目を委嘱する要点として授業科目の目的、目標、内容等を予め明示している。 ※本項で教員は常勤及び非常勤の両方を表している。	□教員の能力・資質等に関する文書 □教員の資格要件等採用基準に関する文書 □教員の資格要件を確認していることが分かる資料 □教員の採用等に関して関連業界等との連携が分かる資料 □非常勤教員には授業科目の目的・目標、内容等を予め明示して委嘱していることが分かる資料、文書 □指定養成施設等の場合は、指定規則・基準、指導要領、ガイドライン等への対応が分かる資料 □別紙様式4総括表「教員の属性(専任教員)」	○学校教育法第9条(教員となれない者)、第128条(適合基準)1号(教員数)、第129条(校長及び教員) ○学校教育法施行規則第4条(学則への記載事項)、第27条(校長)、第28条(備えなければならない帳票)、第185条(校長及び教職員の配置) ○専修学校設置基準第2条第2項(教育上の基本組織)、第39条(教員数)、第41条(教員の資格) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)一号:実務経験を有する教員の担当する授業科目の配置、第3条(確認要件)四号の2:実務経験を有する教員の実務経験 ○指定養成施設等の場合は指定規則・基準、指導要領、ガイドライン等 △職業実践専門課程記入要項18.19
		2 教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。	○教員構成及び属性と教員一人当たりの授業時数等を把握し、週あたりの授業時間数が過大にならないように配慮した教員配置を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□教員名簿(指定様式: I 学校の現況-2) □授業分担表、時間割など教員の担当する授業時間数等が分かる資料	
	2 教員の募集、採用	1 教員の採用基準等を整備し、適正に運用していること。	○常勤教員の採用基準、採用手続等に関する基準、規程等、及び非常勤教員の委嘱に関する基準、手続き等を整備し適正に運用していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□常勤教員の採用基準、採用手続き等に関する規程 □非常勤教員の委嘱に関する基準、手続きに関する文書等	○労働基準法第1章(総則)、第2章(労働契約)、第3章(賃金)、第4章(労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇)、第9章(就業規則)
	3 教員の組織編制等	1 学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備していること。	○課程(学科)毎に必要な教員を配置した組織体制を整備していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□教員編成表、教員組織図等教員の組織体制が分かる資料	○学校教育法施行規則第4条(学則への記載事項)、第27条(校長)、第28条(備えなければならない帳票)、第185条(校長及び教職員の配置) ○専修学校設置基準第2条第2項(教育上の基本組織)
		2 教員組織における業務分担、責任体制を規程等で定めていること	○教員の業務分担※、責任体制を規程等に定めて、教員間の連携、協力体制を構築していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※業務分担には、担当科目やクラス運営、学科運営の他、校務分掌等で割り振られる業務も含まれる。	□校務分掌規程、校務分掌組織図等教員の業務分担・責任体制が分かる資料	
		3 教員間で連携、協力体制を構築していること。	○過程(学科)毎に、常勤教員は勿論、非常勤教員とも連携、協力し、授業内容、教育方法の検討、確認、連携、改善を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□常勤・非常勤を含む教員間の連携、協力体制が分かる資料 □教員会議等の記録	
	4 教員の資質向上等	1 教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	○教員の資質向上への取組として、教員の専門性、教授力の把握、評価を行っており、その上で必要な場合は研修等を計画的に実施していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□教員の専門性、教授力を把握・評価する仕組みが分かる資料、J実施の記録 □教員の専門性、教授力の把握・評価に基づく研修等の計画、J実施の記録	
		2 教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	○教員の資質向上のための研究活動、自己啓発、研修参加等への支援等のキャリア開発支援を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□自己啓発、キャリア開発を支援する制度等が分かる資料、教員の研究、研修等の事例	
		3 学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などに組織的に取り組んでいること。	○教員の資質、能力向上に向けた組織的な取組※の必要性から行われている、FD などを通じた教育内容、方法等の改善のための活動に取り組んでいることについて自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※組織的な取組には効果を検証し、改善を行うことも含まれる。	□FD活動の実施体制、計画、実績等が分かる資料	
	5 教員の専攻分野における実務に関する企業等と連携した研修の組織的な実施	1 教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にしていること。	○職業実践専門課程の認定要件項目。企業等との連携による、教員の専攻分野における実務に関する研修を教員研修規程等に規定し、年度の計画と実績を明確にして取り組んでいることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□別紙様式4記載項目3「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的にしていること修関係」 □教員研修規程 □専攻分野の実務に関する知識・技術、技能について企業等との連携による教員研修実績(指定様式: II 教育活動-3a) □授業及び指導力等を修得・向上するために企業等との連携による教員研修実績(指定様式: II 教育活動-3b) □専攻分野の実務に関する知識・技術、技能について企業等との連携による教員研修計画 □授業及び指導力等を修得・向上するために企業等との連携による教員研修計画	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)の要件4 △職業実践専門課程実施要項3(4)教員研修(内容)①② △職業実践専門課程記入要項34.~36.
2 教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にしていること。		○職業実践専門課程の認定要件項目。企業等との連携による、教員の授業及び指導力等を修得・向上のための研修※を教員研修規程等に規定し、年度の計画と実績を明確にして取り組んでいることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※この研修には学校団体によるものも含まれる。			
6 教育実施組織・教員のマネジメントの検証、改善等	1 教育実施組織・教員のマネジメントについて検証し、改善に向けた取組を行っていること。	○教員の確保、配置、組織編成、教授力等の向上に向けた取組、企業等と連携した研修活動等について点検、評価し、教員の資質向上と教育実施組織の改善に取り組んでいることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□検証をもとに教員の組織編成、配置等の改善に取り組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録 □検証をもとに研修、研究活動等、資質向上に向けた活動等の支援の改善に取り組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録	○学校教育法第42条(学校評価) ○学校教育法施行規則第66条(自己評価)	

大項目	中項目	小項目(評価の視点)	評価のポイント	参照資料(エビデンス)	参照する法令・基準等	
6 教育環境	1 教育環境の整備	1 専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を完備していること。	○施設・設備、機械器具等が専修学校設置基準、学校教育法及び施行規則、指定養成施設等の場合は指定規則、指導要領等、専攻分野における規則、基準等に適合、充実していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□施設・設備、機械器具等が設置基準、関係法令に適合していることを確認できる資料 □施設の概要(指定様式: I 学校の現況-3) □法令指定養成施設においては施設・設備、機械器具、備品の一覧	○学校教育法第128条(適合基準)2号(校地及び校舎)及び3号(設備) ○学校教育法施行規則第3条(学校の設置)、第28条(備えなければならない帳票) ○専修学校設置基準第44条(位置及び環境)、第46条(校舎等)、第49条・50条(設備)、第51条(他の学校等の施設及び設備の使用) ○指定養成施設等の場合は指定規則・基準、指導要領、ガイドライン等	
		2 学生の学習支援のための施設を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	○演習室、実習室等学生の学習支援のための施設を整備していること、学生の休憩・食事のためのスペースを確保していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□演習室、実習室等学習支援の施設が分かる施設の配置図等の資料 □学生の休憩、食事のスペース等が分かる施設の配置図等の資料		
		3 図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、学生に必要な応じ閲覧できるようにしていること。	○図書室は、専攻分野の教育及び学習に必要な図書を保有、拡充しているとともに、閲覧の環境を整備し、利用状況を踏まえた環境改善を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□図書室の配置図、閲覧座席数、図書室の利用ルール等閲覧環境が分かる資料 □図書、資料の所蔵数(指定様式: II 教育活動-4) □図書目録 □図書室利用状況が把握できる資料 □指定養成施設等の場合は、指定規則・基準、指導要領、ガイドライン等への対応が分かる資料		
		4 施設・設備のバリアフリー化に取り組んでいること。	○施設・設備のバリアフリー化への取組を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□施設・設備のバリアフリーの現状が分かる資料		
	2 施設・設備等の点検、改善等	1 施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	○施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等は体制を整えて適切に行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□施設・設備、機械器具等の管理体制と点検、補修の実施状況が分かる資料		
		2 施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	○施設の改築・改修、設備の更新計画を適切に作成していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□施設の改築・改修、設備の更新等の計画と実施状況が分かる資料		
	3 教育環境の検証、改善等	1 教育環境について検証し、改善に向けた取組を行っていること。	○施設・設備・機械器具等の法令、基準等への適合、充実、学生の学習及び生活支援のための施設・設備、バリアフリーの状況、施設・設備の維持・管理、改築・改修、更新等の計画について点検、評価し、教育環境の改善に取り組んでいることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□検証をもとに施設・設備等の教育環境の改善に取り組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録	○学校教育法第42条(学校評価) ○学校教育法施行規則第66条(自己評価)	
	7 設置法人の経営、財務	1 組織運営	1 設置法人は私立学校法及び寄附行為に基づく組織運営を適切かつ機能的に行っていること。	○理事会、評議員会は私立学校法、寄附行為に基づいて適正に開催し、必要な審議を行って議事録を作成している、寄附行為の改正は適正な手続きにより行っている、また、事業計画の確実な執行等理事会は適切に運営していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□学校法人においては寄附行為、理事会、評議員会の名簿、それ以外の場合は該当する資料 □学校法人においては理事会、評議員会の議事録、それ以外の場合は該当する資料 □評議員会への諮問状況を示す資料 □役員報酬規程等役員に対する報酬等の支給基準が分かる資料 □機能的な意思決定のための仕組み(常務理事会、担当理事による責任体制など)が分かる組織図、資料	○私立学校法第35条(役員)、第35条の2(学校法人と役員との関係)、第36条(理事会)、第37条(役員職務等)、第38条(役員選任)、第39条(役員兼職禁止)、第40条(役員補充)、第40条の2(忠実義務)、第41条、第42条、第43条(評議員会)、第44条(評議員選任)、第46条(評議員会に対する決算書等の報告) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)第二号:2名以上の学外者の理事への任命、第四号のロ:役員名簿
			2 文部科学大臣所轄の学校法人は事業に関する中期的な計画を策定していること。また、それ以外の法人においても策定に努めていること。	○文部科学大臣が所轄庁である学校法人にあっては事業に関する中期的な計画を策定していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。それ以外の法人においても、策定している場合は自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□設置法人の事業に関する中期的な計画	○私立学校法第45条の2(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等)第1項、第47条(財産目録等の備付け及び閲覧)
			3 設置法人は学校との意思疎通と連携を適切に行っていること。	○設置法人と学校が意思疎通と連携を円滑に行うために、それぞれの役割と権限、意思決定の範囲を明確にし、円滑かつ確実なコミュニケーションを図っており、そのために必要な教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□設置法人と学校の役割と権限、意思決定の範囲が分かる資料 □設置法人と学校との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料 □教職員からの情報や提案が活かされる仕組み及びその実施状況を示す資料	○私立学校法第35条(役員)、第35条の2(学校法人と役員との関係)、第36条(理事会)、第37条(役員職務等)、第38条(役員選任)、第39条(役員兼職禁止)、第40条(役員補充)、第40条の2(忠実義務)、第41条、第42条、第43条(評議員会)、第44条(評議員選任)、第46条(評議員会に対する決算書等の報告)
4 人事、給与に関する制度を整備し、適正に運用していること。			○教職員の採用基準、採用手続及び昇給・昇格、人事考課に関する基準・規程等、給与支給等に関する規程を整備し、適正に運用していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□採用に関する規程・基準等 □就業規則、人事規程、給与規程、退職金規程等 □昇給・昇格に関する規程等 □業績評価・人事考課に関する規程等	○労働基準法第1章(総則)、第2章(労働契約)、第3章(賃金)、第4章(労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇)、第9章(就業規則)	
5 教職員の勤務体制を整備し、労働時間を適切に管理していること。			○労働時間の管理について、自己評価報告書及び参照資料で確認する。特に教員においては授業及びその準備と学生指導関連業務以外にも学生募集を始めとした校務分掌等で割り振られる業務も含めた全体の業務量の把握、管理も含まれていることについても確認する。	□教職員の勤務体制、労働時間の把握、管理の仕組み等が分かる資料		
2 財務運営		1 規程を整備し、事業計画等に基づき予算を編成し、適正に執行管理を行い、毎年度終了後、速やかに決算に必要な整理を行い、計算書類を作成していること。	○予算規程、経理規程を整備し、事業計画等に基づく予算を編成し、予算の執行計画の策定と計画に基づくチェックを行い、予算超過が見込まれる場合、適切に補正措置を行っており、年度終了後には決算に必要な計算書類を作成していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□当該年度の予算方針、予算書及び過去1年間の当初予算書、補正予算書 □予算編成手順書 □予算規程、経理規程 □予算執行計画、執行状況の報告審議した理事会議事録 □補正を決議した理事会議事録	○私立学校法第45条の2(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等)第1項、第47条(財産目録等の備付け及び閲覧) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)第四号イ:財務諸表等の公表	
		2 設置法人は学校の教育活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。	○教育理念、教育目的を実現するための、中・長期の財政計画を策定していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□中・長期の財政計画 □中・長期の財政計画を決議した理事会議事録		

大項目	中項目	小項目(評価の視点)	評価のポイント	参照資料(エビデンス)	参照する法令・基準等
		3 設置法人は学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	○学校及び学校法人の中長期的な財務基盤が安定していることについて、以下により自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ・財務基盤は、主要な財務数値に関する財務分析を行っており、その上で、学校及び設置法の財務関係比率の自己評価における指標や目標を定めている。また、学校及び設置法人の財務関係比率はその指標、目標に照らして十分に達成している。 ・借入返済比率をはじめ、所轄庁が用いている設置認可時の財務指標などを参考に目標値を定め、過去3年間の資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録及び法人基本調査票、財務関係比率により確認している。	※学校会計基準に準拠した下記の計算書類 □過去3年間の資金収支計算書(資金収支内訳表、人件費支出内訳表を含む) □過去3年間の事業活動収支計算書(事業活動収支内訳表を含む) □過去3年間の貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表、基本金明細表、注記も含む) □過去3年間の財産目録及び法人基本調査票(計算書類の年度と一致した調査票) □過去3年間の財務関係比率(指定様式)(指定様式: V 財務-1~3)	○私立学校法第45条の2(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等)第1項、第47条(財産目録等の備付け及び閲覧) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)第四号イ:財務諸表等の公表、第3条第2号イ及びロ:直前3年の収支計算書の経常収支差、貸借対照表がマイナスでない ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第3条(確認要件)二号ハ:直近3年の収容定員の充足率が8割未満でない
	3 監査、財務情報の公表	1 私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施していること。	○監査は、監事は設置法人の業務及び財産状況を適切に示した監査報告書を作成し、理事会等に報告していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□理事会議事録 □監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料 □設置法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況などに対する監事の意見などを示す資料 □監事監査報告書	○私立学校法第35条(役員)、第37条(役員の職務等)、第38条(役員の選任)、第46条(評議員会に対する決算書等の報告)、第47条(財産目録等の備付け及び閲覧) ○私立学校法施行規則第4条の4、学校法人会計基準第1条(学校法人会計の基準)、第4条(計算書類) ○私立学校振興助成法第14条(補助金を受ける学校法人)
		2 公認会計士等による外部監査を義務付けられている法人は、監事の監査に加えて公認会計士による外部監査を実施していること。また、それ以外の法人においても外部監査の実施に努めていること。	○公認会計士等による外部監査を義務付けられている法人は、監事の監査に加えて、公認会計士による外部監査を実施し、また監査時における改善意見を記録し、適切に対応していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。それ以外の法人においても、実施している場合は自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□公認会計士による監査報告書 □監査指摘事項及びその回答書(財務改善計画書)	
		3 私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適正に運用していること。	○財務公開規程を整備し適正に運用しており、公開※が義務づけられている財務帳票、事業報告書を作成し、財務公開の実績を記録していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※公開方法については学校ホームページに掲載するなどの積極的な公開に取り組んでいる。	□財務公開規程 □公開する財務帳票、事業報告書 □閲覧者名簿など財務公開実績が確認できる資料 □法人ホームページ、学校ホームページ	○学校教育法第43条(情報提供) ○私立学校法第47条(財産目録等の備付け及び閲覧) ○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)の要件7 ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)第四号イ:財務諸表等の公表、第四号4:公表の方法
	4 経営、財務の検証、改善等	1 設置法人は組織運営・財務の適切性について検証し、改善に向けた取組を行っていること。	○設置法人の組織運営、財務運営、監査・財務情報の公表について点検、評価し、それぞれの改善に取り組んでいることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□検証をもとに設置法人が組織運営、財務運営、監査・財務情報の公表の改善に取り組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録	○学校教育法第42条(学校評価) ○校教育法施行規則第66条(自己評価)
8 学校運営	1 関係法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営	1 専修学校設置基準及び関係法令等を遵守し、学校運営を適正に行っていること。	○専修学校設置基準及び関係法令等に基づき学校運営を適正に行っており、必要な諸届等を適正に行っている、また、学校運営に必要な規則、規程等を整備し適正に運用していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□専修学校設置基準及び関係法令等への適合を点検した以下の資料 ①法令等による基本要件適合性の自己点検シート及び別添様式1~6 ②職業実践専門課程認定要件充足状況の自己点検シート及び別添様式4、 ③指定養成施設等は養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート ④修学支援新制度の機関要件確認の有無の点検シート □学則改正等の所轄庁への届出の控え □所轄庁への申請、届出等の所管部署が分かる資料 □学校運営に関する規程集、規程・規則・細則等のリスト	○学校教育法第128条(適合基準)、第131条(監督官庁への届出) ○学校教育法施行規則第188条及び第189条(変更の届出の準用) ○専修学校設置基準 ○学校保健安全法 ○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規定 ○私立学校法関連条項 ○指定養成施設等の場合は指定規則・基準、指導要領、ガイドライン等
		2 ハラスメントの防止のための方針を明確化し、教職員、学生等に周知、啓発を行うとともに、相談及び適切に対応に必要な体制を整備し、適正に運用していること。	ハラスメントの防止のための方針を明確化し、教職員、学生等※に周知、啓発を行っている、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備し、事実があると思われるときの対応、措置手順等に基づき適正に運用している、また再発防止にむけた措置を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。 ※取引業者を始めとした学校運営に関係する者も含まれる。	□ハラスメント防止の方針を明記した文書 □ハラスメントに関する周知、啓発の実績が分かる資料 □ハラスメントに関する相談、対応の体制が分かる資料 □事実があると思われるときの対応、処置、再発防止措置等を明記したマニュアル等の運用資料 □学生便覧・ガイド、学校案内、学校ホームページ等	○大学等における修学の支援に関する法律及び施行規則 ○労働施策総合推進法第30条の2(雇用管理上の措置等)、男女雇用機会均等法第11条(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)、第11条の3(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)、育児・介護休業法第25条(職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等) ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係省令等の施行について」(R2.3.26総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課事務連絡) ○セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について(周知)R5.7.23文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
		3 コンプライアンスに関する相談窓口を設置し、適正に運用するとともに、教職員、学生に対し周知、啓発を行っていること。	○コンプライアンスに関する相談窓口を設置して適正に対応しており、教職員、学生に対し周知、啓発を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□コンプライアンスに関する相談体制がわかる資料 □コンプライアンスに関する周知、啓発の実績がわかる資料、学生便覧・ガイド	○公益通報者保護法第11条(事業者がとるべき措置)第1項、第2項、第3項
		4 公益通報制度に基づく体制を整備し、適正に運用していること。	○対応業務担当者の指定、受付窓口の設置、規程の策定、受け付けた通報の調査・是正措置、独立性を確保した体制の整備、また、教職員への研修、学生への啓発について、実施内容、整備に向けた進め方等を自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□受付、相談対応、処理手順等の体制整備等公益通報制度への対応が分かる資料 □公益通報にに関する研修、啓発等の実績が分かる資料 □公益通報制度に基づく □学生便覧・ガイド、学校案内、学校ホームページ等	
		5 個人情報保護に関する方針、規程、取扱要領等を定め、体制を整備し、適正に運用していること。	○個人情報保護に関する方針、規程、取扱要領等を定め、体制等を整備し適正に運用している、取扱には学校が開設したサイトの情報漏えい等の防止策も含んでおり、また、教職員と学生に対し、個人情報管理に関する啓発、教育を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	□個人情報保護方針、個人情報保護規程、セキュリティポリシー、個人情報保護に関する組織体制が分かる資料 □個人データを蓄積した電磁記録の取扱要領等 □漏えい防止・事故発生時マニュアル等防止体制が分かる資料 □個人情報保護に関する啓発、教育の実績が分かる資料、 □学生便覧・ガイド、学校案内、募集要項、学校ホームページ等	○個人情報保護法 ○個人情報の保護に関する基本方針 ○個人情報の保護に関する法律施行令及び施行規則 ○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン ○教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(文部科学省)

大項目	中項目	小項目(評価の視点)	評価のポイント	参照資料(エビデンス)	参照する法令・基準等			
	2	学校の運営組織	1	学校運営に必要な組織体制を整備していること、また、組織運営に必要な規程等を整備し、適正に運用していること。	<input type="checkbox"/> 学則、組織規程、学校運営組織図など事務組織体制が分かる資料 <input type="checkbox"/> 校務分掌規程、校務分掌組織図等の学校運営体制が分かる資料 <input type="checkbox"/> 学則、学校運営に関する諸規程一覧及び諸規程 <input type="checkbox"/> 会議、委員会の規程(位置づけ、目的、構成員、審議・決定事項等の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 会議、委員会の記録 <input type="checkbox"/> 規程等の改正を審議した会議、委員会の記録及び改正履歴が分かる規程、規則	<input type="checkbox"/> 学校教育法第128条(適合基準)、第129条(校長及び教員) <input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第4条(学則への記載事項)、第27条(校長)、第28条(備えなければならない帳票)、第185条(校長及び必要な教職員の配置) <input type="checkbox"/> 専修学校設置基準第2条第2項(教育上の基本組織)、 <input type="checkbox"/> 大学設置基準第7条(教育研究実施組織等)		
			2	学校運営に関わる教職員の資質、能力向上に向けた取組を組織的に行っていること。	<input type="checkbox"/> 学校運営に携わる教員、事務職員の業務遂行のために必要な資質、能力開発に向けた研修等の取組を組織的に行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 研修規程、研修計画・実施の記録 <input type="checkbox"/> 育成制度などが分かる資料 <input type="checkbox"/> 学校運営に必要な教職員の資質、能力開発に向けたSD(Staff Development)などへの取り組みが分かる資料		
	3	運営方針、事業計画・予算、重点目標等	1	中長期的な計画等を策定し、当該計画との整合性のある年度運営方針、事業計画・予算、重点目標を策定していること。また、計画の執行体制を明確にするとともに進捗管理を適切に行っていること。	<input type="checkbox"/> 学校の中長期的な計画、年度の運営方針、事業計画・予算、重点目標の決定に必要な審議を行い、明確に定め、その記録を作成し、それらを文書化して教職員等に周知している、事業計画・予算には事業目標、執行体制、業務分担等と進捗管理及び見直しの時期、内容を明確にしていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 運営方針、事業計画・予算、重点目標、中長期的な計画等の決定に関する理事会等の議事録 <input type="checkbox"/> 運営方針、事業計画書・予算、重点目標、中長期的な計画等を明記した資料 <input type="checkbox"/> 教職員への周知文書、説明の記録 <input type="checkbox"/> 事業計画・予算の目標、執行、業務分担、進捗状況が分かる資料	<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票) <input type="checkbox"/> 私立学校法第45条の2(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等)第1項	
			4	学校における安全対策・防災組織	1	学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定しており、防犯体制、授業中に発生した事故等対応、薬品等の危険物の管理、廃棄物等の処理等の管理、担当教員の明確化などによる学外実習等の安全管理体制の整備などについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法に基づく学校安全計画 <input type="checkbox"/> 防犯体制、教職員の役割分担、対応手順などが分かる資料 <input type="checkbox"/> 授業中に発生した事故等への教職員の対応手順などが分かる資料 <input type="checkbox"/> 危険物台帳、チェック表等の危険物の管理状況の分かる資料 <input type="checkbox"/> 廃棄物等のマニュアル等 <input type="checkbox"/> 学外実習等の安全管理体制、教職員の対応手順などが分かる資料
	5	学校運営の検証、改善等	1	学校運営について検証し、改善に向けた取組を行っていること。	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守、運営組織、運営方針、事業計画・予算、重点目標等、学校安全対策等について点検、評価し、学校運営の改善に取り組んでいることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 検証をもとに学校運営の改善に取り組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録	<input type="checkbox"/> 学校教育法第42条(学校評価) <input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価)	
			2	火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	<input type="checkbox"/> 防災(消防)計画の策定と所轄の消防署への届出、防災(消防)訓練の定期的な実施と記録保存、法令に基づく消防設備等の整備及び保守点検と改善対応、大規模災害時における地域等との連携体制の整備、教職員、学生に対する防災研修、教育を行っていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 所轄消防署に届け出た防災(消防)計画 <input type="checkbox"/> 実施要項等防災(消防)訓練を定期的実施していることが分かる資料、実施記録 <input type="checkbox"/> 消防設備等の保守点検に基づき、改善、補修等を行っていることが分かる資料 <input type="checkbox"/> 防災に関する情報伝達、周知のための研修、教育の計画、案内、開講等の実績資料 <input type="checkbox"/> 大規模災害時における地域等と防災協定などの連携内容、体制などが分かる資料	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第32条(専修学校の保健管理等) <input type="checkbox"/> 消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)	
	9 学校評価と教育情報公表	1	学校評価の実施と結果の公表	1	学校評価に関する方針を明確にしていること。	<input type="checkbox"/> 職業実践専門課程の認定要件に関わる項目。学校評価(自己評価と学校関係者評価)により教育の質保証に取組む基本的な方針について、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 学校評価(自己評価と学校関係者評価)の実施に関する方針を明記した資料 <input type="checkbox"/> 使用する基準及び評価の仕組みが分かる資料	<input type="checkbox"/> 学校教育法第42条(学校評価) <input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価) <input type="checkbox"/> 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)の要件5及び6 <input type="checkbox"/> 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)第四号ニ:学校関係者評価の結果 <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程実施要項3(5)学校関係者評価の実施、公表、 <input type="checkbox"/> 企業等委員の参画 <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程記入要項37.~43.
				2	自己評価の実施体制を整備し、自己評価を実施し、結果を公表していること。	<input type="checkbox"/> 職業実践専門課程の認定要件に関わる項目。学則及び規程等により自己評価の実施体制を整備した上で、自己評価委員会等の実施組織により毎年度定期的に取り組んでおり、評価結果は報告書に取りまとめ、学内及び学外に公表していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 学則、学校評価規程・実施要項、評価項目 <input type="checkbox"/> 評価体制、実施要領、スケジュール等自己評価を毎年度定期的実施していることが分かる資料 <input type="checkbox"/> 評価活動経過の記録、自己評価を所管する委員会等の記録 <input type="checkbox"/> 自己評価報告書 <input type="checkbox"/> 学内外への公表方法、公表資料	
				3	学校関係者評価の実施体制を整備し、学校関係者評価を実施し、結果を公表していること。評価を行うために、設置課程・学科の関連業界等からの委員を適切に選任した学校関係者評価委員会を設置していること。	<input type="checkbox"/> 職業実践専門課程の認定要件項目。学則及び学校関係者評価の実施に関する規程等を整備した上で、学校関係者評価委員会を設置して、自己評価結果に対する評価を毎年度定期的に取り組んでおり、評価結果を報告書に取りまとめ、学内及び学外に公表し、結果を活用していることについて自己評価報告書及び参照資料で確認する。 <input type="checkbox"/> 学校関係者評価委員会は、設置課程・学科の関連業界等からの委員をはじめとした企業等の役員又は職員その他必要な委員(父母等、卒業生等)により組織していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 別紙様式4記載項目4「学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること関係」 <input type="checkbox"/> 学則、学校関係者評価規程・実施要項、評価項目 <input type="checkbox"/> 学校関係者評議員会の記録 <input type="checkbox"/> 学校関係者評価報告書 <input type="checkbox"/> 学内外への公表方法、資料 <input type="checkbox"/> 学校関係者評価委員会名簿及び委員の選任理由(指定様式: VI内部保証-1)	
	2	学校評価に基づく改善の取組	1	学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	<input type="checkbox"/> 自己評価と学校関係者評価の結果に基づき、学校教育と学校運営の質改善と向上に一体的な取組を行っており、評価結果を基に改善目標と実施計画を建てて取組、取組状況の把握と結果確認により点検、評価して、更なる改善に役立てる仕組みが機能していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 自己評価及び学校関係者評価の結果に基づき改善に取り組んでいることが分かる資料、記録 <input type="checkbox"/> PDCAサイクルを活用して取組んだ具体的な改善事例	<input type="checkbox"/> 学校教育法第42条(学校評価) <input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価)	

大項目	中項目	小項目(評価の視点)	評価のポイント	参照資料(エビデンス)	参照する法令・基準等			
	3	教育情報の公表	1	教育活動その他の、学校運営の状況に関する情報、及び認定された職業実践専門課程に関する情報を公表していること。	<input type="checkbox"/> 職業実践専門課程の認定要件項目。専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインに規定する情報を公表するとともに定期的に更新している、また、職業実践専門課程の別紙様式4は、文部科学省の示す要項に従いその年度の最新版により学校ホームページに公表していることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 別紙様式4記載項目5「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること関係」 <input type="checkbox"/> 専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインの項目と公開している情報(指定様式:VI内部保証-2) <input type="checkbox"/> 学校ホームページの情報公開ページ <input type="checkbox"/> 公開している職業実践専門課程の別紙様式4	<input type="checkbox"/> 学校教育法第43条(情報提供) <input type="checkbox"/> 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)の要件7 <input type="checkbox"/> 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条(確認要件)第四号:教育情報の公表 <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程実施要項3(7)教育情報提供、4.認定過程に関する情報提供 <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程記入要項44.~47.	
	4	学校評価と教育情報公表の検証、改善等	1	学校評価と教育情報公表の適切性について検証し、改善に向けた取組を行っていること。	<input type="checkbox"/> 自己評価、学校関係者評価の実施と結果公表、評価結果に基づく改善への取組、教育情報等の公表内容、方法について点検、評価し、学校評価と情報公表の改善に取り組んでいることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 検証をもとに学校評価と教育情報公表の改善に取り組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録	<input type="checkbox"/> 学校教育法第42条(学校評価) <input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価)	
10	社会貢献	1	社会貢献の方針と取組	1	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献に関する方針を明確にし、社会貢献・地域貢献への取り組みを行っていること。	<input type="checkbox"/> 社会的な活動における企業、学校、行政、地域等との連携に関する方針等を整備し、学校が組織的に行う取り組み、学校としての取り組みの姿勢を明確にしておき、施設・設備等の開放、高等学校等が行うキャリア教育への協力、地域を対象の公開講座、社会人の学び直し支援や厚労省関係の雇用促進事業等への対応を明確にしていることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 社会貢献、地域貢献に関する学校の方針を明記した資料 <input type="checkbox"/> 企業、学校、行政、地域等との連携活動に関する方針・協定等 <input type="checkbox"/> 社会活動への参加に関して学校としての取り組みの姿勢が分かる資料 <input type="checkbox"/> 地域の諸活動への参加、支援状況の実績が分かる資料 <input type="checkbox"/> 高等学校等の職業教育・キャリア教育への教員派遣や実習施設の提供など支援の実績が分かる資料 <input type="checkbox"/> 生涯学習等公開講座の計画、案内、開講等の実績が分かる資料 <input type="checkbox"/> 社会人の学び直し支援や厚労省関係の就労支援、職業実践教育訓練や非正規雇用労働者のための訓練制度等雇用促進事業への対応が分かる資料	<input type="checkbox"/> 雇用保険法に基づく厚労省関係の職業実践教育訓練や非正規雇用労働者のための訓練制度等
	2	社会貢献活動の検証、改善等	1	社会貢献、地域貢献活動の適切性について検証し、改善に向けた取組を行っていること。	<input type="checkbox"/> 社会貢献、地域貢献に関する方針等に基づくそれぞれの取組の成果、課題について点検、評価し、社会貢献活動の改善に取り組んでいることについて、自己評価報告書及び参照資料で確認する。	<input type="checkbox"/> 検証をもとに社会貢献、地域貢献活動の改善に取り組んでいることを確認できる資料、検討会等の記録	<input type="checkbox"/> 学校教育法第42条(学校評価) <input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価)	

法令等による基本要件等への適格認定版評価基準

- 1 職業実践専門課程に認定された課程（学科）を設置する専門学校（以下「学校」という。）に対する、法令等による基本要件等への適合性等（引続き要件に適合、充足しているか）の確認・評価（以下「適格認定」という。）を行う基準は以下のとおりとする。

- 基準 1. 学校は、学校教育法第 124 条～第 135 条及び学校教育法施行規則第 180 条～第 189 条による基本要件（努力義務の要件を含む、以下同じ。）を満たしている。
- 基準 2. 学校は、専修学校設置基準による基本要件を満たしている。
- 基準 3. 学校は、学校保健安全法第 32 条による基本要件を満たしている。
- 基準 4. 学校は、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第 2 条による認定要件を満たしている。
- 基準 5. 学校のうち養成施設にあっては、指定要件を満たしていることを所轄先に報告している。
- 基準 6. 学校は、大学等における修学の支援に関する法律第 7 条による確認（以下「修学支援新制度の機関要件確認」という。）の有無を確認している。

- 2 適格認定は、学校の希望により、学校の自己点検結果に対する第三者評価機関が行う確認・評価により行う。

- 3 学校が行う自己点検は以下により行い、法令等に定める要件等の遵守状況（引続き要件を満たしているか）を点検する。

- 基準 1～3：法令等の基本要件適合性の自己点検シート
- 基準 4：職業実践専門課程の認定要件充足状況の自己点検シート
- 基準 5：養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート
- 基準 6：修学支援新制度の機関要件確認の有無の点検シート

- 4 第三者評価機関は、提出された点検結果を記入した「自己点検シート」と添付された「点検文書（エビデンス）」により、学校の自己点検結果が適切かつ妥当なものであることを確認し、適格認定を行う。

- 5 第三者評価機関の確認・評価は、「自己点検シート」の項目別に行い、総評を付記する。項目別の評価結果には以下の標語を用いる。

- 基準 1～4
 - ・適合：適合・充足を確認した場合
 - ・要改善：適合・充足を確認できないが、適合・充足に向けた内容と進め方が記入されている場合

○基準 5、6

- ・確認済：記入された内容と「点検文書（エビデンス）」の確認による

6 基準 1～4 の全項目の「適合」及び基準 5、6 の「確認済」をもって適格認定とする。

7 第三者評価機関による評価結果は、学校との対応協議を経た上で、第三者評価機関のホームページに掲載して公表する。

以上

法令等による基本要件等への適格認定版評価の手引き

1 対象とする専門学校

法令等による基本要件等への適合性等の適格認定は、職業実践専門課程の設置認定校を対象に実施する。

2 点検・評価する要件

適格認定を行う法令等による要件は以下のとおりとする。

- (1) 学校教育法、学校教育法施行規則、専修学校設置基準及び学校保健安全法（以下「法令等」という）による、努力義務の要件を含む基本要件
- (2) 職業実践専門課程の認定要件
- (3) 養成施設にあつては指定要件充足の報告等
- (4) 修学支援新制度の機関要件確認の有無

3 点検・評価の仕組み

適格認定は以下により行う。

- (1) 学校が行う自己点検
- (2) 学校の希望により第三者評価機関が行う、学校の自己点検結果に対する確認・評価

4 学校が行う自己点検

- (1) 法令等による基本要件への適合性の自己点検

法令等による基本要件は「自己点検シート」及び「点検文書（エビデンス）」により行い、法令等に定める要件等の遵守状況（引続き要件に適合しているか）を点検する。

- ① 学校は、「自己点検シート」の「点検項目」毎に「点検する内容等」について「点検文書（エビデンス）」を確認することにより基本要件への適合性を点検する。
 - ・点検の結果は「点検結果」欄に以下を記入する。
 - ：適合している場合
 - △：適合していない場合
 - ・△の場合は、適合に向けた内容と進め方を「改善状況（課題）」欄に簡潔に記述する。
- ② 「点検文書（エビデンス）」は、前年度の状況を記入した別添様式1～6と指定された文書等を整備してリストを作成する。

- (2) 職業実践専門課程の認定要件の充足状況の自己点検

職業実践専門課程の認定要件は「自己点検シート」及び「点検文書（エビデンス）」により行い、職業実践専門課程の認定後における遵守状況（引続き要件を充足しているか）を点検する。

- ① 学校は、「自己点検シート」の「点検項目」毎に「点検する内容等」について「点検文書（エビデンス）」を確認することにより認定要件の充足状況を点検する。

・点検の結果は「点検結果」欄に以下を記入する。

充足している場合：○

充足していない場合：△

・△の場合は、充足に向けた内容と進め方を「改善状況（課題）」欄に簡潔に記述する。

② 「点検文書（エビデンス）」は、別紙様式 4 及び前年度の状況を記入した別紙様式 2～3 と添付資料、認定後変更があった場合は別紙様式 5～8、その他の点検文書等を整備してリストを作成する。

(3) 養成施設の指定要件充足の法令に基づく報告等の自己点検

養成施設における指定規則、指導ガイドライン等による指定要件充足の点検は、法令に基づく報告等の確認を「自己点検シート」及び「点検文書（エビデンス）」により行う。

① 学校は、「自己点検シート」の該当欄に指定及び指定後の報告等に関する事項を記入する。

② 「点検文書（エビデンス）」は、法令に基づく所轄先への前年度または直近の報告文書等の控え（コピー）を整備してリストを作成する。

(4) 修学支援新制度の機関要件確認の有無

修学支援新制度の機関要件は、毎年度所轄先から更新の確認を受け、内容を学校のホームページ上に公表する仕組みであることから、所轄先による機関要件確認の有無を「自己点検シート」への記入により確認する。

(5) 点検結果の保管

学校は、「自己点検シート」、「点検文書（エビデンス）」及びリストをデータとして保管する。

5 第三者評価機関が行う適格認定

学校が行った法令等による基本要件等への適合性等の自己点検結果について、第三者評価機関による適格認定を希望する場合は、第三者評価機関は、以下により自己点検結果の確認・評価を行う。

この確認・評価は、学校が希望する場合は、後述する第三者評価の第 1 段階として位置付ける。

(1) 学校による書面提出

学校は、点検結果を記入した「自己点検シート」と「点検文書（エビデンス）」及びリストのデータを第三者評価機関に提出する。

(2) 第三者評価機関が行う確認・評価の方法

第三者評価機関による確認・評価は、書面調査及び訪問調査により行う。

① 書面調査

提出された「自己点検シート」の点検結果を「点検文書（エビデンス）」により照合、確認し、「点検項目毎」に学校の自己点検結果を確認・評価する。

② 訪問調査

書面審査の後、訪問調査を行う。訪問調査では「自己点検シート」と「点検文書（エビデンス）」に基づき施設・設備、帳票類・記録等の確認に合わせて、学校の教育活動及び運営状況、また「改善状況（課題）」に記述がある場合は内容と進め方等についてヒアリングを行い、評価に必要な具体的な内容等を確認する。

(3) 結果の通知及び公表

① 確認・評価結果

ア) 法令等による基本要件及び職業実践専門課程の認定要件

確認・評価の結果は、総評及び「自己点検シート」の「改善状況（課題）」の右隣に「評価結果」欄を設け、「点検項目毎」「点検の内容等」毎に以下の標語により記入する。

- ・適合：適合・充足を確認した場合：
- ・要改善：適合・充足を確認できないが、適合・充足に向けた内容と進め方が記入されている場合

※「要改善」と評価した項目は、改善経過期間後（次回評価の前年度）に改めて確認・評価を行い、適合・充足を確認した場合は「適合」とする。

イ) 養成施設の法令に基づく報告等及び修学支援新制度の機関要件確認の確認

確認・評価の結果は「自己点検シート」の右端に「確認」欄を設け、「確認済」を記入する。

② 適格認定

上記ア)の全項目が「適合」、及びイ)が「確認済」をもって適格認定とする。

③ 通知及び公表

- ・第三者評価機関による確認・評価の結果は、学校に通知する。
- ・第三者評価機関は、確認・評価結果に対する学校との対応協議を経た上で、各基本要件等に対する評価結果及び総評を第三者評価機関のホームページに掲載して公表する。
- ・「要改善」の項目がある場合は、改善経過期間後（次回評価の前年度）、該当項目への適合・充足を確認し、「適合」とした後に公表する。

(4) 有効期間

適格認定の有効期間は、認定した年を含め5年間とする。

(5) 適格認定の第三者評価における位置づけ

第三者評価においては、評価基準を区分して以下の2段階に構成している。

- ・法令等の基本要件等への適合性等の評価（第1段階）
- ・教育活動・学校運営等の質の向上に向けた活動の評価（第2段階）

このため、学校が適格認定（自己点検結果の第三者評価機関による確認・評価）を受けた後に、第三者評価を受審する場合は、適格認定を第三者評価の第1段階評価として位置付け、評価結果を「点検文書（エビデンス）」として提出することにより、第三者評価基準の該当する評価項目の評価に充当する。

これにより、実際の第三者評価は、評価基準の第2段階に該当する項目に対する確認・評価により行うことになる。

6 自己点検シート及び点検文書（エビデンス）の記入要領

学校が行う法令等による基本要件等への適合性等の点検は以下の「自己点検シート」を使用する。

- (1) 法令等の基本要件適合性の自己点検シート
- (2) 職業実践専門課程の認定要件充足状況の自己点検シート
- (3) 養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート
- (4) 修学支援新制度の機関要件確認の有無の点検シート

- (1) 法令等の基本要件適合性の自己点検シート

法令等の基本要件適合性の自己点検シートは、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、専修学校設置基準及び学校保健安全法による基本要件等へ適合性等を自己点検するチェックシートであり、以下の記載項目により構成し、点検項目には6区分を設けている。

（点検項目の区分）

1. 教育の目的・基本組織
2. 教育課程・授業方法
3. 校長・教員
4. 教育施設・設備関係
5. 学校評価・情報公開
6. 学校保健・学校安全

（1. 教育の目的・基本組織項目の例）

点検項目	点検する内容等	点検結果	改善事項 （課題）	点検文書 （エビデンス）	根拠条項等	適合要件
1. 学校の目的	○学則に目的の記載の有無、 ○学則に以下により教育を行う学校であることの記載の有無、有の場合規定条文			□学則 □別添様式 1-1（設置要項） □別添様式 3（学級編成表）、 ※別添様式（以下「様式」という。） には以降全て前	○学校教育法第 124 条（専修学校）	○専門学校は職業若しくは实际生活に必要な能力を育成、教養の向上を図ることを目的として次による組織的な教育を行う学校である

1. 修業年限が一年以上			年度の状況を記載する □前年度の学校基本調査票の写し		1. 修業年限が一年以上 2. 授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3. 教育を受ける者が常時 40 人以上
--------------	--	--	-------------------------------	--	--

(記載項目の説明)

- 「点検項目」は、区分内に基本要件への適合性を点検する合計 61 の項目を設けている
- 「点検項目」には、基本要件に基づく具体的な「点検する内容等」をそれぞれに設けている。

「点検する内容等」に示している事項・内容への適合の有無を、「点検文書(エビデンス)」に記載する別添様式と指定する文書等により点検する。

なお、学校教育法関連の要件は、条文の準用による項目の重複も多いことから、できるだけ整理して掲載している。

- 点検の終了した「点検文書(エビデンス)」は、□に✓を記入する。
- 「点検結果」は、点検した結果を、以下により記入する。
適合している場合：○
適合していない場合：△
- 「改善事項(課題)」は、「点検結果」に△を記入した場合に、適合に向けた内容と進め方(いつまでに何をどのように行うか等)を簡潔に記述する。
- 「点検文書(エビデンス)」は、「点検する内容等」に示している基本要件への適合性の点検に必要な別添様式と文書等を列記している。これらは自己点検に必須の文書であり、別添様式は前年度の状況を記入したものを整備する。
- 「根拠条項等」は、「点検する内容等」に示す基本要件等を規定している法令条項(準用を含む)を参考として明記している。
- 「適合要件」は、「根拠条項等」に掲載の条文に示されている内容(要件)を参考とし明記している。

(2) 職業実践専門課程の認定要件充足状況の自己点検シート

職業実践専門課程の認定要件充足状況の自己点検シートは、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第 2 条による認定要件へ適合性等を自己点検するチェックシートであり、以下の記載項目により構成している。

(1. 専門士・高度専門士の認定の例)

点検項目	点検する内容等	点検結果	改善事項(課題)	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
1. 専門士・高度	○課程修了者の称号(専門士又は高			□学則	○専修学校の専門課程における職業	○修了者が専門士又は高度

専門士の 認定	度専門士) を学則 に規定している			□別紙様式 4 (1ページの 該当欄) ※以下別紙様 式は全て前年 度の状況を記 載したもの	実践専門課程の認 定に関する規程第 2 条 (認定) 要件 1 △専修学校の専門 課程の修了者に対 する専門士及び高 度専門士の称号の 付与に関する規程 第 2 条 (専門士の 称号)、第 3 条 (高 度専門士の称号) △学校教育法第 125 条 (専門課程)、第 126 条 (専門学 校)	専門士と称す ることができ る専修学校専 門課程として 文部科学 大 臣が認めた課 程であること
------------	----------------------	--	--	--	---	--

(記載項目の説明)

○「点検項目」は、以下の認定要件 8 項目と認定後に変更があった場合の手続きに関する項目をその他として列記している。

1. 専門士・高度専門士の認定
2. 企業等と連携した教育課程編成
3. 企業等と連携した実習・演習の授業
4. 企業等と連携した教員の研修
5. 学校関係者評価の実施と公表
6. 学校関係者評価における関係企業等の役員等の参画
7. 企業等に対する教育活動・学校運営に関する情報提供
8. 認定課程に関する情報の提供
9. その他

○「点検する内容等」は、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に関する実施要項」に示された各認定要件の具体的な内容を示している。

「点検する内容等」に示している事項・内容への充足状況を、「点検文書 (エビデンス)」に記載する別紙様式と指定する文書等により点検する。

○点検の終了した「点検文書 (エビデンス)」は、□に✓を記入する。

○「点検結果」は、点検した結果を以下により記入する。

充足している場合：○

充足していない場合：△

○「改善事項 (課題)」は、「点検結果」に△を記入した場合に、充足に向けた内容と進め方 (いつまでに何をどのように行うか等) を簡潔に記述する。

- 「点検文書（エビデンス）」は、「点検する内容等」に示している認定要件への充足状況の点検に必要な別紙様式 4 及び前年度の状況を記入した別紙様式 2～3 と添付資料、認定後の変更手続きに使用する別紙様式 5～8、その他の点検文書等を列記している。自己点検の必須文書であり、別紙様式 2～4 は前年度の状況を記入したものを整備する。
- 「根拠条項等」は、「点検する内容等」に示す認定要件の内容を規定している法令条項（準用を含む）と関連する法令条項を参考として明記している。
- 「認定要件」は、根拠条項等の条文に示された内容（要件）を参考とし明記している。

(3) 養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート

養成施設の場合は、法令に基づく報告等を所轄先に定期的に行わなければならないことから、指定を受けている学科は、記載項目に従って指定に関する事項を記入し、法令に基づく報告等を行っていることを確認する。「点検文書（エビデンス）」として、法令に基づき所轄先に提出した前年度または直近の報告文書の控え（コピー）を添付する。

（記入例）

学科名	指定年度	指定法令	指定（認定）基準 指定（認定）要領・ガイドライン等	点検文書（エビデンス） 報告等の名称と提出年月日
〇〇〇学科	平成 〇年度	〇〇〇法	〇〇〇養成施設指定規則 〇〇〇養成施設指導ガイドライン	・政令〇〇条の規定に基づく報告 ・令和〇年〇月〇日提出

(4) 修学支援新制度の機関要件確認の有無の点検シート

修学支援新制度の機関要件は、「点検する内容等」に示している内容に従い、「点検結果」に標語を記入し、所轄先による機関要件確認の有無を確認する。

○：確認を受けている（更新確認を含む）

△：確認を受けていない

（記入例）

点検する項目	点検する内容等	点検結果	根拠条項等
文部科学大臣等により、授業料等減免を行おうとする大学等の確認の有無	○：確認を受けている ・確認申請書又は更新確認申請書（様式第 2 号の 1-②、様式第 2 号の 2-①、様式第 2 号の 3、様式第 2 号の 4-②までの申請書の部分）をインターネットの利用により公表している △：確認を受けていない	○	○大学等における修学の支援に関する法律第 7 条（大学等の確認） ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 2 条、第 3 条（大学等の確認要件）、第 5 条（確認の申請等）第 1 項（確認申請書の提出）、第 3 項（更新確認申請書の提出）

(5) 点検文書（エビデンス）

法令等による基本要件等への適合性等の点検は、「自己点検シート」の「点検項目」毎に「点検する内容等」について「点検文書（エビデンス）」を確認することにより行う。

このため「点検文書（エビデンス）」には、「点検する内容等」に示す内容の点検に必要な様式と文書等を列記している。これらは基本要件等への適合性等を点検、評価する根拠となる資料であり、以下を必須の文書として示している。

- ① 前年度の状況を記入した指定様式
- ② 学則を始めとした指定文書
- ③ 要件が示す内容を明記した規程、記録等

① 前年度の状況を記入した指定様式は、別添様式と別紙様式を区別している。

ア) 別添様式

法令等の基本要件への適合性の点検に用いるもので、以下の様式を示している。

- 別添様式 1（学校設置要領）
- 別添様式 2（施設の概要）
- 別添様式 3（学級編成表）
- 別添様式 4（教具、校具、図書及びその他の備品）
- 別添様式 5（教職員編成表）
- 別添様式 6（教職員名簿（専任及び兼任））

これらは専門学校の設置に際して所轄先に提出する申請様式を流用した様式であり、前年度の実施状況を記入することで適格認定の「点検文書（エビデンス）」としている。

イ) 別紙様式

職業実践専門課程の認定要件の充足状況の点検に用いるもので、以下の様式を示している。

- 別紙様式2-1（実習・演習等において連携する企業等一覧）
- 別紙様式2-2（企業等と連携した実習・演習等）
- 別紙様式3-1（教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由）
- 別紙様式 3-2（学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由）
- 別紙様式4（職業実践専門課程の基本情報について・授業科目等の概要）
- 別紙様式5（職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の名称等変更について）
- 別紙様式6（職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の廃止について）
- 別紙様式7（職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の要件の不適合について）
- 別紙様式 8（職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程におけるコースの設置等について）

これらは「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に関する実施要項」に規定する様式であり、別紙様式 2-1～3-2 は認定申請時、別紙様式 4 は認定後の情報公開の様式として示されている。共に前年度の実施状況を記入することで適格認定の「点検文書（エビデンス）」としている。

なお、認定申請時の様式には別紙様式1-1（職業実践専門課程として認定する専修学校の

専門課程の推薦について)と別紙様式1-2(授業科目等の概要)も示されているが、記載事項が別紙様式4と同一であることから、点検文書(エビデンス)にはしていない。

また、別紙様式5~8は、令和4年度に新たに示された認定後の変更手続きに使用する様式であり、該当する場合は写しを「点検文書(エビデンス)」とする。

② 学則を始めとした指定文書

「点検文書(エビデンス)」として明記された指定文書の代表は、学則及び教育課程や授業時数等を別記した別表である。学校教育法・施行規則・専門学校設置基準関連では、基本要件への適合性点検項目の多くが学則及び別表に明記された事項・内容等の確認により行うことを求めており、確認・点検の基本文書と言える。

また、学校教育法施行規則には職員の名簿、指導要録(授業計画書)、出席簿等、学校に備えておかなければならない帳票類を条文中に列記していることから、これらも必須の「点検文書(エビデンス)」である。

学校教育法・施行規則及び職業実践専門課程では、自己評価及び学校関係者評価の実施及び報告、公表が要件として明記されていることから、自己評価報告及び学校関係者評価報告等の報告文書、また、学校教育法・施行規則では自己評価結果に基づく学校運営の改善と教育水準の向上に努めることを求めていることから、それを確認することのできる記録等も必須の「点検文書(エビデンス)」である。

学校保健安全法は、第32条(専修学校の保健管理等)には学校医と保健室が努力義務として明記されているだけだが、準用する条文に学校保健計画、学校安全計画を作成、実施する、学校環境衛に努める、健康相談、保健指導、健康診断を行うことなどが明記されており、これらを確認する「点検文書(エビデンス)」が必須である。

③ 要件が示す内容を明記した規程、記録等

例えば、職業実践専門課程の認定要件には、企業等との連携体制を確保して教育課程の編成を行うことが規定されており、この要件を満足するために教育課程編成委員会等の設置が求められているが、この委員会の「点検文書(エビデンス)」には、別添様式の添付資料として、委員会の企業等委員の選任理由書、学校組織における委員会等の位置付けが分かる規程、委員会等の運営に関する規則、委員会の意見により教育課程の編成を行っていることを確認できる記録が明記されている。

以上

(添付する資料)

- ・法令等の基本要件適合性の自己点検シート
- ・職業実践専門課程の認定要件充足状況の自己点検シート
- ・養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート
- ・修学支援新制度の機関要件の確認の有無の点検シート
- ・別添様式1(学校設置要領)
- ・別添様式2(施設の概要)
- ・別添様式3(学級編成表)

- ・別添様式 4（教具、校具、図書及びその他の備品）
- ・別添様式 5（教職員編成表）
- ・別添様式 6（教職員名簿（専任及び兼任））

※別紙様式は「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に関する実施要項」に規定する様式であることから添付しない。

法令等による基本要件適合性の自己点検シート

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
1 教育の目的・基本組織	1 学校の目的	○学則に目的の記載の有無		○学則 ○別添様式1-1(設置要項) ○別添様式3(学級編成表)、 ※別添様式(以下「様式」という。)には以降全て前年度の状況を記載する ○前年度の学校基本調査票の写し	○学校教育法第124条(専修学校)	○専門学校は職業若しくはは実生活に必要な能力を育成、教養の向上を図ることを目的として次による組織的な教育を行う学校である 1.修業年限が一年以上 2.授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3.教育を受ける者が常時40人以上
		○学則に以下により教育を行う学校であることの記載の有無、有の場合規定条文 1.修業年限が一年以上 2.授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3.教育を受ける者が常時40人以上			○学校教育法第125条3項(専門課程)、	○専門課程は、高校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文科大臣の定めるこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高校教育の基礎の上に教育を行う
		○学則に1～9の記載の有無、有の場合規定条文 1.修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項 2.部科及び課程の組織に関する事項 3.教育課程及び授業日時数に関する事項 4.学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 5.収容定員及び職員組織に関する事項 6.入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 7.授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項 8.賞罰に関する事項 9.寄宿舎に関する事項			○学校教育法施行規則第4条(学則の記載事項):準用	○学則に以下の項目を記載している 1.修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項 2.部科及び課程の組織に関する事項 3.教育課程及び授業日時数に関する事項 4.学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 5.収容定員及び職員組織に関する事項 6.入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 7.授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項 8.賞罰に関する事項 9.寄宿舎に関する事項
		○学則に授業料及びその徴収の記載の有無、有の場合規定条文			○学校教育法第6条(授業料):準用	○学校においては、授業料を徴収することができる
	2 設置者	○学校の設置者の以下の要件満足の有無、有の場合、公表している情報 1.専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有する 2.設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有する 3.設置者が社会的信望を有する		○寄附行為 ○役員名簿 ○財産目録、 ○貸借対照表、 ○収支計算書、 ○事業報告書	○学校教育法第127条(設置基準)	○学校の設置者の要件 1.専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有する 2.設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有する 3.設置者が社会的信望を有する
	3 管理運営等	○学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担している			○学校教育法第5条(学校の管理・経費の負担):準用	○学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する
	4 表簿の整備・保管	○以下の帳票類を備えている 1.学校に係のある法令 2.学則、日課表、教科用図書配当表、学校日誌 3.職員の名簿、履歴書、出勤簿、担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 4.指導要録、その写し及び抄本、出席簿及び健康診断に関する表簿 5.入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿		○学生の出欠席の記録簿 ○1～7の帳票類 1.学校係法令のリスト及び最新版 2.学則、日課表、教科用図書配当表、(学校日誌) 3.前年度の教職員名簿・履歴書・出勤簿、担任教員の担当学級・担当教科目・時間表 4.指導要録(授業計画書)、出席簿(クラスまたは担当教員毎)、定期健康診断の結果表 5.入学者の出願書類・選抜試験結果・調査票 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿(綴り)	○学校教育法施行規則第25条(出席簿の作成):準用 ○学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票):準用	○学生の出席簿の作成 ○以下の帳票類を備えている 1.学校に係のある法令 2.学則、日課表、教科用図書配当表、学校日誌 3.職員の名簿、履歴書、出勤簿、担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 4.指導要録、その写し及び抄本、出席簿及び健康診断に関する表簿 5.入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿 ○表簿は5年間保存、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間
		○帳票類の保存は5年間 ○指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録の保存は20年間		○帳票類の保存期間を規定した文書		

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
5 学校の名称	○・学則に学校名(○専門 学校)、設置する専門課程の 記載の有無、有の場合規定条 文			□学則 □様式1-1(設置要項)	○学校教育法第 126条2項(専門 学校)	○専門課程を設置する専修学校 である
	○専門課程を設置する専修学 校である				○学校教育法第 135条第2項(専 門学校の名 称)、	○専門課程を置く専修学校以外 の教育施設は専門学校の名称 を用いてはならない。
	○名称は、専修学校として適 当であるとともに学校の目的 にふさわしいものである				○専修学校設置 基準第52条(名 称)	○学校の名称の適切性、妥当性
6 学科の設置	○学則に課程名・学科名・修 業年限・昼夜別・入学定員・ 総定員の記載の有無、有の場 合規定条文			□学則 □様式1-1(設置要項) □様式3(学級編成表)	○専修学校設置 基準第2条第2項 (教育上の基本 組織)、第3条 (学科)	○専修学校の目的に応じた分野 の区分ごとに教育上の「基本組 織」を置く ○基本組織には、専攻により一 又は二以上の学科を置く ○学科は、専修学校の教育を行 うため適当な規模及び内容があ ると認められるものである
					○専修学校設置 基準第4条(学 科)	○基本組織には、「夜間学科」又 は「夜間等学科」を置くことが できる。
7 入学資格	○学則に入学資格の記載の 有無、有の場合規定条文			□学則	○学校教育法第 125条(専門課 程)3項、	○専門課程は、高校若しくはこ れに準ずる学校を卒業した者又 は文科大臣の定めるこれに準ず る学力があると認められた者に 対して、高校教育の基礎の上に 教育を行う
					○学校教育法施 行規則第183条 (専修学校の専 門課程の入学資 格)	○専門課程への入学資格は以 下のとおり、 ・学校教育法施行規則第90条第 1項、通常の課程による12年の学 校教育を修了した者、 ・第150条の1、2、4、5号による 高校卒業と同等以上の学力があ ると認められる者 ・第183条(専修学校の専門課程 の入学資格)の1～3号に該当す る者
8 教育上の基本組織	○学則に以下の記載の有無、 有の場合規定条文 ・目的に応じた分野の区分ご とに学科を設置している ・設置基準の別表第1に示す 数以上の教員、うち半数(半数 が3名未満の場合は3名)以上 は専任教員、校長が教員兼務 の場合は専任教員に含む			□学則 □様式1-1(設置要項) □様式3(学級編成表)、 □様式5(教職員編成表)	○専修学校設置 基準第2条第2項 (教育上の基本 組織)	○専修学校の目的に応じた分野 の区分ごとに教育上の「基本組 織」を置く、 ・基本組織には、教育上必要な 教員組織その他を備えなければ ならない。
9 事務職員の配置	○学則に校長及び教員、助 手、事務職員その他の必要な 職員数の記載の有無、有の場 合規定条文			□学則 □式様式5(教職員編成表) □様式6(教職員名簿(専任 及び兼任)) □学校の教職員編成表	○学校教育法施 行規則第185条 (校長及び教職 員)	○学校には、校長及び教員のほ か、助手、事務職員その他の必 要な職員を置いている
2 教育課程・ 授業方法	10 開校時期			□学則 □授業終始時刻を記載した 規程等	○学校教育法施 行規則第184条 (学年の始期及 び終期)	○学年の始期及び終期は校長 が定める
					○学校教育法施 行規則第60条 (授業終始の時 刻)	○授業終始の時刻は校長が定 める
11 修業年限	○学則に以下により教育を 行っていることの記載の有 無、有の場合規定条文 1.修業年限が一年以上			□学則 □様式1-1(設置要項) □様式3(学級編成表)、 □前年度の学校基本調査票 の写し	○学校教育法第 124条(専修学 校)	○専門学校は職業若しくは実際 生活に必要な能力を育成、教養 の向上を図ることを目的として次 による組織的な教育を行う学校 である 1.修業年限が一年以上
12 授業単位時 間	○学則に一単位時間は50分 を標準とする授業科目毎の単 位時間数の記載の有無、有の 場合規定条文			□学則	○専修学校設置 基準第9条(単位 時間)	○授業科目毎の単位時間数、授 業における一単位時間は、50分 とすることを標準

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
13 年間授業時数	○学則に以下の記載の有無、有の場合規定条文 ・昼間学科は800単位時間以上 ・夜間学科は450時間単位以上			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○専修学校設置基準第16条(昼・夜間学科の授業時数)	○昼間学科の1年間の授業時数は800単位時間以上 ○夜間学科ある場合の1年間の授業時数は450時間単位以上
14 全課程の修了要件	○学則に成績評価及び学年ごとの修了要件の記載の有無、有の場合規定条文			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○学校教育法施行規則第183条の2(教育課程の区分、成績評価、課程の修了認定)	○専修学校の昼間学科及び夜間等学科は 1.学年による教育課程の区分を設ける 2.各学年ごとに生徒の平素の成績を評価して、学年の課程の修了の認定を行う ・ただし、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる
	○学則に全課程の修了要件の記載の有無、有の場合規定条文				○学校教育法施行規則第183条の3(全課程の修了要件)	○全課程の修了は、専修学校設置基準第17条(全課程の修了要件)に定める授業科目の履修時間数の要件を満たした者に対して認める
	○学則に修了要件となる授業科目の履修時間数記載の有無、有の場合規定条文 ・昼間学科は800単位時間×修業年数以上の授業時数 ・夜間学科は450単位時間×修業年数以上の授業時数となる授業科目の履修(最低800時間以上)				○専修学校設置基準第17条(全課程の修了要件)	○昼間学科の修了要件となる授業科目の履修時間数 ・800単位時間×修業年数以上の授業時数 ○夜間学科ある場合の修了要件となる授業科目の履修時間数 ・450単位時間×修業年数以上の授業時数となる授業科目の履修(最低800時間以上)
15 卒業証書及び入学、退学、休学等	○学則に全課程の修了者への卒業証書の授与の記載の有無、有の場合規定条文			□学則	○学校教育法施行規則第58条(卒業証書の授与):準用	○校長は全課程の修了を認めた者へ卒業証書授与する
	○学則に学生の入学、退学、休学等の記載の有無、有の場合規定条文				○学校教育法施行規則第181条(入学、退学、休学等)	○生徒の入学、退学、休学等は、校長が定める
16 生徒への懲戒	○学則に学生の懲戒処分の記載の有無、有の場合規定			□学則 □学生の退学、停学及び訓告の処分の手続規程	○学校教育法第11条(学生・生徒等の懲戒):準用、	○校長及び教員は、教育上必要があるときは、児童、生徒及び学生を懲戒できる。ただし、体罰を加えることはできない
	○校長が行う学生の退学、停学及び訓告の処分及び手続きの規定				○学校教育法施行規則第26条(懲戒):準用	○懲戒は教育上の必要な配慮を行う ○学生の退学、停学及び訓告の懲戒の処分は校長が行う ○退学の対象となる者 ①性行不良で改善の見込がないと認められる者 ②学力劣等で成業の見込がないと認められる者 ③正当の理由がなくて出席常でない者 ④学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者 ○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きは校長が定める
17 授業時数の単位換算	○学則に授業時数の単位数への換算方法の記載の有無、有の場合規定			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○専修学校設置基準第19条(授業時数の単位数への換算)	○授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準 ○授業の方法に応じた、授業科目の授業時数を単位数に換算基準する場合の1単位の授業時数 1.講義及び演習:15時間から30時間までの授業時数 2.実験、実習及び実技は、30時間から45時間(芸術等の分野の個人指導による実技の授業は学校が定める授業時数) 3.卒業研究、卒業制作等の授業時数は、必要な学修等を考慮して単位数に換算

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
18 生徒定数等	○同時に授業を行う生徒数は40人以下			□学則 □様式1-1(設置要項)及び様式3(学級編成表)、 □前年度の学校基本調査票の写し	○専修学校設置基準第6条、第7条(同時に授業を行う生徒)	○同時に授業を行う生徒数は40人以下 ○教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる
	○合同授業の実施の有無、有の場合の実施内容、合同授業を実施する教育上の必要性が明確					
19 授業科目	○専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設している ・学科の教育課程及び授業時数 ・科目区分と授業科目			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○専修学校設置基準第8条第2項(授業科目)	○専門課程では高校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設している ○科目区分と授業科目
20 人間の涵養への配慮	○豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮した授業科目を開設している			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○専修学校設置基準第8条第3項(授業科目)	○第2項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮している
21 他の専修学校での履修	○学則にみなし規定の記載の有無、有の場合規定条文 ・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の1/2を超えない			□学則	○専修学校設置基準第10条第2項(他の専修学校における授業科目の履修等)、	○他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、修了に必要な総授業時数の1/2を超えない範囲で、専門課程における授業科目の履修とみなすことができる
22 専修学校以外での学習	○学則にみなし規定の記載の有無、有の場合規定条文 ・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の1/2を超えない			□学則	○専修学校設置基準第11条第3、第4項(専修学校以外の教育施設等における学修)	○文部科学大臣が別に定める学修を、修了に必要な総授業時数の1/2を超えない範囲で、専門課程における授業科目の履修とみなすことができる
23 入学前の授業科目の履修	○学則にみなし規定の記載の有無、有の場合規定条文 ・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の1/2を超えない			□学則	○専修学校設置基準第12条第3項、第4項(入学前の授業科目の履修等)	○入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修(科目等履修を含む)、設置基準11条第3項及び4項による学修を、修了に必要な総授業時数の1/2を超えない範囲で、専門課程における授業科目の履修とみなすことができる
24 授業方法等	○学則に多様なメディアを利用した教室等以外で授業の実施する場合の規定の記載の有無、有の場合規定条文 ・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の3/4を超えない			□学則	○専修学校設置基準第13条(授業の方法)	○文部科学大臣の別の定めにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる
25 昼夜開講制	○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文			□学則	○専修学校設置基準第14条(昼夜開講制)	○教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うこと)により授業を行うことができる
27 科目等履修生	○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文			□学則	○専修学校設置基準第15条(科目等履修生)	○専修学校の生徒以外の者に、専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる
28 履修証明	○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文			□学則	○学校教育法第105条(証明書の交付):準用 ○第125条(専門課程) ○学校教育法施行規則第164条(履修証明書が交付される特別の課程):準用、	○専修学校の生徒以外の者を対象とした特別の課程を編成した場合は、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる
	○有の場合、履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備している					

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件	
3 校長 ・ 教員	29 校長及び教員	○学則に校長及び教員、助手の記載の有無、有の場合規定条文		○学則 □様式1-1(設置要項) □様式5(教職員編成表) □様式6(教職員名簿(専任及び兼任)) □学校が都道府県知事に校長を届け出た文書及び校長の経歴書(経歴、業績) □専任教員、非常勤講師の経歴書(経歴、資格、業績)	○学校教育法第129条(校長及び教員)	○校長及び相当数の教員を置かなければならない ・校長は教育に関する識見を有し、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者 ○教員は担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文科大臣の定める資格を有する者	
	30 校長及び教員の欠格事由	○校長及び教員の経歴は以下の欠格事由に該当しない ・禁錮以上の刑に処せられた者 ・政府の暴力破壊を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者			○学校教育法第9条(教員となれない者):準用	○校長、教員は以下の欠格事由に該当しない 1.禁錮以上の刑に処せられた者 2.教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号により免許状失効の日から3年を経過しない者 3.教育職員免許法第11条第1項から第3項により免許状取上げ後3年を経過しない者 4.政府の暴力破壊を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	
	31 校長の届出	○学校が都道府県知事に届け出ている校長名と経歴書				○学校教育法第10条(私立学校の校長届出義務):準用	○学校は、校長を都道府県知事に届け出なければならない
	32 教員の資格	○教員は要件1～6のいずれかに該当している 1.専修学校の専門課程修了後、学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事者であつて、専門課程の修業年限と業務従事期間を通算して6年以上 2.学士は2年以上、短期大学士又は準学士は4年以上学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務従事者 3.高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 4.修士又は専門職学位を有する者 5.特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6.前各号と同等以上の能力があると認められる者			□様式6(教職員名簿)	○専修学校設置基準第41条(教員の資格)	○教員の該当要件と担当教育に関する専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない ○以下のいずれかに該当する者 1.専修学校の専門課程修了後、学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事者であつて、専門課程の修業年限と業務従事期間を通算して6年以上 2.学士は2年以上、短期大学士又は準学士は4年以上学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務従事者 3.高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 4.修士又は専門職学位を有する者 5.特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6.前各号と同等以上の能力があると認められる者
33 教員数	○教員数は目的、生徒数、課程の種類に応じたもので、文部科学大臣の定める基準に適合している			○学則 □様式1-1(設置要項) □様式5(教職員編成表) □様式6(教職員名簿(専任及び兼任))	○学校教育法第128条(適合基準)	○学校は次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合している 1.目的、生徒の数、課程の種類に応じて置かなければならない教員の数	
	○学科の所属する分野の総定員を基準とした教員数は設置基準別表第1に示す数以上である				○専修学校設置基準第39条(教員数)	○専修学校における教員の数は、別表第1に定める数以上とする ○うち半数(半数が3名未満の場合は3名)以上は専任教員である(校長が教員兼務の場合は専任教員に含む)	
	○うち半数(半数が3名未満の場合は3名)以上は専任教員である(校長が教員兼務の場合は専任教員に含む)						
34 校長及び教職員	○学則に校長及び教員、助手、事務職員その他の必要な職員数の記載の有無、有の場合規定条文				○学校教育法施行規則第185条(校長及び教職員)	○学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置いている	

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
4 教育施設・設備関係	35 学校の位置、環境	○校地・校舎の面積、位置及び環境は、目的、生徒数、課程の種類に応じたものである		○学則 □様式1-1(設置要項) □様式2(施設の概要)	○学校教育法第128条(適合基準)	○学校は次に掲げる事項について文科大臣の定める基準に適合している 2.目的、生徒の数、課程の種類に応じた校地・校舎の面積、位置及び環境
		○校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切である			○専修学校設置基準第44条(位置及び環境)	○校地及び校舎の位置及び環境
	36 校地	○校舎等に必要面積の校地である		○学則 □様式1-1(設置要項) □様式2(施設の概要)	○専修学校設置基準第45条(校地等)	○校舎等に必要面積の校地 ○目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地
		○目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地がある				
	37 校舎	○教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えている(数と㎡、位置)		□様式1-1(設置要項) □様式2(施設の概要) □校舎及び教室等の配置図	○専修学校設置基準第46条(校舎等)	1.校舎には教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備える 3.目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保する
		○実習場その他の必要な施設の有無、有の場合数と㎡、位置				
	38 校舎に必要な施設	○図書室、保健室、教員研究室等の有無、有の場合数と㎡、位置		□様式1-1(設置要項) □様式2(施設の概要) □校舎及び図書室、保健室、教員研究室等の配置図	○専修学校設置基準第46条(校舎等)	2.なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備える
	39 校舎面積	○校舎面積は以下の通りである 1.1 課程のみを置く学校で、1分野のみの学科は、別表第二の表により算定した面積 2.1 課程のみを置く学校で、2以上の分野の学科、2～3課程をおく学校でそれぞれ1～2以上の分野の学科は、イ及びロの合計面積 イ: 課程ごとの分野のうち別表第二の表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積 ロ: 課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二の表により算定した面積を合計した面積		□様式1-1(設置要項) □様式2(施設の概要)	○専修学校設置基準第47条(校舎の面積)	○校舎は区分に応じ、各号に定める面積以上 ○ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合はこの限りでない
	40 機械・器具・標本・図書	○設備は、目的、生徒数、課程の種類に応じたものである		□様式1-1(設置要項) □様式2(施設の概要) □様式4(教具、校具、図書及びその他の備品)	○学校教育法第128条(適合基準)	○学校は次に掲げる事項について文科大臣の定める基準に適合している 3.目的、生徒の数、課程の種類に応じた設備
		○目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えている			○専修学校設置基準第49条・50条(設備)	○機械、器具、標本、図書その他の教育に必要な設備を備えている ○夜間に授業を行う学校は、適当な照明設備を備える
○夜間に授業を行う学校は、適当な照明設備を備えている						
○他校等の施設及び設備を使用する場合、使用に際して、教育上及び安全上支障がない					○専修学校設置基準第51条(他の学校等の施設及び設備の使用)	○特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合、他校等の施設及び設備を使用している
5 学校評価・情報公開	41 自己評価の実施と結果公表及び改善	○学校評価を行っている、		○学則 □評価項目及び自己評価の結果 □結果に基づく改善事例	○学校教育法第42条(学校の評価): 準用	○学校は教育活動その他の学校運営の状況について評価を行う ○評価結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講じて教育水準の向上に努める
		○学則に記載の有無、有りの場合規定条文				
		○評価結果に基づき学校運営の改善に必要な措置を講じて教育水準の向上に努めている				

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件	
	<input type="checkbox"/> 自己評価結果を公表している <input type="checkbox"/> 自己評価は適切な項目※を設定して行っている ※専修学校における学校評価ガイドラインに示す項目				<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価):準用	<input type="checkbox"/> 学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表する <input type="checkbox"/> 評価は、学校の実情に応じ、適切な項目を設定して行う	
42 学校関係者評価の実施と結果公表	<input type="checkbox"/> 学校関係者評価を行い、結果を公表している <input type="checkbox"/> 学則に記載の有無、有りの場合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 公表している学校関係者評価結果 <input type="checkbox"/> 設置者への報告記録	<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価):準用	<input type="checkbox"/> 自己評価の結果を踏まえた、学校の関係者(学校の職員を除く)による評価を行い、その結果を公表するよう努める	
43 評価結果の設置者への報告	<input type="checkbox"/> 自己評価及び学校関係者評価の結果を設置者に報告している <input type="checkbox"/> 学則に記載の有無、有りの場合規定条文、				<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価)、第68条(評価結果の設置者への報告):準用	<input type="checkbox"/> 自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、学校の設置者に報告する	
44 情報提供	<input type="checkbox"/> 専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインで掲げられた項目について情報提供を行っている <input type="checkbox"/> ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて情報提供を行っている			<input type="checkbox"/> ホームページ等の学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報提供欄	<input type="checkbox"/> 学校教育法第43条(情報提供):準用	<input type="checkbox"/> 学校は保護者及び地域住民その他の関係者の理解と連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する	
6 学校保健・学校安全	45 学校保健・設置者の責務	<input type="checkbox"/> 設置者は、学校の施設及び設備、管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じている			<input type="checkbox"/> 様式1-1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式2(施設の概要) <input type="checkbox"/> 施設・設備の管理に関する校務分掌	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第4条(学校保健に関する学校の設置者の責務):準用	<input type="checkbox"/> 設置者は、設置する学校の学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校の施設及び設備、管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める
	46 指導医師及び保健室	<input type="checkbox"/> 学校は、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を選任している <input type="checkbox"/> 保健室を設けている			<input type="checkbox"/> 様式1-1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式2(施設の概要) <input type="checkbox"/> 様式5(教職員編成表) <input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿(専任及び兼任))	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第32条(専修学校の保健管理等)	<input type="checkbox"/> 学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない <input type="checkbox"/> 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない
	47 学校保健計画の策定等	<input type="checkbox"/> 学校は、児童生徒等及び職員に対し、以下について学校保健計画を策定、実施している、 ・健康診断 ・環境衛生検査 ・児童生徒等に対する指導 ・その他保健に関する事項			<input type="checkbox"/> 学校保健計画(健康診断や健康に関する指導等の実施計画書)	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等):準用 <input type="checkbox"/> 学校教育法第12条(健康診断等):準用 <input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票):準用	<input type="checkbox"/> 学校は、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校保健計画を策定、実施する
	48 学校環境衛生基準	<input type="checkbox"/> 設置者は、学校環境衛生基準に基づく学校環境衛生管理マニュアル等により学校の適切な環境の維持に努めている <input type="checkbox"/> 校長は、基準に照らし学校の環境衛生に適正を欠く事項がある場合は、改善のために必要な措置を講じている、 <input type="checkbox"/> 措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出ている			<input type="checkbox"/> 学校の学校環境衛生管理マニュアル <input type="checkbox"/> 環境衛生活動の記録	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第6条(学校環境衛生基準):準用 <input type="checkbox"/> 学校環境衛生基準	<input type="checkbox"/> 設置者は、学校環境衛生基準に照らして、学校の適切な環境の維持に努める <input type="checkbox"/> 校長は、基準に照らし、学校の環境衛生に適正を欠く事項があると認めた場合は、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講ずる <input type="checkbox"/> 措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出る

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
49 健康相談	○学校は、学生の心身の健康に関する健康相談を行っている			□学生相談の体制を確認できる文書 □相談記録	○学校保健安全法第8条(健康相談):準用	○学校は、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行う
50 保健指導	○教職員は、相互に連携して、健康相談又は学生の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握している ○健康上の問題があると認めるときは学生に必要な指導を行っている。また必要に応じ保護者に助言を行っている			□教職員の連携体制を確認できる文書 □校務分掌組織図	○学校保健安全法第9条(保健指導):準用	○養護教諭その他の職員は、相互に連携して児童生徒等の心身の状況を把握する ○健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく必要な指導を行い、必要に応じ保護者に対して必要な助言を行う
51 地域の医療機関との連携	○学校は、救急処置、健康相談又は保健指導を行う場合は、必要に応じ所在地域の医療機関その他の関係機関と連携を図っている			□協定、提携、契約等、医療機関との連携等を確認できる文書	○学校保健安全法第10条(地域の医療機関等との連携):準用	○救急処置、健康相談又は保健指導を行う場合は、必要に応じ地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る
52 健康診断	○学校は、施行規則第5条～第9条に従い、毎学年定期に学生の健康診断を実施している ○臨時の健康診断は、施行規則第10条により、必要な検査の項目について行っている。 ○必要な場合は、行規則第11条により、あらかじめ学生の発育、健康状態等に関する調査を行っている ○健康診断の方法及び技術的基準等は、施行規則第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)に従っている			□学校保健計画書(健康診断や健康に関する指導等の実施計画書) □実施計画・要項等、学生の健康診断の実施に関する文書 □検査の項目、方法及び技術的基準が明記された検査機関との契約文書	○学校保健安全法第13条(児童生徒等の健康診断):準用 ○施行規則第5条(時期)、第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)、第8条(健康診断票)、第9条(事後措置)、第10条(臨時の健康診断)、第11条(保健調査):準用 ○学校教育法第12条(健康診断等):準用 ○学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票):準用 ○学校保健安全法第17条(健康診断の方法及び技術的基準等) ○施行規則第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)	○毎学年定期な学生の健康診断の実施する ○必要ときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行う
53 健康診断結果の措置	○学校は、健康診断の結果に基づき疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な措置をとっている			□2次健診の案内、治療の指示等、有所見者に関する文書 □対応措置の記録	○学校保健安全法第14条(疾病の予防、治療の指示):準用	○学校は、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な措置をとらなければならない
54 保健所との連携	○設置者は、健康診断を行おうとする場合、感染症による出席停止及び臨時休業を行った場合は保健所と連絡している			□保健所への連絡文書	○学校保健安全法第18条(保健所との連絡):準用	○設置者は、健康診断を行おうとする場合、感染症による出席停止及び臨時休業を行った場合は保健所と連絡する

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
55 出席停止	<p>○校長は、感染症による出席停止をする学生に指示するときは、その理由及び期間を明らかにしている</p> <p>○出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて施行規則第19条(出席停止の期間の基準)による期間である</p> <p>○校長は、出席停止の指示をしたときは、施行規則第20条(出席停止の報告事項)の項目を設置者に報告している</p> <p>○校長は、施行規則第21条(感染症の予防に関する細目)に従い以下の処置を行っている ア)必要と認めるときは、学校医に診断させ、出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をしている イ)学校内に感染症の病源に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をしている ウ)学校の付近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行っている</p>			<p>○感染症の予防に関する細目に従って行う処置を規定した文書</p> <p>○感染症による出席停止を記載した規程等</p>	<p>○学校保健安全法第19条(出席停止):準用</p> <p>○施行令第6条(出席停止の報告):準用</p> <p>○施行規則第18条(感染症の種類)、第19条(出席停止の期間の基準)、第20条(出席停止の報告事項)、第21条(感染症の予防に関する細目):準用</p>	<p>○校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、出席を停止させることができる。</p>
56 臨時休業	<p>○学則等に臨時休業の記載の有無、有りの場合規定条文、 ・感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部を休業することができる</p>			<p>○学則</p> <p>○臨時休業に関する条文を記載した規程等</p>	<p>○学校保健安全法第20条(臨時休業):準用</p>	<p>○設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行う</p>
57 学校安全・設置者の義務	<p>○設置者は、学生の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実に他の必要な措置を講じている</p>			<p>○申請様式1-1(設置要項)</p> <p>○様式2(施設の概要)、</p> <p>○施設・設備の管理に関する校務分掌</p>	<p>○学校保健安全法第28条(学校安全に関する学校の設置者の責務):準用</p> <p>△消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)</p>	<p>○設置者は、学校において事故等により学生に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう努める</p>
58 学校安全計画の策定等	<p>○以下についての学校安全計画を策定している ア)学校の施設及び設備の安全点検 イ)学生に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導 ウ)職員の研修その他学校における安全に関する事項</p> <p>○安全点検は、他の法令に従うほか、施行規則第28条により学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について、毎学期1回以上系統的に、また必要があるときは臨時に行っている</p> <p>○安全点検のほか、施行規則第29条により設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図っている</p>			<p>○学校安全計画</p> <p>○教職員の施設・設備管理の役割分担等を記載した文書</p> <p>○通常使用する施設及び設備の維持・管理、保守・点検の記録</p>	<p>○学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等):準用</p> <p>○施行規則第28条(安全点検)、第29条(日常における環境の安全):準用</p> <p>△消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)</p>	<p>○学校は、学生の安全の確保を図るための計画を策定、実施しなければならない</p>
59 学校環境の安全確保	<p>○校長は、学校の施設又は設備について、学生の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じている</p> <p>○措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出ている</p>			<p>○学校の学校環境衛生管理マニュアル</p> <p>○環境衛生活動の記録</p>	<p>○学校保健安全法第28条(学校環境の安全の確保):準用</p> <p>△消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)</p>	<p>○校長は、学校の施設又は設備について、学生の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じている</p> <p>○措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出ている</p>

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
60 危険発生時 対処要領の 作成等	○危険等発生時対処要領を 作成している			<input type="checkbox"/> 危険等発生時対処要領	○学校保健安全 法第29条(危険 等発生時対処要 領の作成等):準 用 △消防法第8条 (消防計画の届 出他)、第17条 (消防設備の維 持)	○学校は、学生の安全の確保を 図るため、学校の実情に応じ て、危険等発生時において当該 学校の職員がとるべき措置の具 体的内容及び手順を定めた危 険等発生時対処要領を作成し、 教職員に対して必要な措置を講 ずる
61 教職員等へ の周知	○校長は、危険等発生時対処 要領に基づき、教職員への周 知、訓練の実施その他適切に 対処するために必要な措置を 講じている			<input type="checkbox"/> 教職員への周知、訓練等 の措置の記録	○学校保健安全 法第29条(危険 等発生時対処要 領の作成等):準 用	○学校は、危険等発生時対処要 領に基づき、教職員への周知、 訓練の実施その他適切に対処 するために必要な措置を講じて いる
62 生徒等への 支援	○学校は、事故等により学生 に危害が生じた場合、学生及 び関係者の心身の健康を回 復させるために必要な支援を 行うに当たっては、必要に応 じ学校の所在する地域の医療 機関その他の関係機関との連 携を図っている			<input type="checkbox"/> 協定、提携、契約等、医療 機関との連携等を確認できる 文書	○学校保健安全 法第29条(危険 等発生時対処要 領の作成等):準 用	○学校は、事故等により学生に 危害が生じた場合、学生及び関 係者の心身の健康を回復させる ために対処に必要な支援を行う
63 地域機関と の連携	○学校は、学生の安全の確保 を図るため、学生の保護者と の連携を図っている			<input type="checkbox"/> 保護者との連携に関する 文書 <input type="checkbox"/> 警察署その他の関係機関 等、地域住民その他の関係 者との連携に関する文書	○学校保健安全 法第30条(地域 の関係機関等と の連携):	○学校は、学生の安全の確保を 図るため、学生の保護者との連 携を図るとともに、学校が所在す る地域の実情に応じて、地域を 管轄する警察署その他の関係 機関、地域の安全を確保するた めの活動を行う団体その他の関 係団体、地域の住民その他の関 係者との連携を図るよう努める
	○地域の実情に応じて、警察 署その他の関係機関、地域の 安全を確保活動を行う団体そ の他の関係団体、地域の住民 その他の関係者との連携を 図っている					

職業実践専門課程認定要件充足状況の自己点検シート

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合は正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
1	<p>専門士・高度専門士の認定</p> <p>○課程修了者の称号(専門士又は高度専門士)を学則に規定している</p>			<p>□学則</p> <p>□別紙様式4(1ページの該当欄)、</p> <p>※以下別紙様式は全て前年度の状況を記載したもの</p>	<p>○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件1</p> <p>△専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程第2条(専門士の称号)、第3条(高度専門士の称号)</p> <p>△学校教育法第125条(専門課程)、第126条(専門学校)</p>	<p>○修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること</p>
2	<p>企業等と連携した教育課程編成</p> <p>○以下の全ての要件を満たしている</p> <p>①企業等との連携体制を確保して、専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議(以下「教育課程編成委員会等」という。)を設置している</p> <p>②教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催している</p> <p>③教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っている</p>			<p>□学則及び別表(教育課程及び授業時数)</p> <p>□別紙様式4(1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係)及び授業科目の概要</p> <p>□別紙様式3-1(教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由書)</p> <p>□教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程</p> <p>□教育課程編成委員会等の規則</p> <p>□学校又は法人の組織図</p> <p>□教育課程編成委員会の記録(記入要項を満足したもの)</p>	<p>○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件2</p> <p>△学校教育法第128条第4項(目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱)</p> <p>△学校教育法施行規則第165条の2(方針の策定)、第172条の2(情報の公表)</p> <p>△学校教育法施行規則第183条の2(教育課程)</p> <p>△専修学校設置基準第8条の2(授業科目)</p>	<p>○専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること</p>
3	<p>企業等と連携した実習・演習の授業</p> <p>○以下の全ての要件を満たしている</p> <p>①企業等と協定書等(覚書や契約書等を含む。以下同じ。)や講師契約等を締結して実習・演習等を行っている</p> <p>②実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携している</p> <p>③学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っている</p>			<p>□学則及び別表(教育課程及び授業時数)</p> <p>□別紙様式4(2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係)及び授業科目の概要</p> <p>□別紙様式2-1(実習・演習等において連携する企業等一覧)</p> <p>□別紙様式2-2(企業等と連携した実習・演習等)</p> <p>□企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等</p> <p>□学修成果の評価や単位認定に関する文書</p>	<p>○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件3</p>	<p>○企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業(以下「実習・演習等」という。)を行っていること</p>
4	<p>企業等と連携した教員の研修</p> <p>○教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしている</p> <p>①企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させている</p>			<p>□別紙様式4(3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係)</p> <p>□研修等に係る諸規程</p> <p>□前年度における研修等の実績(記入要項を満足したもの)</p> <p>□当年度における研修等の計画(記入要項を満足したもの)</p>	<p>○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件4</p>	<p>○企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っている</p>

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
	②企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させている					
5	学校関係者評価の実施と公表	○自己評価の結果に対する学校関係者評価を行い、その結果を公表している		<input type="checkbox"/> 別紙様式4(4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係) <input type="checkbox"/> 自己評価結果公開資料 <input type="checkbox"/> 学校関係者評価結果公開資料(自己評価結果との対応関係が具体的に分かる評価報告書)	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件5 △学校教育法第42条(学校評価) △学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価)、第189条(準用)	○学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表していること
6	学校関係者評価における関係企業等の役員等の参画	○以下の全ての要件を満たしている		<input type="checkbox"/> 別紙様式4. 同上 <input type="checkbox"/> 別紙様式3-2(委員会の企業等委員の選任理由書) <input type="checkbox"/> 学校関係者評委員会の記録 <input type="checkbox"/> 学校関係者評価結果のホームページ等での掲載欄	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件6	○前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること
		①学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員(保護者、卒業生等)により組織される委員会(以下「学校関係者評価委員会」という。)を設置している				
		②「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等)について評価を行っている				
		③学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表している				
7	企業等に対する教育活動・学校運営に関する情報提供	○以下の全ての要件を満たしている		<input type="checkbox"/> 別紙様式4(5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係) <input type="checkbox"/> 専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインの項目について、ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、などを通じて恒常的に情報提供を行っていることが分かる資料	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件7 △学校教育法第43条(情報提供)	○企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること
		①「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等)について情報提供を行っている				

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
	②ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、などを通じて恒常的に情報提供を行っている					
8	・認定課程に関する情報の提供	○職業実践専門課程に認定された課程に関する情報は、その活用の促進に資するよう、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している		□職業実践専門課程の別紙様式4のホームページ等での掲載欄	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)2項(情報提供)	○認定課程に関する情報の提供
		・別紙様式4を公開するとともに、当該記載内容について適宜更新を行い、公表年月日については、更新された際の最新の公表年月日を記載し、また、原則として、最新の別紙様式4を用いて毎年度7月末を基準日として情報を更新している				
9	その他	○認定後に以下の変更があった場合は、適切に手続きを行っている ・学校名、課程名、学科名、昼夜の別、修業年限のいずれかの変更 ・学科の廃止 ・職業実践専門課程としての要件に該当しなくなった ・既に認定されている学科に、コース等の設置、統合、分離のいずれかが行われた場合は様式8を提出		・該当する様式(申請したものの写し) □様式5(認定された専修学校の専門課程の名称変更の届) □様式6(認定された専修学校の専門課程の廃止の届) □様式7(認定された専修学校の専門課程の要件の不適合の届) □様式8(認定された専修学校の専門課程におけるコースの設置等の届)	○「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方(Q&A)	○その他、認定後の手続き等の有無

養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート

※養成施設等の指定を受けている学科は、記載項目に従って指定に関する事項を記入し、法令に基づく報告等を行っていることを確認する。「点検文書(エビデンス)」として、法令に基づき所轄先に提出した前年度または直近の報告文書の控え(コピー)を確認する。

学科名	指定年度	指定法令	指定(認定)基準 指定要領・ガイドライン等	報告、届出の名称
(記入例) ○○○学科	○年度	○○○法	○○○養成施設指定規則 ○○○養成施設の設置及び運営に係る指針	・政令○○条の規定に基づく報告 ・令和○○年○月○日提出

修学支援新制度の機関要件確認の有無の点検シート

※修学支援新制度の機関要件は、「点検する内容等」に示している内容に従い、「点検結果」に確認を受けている、確認を受けていない、の標語を記入し、所轄先による機関要件確認の有無を確認する。

点検する項目	点検する内容等	点検結果	根拠条項等
・文部科学大臣等により、授業料等減免を行おうとする大学等の確認の有無	○：確認を受けている、 ・確認申請書又は更新確認申請書(様式第2号の1-②、様式第2号の2-①、様式第2号の3、様式第2号の4-②までの申請書の部分)をインターネットの利用により公表している △：確認を受けていない		○大学等における修学の支援に関する法律第7条(大学等の確認) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条、第3条(大学等の確認要件)、第5条(確認の申請等)第1項(確認申請書の提出)、第3項(更新確認申請書の提出)

別添様式1 学校設置要項

〇〇学校設置要項						
1 学校の目的	(※学則第1条の「目的」を記入すること。)					
2 学校の名称						
3課程(分野)の名称	(※「〇〇専門課程(〇〇関係)」のように記入すること。)					
4位置	〇〇区(市)〇〇〇丁目〇番地〇号 電話 ()					
5開設の時期	年 月 日					
6経費の見積り及び維持方法	(※ 寄附行為に定める「経費の支弁」の条文を記入すること。)					
7 設置者名	学校法人 〇〇〇〇(理事長 〇〇 〇〇)					
8 校長名						
9 課程・学科別						
修業年限及び	課程名	学科名	昼夜通信	修業年限	入学定員	総定員
生徒定員	〇〇専門課程 (関係)			年	名	名
				年	名	名
	〇〇専門課程 (関係)			年	名	名
				年	名	名
	合計				名	名
(※ 課程別、分野別、学科別、昼夜通信別に記入すること。) (※ 単位制による学科は、分るように記入すること。)						
10 主要教科名	(一般科目)					
	(専門科目)					
11 教職員組織	校長(任) 名 教員(専任) 名 事務職員(専任) 名 学校医(任) 名					
	教員基準 名	副校長(任) 名 教員(兼任) 名 事務職員(兼任) 名 合計 名				
12 校地	総面積 m ²					自己所有面積 m ²
	(内訳)校舎敷地 m ²					所有者(住所)
	運動場 m ²					(*) (氏名)
	その他 m ²					借用面積 m ²
	(*)右欄「所有者」は、同時に準学校法人を設立する場合には、「寄附者」とすること。					所有者(住所) (氏名)
13 校舎	総面積 m ²					自己所有面積 m ²
	(構造) (※建物登記事項証明書から転記すること。)					所有者(住所)
	(内訳)普通教室 室 m ² 図書室 室 m ²					(*) (氏名)
	実習室 室 m ² 保健室 室 m ²					借用面積 m ²
	教員室 室 m ² 事務室 室 m ²					所有者(住所)
	便所 箇所 m ² (大 箇・小 箇)					(氏名)
	その他 m ²					
基準m ² ※サテライト施設は100m ² 以上	※通信制の学科がある場合 サテライト施設(有・無)					
14校具・教具等	校具 点・教具 点・図書 冊・その他備品 点					
15予算概要	(年度) 収入 千円 支出 千円 (※資金収支予算書の金額を記入)					
16付近の状況	〇〇線「〇〇駅」徒歩〇〇分。周辺は〇〇〇。 (※学校の周辺環境を記入すること。)					
備考	1学校法人〇〇〇〇 年 月 日 設立認可(所轄庁名)					
	2法人が設置する学校 〇〇専門学校 年 月 日 設置認可(所轄庁名)					

別添様式2 施設の概要

(1)校地

	総面積	うち専用	うち共用	備考
校地	m ² (うち借用 m ²)	m ² (うち借用 m ²)	m ² (うち借用 m ²)	

(内訳)

	総面積	うち専用	うち共用	備考
校舎敷地面積	m ²	m ²	m ²	
運動場	m ²	m ²	m ²	
その他	m ²	m ²	m ²	

(2)校舎等

(構造) 〇〇造 ○階建

(※) 登記事項証明書（登記簿謄本）の建物の構造を記載すること

	総面積	うち専用	うち共用	備考
校舎	m ²	m ²	m ²	

(内訳)

名称	室数	面積	うち専用	うち共用	備考
普通教室		m ²	m ²	m ²	
〇〇教室					
演習室					
実習室					
講堂					
校長室					
教員室					
事務室					
図書室					
保健室					
便所					
その他					
合計					

(3)その他の施設(学生寮・校外施設等)

名称	総面積	うち専用	うち共用	備考
	m ²	m ²	m ²	

(4)飲料水 上水道

(※) 上水道以外の場合は、飲料に適することの公的な証明書(定性分析表)を添付すること。

※配置図を添付してください。(簡易なもので結構です。)

別添様式3 学級編成表

課程及び学科編成

専門課程	学科名	昼・夜・ 通信別	第1年度 (年度)		第2年度 (年度)		第3年度 (年度)		第4年度 (年度)	
			学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
〇〇専門課程										
〇〇専門課程										
〇〇専門課程										
計				名		名		名		名

別添様式4 教具、校具、図書及びその他の備品

項目	品名	数量	価格	備考
教具	〇〇外	点	円	
校具	〇〇外	点	円	
図書	〇〇外	冊	円	
その他の備品	〇〇外	点	円	

別添様式5 教職員編成表

(1)総括表

職名	第1年度 (年度)		第2年度 (年度)		第3年度 (年度)		第4年度 (年度)	
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
校長								
副校長								
教員								
助手								
事務職員								
学校医								
その他								
計	名	名	名	名	名	名	名	名

(2)〇〇課程教員等編成表

職名	第1年度 (年度)		第2年度 (年度)		第3年度 (年度)		第4年度 (年度)	
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
校長								
副校長								
教員								
助手								
計	名	名	名	名	名	名	名	名

※1 課程が2以上ある場合は、課程ごとに作成すること。

※2 校長、副校長は、教員を兼ねる場合のみ記載すること。

別添様式6 教職員名簿（専任及び兼任）

(1) 専任教職員

(管理・教育部門)

職名	氏名	年齢	在籍年数	最終学歴	担当学科	担当教科目	設置基準該当条項	その他の指定基準等における資格・免許
校長								
副校長								
〇〇学科長								
教員								
助手								

(事務部門)

職名	氏名	年齢	在籍年数	最終学歴
事務局長				
〇〇課長				
〇〇室				
学校医				
その他				

(2) 兼任講師

氏名	最終学歴	所属先	担当学科	担当教科目	設置基準該当条項	その他の指定基準等における資格・免許

(教員の資格)

第41条

専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

1. 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者
2. 学士の学位を有する者にあつては、二年以上、短期大学の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
3. 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
4. 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者
5. 特定分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
6. その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

実践的職業教育の第三者評価連絡協議会拡大研修会

開催日時：令和5年11月10日(金曜日) 午後1時30分～4時30分

会場：アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階「霧島西」

プログラム

【13：30】

1 開会

【13：40】

2 基調報告 職業実践専門課程認定要件等の質保証
文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室 室長 中安史明

【13：55】

3 報 告 職業実践専門課程実態調査からみる実習等の取組
(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員 藪本沙織

【14：10】

【会場質問コーナー】

【14：15】

4 報 告 柔道整復師養成分野における実習の取組
学校法人葛谷学園中和医療専門学校 理事長 楠本高紀

【14：35】休 憩

【14：45】

5 意見交換 「企業等と連携した実習等の分野における特長と課題」

【事前質問コーナー】 質問があれば意見交換で対応

進行：東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【登壇者】

- | | |
|----------------------------------|------|
| 1 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室長 | 中安史明 |
| 2 専門学校東京工科自動車大学校中野校、世田谷校 校長 | 佐藤康夫 |
| 3 日本工学院八王子専門学校 ITカレッジカレッジ長 | 大矢政男 |
| 4 一般社団法人日本看護学校協議会会長 | 水方智子 |
| 5 専門学校日本ホテルスクール 副校長 | 中山万作 |
| 6 学校法人敬心学園職業教育研究開発センター学術顧問 | 川廷宗之 |

【16：30】閉会

6 資料は、終了後、機構ホームページに掲載します。
また、登壇者、テーマは変更をすることがあります。

主催：特定非営利活動法人職業教育評価機構

実践的職業教育の第三者評価連絡協議会拡大研修会

資料目次

1	基調報告	職業実践専門課程認定要件等の質保証	137
2	報 告	職業実践専門課程実態調査からみる実習等の取組	146
3	報 告	柔道整復師養成分野における実習の取組	153
4	各分野における取組		
	○	自動車整備専門学校における企業連携実習等の特長と課題	170
	○	企業等と連携した実習等のIT分野（学校）における特長と課題	172
	○	企業等と連携した実習等の看護分野（学校）における特長と課題	173
	○	企業等と連携した実習等の観光分野（学校）における特長と課題	174
	○	企業等と連携した実習等の介護分野（学校）における特長と課題	176

職業実践専門課程認定要件等の質保証

令和5年11月10日(金)

文部科学省 専修学校教育振興室長 中安史明

1

専修学校の現状と課題

専修学校の現状

◆ 専修学校の特徴

- ✓ 社会の変化に即応した**実践的な職業教育機関**。また、修業年限や教員構成などが大学に比べて自由度が高い。
- ✓ 各種国家資格の指定養成施設。人手不足の業界に対し、**エッセンシャルワーカー**を輩出。(30以上の国家資格の学歴要件。看護師、介護士、理学療法士、自動車整備士、理容師・美容師、調理師などの多くを輩出)
- ✓ 大学等に比べ、**卒業生の地域への就職率が高い**。

○ 専修学校の現状 ※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

区分	学校数	生徒数
高等課程	396校	33,634人
専門課程	2,721校	581,522人
一般課程	144校	20,418人
総計	※ 3,051校	635,574人

◆ 専修学校の制度的位置づけ

○ 他の高等教育機関との比較 ※進学率はそれぞれ高等教育機関への入学者に占める割合。*大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。

区分	専修学校 専門課程	大学	短期大学
進学率	22.5%	56.6%	3.7%

出典：令和4年度学校基本統計（令和4年5月1日現在）

当面の主な課題

○ 職業実践専門課程の推進

- 専門学校のうち、**企業等と密接に連携して実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定**
- 平成25年度に制度化。**認定率約4割**(1,093校/2,721校) (R5.3月)
- 令和4年度より職業実践専門課程認定校に係る都道府県補助に対し、**特別交付税措置**
- 認定要件の明確化等により**更なる取組の充実・質の向上**を図る。

○ 修学支援新制度

- 令和2年度より制度化。
- **専門学校生も修学支援新制度の対象**となっており、**大学生と同様に支援**を実施。
- 今後の中間層の**多子世帯**や**理系学生への支援**の拡大の検討。

○ その他

- **留学生**の受入れ
 - 高等教育機関への留学生のうち、専門学校の占める割合は**約34%**(78,844人/228,403人)
 - ※留学生30万人計画を達成した令和元年度
 - 卒業生の国内定着・就職支援
 - 新しい学校認定制度と在留資格運用の見直し(法務省と連携)
- IT分野等の**理系/人手不足分野への対応**。→設置基準緩和。
- **リスキング・リカレント教育**。

2

職業教育体系の確立に向けて

東京都専修学校各種学校協会『専修学校振興構想懇談会・専門学校検討部会報告書』から

I. 高等教育としての専門学校教育が目指すべき姿

… 職業ステークホルダーとともに学修者本位の教育を充実させる …

(1) 予測不可能な時代を生きる人材像の探究

●産業・職業・地域の求める専門的知識と社会でいきる専門的スキルを身につけていくとともに、時代の変化を読み、それに合わせて積極的に社会を支え、**専門的な能力をもって社会を牽引していく態度とそのための社会と関わる経験をもつ人材像**を確立する

(2) 職業のステークホルダーが参画する学修者本位の職業教育体系の確立

…何を学び、身に付けることができたのか、個々人の学修成果の可視化

●専門学校は産業・職業・地域にとって有効な学修成果を提示し、そのための職業統合的学習を組み込む多段階の教育プログラムを提供するとともに、関係職業ステークホルダー、国とともに、職業教育を充実させ多様なキャリアを拓くことのできる**学位・資格枠組み(NQF)**を開発し、国際的な往還を支援する教育プログラム・制度を可視化する

II. 職業などのステークホルダーと連携した教育研究指導の体制

(1) 職業実践専門課程のさらなる充実(第III部)

●産業・職業・地域のステークホルダーと連携した**職業実践専門課程のさらなる充実**
●**高度専門士課程の充実**
●ステークホルダー参画による**質保証モデルを他の学校段階、学校種へ広げる**

(2) 教員の学術経験と職業経験を評価し、能力開発のための研修(第IV部)

●**実務家教員と学術研究のできる教員、基幹教員活用**の教員組織
●**新しいテキスト**による東専各から全国に発信する**教員研修**

(3) 多様な学生のための固有の教育モデルの開発(第V部)

●**学生の学修支援新制度と学校への公的財政支援**
●**留学生の日本語教育と日本社会への移行を含む支援**
●**リカレント学習のための高度専門士課程区分制と成人学習学(アンドロジョー)モデル**

III. 専門学校の確かなマネジメントと点検・評価(第VI部)

(1) 全学的な職業教育マネジメント

●**職業実践専門課程を基軸にしたPDCAによる職業マネジメントモデル(第II部第7章)**
●**企業等から広範囲の職業にかかるステークホルダーの参画促進と東専各の参画**
●**キャリア教育に向けた高校との連携のための東専各事業の拡充**
●**共同での卒業生調査等による学修成果の把握と情報公表**

(2) 専門学校の学校評価の充実

●**私立専門学校評価研究機構による専門学校の点検・評価の支援**
●**職業実践専門課程における第三者評価の導入**

IV. 専門学校制度の充実による職業教育体系の確立(第II部)

(1) 学修成果をもとにした教育プログラムの可視化と整理

●**単位制度**による制度の可視化、準専門士・専門士・高度専門士の制度確立
●**新しい専門分野分類**によるプログラムの国際的な通用性の向上
●**学修成果の可視化**による**学位・資格枠組み(NQF)**の開発支援
●**単位制導入**による専門課程と高等課程における修了概念の可視化、学校教育法上の専門課程と高等課程の位置づけ再考

(2) 未来志向の東専各事業の推進(第I部)

●**中教審(2018)『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン』**への積極的取組
●**東専各(2003)『専修学校振興構想懇談会(第一次懇談会)の継承**

これまでの議論の経緯 (専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議)

(令和2年度～令和3年度)

第20回(令和3年2月18日)～第25回(令和4年3月30日)

○令和4年3月30日「職業実践専門課程の充実に向けて」をとりまとめ。

(主たる内容)

- ・ 職業実践専門課程の充実(「専門士」の認定を職実の認定要件とする、都道府県・企業への理解促進等)
- ・ 職業教育のマネジメント(研修の充実、育成する人材像の明確化等)

(令和4年度～令和5年度)

第26回(令和4年9月29日)

○今期扱うアジェンダについて

第27回(令和4年12月15日)

○大学設置基準の改正を受けた専修学校設置基準の在り方

○留学生の卒業後の定着促進に係る現状把握と意見交換(佐藤委員ヒアリング、多委員ヒアリング)

第28回(令和5年3月30日)

○「資格枠組み」における位置づけに係る現状把握と意見交換(野田委員ヒアリング)

○留学生の卒業後の進路と教育の質保証について

○とりまとめ(令和4年3月30日)の対応状況について など

第29回(令和5年7月4日)

○「専修学校振興構想懇談会専門学校検討部会」報告書の報告と意見交換(吉本委員及び関口東京都専修学校各種学校協会副会長ヒアリング)

○留学生の卒業後の進路と教育の質保証について

第30回(令和5年11月9日)

○「分野」の考え方について

○まとめの方向性、これまでいただいたご意見など

○ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議 (令和4～5年度)におけるご議論と、対応する施策案

- 職業実践専門課程の充実
 - 職実に乗せ補助を行う都道府県への特別交付税（令和4年度より）
 - 実習や教育体制の在り方（中期的な検討）
- リカレント教育関係
 - 履修プログラム制度化（令和4年6月）、高度専門士の区分性の検討など
- 留学生関係（特に専門学校の留学生の在留資格の切り替えの円滑化）
 - 「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」制度（令和5年6月）
- 職業教育を行う教育機関としての位置付けの明確化
 - 単位制への移行（専門課程）、称号の位置付け、「学生／生徒」の呼称の改善、教育の質の保証（第三者評価）などの検討
 - ISCED（国際教育標準分類）の見直し
- 分野の考え方、オンライン教育（ガイドラインの検討） など

5

職業実践専門課程について

職業実践専門課程とは

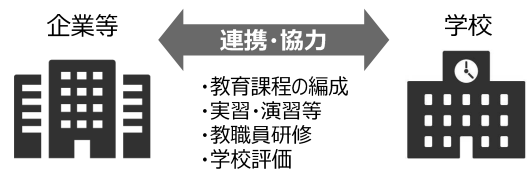
専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度

認定要件

- **専門士**※又は**高度専門士**※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**学校関係者評価と情報公開**を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定数 1,093校 3,165学科（令和5年3月時点）

認定を受けるメリット

学校

- ・企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・学校関係者による学校評価により、教育活動や学校運営の改善点が明確になる。
- ・「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、学校の強みを積極的にアピールできる。

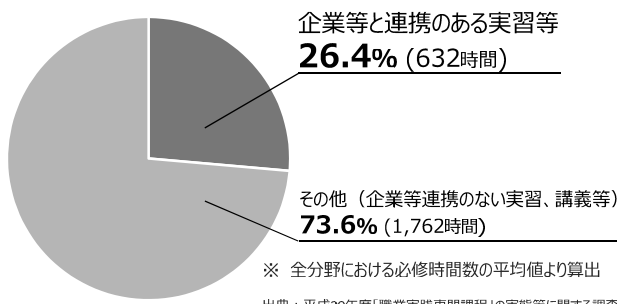
企業

- ・派遣社員のスキルアップやモチベーション向上。
- ・生徒の感性や発想を商品開発や現場の改善に活かせる。

生徒

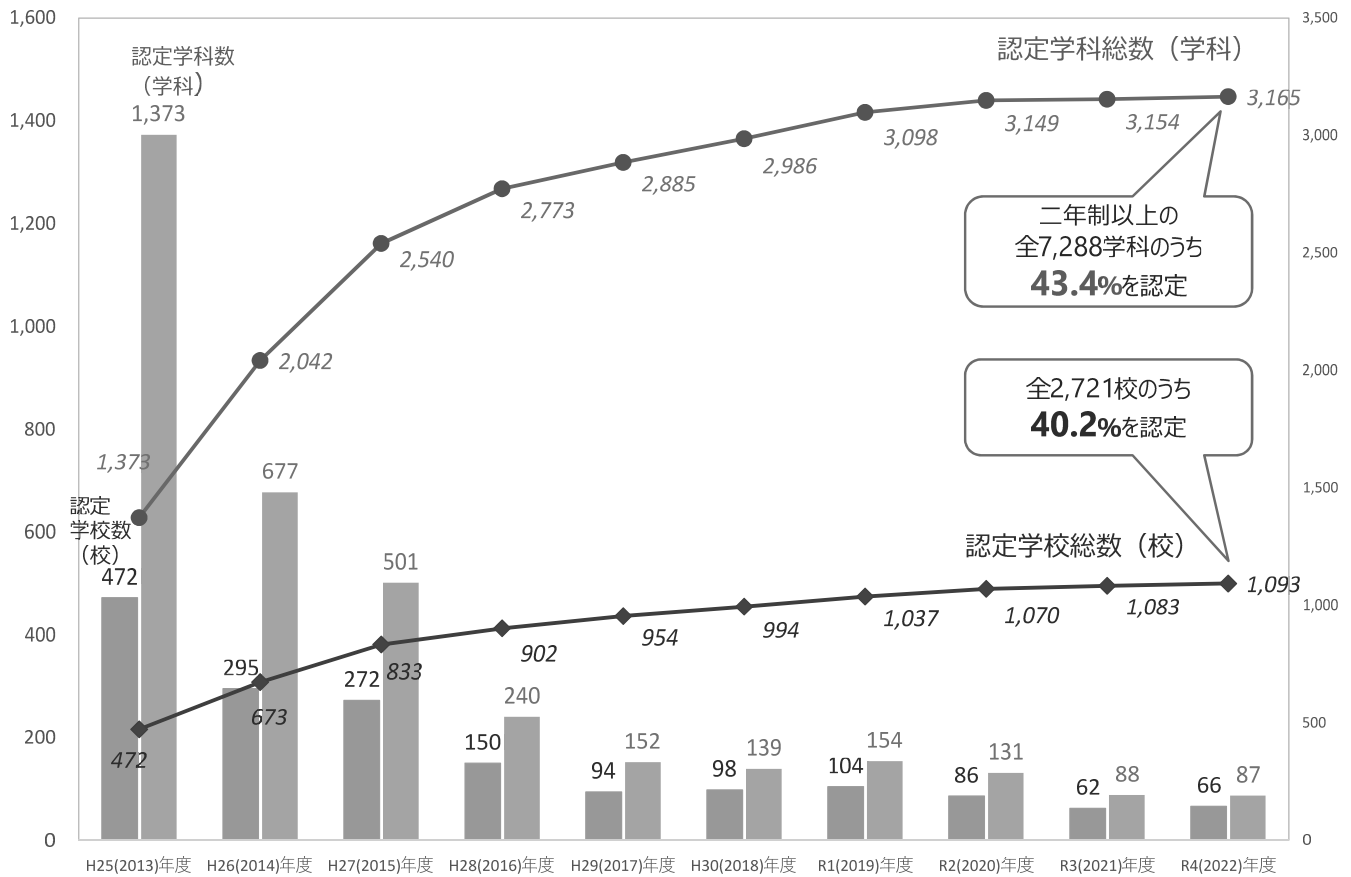
- ・企業等のニーズを反映したカリキュラムを学べる。
- ・実習等により現場の生の声を聞き、具体的に働くイメージが持てる。
- ・教育訓練給付金を受けられることができる。（社会人）

実習の状況



6

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **19都府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和3年度。実施府県は下図のとおり。)
- ・ 職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況
(令和4年3月25日時点)

- ・ 学校数：1,083校(39.3%)
- ・ 学科数：3,154学科(44.2%)

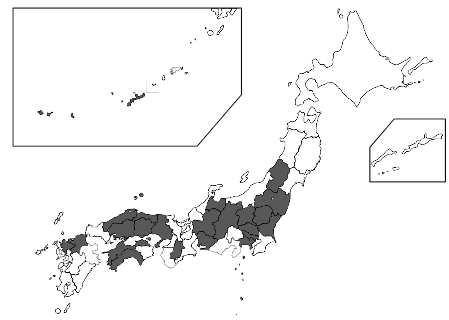
※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,754校)、修業年限2年以上の全学科数(7,133学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数
(令和4年6月時点)

令和3年度：19都府県



令和4年度：24都府県



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体(令和4年6月時点)
(山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、沖縄県)

教育訓練給付金

- 業務独占資格などの取得を目標とする講座や職業実践専門課程の認定等を受けた専門学校の課程は教育訓練給付金の支給対象となっている。

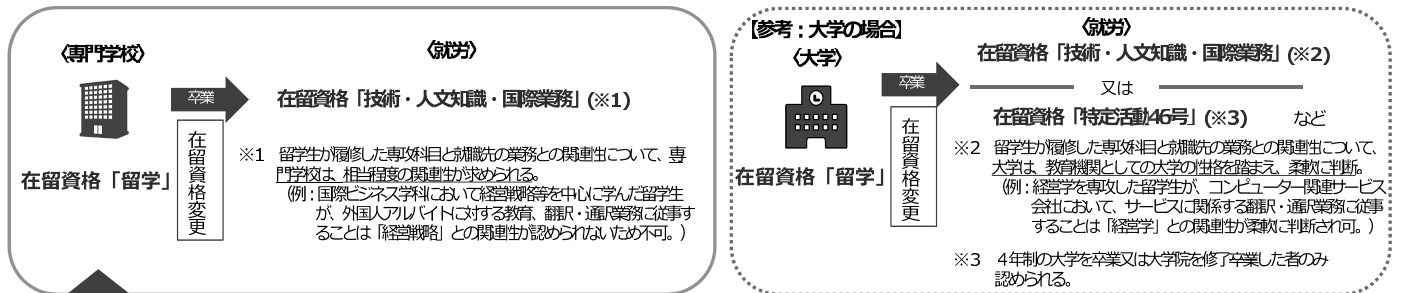
教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の 70% [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 1,737講座 (専門学校以外含む) ・介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など デジタル関係の講座 ・ITSSLレベル3以上のIT関係資格取得講座 ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） 大学院・大学などの課程 ・専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など） ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程（文部科学大臣認定） 672講座 ・キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定） 5講座
特定一般教育訓練 受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など デジタル関係の講座 ・ITSSLレベル2以上のIT関係資格取得講座 など
一般教育訓練 受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 ・英語検定、簿記検定、ITパスポート など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

※ 講座数は、厚生労働省「目標資格等別・都道府県別 専門実践教育訓練指定状況（令和5年10月1日時点）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11804000/001131420.pdf>
 による。

9

外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）

- ◆ 留学生が日本で就職する場合の在留資格の切り替えについて（文部科学省が認定した専門学校については大学と同じ取り扱いとする）



外国人留学生キャリア形成促進プログラムによる認定

経済三団体（経団連、日商東商、新経連）、全専各連からの強い要請を受け、令和5年度より、新たな認定制度として外国人留学生キャリア形成促進プログラムを創設。文部科学省が認定した質の高い専門学校については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「特定活動46号（※認定を受けた専門学校（4年制）を修了して高度専門士の称号を得た留学生に限る。）」の変更について、大学と同じ取り扱いとする。

（認定スケジュール）

申請受付：令和5年6月21日～8月10日 公表：令和5年11月下旬予定 ※来年度以降も毎年度申請を受付予定。

外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件

※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施

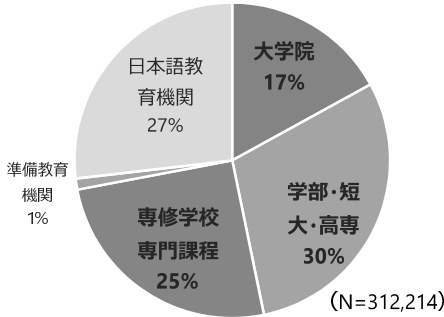
- ① 職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。
 （企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度）
- ② 経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること（修学支援新制度の機関要件と同一）。
- ③ 認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本人生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上であることを想定）が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。
- ④ 外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

10

【参考】専門学校における留学生の現状

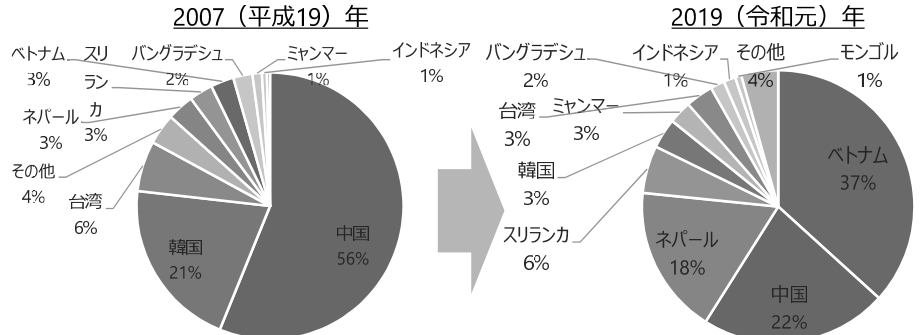
- 留学生30万人計画を達成した2019年度において、留学生総数の25%が専門学校に在籍。
- 近年、ベトナムやネパールの留学生が増加傾向。
- 日本で就職を希望する専門学校の留学生の割合は7割程度である一方、実際に日本で就職した学生は4割程度に留まっている状況。

● 留学生総数に占める割合



出典：日本学生支援機構「2019（令和元）年度外国人留学生在籍状況調査」

● 国別留学生割合



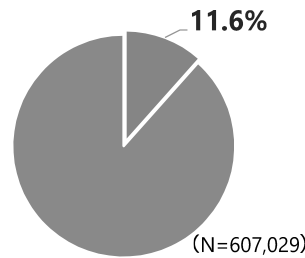
出典：日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

● 日本での就職を希望する者と、実際に日本で就職した者の割合等

日本での就職を希望する者の割合※1	→	実際に日本で就職した者の割合※2
69.9%	→	39.2%

出典：
 ※1 日本学生支援機構「令和元年度私費留學生生活実態調査」
 ※2 日本学生支援機構「令和元年度留學生進路状況・学位授与状況調査」

● 留学生割合

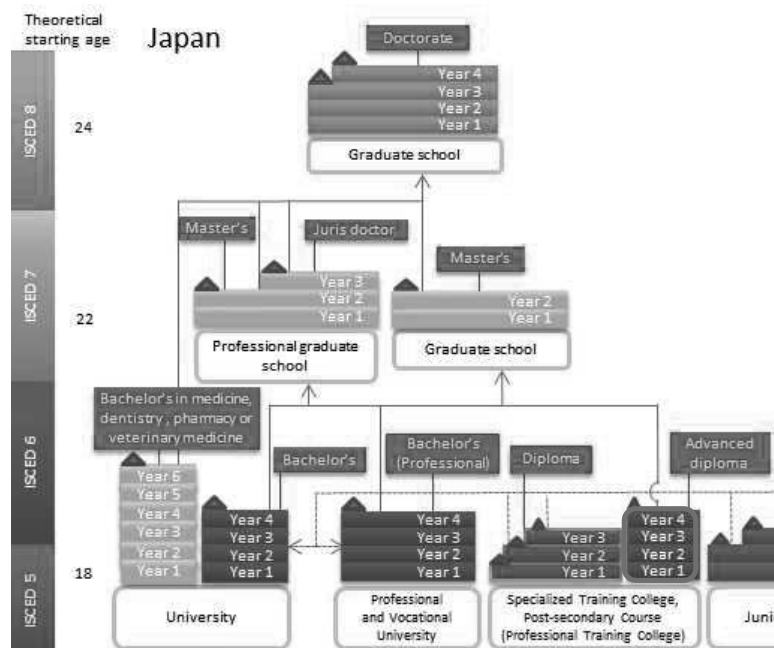


出典：日本学生支援機構「2022（令和3）年度外国人留學生在籍状況調査」
 文部科学省「令和3年度学校基本調査」 11

ISCED（国際標準教育分類）における高度専門士の位置づけの見直し等

ISCEDにおける高度専門士のレベル6化

- 高度専門士（4年制の専修学校専門課程）に関して、国際標準教育分類（ISCED）における位置付けが4年制度の大学と同等とされた。



OECD Educational GPS (JAPAN)

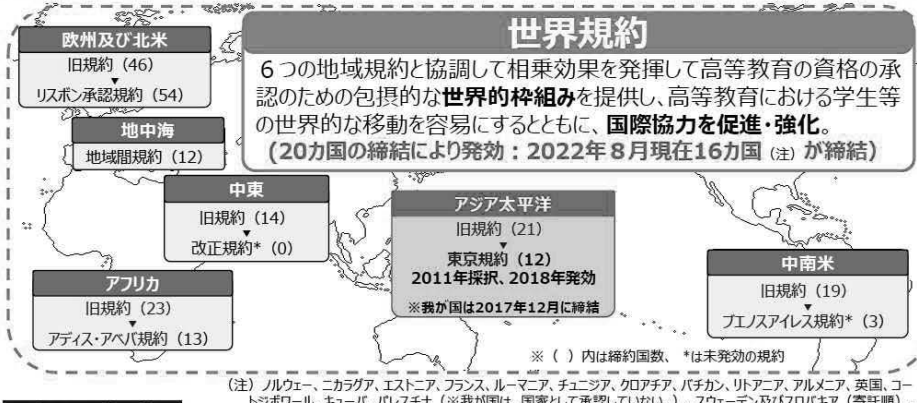
<https://gpseducation.oecd.org/CountryProfile?primaryCountry=JPN>

※各国の教育制度を图示したもの

【参考】ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても平衡・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、6つの「地域規約」を採択(いずれも発効済)。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」を採択。



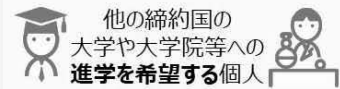
主な内容

- 締結国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。(第3条)
- 締結国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締結国が付与した入学資格や学位等の資格(オンライン学習等を通じて取得された資格を含む)を承認し、又は評定する。また、単位などの部分的な修学及び従前の学習を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
- 各締結国は、公式の「国内情報センター(注)」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)
(注) 日本国内においては、(独)大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当予定

締結の意義

【個人(学生等)のメリット】

高等教育を受ける機会



資格の承認



教育制度の異なる他の締結国においても入学試験を受験する機会を確保

【我が国のメリット】

- 世界の各地域から我が国への外国人留学生の受入に寄与。
- 世界の各地域への日本人学生の海外留学の送り出しに寄与。
- 高等教育の国際化に対する我が国の積極的な姿勢を内外に示すことができる。

【参考】高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)

高等教育資格承認情報センター設立



高等教育資格承認情報センター
National Information Center
for Academic Recognition Japan

(独)大学改革支援・学位授与機構内に創設(2019年9月1日)

◆ 目的

- ✓ 日本の高等教育資格の国際通用性の確保
- ✓ 諸外国との円滑な資格の承認に貢献すること

◆ 業務内容

- 日本の高等教育制度、各種高等教育機関概要・一覧、入学要件、資格、質保証の仕組みに関する情報提供
- 東京規約締結国を主とした外国の教育制度、資格、質保証制度に関する情報提供
- 諸外国の国内情報センター(NIC)等との連携
- 各種調査研究

出典：2021年2月22日 東京規約とNIC、資格枠組みの国際的動向
令和2年度文部科学省委託事業 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進成果報告会・セミナー

以上を踏まえつつ、

職業実践専門課程における認定要件の改正に向けた検討について

- 令和5年度より別紙様式4（職業実践専門課程の情報公開用の様式）の項目を変更。
- 当該様式から得られる企業等と連携した実習等の実施状況や教員の属性等を踏まえ、認定要件の改正に向けた検討を行う予定。

職業実践専門課程の基本情報について							令和○年○月○日	
学校名	設置認可年月日	校長名		所在地				
○専門学校	昭和○年○月○日	○○ ○○		〒○○○-○○○	○○○○○			
設置者名	設立認可年月日	代表者名		〒○○○○○		○○○○○		
○学校法人○	昭和○年○月○日	○○ ○○		〒○○○○○	○○○○○	○○○○○		
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
○職業実践専門課程	○○職業実践専門課程	○○科						
学科の目的								
○○○○○○○○○○○○								
学科の特徴(国等可能な資格、中絶等)								
○○○○○								
修業年限	履修	卒業に必要経年履修時間又は経年単位数	講義	演習	実習	実験	実技	
○年	○	○経年時間、経年単位数に記入	○経年時間 ○単位	○経年時間 ○単位	○経年時間 ○単位	○経年時間 ○単位	○経年時間 ○単位	○単位
生徒総定員	生徒定員(A)	留学生数(在留期間中の内)(B)	留学生割合(B/A)					
○○人	○○人	○○人	○○%					
就職等の状況								
卒業生数 (C) ○○人 就職希望者数 (D) ○○人 就職者数 (E) ○○人 地元就職者数 (F) ○○人 就職率 (E/D) ○○% 就職者に占める地元就職者の割合 (F/E) ○○% 卒業生に占める就職者の割合 (E/C) ○○% 進学者数 ○○人 その他 ○○人 ○○○○○○								
(令和○年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和○年度卒業生) ○○、○○、○○								

第三者による学校評価		評価団体: ○○○○		評価年月: ○年○月		評価結果を掲載したホームページURL: ○○○○	
当該学科のホームページURL: ○○○○							
■ 民間の評価機関等からの第三者評価: ※料の場合、概ね以下について任意記載							
(A: 単位数による算定)							
経年履修時間	○ ○ 単位数						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の履修時間	○ ○ 単位数						
うち企業等と連携した実習の履修時間	○ ○ 単位数						
うち必修履修時間	○ ○ 単位数						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の履修時間	○ ○ 単位数						
うち企業等と連携した必修の実習の履修時間	○ ○ 単位数						
うち企業等と連携したインターンシップの履修時間	○ ○ 単位数						
(B: 単位数による算定)							
経年履修時間	○ ○ 単位数						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の履修時間	○ ○ 単位数						
うち企業等と連携した実習の履修時間	○ ○ 単位数						
うち必修履修時間	○ ○ 単位数						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の履修時間	○ ○ 単位数						
うち企業等と連携した必修の実習の履修時間	○ ○ 単位数						
うち企業等と連携したインターンシップの履修時間	○ ○ 単位数						
教員の属性(専任教員について記入)							
○ 専任学校の専門課程を修了した後、学校等においてその相当する教員等に就任した者であって、当該専門課程の卒業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専任学校設置基準第41条第1項第1号)		○ ○ 人					
○ 卒士の学位を有する者等 (専任学校設置基準第41条第1項第2号)		○ ○ 人					
○ 高等学校教諭等経験者 (専任学校設置基準第41条第1項第3号)		○ ○ 人					
○ 卒士の学位又は専門士学位 (専任学校設置基準第41条第1項第4号)		○ ○ 人					
○ その他 (専任学校設置基準第41条第1項第5号)		○ ○ 人					
計		○ ○ 人					
上記①～⑤のうち、業務定数員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を認定)の数		○ ○ 人					

専修学校における学校評価・情報公開の状況

- 義務化されている情報公開と自己評価の実施割合は高まっているが、一部において未実施となっている。
- 学校関係者評価の実施割合は高まっている。

区分	実施	実施率・公表率		概要
		平成25年 5月1日現在	令和4年 5月1日現在	
情報公開	実施	19.7%	89.6%	学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供
学校評価	自己評価	実施	66.7% → 92.3%	各学校において自らの学校の状況について行う評価
		公表	22.2% → 85.6%	
	学校関係者評価	実施	24.9% → 77.8%	学校関係者による評価 (自己評価の結果を用いて行う)
		公表	8.1% → 76.5%	
	第三者評価	実施	4.8% → 8.9%	学校から独立した第三者が、専門的・客観的視点から行う評価
		公表	2.0% → 8.3%	

全ての専修学校は、学校教育法上、情報公開と自己評価が求められる。

職業実践専門課程においては、学校関係者評価が認定要件とされている（学校教育法施行規則上は努力義務）。

出典：私立高等学校等実態調査

17

令和5年度 職業実践専門課程等の高度化、改革を図るための認定要件を踏まえた第三者評価システムの開発

特定非営利活動法人職業教育評価機構作成資料
令和5年6月29日
職業教育評価機構

事業の概要

①職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価システムの開発
昨年度(令和4年度)取組んだ「法令要件等における適格確認」及び「職業実践専門課程の認定要件充足状況確認」のしくみとの関係を整理し、職業実践専門課程の制度趣旨、学校における取組の実態、認定要件の充足状況の確認を視点に取り入れた第三者評価システム(評価基準、評価体制、評価結果)を開発する。

②第三者評価基準策定過程における認定要件の検証等
職業実践専門課程の更なる取組充実に向け、運用の改善を図るため、第三者評価基準の策定過程において、これまでの実態調査結果における認定要件の実施状況等を確認しながら認定要件の明確に向けた検討を行う。

③実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営
昨年度(令和4年度)文部科学省受託事業で取組んだ「第三者評価機関の連絡協議会」の運営を継続し、意見交換、情報共有、第三者評価機関の質保証についての検討を通して、分野特性と職業実践専門課程の認定要件に関する検討を行う。検討結果等は、拡大研修会を開催し、専門学校関係者・団体等において情報等を共有する。

第三者評価システムのイメージ

事業の実施体制

①事業実施委員会 (13名)
②第三者評価検討部会 (6名)
③連絡協議会運営部会 (7名)

事務局: 2名

事業総括: 方向性・論点等の整理、各部会の検討結果に基づく事業のまとめ

連絡協議会の設置・運営、分野別評価等に関する拡大研修会の開催、分野特性と認定要件の検証等

事業実施スケジュール

事業内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会			○				○			○
第三者評価検討部会					○	○	○	○		
連絡協議会運営部会				○	○	○		○		
連絡協議会拡大研修会						○				
第三者評価フォーラム									○	

これまでの取組と成果・本事業の目標

年度	(取組内容)	(成果)
平成26年度	・柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議の開催	・柔道整復師養成分野に特化した評価基準の策定 ・モデル評価実施のための様式類の整備 ・第三者評価フォーラム開催
平成27年度	・柔道整復師養成分野に係る第三者評価の実施・検証 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催	・分野横断的な「共通項提案」の策定 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催
平成28年度	・分野横断的な第三者評価の仕組みの提案 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催	・分野横断的な第三者評価のしくみの策定 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催
平成29年度	・第三者評価の実用化のためのマニュアルづくり ・モデル評価の実施・検証 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催	・職業実践専門課程の第三者評価マニュアル作成 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催
平成30年度	・第三者評価実用化に向けたモデル評価の実施 ・分野別特性を観点とした評価基準の策定	・鍼灸師等養成分野の評価基準の策定 ・第三者評価フォーラム開催
令和元年度	・第三者評価実用化に向けたモデル評価の実施(2分野) ・分野別特性を観点とした評価基準の策定 ・学校運営等基準の改善	・職業実践専門課程の第三者評価マニュアル改訂版作成 ・看護師養成分野の評価基準策定 ・第三者評価フォーラム開催
令和2年度	・実践的職業教育の第三者評価機関の定義・要件に関する提言案作成 ・評価機関設立と連絡協議会の設立に関する検討	・第三者評価機関等の定義・要件の論点等の整理 ・評価機関設立過程の記録 ・看護師養成分野の評価基準の論点等整理 ・第三者評価フォーラム開催
令和3年度	・実践的職業教育の第三者評価機関の定義・要件に関する提言案作成 ・評価機関設立と連絡協議会の設立に関する検討	・第三者評価機関等の定義・要件の論点等の整理 ・職業実践専門課程の評価機関設立マニュアル作成 ・第三者評価機関連絡協議会に関する設立準備 ・第三者評価フォーラム開催
令和4年度	・職業実践専門課程の質保証の枠組みに関する検討 ・第三者評価の2段階方式と適格認定版評価基準の検討 ・第三者評価機関の連絡協議会の設立・運営の試行	(目標) ・職業実践専門課程の質保証の枠組み、第三者評価の2段階方式に関する提言 ・連絡協議会の設置 ・拡大研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催

文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の の質保証・向上の推進」事業 調査からの示唆

企業等と連携した実習・演習等の取組状況について

MRI 三菱総合研究所

実践的職業教育の第三者評価連絡協議会拡大研修会
2023年11月10日

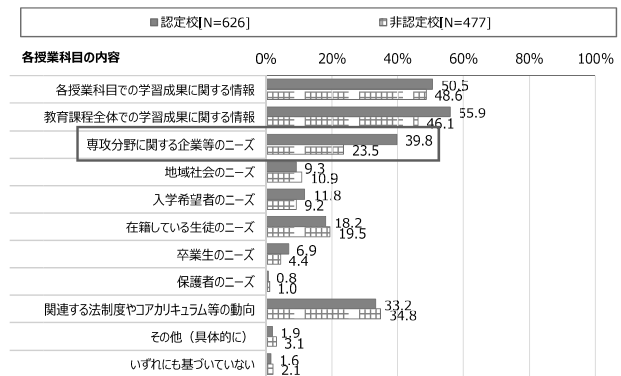
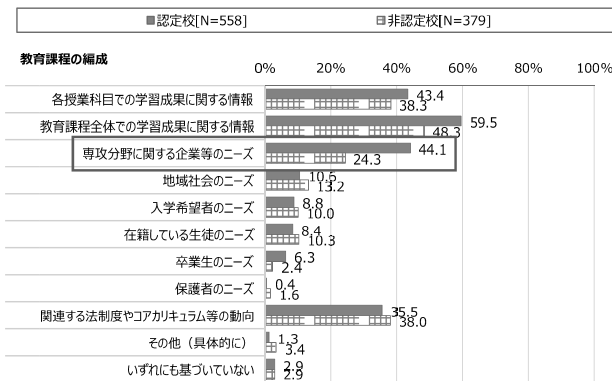
人材・キャリア事業本部
藪本沙織
saori.yabumoto@mri.co.jp

職業実践専門課程は 企業等連携にどの程度取り組んでいるか

- 教育課程編成、実習・演習等について

認定学科の取組状況の実態①企業等と連携した教育課程編成

- 認定学科は非認定学科と比べて、教育課程編成においてよく企業等と連携していると考えられる。
 - 例えば、教育課程の編成や授業の内容を見直しする際に、どんな情報・ニーズを活用したかを3つまで選択してもらったところ、認定校(以下の調査では、職業実践専門課程を持つ学校)は非認定校(職業実践専門課程を持つ学校以外)と比べて、「専攻分野に関する企業等のニーズ」を活用している。



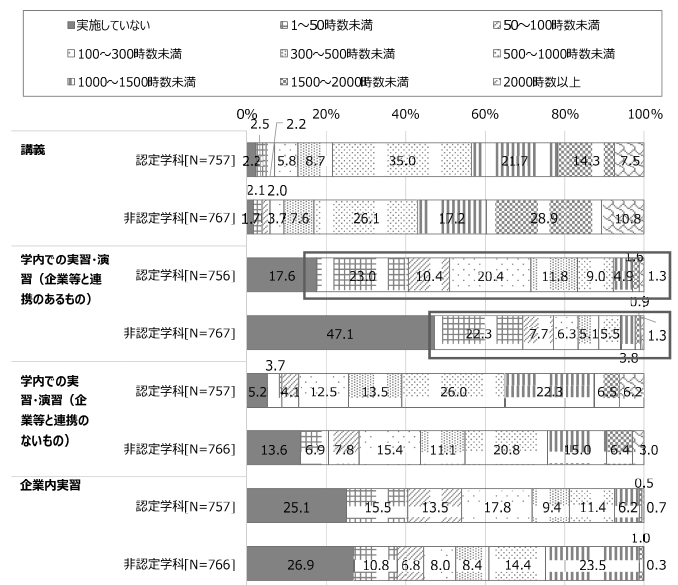
令和元年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

3

認定学科の取組状況の実態②-1企業等と連携した実習・演習等

- 企業等と連携した実習・演習等について、認定学科の方が非認定学科に比べ、「学内での実習・演習(企業等と連携のあるもの)」を実施している学科が多い。
 - 「企業内実習」については、認定学科と非認定学科で、実施している学校の割合に大きな違いはない。本調査では、非認定学科の方が認定学科に比べ、医療分野の割合が大きかったことが影響していると考えられる。



令和元年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

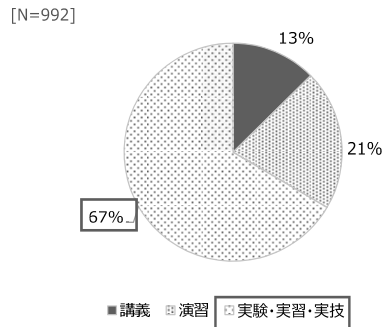
4

認定学科の取組状況の実態②-2企業等と連携した実習・演習等

- 別の年度では、フォローアップ対象の認定学科に、認定要件の充足状況等を調査した。
- 企業等と連携した「授業」(認定要件外となる講義形態の授業も含む)や、企業等と連携した実習・演習等の実施状況を回答してもらったところ、分野別、地域別に違いが生じていることがわかった。

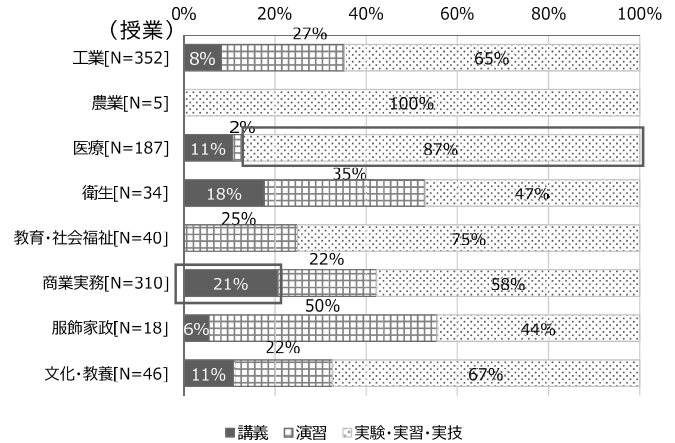
【学科】企業等と連携した授業の実施形態

単純集計(授業)



※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

分野別



令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

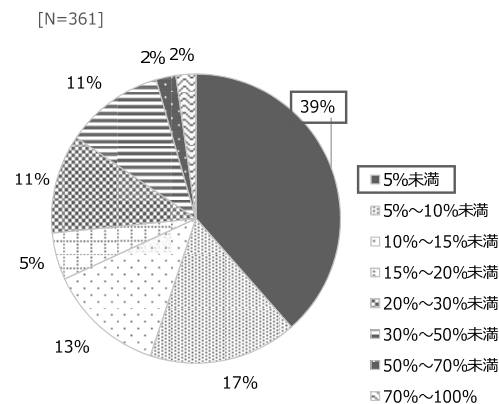
Copyright © Mitsubishi Research Institute

5

認定学科の取組状況の実態②-3企業等と連携した実習・演習等

【学科】全授業における企業等と連携した実習・演習等(講義除く)の占める割合(1/2)

単純集計(学科)



※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

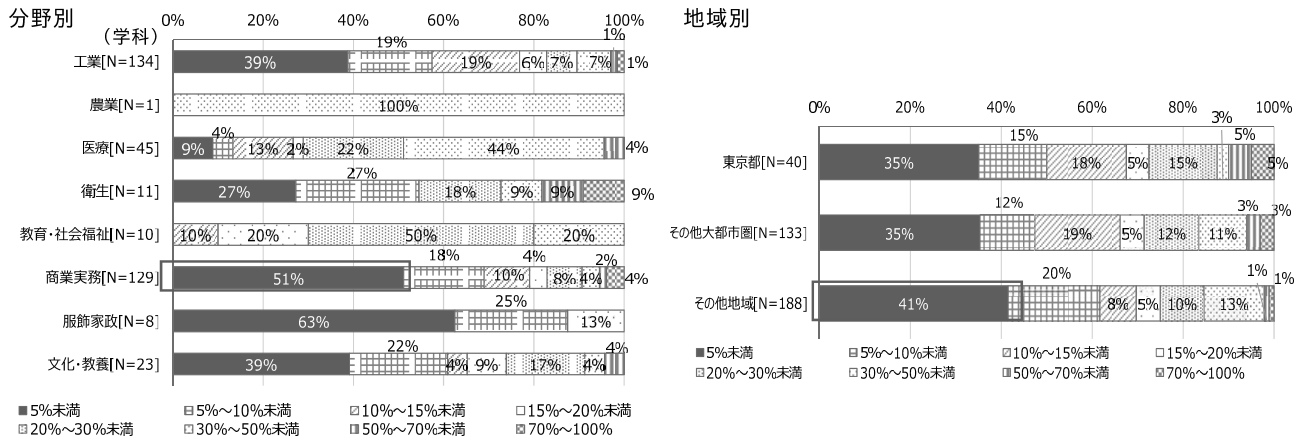
令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

6

認定学科の取組状況の実態②-4企業等と連携した実習・演習等

【学科】全授業における企業等と連携した実習・演習等(講義除く)の占める割合(2/2)



※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

※地域別集計においては、「その他大都市圏」は関東圏(神奈川県・埼玉県・千葉県)、近畿圏(大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県)、中京圏(愛知県・岐阜県・三重県)、「その他地域」は東京都と「その他大都市圏」以外を指す。

令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

7

参考:地域の自治体から、職業実践専門課程はどのような期待を寄せられているか

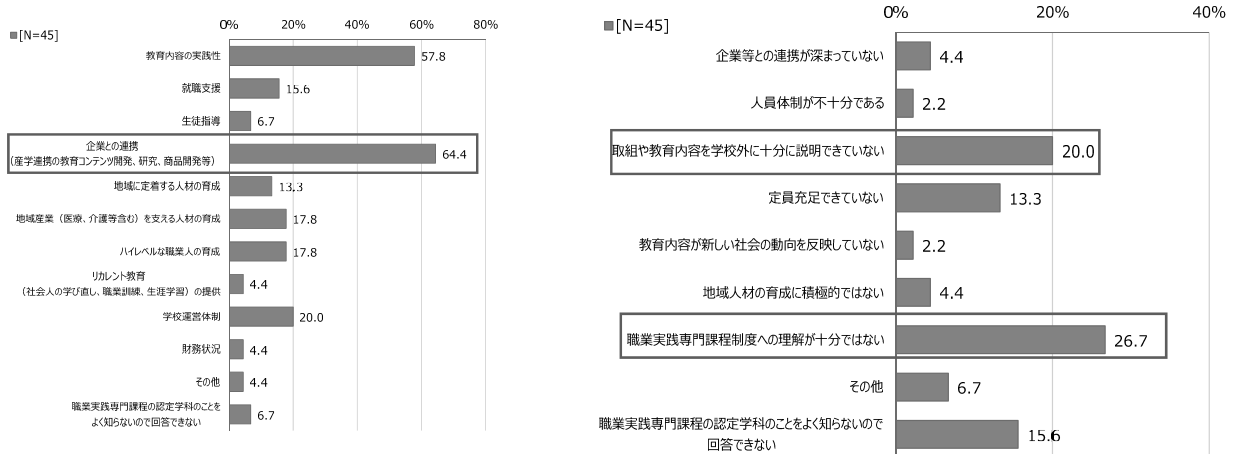
Copyright © Mitsubishi Research Institute

8

自治体からの評価①職業実践専門課程への評価と課題

● 専修学校担当に、認定学科に対する評価と課題を質問した。

- 認定学科は、非認定学科と比べて「企業等との連携」が優れているという評価が最多となった。続いて「教育内容の実践性」が評価されている。
- 課題については、「職業実践専門課程制度への理解が十分ではない」が最多となった。次に、「取組や教育内容を学校外に十分に説明できていない」という回答が多かった。

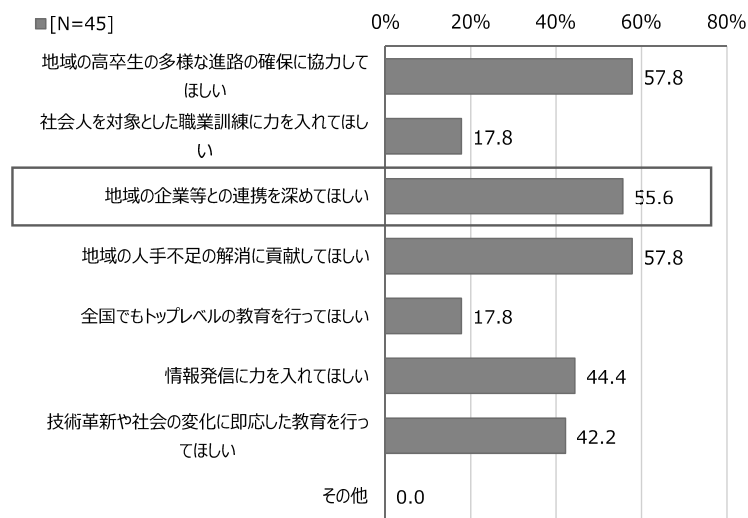


令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

自治体からの評価②職業実践専門課程への期待

● 専修学校担当に、認定学科への期待、要望を質問した。

- 「地域の高卒生の多様な進路の確保に協力してほしい」と「地域の人手不足の解消に貢献してほしい」が最多となった。次に「地域の企業等との連携を深めてほしい」という回答が続いた。



令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

まとめ

文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業調査からの示唆のまとめ

- 長年の調査や検討を踏まえ、職業実践専門課程の要件のうち、特に企業等連携の取組が、職業実践専門課程の質保証・質向上にとって重要であると考えている。
- 地域の自治体からもその点について期待が大きい。
- なお、組織的な教員研修も重要(今年度の重点調査対象)。

- 教育課程編成委員会の仕組みがうまく機能しているなどの理由から、教育課程編成における企業等連携は、職業実践専門課程の認定学科では一定程度広まっている。

- 企業等と連携した実習・演習等についても、認定学科の方が、非認定学科よりも積極的に取り組んでいる。
- しかしながら、形式的な取組だけではなく、企業等連携の実習・演習等の実質的な取組状況を見ると課題が見えてきた。
- 企業等と連携した実習・演習等は教育課程の中で重要な位置づけを占めているかなどについては、学校による格差、地域による格差が生じていると推測される。
- さらに、企業等と連携した実習・演習等が、学生の教育や卒業後のキャリアにどのような影響を及ぼしているかについての全国的な実態把握は、今後の課題。

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所

2023年11月10日(土)

柔道整復師養成分野における実習の取組

～ 臨床実習ガイドライン作成の経緯と
内容・課題そして今後 ～

学校法人葛谷学園
中和医療専門学校
楠本高紀

I. 作成の経緯

II. 内容・課題

III. 今後

柔道整復師
臨床(地)実習ガイドライン

2018年(平成30年)3月〇〇日 第1版第1刷
編集・発行 公益社団法人全国柔道整復学校協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1丁目6-2 丸神ビル1層
TEL: 03-5405-1690 FAX: 03-5405-3790
URL: <http://www.judo-seifuku.or.jp>
メールアドレス: info@judo-seifuku.or.jp

※本書の無断転写は著作権法上での例外を除き、禁じられています。
転写される場合は、その都度、事前に許諾を得てください。

柔道整復師臨床(地)実習ガイドライン

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

柔道整復師

臨床(地)実習ガイドライン



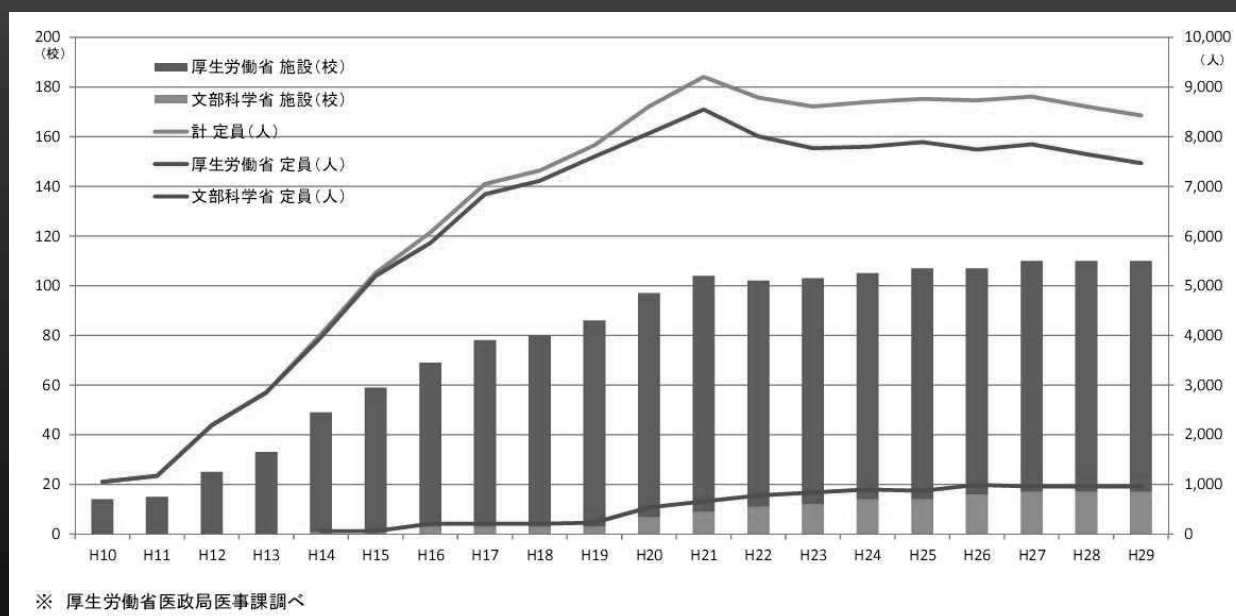
公益社団法人全国柔道整復学校協会
臨床実習ガイドライン検討委員会

学校養成施設カリキュラム等の改正

- 指定規則は平成12年以降大きな改正は行っていない。
- その後、学校養成施設は大幅に増加。
平成28年度109施設(定員約8千6百人)
平成10年度14施設(定員数約千百人)
※約8倍の増加
- 平成27年11月、反社会的勢力や接骨院などの関係者が詐欺容疑で逮捕。
- 柔道整復師を取り巻く環境が変化していることから、臨床実習等を通じた、柔道整復師の質の向上が求められている。

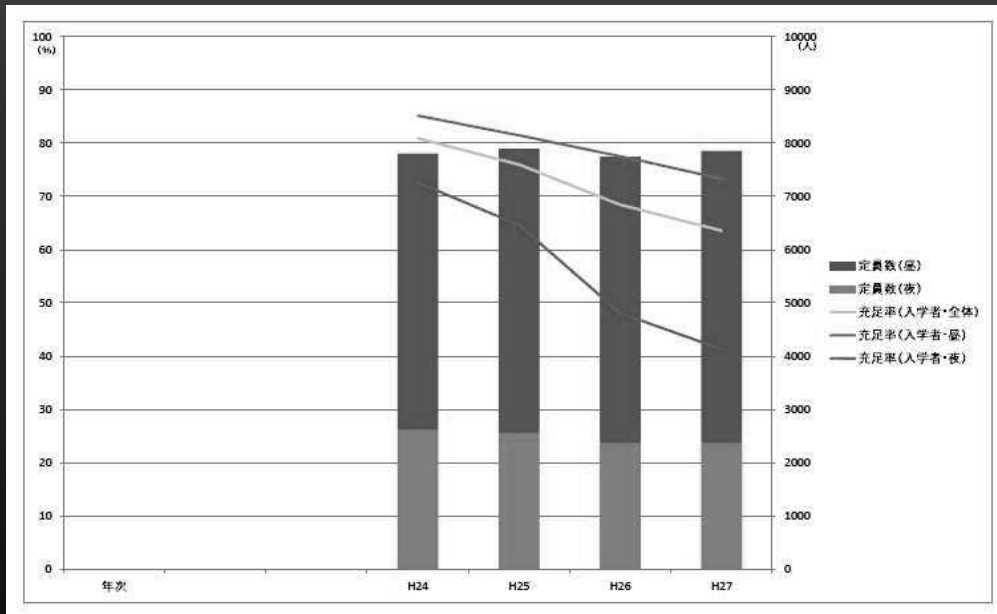
柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会
報告書 平成28年10月31日 はじめに(抜粋)

柔道整復師学校養成施設 定員 年度別推移



第12回社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会
平成29年11月20日 参考資料より

定員に対する充足率(厚生労働省所轄)



柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会
平成27年12月11日 参考資料5より

柔道整復師養成施設指定規則分野別時間数分布(昼間部) (平成27年度・厚生労働省所管分)

(合計時間数)

時間数	1530時間～ 1950時間	1951時間～ 2370時間	2371時間～ 2790時間	2791時間～
学校数 (%)	10校 (11.0%)	29校 (31.9%)	51校 (56.0%)	1校 (1.1%)
平均時間数 (全体平均:2283.5時間)	1715.4時間	2124.3時間	2472.8時間	2925.0時間

(参考)合計時間数の上位5校・下位5校の平均時間数

上位5校…2765.6時間

下位5校…1596時間

※看護師等学校養成所報告管理システム「施設報告 管轄内全養成所の全登録データ」より

柔道整復師養成施設指定規則 分野別時間数分布(夜間部) (平成27年度・厚生労働省所管分)

(合計時間数)

時間数	1530時間～ 1950時間	1951時間～ 2370時間	2371時間～ 2790時間	2791時間～
学校数 (%)	10校 (18.5%)	15校 (27.8%)	28校 (51.9%)	1校 (1.9%)
平均時間数 (全体平均:2241.0時間)	1717.5時間	2158.1時間	2445.8時間	2985.0時間

(参考)合計時間数の上位5校・下位5校の平均時間数

上位5校…2625.4時間

下位5校…1628時間

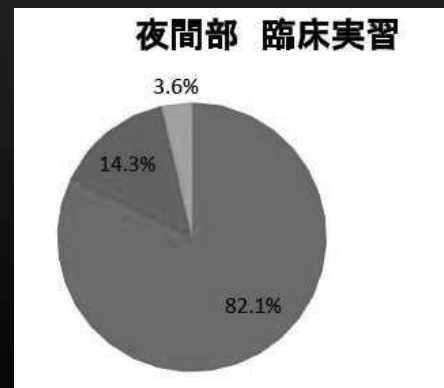
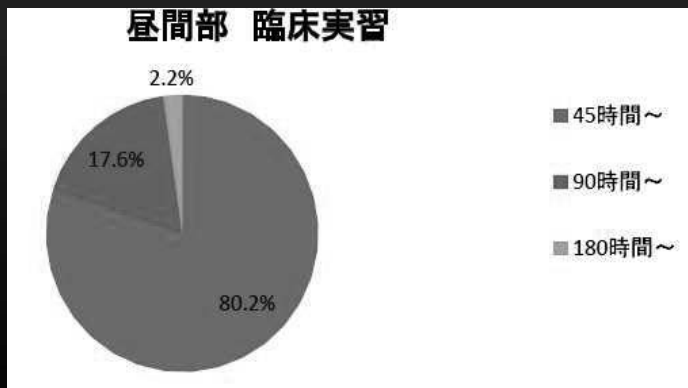
※看護師等学校養成所報告管理システム「施設報告 管轄内全養成所の全登録データ」より

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会
平成27年12月11日 参考資料5より

柔道整復師養成施設 臨床実習時間数分布
(平成27年度厚生労働省所管分)

時間数		45時間～	90時間～	180時間～
昼間	校数 (%)	73校 (80.2%)	16校 (17.6%)	2校 (2.2%)
	平均時間数 (全体平均:58.9時間)	45.7時間	98.4時間	225.0時間
夜間	校数 (%)	46校 (82.1%)	8校 (14.3%)	2校 (3.6%)
	平均時間数 (全体平均:59.2時間)	45.9時間	95.6時間	225.0時間

※看護師等学校養成所報告管理システム「施設報告・管轄内全養成所の全登録データ」より



(参考資料)

他職種の臨床実習・実習施設の状況

履修単位 (3年課程)	臨床実習等の単位数	実習施設
97単位 看護師	23単位 臨地実習	基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院。 在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。【指導ガイドライン】
93単位 診療放射線技師	10単位 臨床実習	病院、診療所又は介護老人保健施設 【養成所指定規則】
臨床検査技師	7単位 臨地実習	臨地実習を行うのに適当な施設 【養成所指定規則】
理学療法士	18単位 臨床実習	病院、診療所その他の施設 【養成施設指定規則】
作業療法士	18単位 臨床実習	病院、診療所その他の施設 【養成施設指定規則】
視能訓練士	14単位 臨地実習	臨地実習を行うのに適当な施設 【養成所指定規則】
臨床工学技士	4単位 臨床実習	臨床実習を行うのに適当な病院 【養成所指定規則】
義肢装具士	4単位 臨床実習	病院、診療所及び製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所 【養成所指定規則】
言語聴覚士	12単位 臨床実習	病院、診療所その他の施設 【養成所指定規則】
あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師	1単位以上 臨床実習	養成施設附属臨床実習施設 【指導ガイドライン】
	(あはき師 20単位 実習(臨床実習を含む。))	
86単位 はり師きゅう師	1単位以上 臨床実習	養成施設附属臨床実習施設 【指導ガイドライン】
	(はり師 12単位 きゅう師 10単位 実習(臨床実習を含む。))	
77単位 あん摩マッサージ指圧師	1単位以上 臨床実習	養成施設附属臨床実習施設 【指導ガイドライン】
	(あま指師 10単位 実習(臨床実習を含む。))	

柔道整復の施術に係る受領委任の取扱い中止等事例一覧(平成27年度 上半期分)

	中止等年月日	都道府県	中止等区分	中止等理由	備考(公表資料の具体的な内容等)
1	平成27年6月5日	大阪府	中止相当	不正請求	—
2	平成27年6月22日	秋田県	中止相当	不正請求	—
3	平成27年7月1日	高知県	中止相当	不正請求	—
4	平成27年7月1日	高知県	中止相当	不正請求	—
5	平成27年7月17日	東京都	中止	不正請求	・複数回にわたり正当な理由なく監査を欠席(監査拒否)
6	平成27年7月31日	大阪府	中止相当	不正請求	—
7	平成27年8月1日	北海道	中止	不正請求	・施術日数を付け増して療養費を請求 ・施術部位を付け替えて療養費を請求 ・算定基準を満たしていない療養費を請求
8	平成27年8月28日	兵庫県	中止	不正請求	—
9	平成27年9月4日	滋賀県	中止相当	不正請求	—
10	平成27年9月5日	群馬県	中止	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求
11	平成27年9月16日	大阪府	中止相当	不正請求	—
12	平成27年9月18日	大阪府	中止	不正請求	—
13	平成27年9月28日	岡山県	中止相当	不正請求	—

※ 事例の内容等については地方厚生(支)局の公表資料より抜粋

※ 「中止等区分」欄にある「中止相当」とは、監査の対象となった柔道整復師が受領委任の取扱いを辞退した後に行政措置が決定したものの

第10回社会保障審議会医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会
平成29年1月18日 柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況 資料あー1より

柔道整復学校養成施設指定規則等改正(概要)

- 総単位数の引き上げ、最低履修時間数の設定
 - ・85単位→99単位以上
 - 〔カリキュラムの主な見直し内容〕
 - 臨床実習を1単位から4単位へ拡充
 - ・新たに最低履修時間数(2,750時間以上)を設定
- 臨床実習の在り方
 - ・養成施設附属臨床実習施設以外に拡大
 - ・臨床実習施設の要件
- 専任教員の見直し
 - ・専任教員数5名→6名
 - ・専任教員の要件の見直し、定義の明確化等
 - ・専任教員の専門基礎分野の教授範囲の見直し
- その他
 - ・通信教育等の活用
 - ・養成施設において備える必要がある備品等の見直し
 - ・適応時期、経過措置

I. 作成の経緯

II. 内容・課題

III. 今後

柔道整復師
臨床(地)実習ガイドライン

2018年(平成30年)3月〇〇日 第1版第1刷
編集・発行 公益社団法人全国柔道整復学校協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1丁目6-2 丸神ビル1階
TEL: 03-5405-1690 FAX: 03-5405-3790
URL: <http://www.judo-seifuku.or.jp>
メールアドレス: info@judo-seifuku.or.jp

※本書の複製転写は著作権法上での例外を除き、禁じられています。
転写される場合は、その複製、転写に同意を得てください。

柔道整復師臨床(地)実習ガイドライン

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

柔道整復師

臨床(地)実習ガイドライン



公益社団法人全国柔道整復学校協会
臨床実習ガイドライン検討委員会

【望ましい方向性】

・カリキュラム改正



・モデル・コア・カリキュラム作成



・臨床実習ガイドライン作成

・国家試験出題基準の改正

及びモデル・コア・カリキュラムとの整合性

【先行して】

・カリキュラム改正



・臨床実習ガイドライン作成

※養成施設附属の臨床実習施設以外の
場所での実習を行う際の一つの指針

作成にあたって(前提)

- ・ 趣旨: 内容の方向性を示したもの(指針)
- ・ 活用対象: 学校養成施設附属の臨床施設以外の施術所とする。
※医療機関、スポーツ施設、介護施設は参考
- ・ 時間数と単位数: 1単位45時間
- ・ 実習期間
 - ・ 想定1: 実習生1名につき1施設で1日8時間
 - ・ 想定2: 実習生1名につき1施設で1日5時間

作成にあたって(理由)

- ・ 養成施設内施術所における臨床実習の期間・内容に養成施設の間で格差がある。
- ・ 養成施設内施術所における臨床実習が形骸化している。
- ・ 卒後臨床研修制度(H17年度～H29年度)のシステムにシームレスに(継ぎ目なく)繋がっていない。

VI 評価 ←ガイドラインP25上

従前の指定規則等において各養成施設の附属施術所は独自の評価を行っている。また柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設以外の看護師、理学療法士などのパラメディカルの臨地実習の評価は、医療機関での規定が明確になっているため改正案による柔道整復師の臨地実習の評価とは趣を異にする。

そのため本ガイドラインでは以下の評価の手順と基本的考え方を提案するとともに、中間評価及び自己評価などの外部から評価に応える方策を推奨する。

『臨床(地)実習ガイドライン』のポイント

目標：『柔道整復師が身につけておくべき実践的能力を、卒業後をも視野に入れつつ、臨床実習前から卒業時にかけて、施設（施術所、医療機関等）で修得しておくべきあり方を提示する。』

評価1：「記載はなるべくcheck方式」とした。

評価2：「中間評価と最終評価」を行うことを推奨する。

課題：今後は各方面の意見を伺いながら、次期改訂に備える。

- ・学生の施術の介助のあり方
- ・学外施術所以外への対応のあり方
- ・学内附属施術所のあり方
- ・次期カリキュラム改正に向けて柔道整復師のプロフェッショナルリズムのあり方

一般目標	行動目標	実習前	卒業時	卒業後	一般目標	行動目標	実習前	卒業時	卒業後	
医の倫理	医療の倫理に関する規範、ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言等を概説できる	○			柔道整復術	骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期処置法などを修得している	○			
	社会的な責任・使命を自覚し、柔道整復師の倫理綱領に則った行動ができる		○			骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期処置法などを的確に実施できる		○		
	人間の尊厳及び人権及び人権の意味を理解し、擁護に向けた行動をとることができる			○						○
態度	施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる	○			被覆包帯及び固定包帯術	巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる	○			
	施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる	○				巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる		○		
	時間や約束事を守ることができる（規律性）	○				巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを適切に実施できる			○	
	臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる	○								○
	実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる（協調性）	○								○
	患者に不快感を与えない態度がとれる	○			テーピング技術	患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる	○			
	患者に不快感を与えない態度がとれる	○				患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している	○			
	常に患者側の立場に立って会話し、行動できる	○	○			患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を適切に実施できる		○		
	守秘義務・個人情報に注意している	○			後療法	後療法の種類と特徴及び適応と禁忌を説明できる	○			
	自分にできないことは適切に指導者及び他のスタッフに相談・依頼することができる	○				運動療法の種類と方法及び適応と禁忌を説明できる	○			
付帯業務	施術室や待合室などの清潔保持の意味が説明できる	○			物理療法	正しく各運動療法を行うことができる	○			
	施術室や待合室などの清潔保持ができる（責任性）	○				損傷・状態別に適切な運動療法が選択できる	○			
	施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる	○				物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる	○			
	施術材、消耗品等の在庫を確認・管理できる		○		介助	正しく物理療法機器を患者に装着できる	○			
	受付で、予診表の記入方法を説明できる		○			患者誘導ができる	○			
	受付業務ができる		○		指導管理	患者誘導ができる	○			
診察	医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる	○				施術録の項目を説明できる	○			
	医療面接（問診）ができる	○			医療面接及び所見を記載できる	○				
	身体診察（触診など）ができる	○			臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載できる	○				
	ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる	○			効果判定	患者の医療面接及び所見を施術録に記載できる	○			
	ROM、MMTなどの計測、評価できる	○				患者の施術内容等施術録に記載できる	○			
	各種徒手検査、各反射検査などで評価を説明できる	○			施術後の状況から効果判定等を確認できる	○				
	各種徒手検査、各反射検査などで評価できる	○			効果判定等から治療及び施術修了を判定できる	○				
	各種徒手検査、各反射検査などで評価できる	○			傷害の再発予防法を指導できる	○				
鑑別技術	損傷の原因や状態を把握できる	○			施術録の作成	社会保険制度のしくみの説明を説明できる	○			
	超音波診断装置の理解と読影ができる	○				療費の算定と療費費（償還）を説明できる	○			
	レントゲン像などの読影ができる	○				柔道整復師法と健康保険取組に関する協定等の関連規定を説明できる	○			
多職種連携	患者の所見などから医科受診の判断ができる	○			効果判定	症例検討の記載項目を説明できる	○			
	医科受診の内容を患者に説明できる	○				臨床実習指導者に適切に内容を記載できる	○			
	医科受診のための紹介、返書等の対応ができる	○				施術方針に基づき到達目標に対する自己変容を確認できる	○			
救急処置	救急患者の対応ができる	○			生涯学習	施術法・治療機器等に関する最新情報を入手して生涯学習に努めている	○			
	救急患者の対応ができる	○				最新情報を入手して生涯学習に努めている	○			
	救急患者の対応ができる	○				包括ケアシステムにおける柔道整復師の役割を發揮する能力を身につけている	○			
リスクマネジメント	各種リスクマネジメントを説明できる	○			多様性	スポーツ現場における柔道整復師の役割を發揮する能力を身につけている	○			
	医療事故発生時の対応ができる	○				災害時に必要な実践的な能力を身につけている	○			
	適切なインフォームドコンセントに配慮できる	○								
施術立案	医療過誤による賠償責任保険・傷害保険に配慮できる	○								
	クレーム・不当行為に対して配慮できる	○								
説明と同意	観察結果から施術方針が立案できる	○								
	施術方針に基づいて施術計画を立案できる	○								
柔道整復術	施術の説明・計画・方法を患者に説明できる	○								
	施術の計画・計画等について患者の同意が得られる	○								
	骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期処置法などが説明できる	○								

- ・「実習前」: 臨床実習に臨む時点で身に付けておくべき能力
- ・「卒業時」: 卒業時点で身に付けておくべき能力
- ・「卒業後」: 卒業後2年以内の時点で身に付けておくべき能力

表3の提示目的は、今後の認定実技審査、指定規則等で改正されたカリキュラム、施術管理者の要件、卒業臨床研修等のあり方がドラステック(抜本的)に変容してきていることを俯瞰すると、柔道整復教育も養成施設内教育にとどまるのではなく、卒業時及び卒業を視野に入れ、さらに生涯教育及び指導的立場の柔道整復師の育成に繋がる連続的な教育が必要であると考え、その嚆矢として活用してもらいたいため。

⇒今後の課題: 「実習前」と「卒業時」の項目整理

表3. 柔道整復師が身につけておくべき 段階的実践的能力 (知識・技能・態度)

※ガイドラインP20～P23参照

ガイドラインの「中間評価」と「最終評価」は「柔道整復師が身につけておくべき段階的実践的能力(知識・技能・態度)」の「**実習前**」の項目をもとに作成した。

一般目標	行動目標	実習前	卒業時	卒業後
医の倫理	医療の倫理に関する規範、ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言等を概説できる	○	○	○
	社会的な責任・使命を自覚し、柔道整復師の倫理綱領に則った行動ができる	○	○	○
	人間の尊厳及び人権及び人権の意味を理解し、擁護に向けた行動をとることができる	○	○	○
態度	施術者に相応しい身だしなみ(服装・容姿)ができる	○	○	○

19

様式7

臨床実習指導計画書 (事前調整用)

〇〇〇〇専門学校
学校長 〇〇 〇〇様
平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校の臨床実習施設

Check方式

実習生氏名						
実習期間	年 月 日		年 月 日			
時間数 ※	1日: 時間	時間				
	合計: 時間	時間				
※休憩時間及び本格的な学びとならない時間						
一般目標	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
態度	□	□	□	□	□	□
付帯業務	□	□	□	□	□	□
診察	□	□	□	□	□	□
物理療法	□	□	□	□	□	□
施術の介助	□	□	□	□	□	□
固定	□	□	□	□	□	□
その他 ()	□	□	□	□	□	□
その他 ()	□	□	□	□	□	□
特記事項						

項目は本ガイドラインが推奨する項目です。この項目で実施の場合は□に☑にチェックを入れてください。また、本6項目以外で指導を計画される場合は「その他()」に項目を記載してください。
なお一般目標の項目で想定できる項目は右頁を、「その他」はV-3。「柔道整復師が身につけておくべき段階的実践能力」を参照ください。

平成 年 月 日
臨床実習施設名 _____
臨床実習指導者氏名 _____印

臨床実習計画書の一般目標と想定できる行動目標

一般目標	行動目標
態度	施術者に相応しい身だしなみ(服装・容姿)ができる。
	施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。
	時間や約束事を守ることができる。
	臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。
	実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。
	実習に際して目的意識を持って臨むことができる(積極性)。
付帯業務	患者に不快感を与えない態度がとれる。
	守秘義務・個人情報に注意を払っている。
	施術室や待合室などの清潔保持ができる。
	施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。
	受付で、予診表の記入方法を説明できる。
	医療面接(問診)と身体診察(触診など)の手順が説明できる。
診察	医療面接(問診)ができる。
	身体診察(触診など)ができる。
	ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。
	ROM、MMTなどの計測、評価ができる。
	各種徒手検査、各反射検査などの評価がとれる。
	各種徒手検査、各反射検査などで評価がとれる。
物理療法	物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる。
	正しく物理療法機器を患者に装着できる。
施術の介助	患者誘導ができる。
	臨床実習指導者のもとで施術ができる。
固定	施術録の項目を説明できる。
	臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。
	巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。
	巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。
その他	患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。
	患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。
その他	V-3。「柔道整復師が身につけておくべき段階的実践能力」を参照ください。

具体的な
行動目標
例

※本表は臨床実習計画書の一般目標と想定できる行動目標を例示したもので、例示した行動目標の全てを実施するものではありません。

Step 5 : 指導・監視の下で施術の介助ができる



Step 4 : 実習指導者に模擬的に行為が実施できる



Step 3 : 課題に対して説明ができる



Step 2 : 付帯業務などの課題が解決できる



Step 1 : 態度・知識が良好である

ガイドラインP6 図2. 施術の介助に至る経過

I. 作成の経緯

II. 内容・課題

III. 今後

柔道整復師
臨床(地)実習ガイドライン

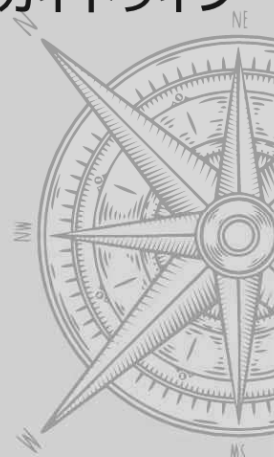
2018年(平成30年)3月〇〇日 第1版第1刷
編集・発行 公益社団法人全国柔道整復学校協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1丁目6-2 丸神ビル1層
TEL: 03-5405-1690 FAX: 03-5405-3790
URL: <http://www.judo-seifuku.or.jp>
メールアドレス: info@judo-seifuku.or.jp

※本書の無断転写は著作権法上での例外を除き、禁じられています。
転写される場合は、その形式、事項に承諾を得てください。

柔道整復師臨床(地)実習ガイドライン

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

柔道整復師 臨床(地)実習ガイドライン



公益社団法人全国柔道整復学校協会
臨床実習ガイドライン検討委員会

♠作成時の課題☞ 今後は各方面の意見を伺いながら
次期改正に備える。

1. 学生の施術の介助のあり方
→Step方式とした。
2. 学外施術所以外への対応のあり方
→介護施設、病院、スポーツ施設でのあり方
3. 学内附属施術所施設のあり方
→形骸化している臨床実習 = 外傷患者が少ない。
4. 次期改正にむけて柔道整復師の
プロフェッショナリズムのあり方

♠作成時の課題1

- ・学生の施術の介助のあり方をStep方式とした。
=学生の水準に合わせた患者を診るというもの。
- ・評価1・2について
=記載はなるべくCheck方式とした。
=「中間評価」と「最終評価」を行うことを推奨した。
↓
- ・柔道整復師が求められる実践的な臨床実習のあり方とは？
 - ・見学実習？
 - ・評価実習？
 - ・診療参加型実習？

※作成時、意見がでるであろう想定質問内容。

「全体として評価項目や内容が多すぎる。

1単位45時間での実習量を想定して作成してほしい。

もっとスリムにしてほしい。」

実例【校外臨床実習の手引き(臨床実習指導者用)】

中和医療専門学校柔道整復科より

IV. 臨床実習の準備から評価提出までの流れ

1. 臨床実習施設および臨床実習指導者の確認

↓

2. 臨床実習施設の届出に必要な書類の提出

① 臨床実習施設承諾書 (様式1)
 ② 臨床実習施設の概況書 (施術所用) (様式2)
 ③ 臨床実習指導者の履歴書 (様式3)
 ④ 柔道整復師免許証
 ⑤ 柔道整復師臨床実習指導者講習会修了証または柔道整復師専科教員講習会修了証

↓

3. 学校 (実習調整者) との事前打ち合わせ及び契約に必要な書類の提出

① 柔道整復科学生の臨床実習に関する契約書 (様式4)
 ② 実習教育費の振込先記入用紙 (様式5)
 ③ 臨床実習指導計画書 (様式6)
 ④ 臨床実習日程表 (様式7)

↓

【臨床実習開始】

4. 臨床実習時の留意事項

① 臨床実習出席表 (様式8) の記入
 ② デイリーノート (様式10) の確認およびコメント欄の記入
 ③ 無断欠席、事故発生時には学校携帯電話へ連絡
 TEL. 070-1621-0186

↓

【臨床実習終了】

5. 臨床実習出席表 (様式8)、中間評価 (様式11)、最終評価 (様式12) の提出

※中間評価は2年次学年末休業での実習終了後に提出 (4月中旬)
 ※最終評価は3年次夏季休業での実習終了後に提出 (9月中旬)

↓

6. 実習費の振込

※最終評価 (様式12) の到着後30日以内に指定口座へ振込

2

(様式4)

個別の学習目標設定

このシートは臨床実習の最初に、実習調整者とオリエンテーションで使用するものです。最初に実習調整者から学習目標について説明がありますので、それを参考にしながら「自分自身の学習目標」を記入し実習調整者にコピーを提出してください。

氏名 XXXXXXXXXX
 実習期間 2023年3月20日～2023年8月25日
 記入日 2023年1月17日

I. 臨床実習での目標

1. 自身の関心～好奇心～の一端の流石を
 感じ構築。
 2. 出来事から、積極的に取り組む。
 3. 失敗多く、ハイハイの状態を臨床中。

II. 目標を達成するための具体的なプラン

具体的プラン (具体的な目標など)

・先年方の実際の現場を見学から
 将来的臨床や院内での臨床を
 自身の1人1人で行った。
 昨、自身の出来事可能な範囲の事は積極的に取り組む。
 失敗多くハイハイで実習を行った。

1枚に収まらない場合は複数枚に渡っても構わない。

実例【臨床実習出席表】

年 月 日

臨床実習出席表

実習生氏名 XXXXXXXXXX
 臨床実習施設名 XXXXXXXXXX
 臨床実習指導者氏名 XXXXXXXXXX

臨床実習期間 2023年3月20日～2023年8月25日
 1日の実習時間 6 時間
 臨床実習総時間数 48 時間

	1日目	2日目	3日目	4日目
月/日	3/20 (午前)	3/22 (午前)	3/23 (午前)	3/24 (午前)
出席	○	○	○	○
	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	8/22 (午前)	8/23 (午前)	8/24 (午前)	8/25 (午前)
出席	○	○	○	○

《出席項目の表記の仕方》

出席の場合：○

欠席の場合：/

遅刻の場合：× (何分又は何時間遅刻してきたか表記してください) 例：×30分

早退の場合：× (何分又は何時間早退したか表記してください) 例：×2時間

《備考》

【臨床実習指導計画書】

臨床実習指導計画書

中和医療専門学校
 学校長 橋本 高紀 様

中和医療専門学校の臨床実習施設とし、下記要領にて実施する。

実習生氏名	XXXXXXXXXX		
実習期間	2023年3月20日～2023年8月25日		
時間数 ※	1回：6時間	合計：	48時間

※休憩時間及び主体的な学びとならない時間は除く

一般目標	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
態度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
付帯業務	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
診察	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
物理療法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
施術の介助	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
固定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特記事項								

この項目で実施の場合は□に☑にチェックを入れてください。また、記載されている6項目以外で指導を計画される場合は「その他 ()」に項目を記載してください。

5年 9月 17日

臨床実習施設名

臨床実習指導者氏名

事例【中間評価】

中間評価（臨床実習指導者用）

中和医療専門学校
校長 楠本 高紀様

実習生氏名 XXXXXXXXXX

中間評価実施日 5年 3月 24日 (金) 総実習時間 24 時間

一般目標	行動目標	行動目標 評価	一般目標 評価
態度	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 時間や約束事を守ることができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。	② B・C・D・UC	
付帯業務	<input type="checkbox"/> 実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 患者に不快感を与えない態度がとれる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 守秘義務・個人情報に注意を払っている。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術室や待合室などの清潔保持ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。	② B・C・D・UC	
診察	<input type="checkbox"/> 受付で、予診表の記入方法を説明できる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 身体診察（触診など）ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。	② B・C・D・UC	
物理療法	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などの評価を説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などで評価ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 正しく物理療法機器を患者に装着できる。	② B・C・D・UC	
施術の介助	<input type="checkbox"/> 患者誘導ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者のもと患者を愛護的に扱うことができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術録の項目を説明できる。	② B・C・D・UC	

	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。	A・B・C・D ② UC	
固定	巻輪包帯 <input type="checkbox"/> 巻輪包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D ② UC	A・B・C・D ② UC
	<input type="checkbox"/> 巻輪包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D ② UC	
固定	テーピング <input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。	A・B・C・D ② UC	A・B・C・D ② UC
	<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。	A・B・C・D ② UC	
その他	<input type="checkbox"/>	A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>	A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>	A・B・C・D	A・B・C・D
特記事項	実習生への今後の課題及び留意事項などについてお気づきの点がございましたら記入をお願いします。		

【評価基準】
A：ほとんど助言・指導を必要としない（優） B：ある程度の助言・指導を必要とする（良）
C：かなりの助言・指導を必要とする（可） D：かなりの助言・指導をしてもできない（不可）
UC：未観察のためコメントできない（Unable to comment）

5年 3月 24日

臨床実習施設名 XXXXXXXXXX

臨床実習指導者氏名 XXXXXXXXXX

事例【最終評価】

最終評価（臨床実習指導者用）

中和医療専門学校
校長 楠本 高紀様

実習生氏名 XXXXXXXXXX

最終評価実施日 5年 8月 25日 (金) 総実習時間 24 時間

一般目標	行動目標	行動目標 評価	一般目標 評価
態度	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 時間や約束事を守ることができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。	② B・C・D・UC	
付帯業務	<input type="checkbox"/> 実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 患者に不快感を与えない態度がとれる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 守秘義務・個人情報に注意を払っている。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術室や待合室などの清潔保持ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。	② B・C・D・UC	
診察	<input type="checkbox"/> 受付で、予診表の記入方法を説明できる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 身体診察（触診など）ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。	② B・C・D・UC	
物理療法	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などの評価を説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などで評価ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 正しく物理療法機器を患者に装着できる。	② B・C・D・UC	
施術の介助	<input type="checkbox"/> 患者誘導ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者のもと患者を愛護的に扱うことができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術録の項目を説明できる。	② B・C・D・UC	

	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。	A・B・C・D ② UC	
固定	巻輪包帯 <input type="checkbox"/> 巻輪包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D ② UC	A・B・C・D ② UC
	<input type="checkbox"/> 巻輪包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D ② UC	
固定	テーピング <input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。	A・B・C・D ② UC	A・B・C・D ② UC
	<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。	A・B・C・D ② UC	
その他	<input type="checkbox"/>	A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>	A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>	A・B・C・D	A・B・C・D
特記事項	実習生への今後の課題及び留意事項などについてお気づきの点がございましたら記入をお願いします。 更習科と秋学期にコミュニケーション、文章のやりとりを がんばります。		

【評価基準】
A：ほとんど助言・指導を必要としない（優） B：ある程度の助言・指導を必要とする（良）
C：かなりの助言・指導を必要とする（可） D：かなりの助言・指導をしてもできない（不可）
UC：未観察のためコメントできない（Unable to comment）

5年 8月 25日

臨床実習施設名 XXXXXXXXXX

臨床実習指導者氏名 XXXXXXXXXX

I. 作成の経緯

II. 内容・課題

III. 今後

柔道整復師
臨床(地)実習ガイドライン

2018年(平成30年)3月〇〇日 第1版第1刷
編集・発行 公益社団法人全国柔道整復学校協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1丁目6-2 丸神ビル1階
TEL: 03-5405-1690 FAX: 03-5405-3790
URL: <http://www.judo-seifuku.or.jp>
メールアドレス: info@judo-seifuku.or.jp

※本書の複製転写は著作権法上での例外を除き、禁じられています。
転写される場合は、その複製、転写に同意を得てください。

柔道整復師臨床(地)実習ガイドライン

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

柔道整復師

臨床(地)実習ガイドライン



公益社団法人全国柔道整復学校協会
臨床実習ガイドライン検討委員会

今後(学外臨床実習にあたって)

○結論:各校のデータをあつめる。

組織で意見交換を行う(良い点、課題等がみえてくる)

意見例)・学外臨床実習は柔整教育に有効である。

・実習の成否は実習先と学校とのマッチングである。

・実習調整者一人に丸投げせず組織的取組が必要である。

○理由 →「あるべき姿の臨床実習を行うため」

『柔道整復師が身につけておくべき実践的能力を、卒業後をも視野に入れつつ、臨床実習前から卒業時にかけて、施設(施術所、医療機関等)で修得しておくべきあり方』 = Goal設定

☞もう少し具体的には!

=患者さんに「診たてと評価」「説明と理解」「適切な施術」ができること。

今後(学外臨床実習にあたって)

○3年間でできること

→カリキュラム上、あるべき姿を修了するには「内容」と「時間数」から到達目標の達成事項は制約される。

ex.) 学外臨床実習:見学実習、評価実習

ex.) 学内臨床実習:シミュレーション(受付、医療面接、施術)、OSCE、CBT、エコー及び物理療法器具の取扱い。

○3年間でできることの到達目標を「卒業前」に設定した場合

→ 評価は修了となり卒業となる。

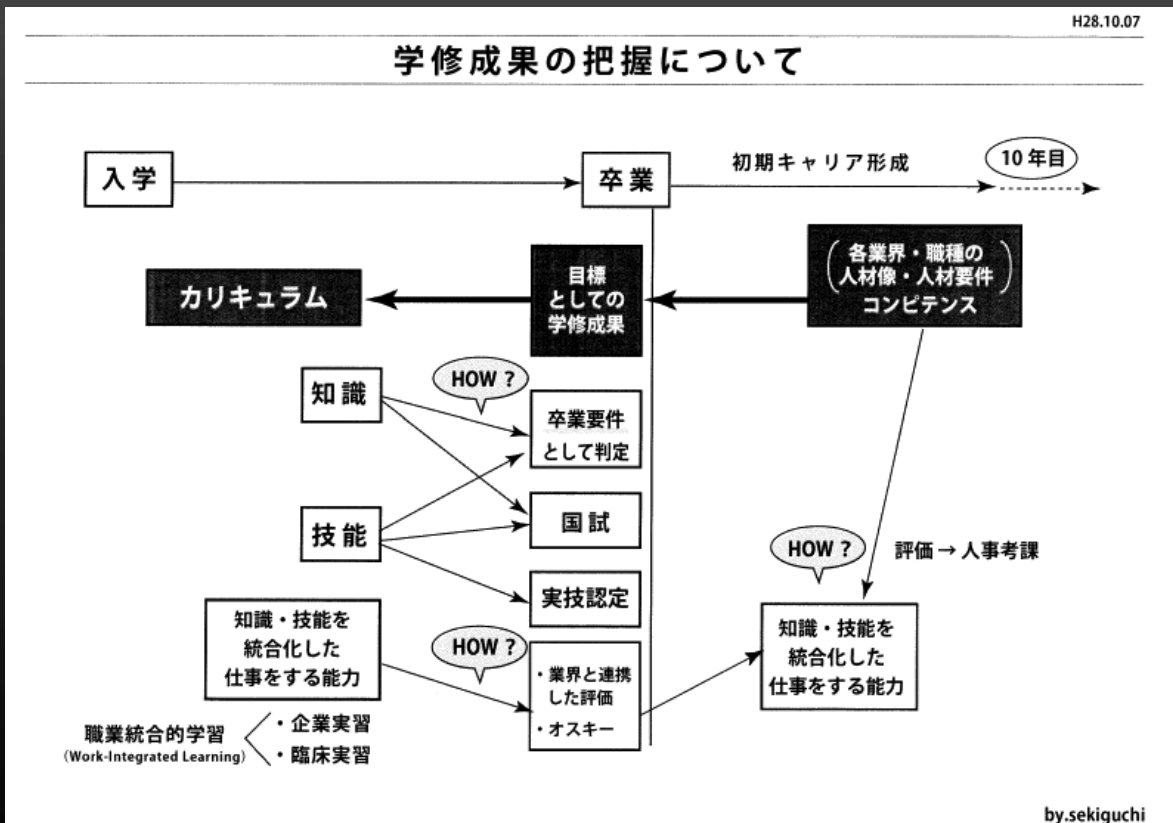
but 患者さんから(社会から)求められるのは

「診たてと評価」「説明と理解」「適切な施術」

☞「求めに応じられる学生を輩出できるのか！」

○卒業後を視野に入れる[シームレスな(継ぎ目のない)教育が求められる]

→ 例)4年目・5年目:「診たてと評価」「説明と理解」「適切な治療」



今 後（質の保証と適応のために）

- 次回予定されるカリキュラム改正
 - 第三者評価のあり方
 - 臨床実習の単位数のあり方
- 施術管理者（療養費の取扱い）
 - 実務経験3年（令和6年度～）
- 国家試験
 - 令和4年3月新カリキュラム対応国家試験の実施
 - 国家試験問題漏洩に係る柔道整復師のあり方が問われている
- 卒業後（検討事項）
 - 卒後のシームレスな（継ぎ目のない）教育機関としての
高度専門士に係る柔道整復師教員養成課程の創設
 - 医師の働き方改革にともなうタスクシフトの一業種としての
柔道整復師のあり方

最後に！

「患者安全」のために

「国民から求められる柔道整復師」の
質保証のために

ご静聴ありがとうございました。

自動車整備専門学校における企業連携実習等の特長と課題

● 一種養成施設(二級課程) 2年間 2年で1800時間。うち実習1200時間 1時間=50分
 国土交通省が指定した学校で2年間で学科授業 600 時間、実習時間 1200 時間 (表 2 参照) の課程を卒業すると、二級自動車整備士国家試験の受験資格を取得、実技試験が免除。

1時間=50分

教育科目	標準時間
自動車工学	350
自動車整備	180
機器の構造・取扱	30
自動車検査	20
自動車整備に関する法規	20
小計	600
工作作業	20
測定作業	40
自動車整備作業	1,090
自動車検査作業	50
小計	1,200
合計	1,800



教育科目	標準時間
自動車工学	75
自動車整備	180
機器の構造・取扱	10
自動車検査	5
自動車整備に関する法規	10
自動車概論	*
サービス・マネジメント	*
小計	280 + *
工作作業	5
測定作業	10
自動車整備作業	440
自動車検査作業	10
サービス・マネジメント	*
小計	465 + *
体験実習 インターンシップ	200
評価実習 総合点検、接客実務等	550
小計	750
合計	* 含め 1,800以上

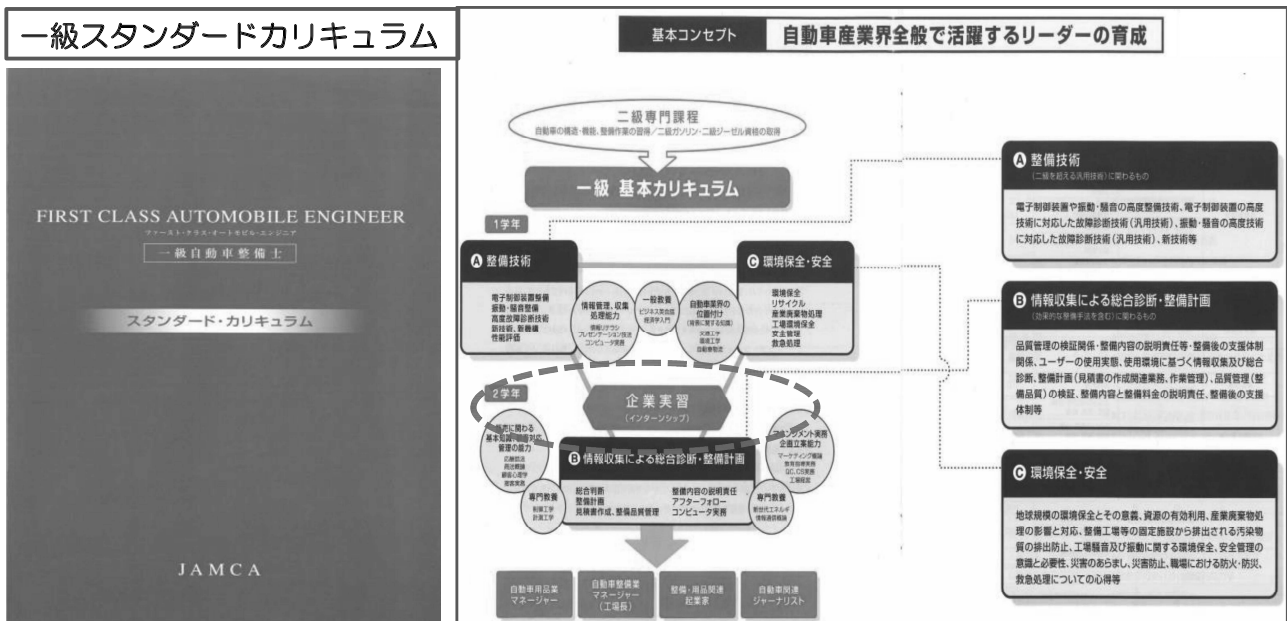
● 一種養成施設(一級課程) 2年間 (平成15年より)
 二級自動車整備士(ガソリン・ディーゼル両種目)を取得後、2年間でインターンシップ(200時間)含む合計1800時間の課程を卒業すれば、一級自動車整備士国家試験の受験資格を取得し実技試験も免除。

● 二級課程の企業連携実習 インターンシップの義務付け無し、学内で実習・評価

○ 新技術を中心とした企業協力の実習を +αとして実施



● 一級課程の企業連携実習 認証工場におけるインターンシップ200H実施の義務付け



一級自動車整備士のJAMCAスタンダード・インターンシップ・カリキュラム

インターンシップ教育の目的

学校で学んだ理論と技術を企業において実践し習熟度を確かめ、将来、働くことになる職場を体験して職業人としての心構えと意識を持たせる。さらに、残された在学期間において自分に必要な学習項目を具体的に自覚、認識させ、より実務にリンクした学習の下地をつくる。

教育項目	教育内容	教育目標	指導概要	標準時間	参考教材
導入教育	企業人として行動できるようにする	学生から社会人への脱却と自覚を持たせる	企業人として責任ある行動をとらせ、意識の改革を行う。就業規則や仕事に対する基本的な姿勢を理解させる	8	
企業組織と命令系統	会社各部署の業務内容、人員配置、整備工場の設備等を知る	企業の基本構成を体系的に深く学ばせる	会社の組織、各部門の業務内容及び業績評価などについて学習する。指示、報告、連絡、相談など、業務遂行に必要なスキルを具体的に習得させる		
	整備工場の組織、業務内容を知る	整備工場の組織と命令系統、業務に必要な知識を理解させる	整備工場における業務の流れ、命令系統、各部門の組織的なつながりを理解させる。職場での規律、ルール、マナー、を理解させ、仕事を効率的に進める方法を学ばせる		
CS活動	CS活動の実際を知る	CS活動を実践する	CS活動の目的と意義を理解させ、日々の活動を通じてお客様の満足度を高めるために必要な項目を習得させる	12	CSマニュアルを使用し対応する
	挨拶	組織内での挨拶、お客様に対する挨拶、礼儀、マナーを身につけさせる	職場のコミュニケーションとしての挨拶、礼儀、マナーを身につけ言葉使いを覚えさせる。マニュアルを通じて接客としてのあいさつ、礼儀、マナーを習得させる	8	マニュアルを使用する
	電話応対	電話における応対、礼儀、マナーを身につけさせる	電話の受け方、かけ方のポイント、電話の取次ぎの注意、携帯電話のマナーなど、電話に関する応対、礼儀、言葉使いを身につけさせる	10	ロールプレイングによる
	顧客応対	来店顧客への対応、礼儀、マナーを身につけさせる	来店客の出迎えから、見送りまでの対応をロールプレイング等で習得させる	20	ロールプレイングによる
整備体験	整備体験	日常の整備作業を体験させる	基本的な整備作業を実践する。作業要領書をもとに定期点検、整備作業ができるよう体験させる	30	作業要領書を使用する
	部品の供給体制	部品の発注システムを理解させる。	日常的な整備作業を通じて、部品の発注と確認など部品発注システムを理解させる。	8	説明を中心に行う
	車両受け入れから納車までの流れ	車両受け入れから納車までの流れを理解させる。	顧客応対、問診、記録簿の作成、整備後説明などサービス業務全般を理解・修得させる。	8	説明を中心に行う
	高効率作業	作業効率化の実際を学ばせる	基本的な作業項目を効率化するための作業分析と環境改善の進め方を理解させる。	12	
	整備料金の算定	レハレート、標準工数等の把握、見積書の作成を学ばせる	サービスに関する見積書の作成を実践し手順を習得させる	8	
	見積書の作成	見積書の作成を学ばせる	サービスに関する見積書の作成を行わせ、その手順を習得させる	8	
	高難度整備作業	高難度整備作業を体験させ、高難度修理法を学ばせる。	エンジン、シャシ、振動、騒音等の高難度整備作業を体験させ故障原因を追究する手順、流れとその修理法を習得させる。	20	高難度故障診断技術資料を活用する
	新技術への対応	新技術に対する整備作業を体験させ新技術整備を学ばせる	ハイブリッド、圧縮天然ガス、簡内噴射、コモンレール、CVT、車両安定制御装置、エアバック等の新技術を体験させ習得させる	20	
企業の環境と安全	整備工場の維持管理手法	整備工場の維持に必要な環境管理と安全管理を学ばせる	整備工場から排出される産業廃棄物の処理や環境保全対策について概要を理解させる。職場の安全管理と作業効率管理の概要を理解させる	8	
	環境	整備工場から排出される産業廃棄物の処理を学ばせる	産業廃棄物の処理方法、マニフェスト制度、LLCやフロンガスの回収方法を学ばせる	10	
	安全	整備工場における安全管理を学ばせる	安全管理の重要性と安全管理による作業効率向上の関係を理解させ、職場の安全意識と実際の工夫・改善方法を理解させる	10	
				200	

企業等と連携した実習等のIT分野(学校)における特長と課題

1. ガイドライン・マニュアルの策定

- (1) 「学内実習」に際しては各企業と【業務委託契約】を締結
委嘱内容(評価アンケート実施、成績評価方法など)を明文化
- (2) 「学外実習」特には企業インターンシップにおいては【覚書】を取り交わし
- (3) 業界団体とは「入会・加盟」に伴う定款に則る

2. 実習の形態、実施方法、課題

- (1) 「学内実習」：定型（毎週）の学内ハンズオン方式 ……リモート授業の是非
- (2) 「学外実習」：集中型・不定期型の訪問式 ……マネジメント作業の負担（専門部署）

3. 企業、業界団体等との連携、課題

- (1) 技術変化の激しいIT分野ならではの利点（企業連携の有義性は大きい）
- (2) 継続性（次年度の保証）や費用面（講義料・加盟費）に課題が残る

4. 学外実習に係る経費

- (1) 企業インターンシップは原則無償だが

5. その他

- (1) 「学外実習」における障がいを持つ生徒の受入れや実施時に課題が残る

企業等と連携した実習等の看護分野（学校）における特長と課題

1 ガイドラインの策定

厚生労働省が「看護師等養成所の運営に関するガイドライン」があり、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、このガイドラインに定められている。

2 実習の形態、実施方法、課題

- ・形態、方法：3年課程においては102単位以上の講義・実習などを行うようにすること。臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えない。
- ・課題：実習先の指導者のレベル差、病院によって意識の均質性の確保→都道府県主催で実習指導者養成講習会を実施、小児・母性・成人など対象の減少による受け持ち困難。

3 企業、業界団体等との連携、課題

- ・事前打合せ→実習中の指導体制の確認→成績評価の連携→学校による検証、学生からの意見聴取を実施→実習終了後のふりかえり
- ・課題：実習先確保との関連で実習先に付度する傾向あり。実習施設毎に指導法が異なり統一が困難。実習中の学生に対するフォロー体制充実

4 実習に係る経費

- ・実習先には実習費を支払う。指導者手当のある施設や、実習受け入れの補助がでている都道府県もあり。

5 その他

- ・実習受け入れに当たっては、受け入れ順がある。看護系大学→3年課程→2年課程→准看護課程

実習指導要綱・要領の目次など一例

<p>看護師等養成所の運営に関するガイドライン（令和5年6月1日）厚生労働省 以下抜粋</p> <p>第6 教育に関する事項</p> <p>1. 教育の内容等</p> <p>(2) 各科目について、実習要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成すること</p> <p>2. 履修時間数など</p> <p>(3) 看護師等養成所</p> <p>教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、102単位以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては、68単位以上の講義、実習等を行うようにすること。</p> <p>4. 教育実施上の留意事項</p> <p>(5) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えないこと。実践活動の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び当該教育内容の実習単位数に占める割合を実習指導要綱等で明確にすること。</p> <p>第8 実習施設に関する事項</p> <p>1 実習指導者</p> <p>実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。</p> <p>2 実習施設</p> <p>(1) 教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定すること。ただし、当該実習施設に関連する法令等で定められている基準を満たしていること。</p> <p>(2) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。学生の利便性等の観点から、養成所が所在する都道府県外の実習施設を確保する場合には、既に実習を行っている看護師等養成所の実習体制への影響に十分配慮すること。</p> <p>(3) 実習施設が同時に受け入れることのできる学生数は、実習の質担保の観点から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、当該養成所との間において十分な調整を図り、専任教員、実習指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保した上で、適切な数を定めること。多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。</p> <p>(4) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。</p> <p>(5) 実習施設には、学生の更衣及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられていることが望ましいこと。</p>	<p>臨地実習要綱</p> <p>I. 教育理念・教育目的・ディプロマポリシー等</p> <p>①教育理念 ②教育目標 ③ディプロマポリシー</p> <p>II. 臨地実習の目的及び目標</p> <p>①実習目的 ②実習目標</p> <p>III. 臨地実習の実習単位と時期及び実習場所</p> <p>IV. 実習記録の記載上の注意</p> <p>①実習記録の目的 ②実習記録の種類及び記載方法 ③実習記録の提出方法</p> <p>V. 実習評価</p> <p>①実習評価の考え方 ②評価方法 ③単位認定</p> <p>VI. カンファレンス</p> <p>①目的 ②種類と方法、内容</p> <p>VII. リフレクション</p> <p>①目的 ②方法及び内容</p>	<p>VII. 出席について</p> <p>①欠席・遅刻・早退・欠課について ②天災・人災・交通の運行停止などの取り扱い</p> <p>VIII. 実習心得</p> <p>①臨地実習の意義 ②臨地実習の心得 ・倫理的配慮、守秘義務、自己の健康管理、看護学生としての態度、実習場への交通、食事代について等 ③施設利用に関すること</p> <p>IX. 事故発生時の対応</p> <p>①事故の種類 ②事故防止のために ③事故発生時の対応 ④連絡体制</p>	<p>各看護学実習要項</p> <p>1. 科目名、単位数、対象学生</p> <p>2. ○○看護学実習の目的・目標</p> <p>3. 実習時間</p> <p>4. 実習記録</p> <p>5. 実習評価</p> <p>6. 実習方法</p> <p>①時期 ②時間 ③内容 ④実習先 ⑤実習方法</p> <p>7. 実習期間中に学ぶことと受けられる支援</p> <p>8. 評価表</p>
--	---	---	---

企業等と連携した実習等の観光分野（学校）における特長と課題

企業実習の内容・目的

- ▶産学連携による、2年間計6ヶ月（計930時間ほどの勤務）の企業実習。
基本、1日実働8時間、休憩1時間。（就労日数・時間にて単位を付与）
- ▶教育理念である、「礼と節を重んずる人間の育成」「理論と実技の一体化によるサービスの創造」「広く社会に貢献する人間の育成」を体現。
- ▶学校のカリキュラムの理解や、将来の業界人育成への取り組みの為、各企業への支払いなどはなし。
- ▶社会・実習で働く上での「実習教育概要」、サービス基礎取得の「料飲宴会実務」を学内での授業にて実施。
- ▶実習を通して、学生自身に長所・短所を理解させ、将来の進むべき道・就職先の進路を考える。
- ▶各科(ホテル科・ブライダル科・英語専攻科)の特徴に合わせた配属先。
- ▶有給による雇用のため、実習で得た賃金は、年に1度の「海外研修旅行」の費用に充当。(コロナ前)
- ▶進級・卒業要件の1つ。(実習を中止した場合、フォロー・サポートを実施)

実習関連資料(学生用)

- マニュアル: 実習について、注意事項、業務内容、ケーススタディなど
- 実習報告書: 週毎の目標・学んだこと・反省・課題などを記載(担任提出)
- 勤務記録表: 日々の就労時間を記載・上長の証印(担任提出)
- 実習評価表: 学生の目標・職場からの評価を記載(担任提出)

提携実習先

都内を中心としたシティホテル約18カ所、リゾートホテル約4カ所、ブライダル企業約4カ所。

実習担当者が求める理想像

実習後、アルバイトとして勤務を継続し、最終的にその企業での就職内定。

学校
日本ホテルスクール



学校⇒学生

- ・2年間に8週間の実習を3回、提供(単位認定)
- ・1回目の実習前に準備のための授業を実施
- ・学生の適正や通勤を配慮し、配属先を決定
- ・実習開始前のミーティングと終了後の報告会
- ・企業訪問し、学生と月1回のミーティングを実施
- ・実習中のトラブルや悩みについてのサポート
- ・実習中止者に対する対応、フォロー

学校⇒企業

- ・実習受け入れ条件の確認/覚書の締結
- ・より良い雇用条件への改善提案
- ・企業担当職員と人事部とのホットライン構築
- ・学生についての相談や提案(トラブル時)
- ・留学生受け入れのための、手続き
- ・学生からの実習に関するコメント・評価の報告
- ・年に1度、人事を招いて懇親会を開催



学生

主に18歳~20歳
留学生含む

学生⇒学校

- ・週1回の各実習生の報告・月1回の実習生達とのミーティング
- ・実習中でのトラブル(パワハラ・セクハラ)や人間関係の相談
- ・実習終了後、実習先・配属先についてのコメントや評価を集計
- ・勤務記録表・配属先からの評価・週毎の報告書を提出

学生⇒企業

- ・週40時間×8週間、企業の一員となり、責任感を持ち、実習に励む
- ・3カ所の異なる企業で実習をすることで、自身の適正を認識
- ・自身の適性を認識することで、自身の歩むべき道・就職活動に活用



企業

ホテル(シティ・リゾート)・
ブライダル業界

企業⇒学生

- ・学生達が将来業界で活躍できるよう、基礎的知識力・技術力・社会性・人間性の育成のための協力
- ・アルバイトへのお誘いを経ての就職のお誘い。もしくは選考での優遇

企業⇒学校

- ・実習生のトラブル発生時の連絡と対応についての報告
- ・受け入れが可能な学生の条件についての情報共有(病気など)
- ・学校から学生への指導が十分に至らない場合、それに対する報告と相談

以上

—新カリキュラム対応—



介護実習指導の内容とポイント

介護福祉士養成課程のカリキュラム改正により
介護実習指導の内容やポイントが変わります

介護福祉士実習指導者講習は受講してはいるものの

- 介護福祉士養成課程のカリキュラム改正が行われたことを知らない
- 介護実習に3つの「教育に含むべき事項」が示されたことを知らない

上記のいずれかに が入った方は、

新カリキュラムに対応した実習指導について
アップデートし、適切な実習指導を行いましょう！



令和元年度に、日本介護福祉士会が都道府県の介護福祉士会と協力して全国的に実施した「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」で使用したスライド資料を共有させていただきます。ぜひご活用ください。

※都道府県介護福祉士会では、令和2年度から、新カリキュラムに対応したテキストを使用した介護実習指導者講習会を開催します。

※新カリキュラムに対応した実習指導方法を学ぶ研修を実施する介護福祉士会もごさいますので、ご関心のある方は、お近くの介護福祉士会にお問い合わせください。

Q 新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」とは？

A 新カリキュラムでは、「介護実習」に①介護過程の実践的展開、②多職種協働の実践、③地域における生活支援の実践3つの「教育に含むべき事項」が示されました。「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」では、これらを踏まえた介護実習における指導のあり方を学びます。



【介護実習の教育内容】

教育に含むべき事項	留意点	想定される教育内容の例
介護過程の実践的展開	介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。	1) 実習を通じた介護過程の展開
多職種協働の実践	多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。	1) 実習を通じた多職種連携の実践
地域における生活支援の実践	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。	1) 対象者の生活と地域との関わり 2) 地域拠点としての施設・事業所の役割

Q 新しい教育内容に対応した実習は、いつからやらなくてはいけないのですか？

A 新カリキュラムは、2019年4月より大学等の4年課程から順次導入され、短大や専門学校などの2年課程は2021年度より導入されます。介護実習については、2021年度を待たずに「新しい介護実習」を取り入れることが期待されています。



Q 介護実習指導者は、介護実習指導者講習を受けなおさないといけないのですか？

A 制度上、受けなおす必要はありませんが、新カリキュラムでは介護実習に新しい内容が追加されており、適切な指導をするためには、その内容の理解は欠かせません。介護実習指導者の皆さんには、都道府県介護福祉士会が企画する「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」を積極的に受講されることが期待されています。




Q 実習指導者以外のスタッフは、新しい教育内容に対応した介護実習にどのように取り組めばよいのでしょうか？

A 日本介護福祉士会では、実習指導者及びスタッフ、養成校の教員向けに、新しい教育内容に対応した「実習指導のためガイドライン」を作成しました。日本介護福祉士会のホームページで公開していますので、ダウンロードするなどしてご利用ください。



介護実習指導のためのガイドライン

2019年3月
公益社団法人 日本介護福祉士会



平成 30 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
介護福祉士の養成カリキュラム改正を見据えた
介護実習科目の実習指導体制のあり方に関する調査研究事業

目 次

はじめに	1
I ガイドラインのねらい	3
1. 新介護福祉士養成教育課程に対応した介護実習の展開	3
2. 実習施設と介護福祉士養成校の連携強化	3
3. 実習指導者の役割の明確化及び実習施設内における指導体制の充実	4
4. 事例による効果的指導方法のあり方の提示	4
II 介護福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直しの概要	5
1. 介護福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直しの目的とポイント	5
2. 新カリキュラムに伴い実習施設がおさえるべきポイント	10
III 本書の使い方と構成	12
1. 本書の使い方	12
2. 本書の構成	13
3. 介護福祉士を育てるための実習体制	14
IV 介護実習の実施・受け入れに向けた取り組み	17
1. 介護実習の意義と目的の理解	17
2. 介護実習の枠組みと全体像の理解	18
3. 介護実習実施にあたって前提となる組織体制と情報の把握・確認	20
4. 介護実習における計画の作成と意義	24
5. オリエンテーションの実施	26
6. 実習記録	28
7. リスクマネジメントにおける連携体制	29
V 介護実習指導の展開	32
1. 実習施設・事業等(I)のねらいと留意点	32
2. 実習施設・事業等(II)のねらいと留意点	34
3. 基本的な介護知識と介護技術	36
4. 介護過程の実践的展開	38
5. 多職種協働の実践	44
6. 地域における生活支援の実践	50
7. 実習記録への指導と方法	55
8. 巡回指導	56
9. 帰校日	58
10. カンファレンス(中間・最終)の実践	60
VI 介護実習の評価	62
1. 介護実習の評価	62
2. 介護実習の評価の活用	66
おわりに	69

Ⅶ 資料	70
1. 実習施設・事業等(Ⅰ)(Ⅱ)における介護実習施設・実習指導者等の基準	70
2. 公益社団法人日本介護福祉士会 倫理綱領	71
3. 公益社団法人日本介護福祉士会 倫理基準(行動規範)	72
介護実習指導のためのガイドライン執筆者一覧	74
指導実践例 執筆者・協力者一覧	74

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2024

【配付資料集】

目 次

- 1 プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183

- 2 職業実践専門課程の公的質保証と第三者評価システムの開発・・・・・・・・ 184
（事業実施委員会委員長/職業教育評価機構副理事長
東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄）

- 3 文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
調査からの示唆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
（(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員 藪本沙織）

主 催

特定非営利活動法人職業教育評価機構

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2024

開催日時：令和6年2月2日(金曜日) 午後1時30分～4時30分

会場：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター5階「5Cホール」

プログラム

- 1 あいさつ・事業報告 (13:30～14:00)
職業実践専門課程の公的質保証と第三者評価システムの開発
事業実施委員会 委員長
職業教育評価機構 副理事長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄
- 2 調査報告 (14:05～14:45)
文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
調査からの示唆
(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員 薮本沙織

【休憩 10分 14:45～14:55】

- 3 登壇者・来場者 意見交換 (15:00～16:30)
テーマ：社会から選択される職業実践専門課程の現状と課題

進行：事業実施委員会委員長東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄
(登壇者)

東京慈恵会医科大学 特命教授	福島 統
日本電子専門学校 校長	船山世界
全国専修学校各種学校総連合会 参与	菊田 薫
日本技術者教育認定機構 フェロー	三木哲也
多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問	山野晴雄
(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員	薮本沙織

【時間表示は予定です。都合によりプログラムは変更する場合があります。】

主催：特定非営利活動法人職業教育評価機構

(旧：私立専門学校等評価研究機構)

令和5年度文部科学省受託事業報告

「職業実践専門課程の公的質保証と第三者評価システムの開発」

「職業実践専門課程」第三者評価フォーラム2024

令和6年2月2日

事業実施委員会委員長
職業教育評価機構副理事長
関口 正雄

1. 学校教育法の改正

- ・専門課程における「授業時数制」から「単位制」への移行
- ・専門士の称号の位置付けの明確化
⇒大臣告示から学校教育法の規定へ
- ・専門学校在籍者の呼称を「生徒」から「学生」へ
- ・高度専門士の区分制 「専攻科」を設けることにより区分制を可能に
- ・第三者評価の導入 まずは努力義務化

2. 受託事業のこれまでの提言と 予想される第三者評価との関連

・学校評価ガイドラインにおける第三者評価の定義などの改正

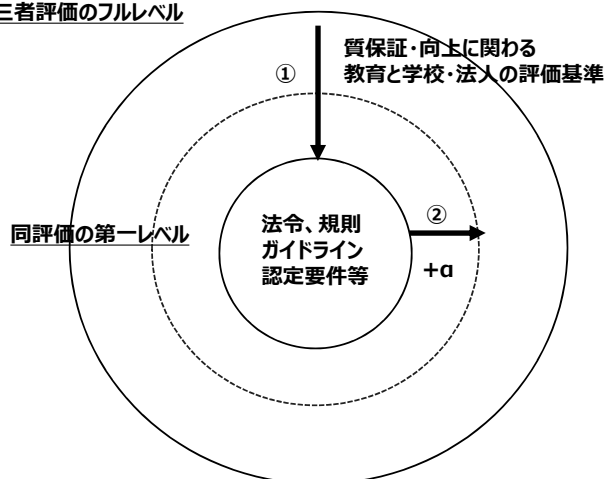
【参考】令和3年度受託事業「実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義・要件等に関する提言」から
第三者評価の定義：学校とは独立した第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価

・第三者評価機関

【参考】令和3年度受託事業「実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義・要件等に関する提言」から
第三者評価組織（機関）の要件：
①組織の行う第三者評価の目的等、基本的な方針を明確に、評価基準等を定め、客観性、公平性、公正性を備えた第三者評価実施体制により第三者評価を実施していること。
②第三者評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、法人運営等について第三者評価組織（機関）のホームページ等で公表していること。
③評価結果について対象専修学校からの意見の申立ての機会を付与していること

・評価段階 適格認定と質保証・向上*

自己点検・評価、第三者評価のフルレベル



- ・自己評価のサイクルと中期事業計画
- ・一部義務化の対象
- ・負担軽減の視点
- ・職業実践専門課程認定要件のフォローアップとの関係

3. 職業実践専門課程の認定要件を踏まえた 第三者評価基準案について

- ・職業実践専門課程の充実（認定校の拡大、質的改善）
- ・認定要件 特に企業と連携した実習の現状と課題
- ・職業教育のマネジメントの視点

【基準大項目（案）】中項目は別紙資料

- 1.教育理念、目的、目標
 - 2.教育課程、教育方法、学習成果
 - 3.学生の受入れ
 - 4.学生支援
 - 5.教育実施組織・教員のマネジメント
 - 6.教育環境
 - 7.設置法人の経営、財務
 - 8.学校運営
 - 9.学校評価と教育情報公表
 - 10.社会貢献
-

令和5年度文部科学省受託事業

職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価基準(案)

大項目	中項目
1.教育理念、目的、目標	1.教育理念、目的、目標の設定 2.教育理念、目的、目標の検証、見直し
2.教育課程、教育方法、学習成果	1.卒業認定の方針及び教育課程編成方針 2.企業等と連携した教育課程の編成 3.授業の実施及び企業等と連携した実習、実技、実験又は演習等の実施 4.学習成果、成績評価・単位認定、進級・卒業判定 5.授業評価 6.資格取得率の向上と取組の成果 7.就職に関する取組の成果 8.教育課程、教育方法、学習成果の検証、改善等
3.学生の受入れ	1.学生の受入れ 2.学生の受入れの検証、改善等
4.学生支援	1.学生支援 2.学生支援の検証、改善等
教育実施組織・教員のマネジメント	1.教員の配置 2.教員の募集、採用 3.教員の組織編制等 4.教員の資質向上等 5.教員の専攻分野における実務に関する企業等と連携した研修の組織的な実施 6.教育実施組織・教員のマネジメントの検証、改善等
6 教育環境	1.教育環境の整備 2.施設・設備等の点検、改善等 3.教育環境の検証、改善等
7.設置法人の経営、財務	1.組織運営 2.財務運営 3.監査、財務情報の公表 4.経営、財務の検証、改善等
8.学校運営	1.関係法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営 2.学校の運営組織 3.運営方針、事業計画・予算、重点目標等 4.学校における安全対策、防災組織 5.学校運営の検証、改善等
9.学校評価と教育情報公表	1.学校評価の実施と結果の公表 2.学校評価に基づく改善の取組 3.教育情報の公表 4.学校評価と教育情報公表の検証、改善等
10.社会貢献	1.社会貢献の方針と取組 2.社会貢献活動の検証、改善等

特定非営利活動法人職業教育評価機構

法令等による基本要件適合性の自己点検シート

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
1 教育の目的・基本組織	1 学校の目的	○学則に目的の記載の有無		○学則 ○別添様式1(設置要項) ○別添様式3(学級編成表)、 ※別添様式(以下「様式」という。)には以降全て前年度の状況を記載する ○前年度の学校基本調査票	○学校教育法第124条(専修学校)	○専門学校は職業若しくは實際生活に必要な能力を育成、教養の向上を図ることを目的として次による組織的な教育を行う学校である 1.修業年限が一年以上 2.授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3.教育を受ける者が常時40人以上
		○学則に以下により教育を行う学校であることの記載の有無、有の場合規定条文 1.修業年限が一年以上 2.授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3.教育を受ける者が常時40人以上			○学校教育法第125条3項(専門課程)、	○専門課程は、高校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文科大臣の定めるこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高校教育の基礎の上に教育を行う
		○学則に1～9の記載の有無、有の場合規定条文 1.修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項 2.部科及び課程の組織に関する事項 3.教育課程及び授業日時数に関する事項 4.学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 5.収容定員及び職員組織に関する事項 6.入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 7.授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項 8.賞罰に関する事項 9.寄宿舎に関する事項			○学校教育法施行規則第4条(学則の記載事項):準用	○学則に以下の項目を記載している 1.修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項 2.部科及び課程の組織に関する事項 3.教育課程及び授業日時数に関する事項 4.学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 5.収容定員及び職員組織に関する事項 6.入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 7.授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項 8.賞罰に関する事項 9.寄宿舎に関する事項
		○学則に授業料及びその徴収の記載の有無、有の場合規定条文			○学校教育法第6条(授業料):準用	○学校においては、授業料を徴収することができる
2 設置者	○学校の設置者の以下の要件満足の有無、有の場合、公表している情報 1.専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有する 2.設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有する 3.設置者が社会的信望を有する			○寄附行為 ○役員名簿 ○財産目録、 ○貸借対照表、 ○収支計算書、 ○事業報告書	○学校教育法第127条(設置基準)	○学校の設置者の要件 1.専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有する 2.設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有する 3.設置者が社会的信望を有する
3 管理運営等	○学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担している				○学校教育法第5条(学校の管理・経費の負担):準用	○学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する
4 表簿の整備・保管	○以下の帳票類を備えている 1.学校に関係のある法令 2.学則、日課表、教科用図書配当表、学校日誌 3.職員の名簿、履歴書、出勤簿、担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 4.指導要録、その写し及び抄本、出席簿及び健康診断に関する表簿 5.入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿			○学生の出席簿の記録簿 ○1～7の帳票類 1.学校係法令のリスト及び最新版 2.学則、日課表、教科用図書配当表、(学校日誌) 3.前年度の教職員名簿・履歴書・出勤簿、担任教員の担当学級・担当教科目・時間表 4.指導要録(授業計画書)、出席簿(クラスまたは担当教員毎)、定期健康診断の結果表 5.入学者の出願書類・選抜試験結果・調査票 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿(綴り)	○学校教育法施行規則第25条(出席簿の作成):準用	○学生の出席簿の作成
				○帳票類の保存は5年間 ○指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録の保存は20年間		
				○帳票類の保存期間を規定した文書		

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条文等	適合要件
5 学校の名称	○学則に学校名(○専門 学校)、設置する専門課程の 記載の有無、有の場合規定条 文			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項)	○学校教育法第 126条2項(専門 学校)	○専門課程を設置する専修学校 である
	○専門課程を設置する専修学 校である				○学校教育法第 135条第2項(専 門学校の名称)、	○専門課程を置く専修学校以外 の教育施設は専門学校の名称 を用いてはならない。
	○名称は、専修学校として適 当であるとともに学校の目的 にふさわしいものである				○専修学校設置 基準第52条(名 称)	○学校の名称の適切性、妥当性
6 学科の設置	○学則に課程名・学科名・修 業年限・昼夜別・入学定員・ 総定員の記載の有無、有の場 合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式3(学級編成表)	○専修学校設置 基準第2条第2項 (教育上の基本 組織)、第3条 (学科)	○専修学校の目的に応じた分野 の区分ごとに教育上の「基本組 織」を置く ○基本組織には、専攻により一 又は二以上の学科を置く ○学科は、専修学校の教育を行 うため適当な規模及び内容があ ると認められるものである
					○専修学校設置 基準第4条(学 科)	○基本組織には、「昼間学科」又 は「夜間等学科」を置くことが できる。
7 入学資格	○学則に入学資格の記載の 有無、有の場合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則	○学校教育法第 125条(専門課 程)3項、	○専門課程は、高校若しくはこ れに準ずる学校を卒業した者又 は文科大臣の定めるこれに準ず る学力があると認められた者 に対して、高校教育の基礎の上 に教育を行う
					○学校教育法施 行規則第183条 (専修学校の専 門課程の入学資 格)	○専門課程への入学資格は以 下のとおり、 ・学校教育法施行規則第90条第 1項、通常の課程による12年の学 校教育を修了した者、 ・第150条の1.2.4.、5号による高 校卒業と同等以上の学力があると 認められる者 ・第183条(専修学校の専門課程 の入学資格)の1～3号に該当す る者
8 教育上の基本組織	○学則に以下の記載の有無、 有の場合規定条文 ・目的に応じた分野の区分ご とに学科を設置している ・設置基準の別表第11に示す 数以上の教員、うち半数(半数 が3名未満の場合は3名)以上 は専任教員、校長が教員兼務 の場合は専任教員に含む			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式3(学級編成表)、 <input type="checkbox"/> 様式5(教職員編成表)	○専修学校設置 基準第2条第2項 (教育上の基本 組織)	○専修学校の目的に応じた分野 の区分ごとに教育上の「基本組 織」を置く、 ・基本組織には、教育上必要な 教員組織その他を備えなければ ならない。
9 事務職員の配置	○学則に校長及び教員、助 手、事務職員その他の必要な 職員数の記載の有無、有の場 合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 式様5(教職員編成表) <input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿(専任 及び兼任)) <input type="checkbox"/> 学校の教職員編成表	○学校教育法施 行規則第185条 (校長及び教職 員)	○学校には、校長及び教員のほ か、助手、事務職員その他の必 要な職員を置いている
2 教育課程・授業方法	○学則に学年の始期及び終 期の記載の有無、有の場合規 定条文			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 授業終始時刻を記載した 規程等	○学校教育法施 行規則第184条 (学年の始期及 び終期)	○学年の始期及び終期は校長 が定める
	○学則等に授業終始時刻の 記載の有無、有の場合規定条 文				○学校教育法施 行規則第60条 (授業終始の時 刻)	○授業終始の時刻は校長が定 める
11 修業年限	○学則に以下により教育を 行っていること記載の有無、 有の場合規定条文 1.修業年限が一年以上			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式3(学級編成表)、 <input type="checkbox"/> 前年度の学校基本調査票	○学校教育法第 124条(専修学 校)	○専門学校は職業若しくは実際 生活に必要な能力を育成、教養 の向上を図ることを目的として次 による組織的な教育を行う学校 である 1.修業年限が一年以上
12 授業単位数	○学則に一単位数は50分 を標準とする授業科目毎の単 位数の記載の有無、有の場 合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則	○専修学校設置 基準第9条(単位 時間)	○授業科目毎の単位数、授 業における一単位数は、50分 とすることを標準

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件		
13 年間授業時数	○学則に以下の記載の有無、有の場合規定条文 ・昼間学科は800単位時間以上 ・夜間学科は450時間単位以上			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○専修学校設置基準第16条(昼・夜間学科の授業時数)	○昼間学科の1年間の授業時数は800単位時間以上 ○夜間学科ある場合の1年間の授業時数は450時間単位以上		
14 全課程の修了要件	○学則に成績評価及び学年ごとの修了要件の記載の有無、有の場合規定条文			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○学校教育法施行規則第183条の2(教育課程の区分、成績評価、課程の修了認定)	○専修学校の昼間学科及び夜間等学科は 1.学年による教育課程の区分を設ける 2.各学年ごとに生徒の平素の成績を評価して、学年の課程の修了の認定を行う ・ただし、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる		
	○学則に全課程の修了要件の記載の有無、有の場合規定条文						○学校教育法施行規則第183条の3(全課程の修了要件)	○全課程の修了は、専修学校設置基準第17条(全課程の修了要件)に定める授業科目の履修時間数の要件を満たした者に対して認める
	○学則に修了要件となる授業科目の履修時間数記載の有無、有の場合規定条文 ・昼間学科は800単位時間×修業年数以上の授業時数 ・夜間学科は450単位時間×修業年数以上の授業時数となる授業科目の履修(最低800時間以上)						○専修学校設置基準第17条(全課程の修了要件)	○昼間学科の修了要件となる授業科目の履修時間数 ・800単位時間×修業年数以上の授業時数 ○夜間学科ある場合の修了要件となる授業科目の履修時間数 ・450単位時間×修業年数以上の授業時数となる授業科目の履修(最低800時間以上)
15 卒業証書及び入学、退学、休学等	○学則に全課程の修了者への卒業証書の授与の記載の有無、有の場合規定条文			□学則	○学校教育法施行規則第58条(卒業証書の授与):準用	○校長は全課程の修了を認めた者へ卒業証書授与する		
	○学則に学生の入学、退学、休学等の記載の有無、有の場合規定条文					○学校教育法施行規則第181条(入学、退学、休学等)	○生徒の入学、退学、休学等は、校長が定める	
16 生徒への懲戒	○学則に学生の懲戒処分の記載の有無、有の場合規定			□学則 ○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続規程	○学校教育法第11条(学生・生徒等の懲戒):準用	○校長及び教員は、教育上必要があるときは、児童、生徒及び学生を懲戒できる。ただし、体罰を加えることはできない		
	○校長が行う学生の退学、停学及び訓告の処分及び手続の規定					○学校教育法施行規則第26条(懲戒):準用	○懲戒は教育上の必要な配慮を行う ○学生の退学、停学及び訓告の懲戒の処分は校長が行う ○退学の対象となる者 ①性行不良で改善の見込がないと認められる者 ②学力劣等で成業の見込がないと認められる者 ③正当の理由がなくて出席常でない者 ④学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者 ○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きは校長が定める	
17 授業時数の単位換算	○学則に授業時数の単位数への換算方法の記載の有無、有の場合規定			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○専修学校設置基準第19条(授業時数の単位数への換算)	○授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準 ○授業の方法に応じた、授業科目の授業時数を単位数に換算基準する場合の1単位の授業時数 1.講義及び演習:15時間から30時間までの授業時数 2.実験、実習及び実技は、30時間から45時間(芸術等の分野の個人指導による実技の授業は学校が定める授業時数) 3.卒業研究、卒業制作等の授業時数は、必要な学修等を考慮して単位数に換算		

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条文等	適合要件
18 生徒定数等	<p>○同時に授業を行う生徒数は40人以下</p> <p>○合同授業の実施の有無、有の場合の実施内容、合同授業を実施する教育上の必要性が明確</p>			<p>□学則</p> <p>□様式1(設置要項)及び様式3(学級編成表)、</p> <p>□前年度の学校基本調査票</p>	<p>○専修学校設置基準第6条、第7条(同時に授業を行う生徒)</p>	<p>○同時に授業を行う生徒数は40人以下</p> <p>○教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる</p>
19 授業科目	<p>○専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設している</p> <p>・学科の教育課程及び授業時数</p> <p>・科目区分と授業科目</p>			<p>□学則及び別表(教育課程及び授業時数)</p>	<p>○専修学校設置基準第8条第2項(授業科目)</p>	<p>○専門課程では高校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設している</p> <p>○科目区分と授業科目</p>
20 人間性の涵養への配慮	<p>○豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮した授業科目を開設している</p>			<p>□学則及び別表(教育課程及び授業時数)</p>	<p>○専修学校設置基準第8条第3項(授業科目)</p>	<p>○第2項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮している</p>
21 他の専修学校での履修	<p>○学則にみなし規定の記載の有無、有の場合規定条文</p> <p>・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の1/2を超えない</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第10条第2項(他の専修学校における授業科目の履修等)、</p>	<p>○他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、修了に必要な総授業時数の1/2を超えない範囲で、専門課程における授業科目の履修とみなすことができる</p>
22 専修学校以外での学習	<p>○学則にみなし規定の記載の有無、有の場合規定条文</p> <p>・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の1/2を超えない</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第11条第3、第4項(専修学校以外の教育施設等における学修)</p>	<p>○文部科学大臣が別に定める学修を、修了に必要な総授業時数の1/2を超えない範囲で、専門課程における授業科目の履修とみなすことができる</p>
23 入学前の授業科目の履修	<p>○学則にみなし規定の記載の有無、有の場合規定条文</p> <p>・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の1/2を超えない</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第12条第3項、第4項(入学前の授業科目の履修等)</p>	<p>○入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修(科目等履修を含む)、設置基準第11条第3項及び4項による学修を、修了に必要な総授業時数の1/2を超えない範囲で、専門課程における授業科目の履修とみなすことができる</p>
24 授業方法等	<p>○学則に多様なメディアを利用した教室等以外で授業の実施する場合の規定の記載の有無、有の場合規定条文</p> <p>・有の場合、履修とみなす授業時数合計で課程修了に必要な総授業時数の3/4を超えない</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第13条(授業の方法)</p>	<p>○文部科学大臣の別の定めにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる</p>
25 昼夜開講制	<p>○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第14条(昼夜開講制)</p>	<p>○教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うこと)により授業を行うことができる</p>
27 科目等履修生	<p>○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文</p>			<p>□学則</p>	<p>○専修学校設置基準第15条(科目等履修生)</p>	<p>○専修学校の生徒以外の者に、専修学校において、又は複数の授業科目を履修させることができる</p>
28 履修証明	<p>○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文</p> <p>○有の場合、履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備している</p>			<p>□学則</p>	<p>○学校教育法第105条(証明書の交付): 準用</p> <p>○第125条(専門課程)</p> <p>○学校教育法施行規則第164条(履修証明書が交付される特別の課程): 準用、</p>	<p>○専修学校の生徒以外の者を対象とした特別の課程を編成した場合は、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる</p>

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
3 校長・教員	29 校長及び教員			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式5(教職員編成表) <input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿(専任及び兼任)) <input type="checkbox"/> 学校が都道府県知事に校長を届け出た文書及び校長の経歴書(経歴、業績) <input type="checkbox"/> 専任教員、非常勤講師の経歴書(経歴、資格、業績)	<input type="checkbox"/> 学校教育法第129条(校長及び教員)	<input type="checkbox"/> 校長及び相当数の教員を置かなければならない <input type="checkbox"/> 校長は教育に関する識見を有し、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者 <input type="checkbox"/> 教員は担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文科大臣の定める資格を有する者
	30 校長及び教員の欠格事由				<input type="checkbox"/> 学校教育法第9条(教員となれない者):準用	<input type="checkbox"/> 校長、教員は以下の欠格事由に該当しない 1.禁錮以上の刑に処せられた者 2.教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号により免許状失効の日から3年を経過しない者 3.教育職員免許法第11条第1項から第3項により免許状取上げ後3年を経過しない者 4.政府の暴力破壊を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
	31 校長の届出				<input type="checkbox"/> 学校教育法第10条(私立学校の校長届出義務):準用	<input type="checkbox"/> 学校は、校長を都道府県知事に届け出なければならない
32 教員の資格	<input type="checkbox"/> 教員は要件1～6のいずれかに該当している 1.専修学校の専門課程修了後、学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事者であつて、専門課程の修業年限と業務従事期間を通算して6年以上 2.学士は2年以上、短期大学士又は准学士は4年以上学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務従事者 3.高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 4.修士又は専門職学位を有する者 5.特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6.前各号と同等以上の能力があると認められる者			<input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿)	<input type="checkbox"/> 専修学校設置基準第41条(教員の資格)	<input type="checkbox"/> 教員の該当要件と担当教育に関する専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない <input type="checkbox"/> 以下のいずれかに該当する者 1.専修学校の専門課程修了後、学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事者であつて、専門課程の修業年限と業務従事期間を通算して6年以上 2.学士は2年以上、短期大学士又は准学士は4年以上学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務従事者 3.高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 4.修士又は専門職学位を有する者 5.特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6.前各号と同等以上の能力があると認められる者
33 教員数	<input type="checkbox"/> 教員数は目的、生徒数、課程の種類に応じたもので、文部科学大臣の定める基準に適合している			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式5(教職員編成表) <input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿(専任及び兼任))	<input type="checkbox"/> 学校教育法第128条(適合基準)	<input type="checkbox"/> 学校は次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合している 1.目的、生徒の数、課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
	<input type="checkbox"/> 学科の所属する分野の総定員を基準とした教員数は設置基準別表第1に示す数以上である				<input type="checkbox"/> 専修学校設置基準第39条(教員数)	<input type="checkbox"/> 専修学校における教員の数は、別表第1に定める数以上とする <input type="checkbox"/> うち半数(半数が3名未満の場合は3名)以上は専任教員、校長が教員兼務の場合は専任教員に含む
	<input type="checkbox"/> うち半数(半数が3名未満の場合は3名)以上は専任教員である(校長が教員兼務の場合は専任教員に含む)					
34 校長及び教職員	<input type="checkbox"/> 学則に校長及び教員、助手、事務職員その他の必要な職員数の記載の有無、有の場合規定条文				<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第185条(校長及び教職員)	<input type="checkbox"/> 学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置いている

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
4 教育施設・設備関係	35 学校の位置、環境	○校地・校舎の面積、位置及び環境は、目的、生徒数、課程の種類に応じたものである		□学則 □様式1(設置要項) □様式2(施設の概要)	○学校教育法第128条(適合基準)	○学校は次に掲げる事項について文科大臣の定める基準に適合している 2.目的、生徒の数、課程の種類に応じた校地・校舎の面積、位置及び環境
		○校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切である			○専修学校設置基準第44条(位置及び環境)	○校地及び校舎の位置及び環境
	36 校地	○校舎等に必要面積の校地である		□学則 □様式1(設置要項) □様式2(施設の概要)	○専修学校設置基準第45条(校地等)	○校舎等に必要面積の校地 ○目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地
		○目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地がある				
37 校舎	○教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えている(数と㎡、位置)			□様式1(設置要項) □様式2(施設の概要) □校舎及び教室等の配置図	○専修学校設置基準第46条(校舎等)	1.校舎には教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備える 3.目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保する
	○実習場その他の必要な施設の有無、有の場合数と㎡、位置					
38 校舎に必要な施設	○図書室、保健室、教員研究室等の有無、有の場合数と㎡、位置			□様式1(設置要項) □様式2(施設の概要) □校舎及び図書室、保健室、教員研究室等の配置図	○専修学校設置基準第46条(校舎等)	2.なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備える
39 校舎面積	○校舎面積は以下の通りである 1.1課程のみを置く学校で、1分野のみの学科は、別表第二イの表により算定した面積 2.1課程のみを置く学校で、2以上の分野の学科、2～3課程をおく学校でそれぞれ1～2以上の分野の学科は、イ及びロの合計面積 イ:課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれかの分野について同表により算定した面積 ロ:課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積			□様式1(設置要項) □様式2(施設の概要)	○専修学校設置基準第47条(校舎の面積)	○校舎は区分に応じ、各号に定める面積以上 ○ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合はこの限りでない
40 機械・器具・標本・図書	○設備は、目的、生徒数、課程の種類に応じたものである			□様式1(設置要項) □様式2(施設の概要) □様式4(教具、校具、図書及びその他の備品)	○学校教育法第128条(適合基準)	○学校は次に掲げる事項について文科大臣の定める基準に適合している 3.目的、生徒の数、課程の種類に応じた設備
	○目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えている				○専修学校設置基準第49条・50条(設備)	○機械、器具、標本、図書その他の教育に必要な設備を備えている ○夜間に授業を行う学校は、適当な照明設備を備える
	○夜間に授業を行う学校は、適当な照明設備を備えている					
	○他校等の施設及び設備を使用する場合、使用に際して、教育上及び安全上支障がない					○専修学校設置基準第51条(他の学校等の施設及び設備の使用)
5 学校評価・情報公開	41 自己評価の実施と結果公表及び改善	○学校評価を行っている、		□学則 □評価項目及び自己評価の結果 □結果に基づく改善事例	○学校教育法第42条(学校の評価):準用	○学校は教育活動その他の学校運営の状況について評価を行う ○評価結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講じて教育水準の向上に努める
		○学則に記載の有無、有りの場合規定条文				
		○評価結果に基づき学校運営の改善に必要な措置を講じて教育水準の向上に努めている				

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条文等	適合要件
	<input type="checkbox"/> 自己評価結果を公表している <input type="checkbox"/> 自己評価は適切な項目※を設定して行っている ※専修学校における学校評価ガイドラインに示す項目				<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価):準用	<input type="checkbox"/> 学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表する <input type="checkbox"/> 評価は、学校の実情に応じ、適切な項目を設定して行う
42 学校関係者評価の実施と結果公表	<input type="checkbox"/> 学校関係者評価を行い、結果を公表している <input type="checkbox"/> 学則に記載の有無、有りの場合規定条文			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 公表している学校関係者評価結果 <input type="checkbox"/> 設置者への報告記録	<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条、第67条(学校関係者評価):準用	<input type="checkbox"/> 自己評価の結果を踏まえた、学校の関係者(学校の職員を除く)による評価を行い、その結果を公表するよう努める
43 評価結果の設置者への報告	<input type="checkbox"/> 自己評価及び学校関係者評価の結果を設置者に報告している <input type="checkbox"/> 学則に記載の有無、有りの場合規定条文、				<input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価)、第68条(評価結果の設置者への報告):準用	<input type="checkbox"/> 自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、学校の設置者に報告する
44 情報提供	<input type="checkbox"/> 専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインで掲げられた項目について情報提供を行っている <input type="checkbox"/> ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報紙等の刊行物への掲載などを通じて情報提供を行っている			<input type="checkbox"/> ホームページ等の学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報提供欄	<input type="checkbox"/> 学校教育法第43条(情報提供):準用	<input type="checkbox"/> 学校は保護者及び地域住民その他の関係者の理解と連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する
6 学校保健・学校安全	45 学校保健・設置者の責務	<input type="checkbox"/> 設置者は、学校の施設及び設備、管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じている		<input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式2(施設の概要) <input type="checkbox"/> 施設・設備の管理に関する校務分掌	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第4条(学校保健に関する学校の設置者の責務):準用	<input type="checkbox"/> 設置者は、設置する学校の学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校の施設及び設備、管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める
	46 指導医師及び保健室	<input type="checkbox"/> 学校は、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を選任している <input type="checkbox"/> 保健室を設けている		<input type="checkbox"/> 様式1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式2(施設の概要) <input type="checkbox"/> 様式5(教職員編成表) <input type="checkbox"/> 様式6(教職員名簿(専任及び兼任))	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第32条(専修学校の保健管理等)	<input type="checkbox"/> 学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くよう努めなければならない <input type="checkbox"/> 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない
	47 学校保健計画の策定等	<input type="checkbox"/> 学校は、児童生徒等及び職員に対し、以下について学校保健計画を策定、実施している、 ・健康診断 ・環境衛生検査 ・児童生徒等に対する指導 ・その他保健に関する事項		<input type="checkbox"/> 学校保健計画(健康診断や健康に関する指導等の実施計画書)	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等):準用 <input type="checkbox"/> 学校教育法第12条(健康診断等):準用 <input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票):準用	<input type="checkbox"/> 学校は、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校保健計画を策定、実施する
	48 学校環境衛生基準	<input type="checkbox"/> 設置者は、学校環境衛生基準に基づく学校環境衛生管理マニュアル等により学校の適切な環境の維持に努めている <input type="checkbox"/> 校長は、基準に照らし学校の環境衛生に適正を欠く事項がある場合は、改善のために必要な措置を講じている、 <input type="checkbox"/> 措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出ている			<input type="checkbox"/> 学校の学校環境衛生管理マニュアル <input type="checkbox"/> 環境衛生活動の記録	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第6条(学校環境衛生基準):準用 <input type="checkbox"/> 学校環境衛生基準

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条文等	適合要件
49 健康相談	○学校は、学生の心身の健康に関する健康相談を行っている			<input type="checkbox"/> 学生相談の体制を確認できる文書 <input type="checkbox"/> 相談記録	○学校保健安全法第8条(健康相談):準用	○学校は、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行う
50 保健指導	○教職員は、相互に連携して、健康相談又は学生の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握している ○健康上の問題があると認めるときは学生に必要な指導を行っている、また必要に応じ保護者に助言を行っている			<input type="checkbox"/> 教職員の連携体制を確認できる文書 <input type="checkbox"/> 校務分掌組織図	○学校保健安全法第9条(保健指導):準用	○養護教諭その他の職員は、相互に連携して児童生徒等の心身の状況を把握する ○健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく必要な指導を行い、必要に応じ保護者に対して必要な助言を行う
51 地域の医療機関との連携	○学校は、救急処置、健康相談又は保健指導を行う場合は、必要に応じ所在地域の医療機関その他の関係機関と連携を図っている			<input type="checkbox"/> 協定、提携、契約等、医療機関との連携等を確認できる文書	○学校保健安全法第10条(地域の医療機関等との連携):準用	○救急処置、健康相談又は保健指導を行う場合は、必要に応じ地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る
52 健康診断	○学校は、施行規則第5条～第9条に従い、毎学年定期に学生の健康診断を実施している ○臨時の健康診断は、施行規則第10条により、必要な検査の項目について行っている。 ○必要な場合は、行規則第11条により、あらかじめ学生の発育、健康状態等に関する調査を行っている ○健康診断の方法及び技術的基準等は、施行規則第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)に従っている			<input type="checkbox"/> 学校保健計画書(健康診断や健康に関する指導等の実施計画書) <input type="checkbox"/> 実施計画・要項等、学生の健康診断の実施に関する文書	○学校保健安全法第13条(児童生徒等の健康診断):準用 ○施行規則第5条(時期)、第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)、第8条(健康診断票)、第9条(事後措置)、第10条(臨時の健康診断)、第11条(保健調査):準用 ○学校教育法第12条(健康診断等):準用 ○学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票):準用	○毎学年定期な学生の健康診断の実施する ○必要なときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行う
53 健康診断結果の措置	○学校は、健康診断の結果に基づき疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な措置をとっている			<input type="checkbox"/> 検査の項目、方法及び技術的基準が明記された検査機関との契約文書	○学校保健安全法第17条(健康診断の方法及び技術的基準等) ○施行規則第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)	○健康診断に関する健康診断の方法及び技術的基準等については施行規則で定める。
54 保健所との連携	○設置者は、健康診断を行おうとする場合、感染症による出席停止及び臨時休業を行った場合は保健所と連絡している			<input type="checkbox"/> 保健所への連絡文書	○学校保健安全法第14条(疾病の予防、治療の指示):準用 ○学校保健安全法第18条(保健所との連絡):準用	○学校は、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な措置をとらなければならない ○設置者は、健康診断を行おうとする場合、感染症による出席停止及び臨時休業を行った場合は保健所と連絡する

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
55 出席停止	<p>○校長は、感染症による出席停止を学生に指示するときは、その理由及び期間を明らかにしている</p> <p>○出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて施行規則第19条(出席停止の期間の基準)による期間である</p> <p>○校長は、出席停止の指示をしたときは、施行規則第20条(出席停止の報告事項)の項目を設置者に報告している</p> <p>○校長は、施行規則第21条(感染症の予防に関する細目)に従い以下の処置を行っている ア)必要と認めるときは、学校医に診断させ、出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をしている イ)学校内に感染症の病畜に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をしている ウ)学校の附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行っている</p>			<input type="checkbox"/> 感染症の予防に関する細目に従って行う処置を規定した文書 <input type="checkbox"/> 感染症による出席停止を記載した規程等	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第19条(出席停止):準用 <input type="checkbox"/> 施行令第6条(出席停止の指示)、第7条(出席停止の報告):準用 <input type="checkbox"/> 施行規則第18条(感染症の種類)、第19条(出席停止の期間の基準)、第20条(出席停止の報告事項)、第21条(感染症の予防に関する細目):準用	○校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、出席を停止させることができる。
56 臨時休業	<p>○学則等に臨時休業の記載の有無、有りの場合規定条文、 ・感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部を休業することができる</p>			<input type="checkbox"/> 学則 <input type="checkbox"/> 臨時休業に関する条文を記載した規程等	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第20条(臨時休業):準用	○設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行う
57 学校安全・設置者の義務	<p>○設置者は、学生の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じている</p>			<input type="checkbox"/> 申請様式1-1(設置要項) <input type="checkbox"/> 様式2(施設の概要)、 <input type="checkbox"/> 施設・設備の管理に関する校務分掌	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第28条(学校安全に関する学校の設置者の義務):準用 <input type="checkbox"/> 消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)	○設置者は、学校において事故等により学生に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう努める
58 学校安全計画の策定等	<p>○以下についての学校安全計画を策定している ア)学校の施設及び設備の安全点検 イ)学生に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導 ウ)職員の研修その他学校における安全に関する事項</p> <p>○安全点検は、他の法令に従うほか、施行規則第28条により学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について、毎学期1回以上系統的に、また必要があるときは臨時に行っている</p> <p>○安全点検のほか、施行規則第29条により設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図っている</p>			<input type="checkbox"/> 学校安全計画 <input type="checkbox"/> 教職員の施設・設備管理の役割分担等を記載した文書 <input type="checkbox"/> 通常使用する施設及び設備の維持・管理、保守・点検の記録	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等):準用 <input type="checkbox"/> 施行規則第28条(安全点検)、第29条(日常生活における環境の安全):準用 <input type="checkbox"/> 消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)	○学校は、学生の安全の確保を図るための計画を策定、実施しなければならない
59 学校環境の安全確保	<p>○校長は、学校の施設又は設備について、学生の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じている ○措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出ている</p>			<input type="checkbox"/> 学校の学校環境衛生管理マニュアル <input type="checkbox"/> 環境衛生活動の記録	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法第28条(学校環境の安全の確保):準用 <input type="checkbox"/> 消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)	○校長は、学校の施設又は設備について、学生の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じている ○措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出ている

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合は正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
60 危険発生時対処要領の作成等	○危険等発生時対処要領を作成している			□危険等発生時対処要領	○学校保健安全法第29条(危険等発生時対処要領の作成等):準用 △消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)	○学校は、学生の安全の確保を図るため、学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成し、教職員に対して必要な措置を講ずる
61 教職員等への周知	○校長は、危険等発生時対処要領に基づき、教職員への周知、訓練の実施その他適切に対処するために必要な措置を講じている			□教職員への周知、訓練等の措置の記録	○学校保健安全法第29条(危険等発生時対処要領の作成等):準用	○学校は、危険等発生時対処要領に基づき、教職員への周知、訓練の実施その他適切に対処するために必要な措置を講じている
62 生徒等への支援	○学校は、事故等により学生に危害が生じた場合、学生及び関係者の心身の健康を回復させるために必要な支援を行うに当たっては、必要に応じ学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図っている			□協定、提携、契約等、医療機関との連携等を確認できる文書	○学校保健安全法第29条(危険等発生時対処要領の作成等):準用	○学校は、事故等により学生に危害が生じた場合、学生及び関係者の心身の健康を回復させるために必要な支援を行う
63 地域機関との連携	○学校は、学生の安全の確保を図るため、学生の保護者との連携を図っている			□保護者との連携に関する文書 □警察署その他の関係機関等、地域住民その他の関係者との連携に関する文書	○学校保健安全法第30条(地域の関係機関等との連携):	○学校は、学生の安全の確保を図るため、学生の保護者との連携を図るとともに、学校が所在する地域の実情に応じて、地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努める
	○地域の実情に応じて、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図っている					

文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業 調査からの示唆

MRI 三菱総合研究所

「職業実践専門課程」第三者評価フォーラム2024
2024年2月2日

人材・キャリア事業本部
菺本沙織
saori_yabumoto@mri.co.jp

MRI

本日の発表のメッセージ

- 職業実践専門課程は、地域の自治体から期待されている
 - ただし、課題も指摘されている
- 職業実践専門課程は、企業等連携が非常に重要
 - 教育課程編成では、しっかり連携が進んでいる学科が多い
 - ただし、実習・演習等では、一部の学科で取組がまだ十分ではない可能性あり
 - 教育の成果(卒業生のキャリアへの貢献)という点では、そもそも実態把握がまだできていない
- 職業実践専門課程の今後
 - 引き続き行政から期待されており、専修学校振興施策の中心テーマ
 - 企業等連携による教育活動を、より充実させていく必要がある
 - 社会的に職業実践専門課程の質を証明する必要がある

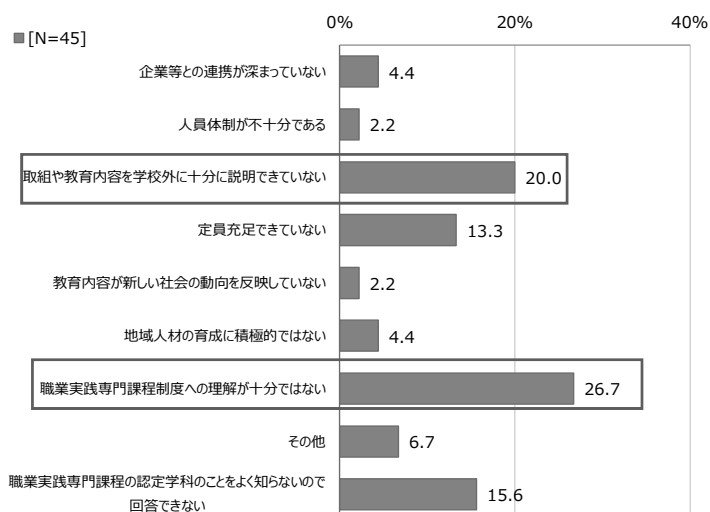
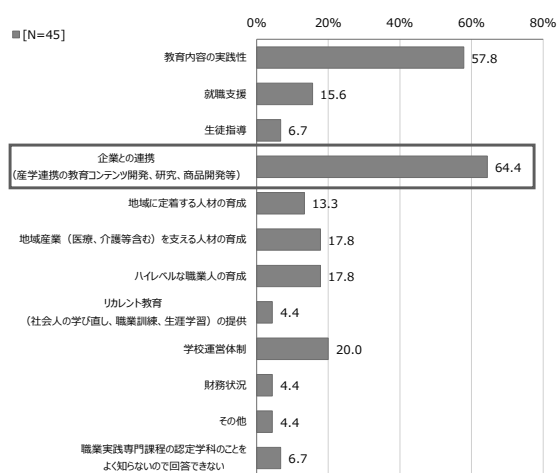
職業実践専門課程ならではの第三者評価への取組の重要性

地域の自治体から、職業実践専門課程への期待

自治体からの評価①職業実践専門課程への評価と課題

● 専修学校担当に、認定学科に対する評価と課題を質問した。

- 認定学科は、非認定学科と比べて「企業等との連携」が優れているという評価が最多となった。
- 課題については、「職業実践専門課程制度への理解が十分ではない」が最多となった。次に、「取組や教育内容を学校外に十分に説明できていない」という回答が多かった。

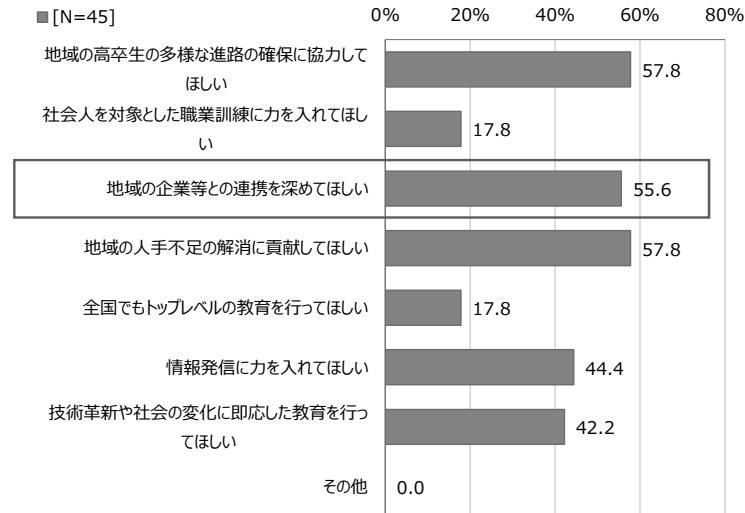


令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

自治体からの評価②職業実践専門課程への期待

● 専修学校担当に、認定学科への期待、要望を質問した。

- 「地域の高卒生の多様な進路の確保に協力してほしい」と「地域の人手不足の解消に貢献してほしい」が最多となった。次に「地域の企業等との連携を深めてほしい」という回答が続いた。

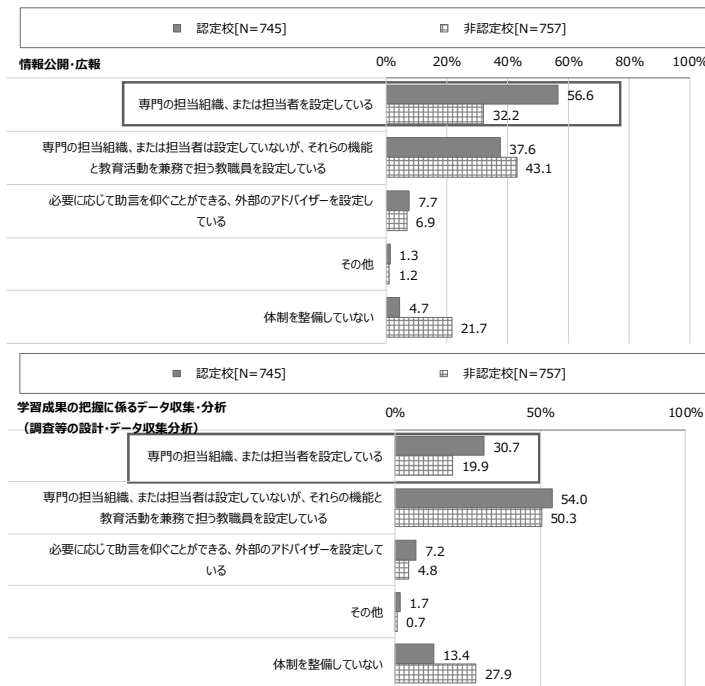


令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

職業実践専門課程の認定学科の取組

認定学科や認定学科がある学校の優位性①

- 認定学科がある学校の方が、よく体制を整備している。

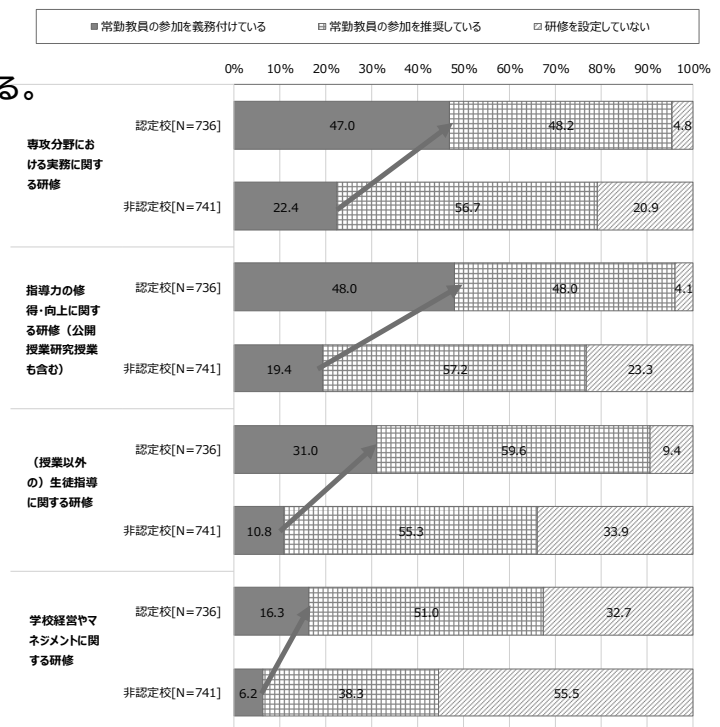


Copyright © Mitsubishi Research Institute

7

認定学科や認定学科がある学校の優位性②

- 認定学科がある学校の方が、
教員研修において積極的に取り組んでいる。

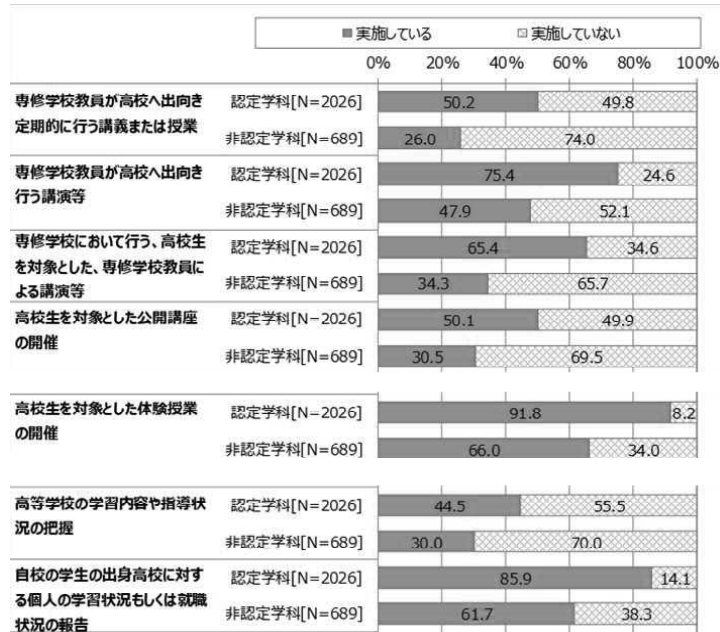


Copyright © Mitsubishi Research Institute

8

認定学科や認定学科がある学校の優位性③

- 高校との連携において、認定学科の方が非認定学科よりも積極的に取り組んでいる。



平成29年度「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究報告書」より抜粋

認定学科や認定学科がある学校の優位性④

- 認定学科の方が、多くの点で非認定学科と比べて改善を感じている。



平成29年度「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究報告書」より抜粋

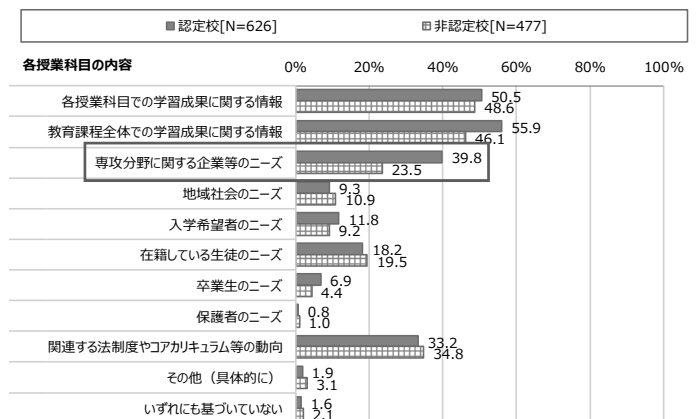
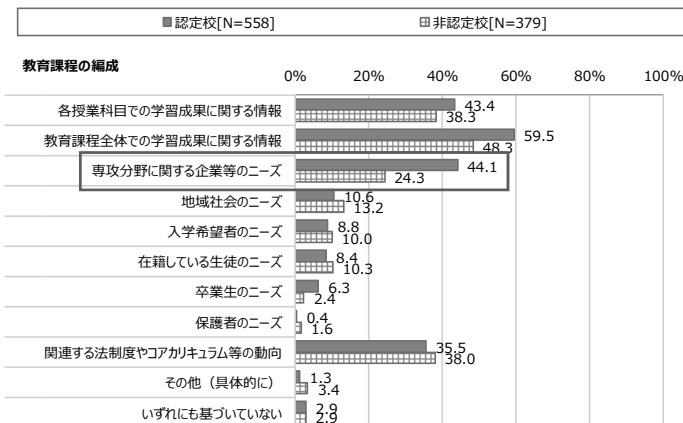
職業実践専門課程は 企業等連携にどの程度取り組めているか

- 教育課程編成、実習・演習等について

認定学科の取組状況の実態①企業等と連携した教育課程編成

- 認定学科は非認定学科と比べて、教育課程編成においてよく企業等と連携している

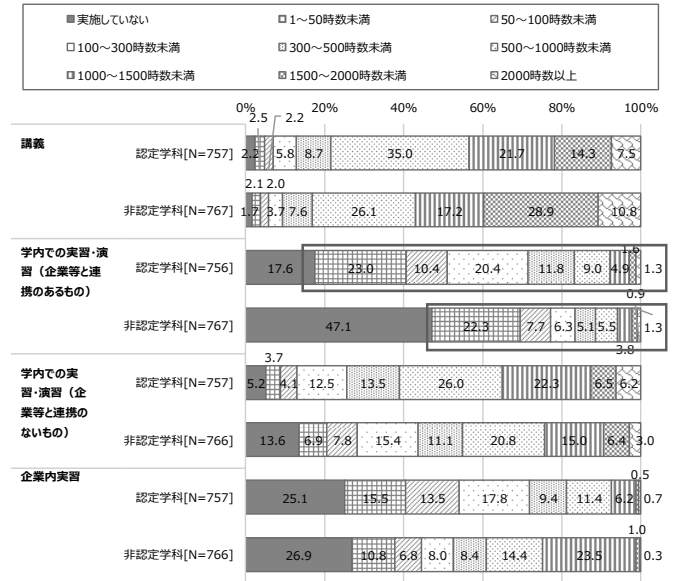
- 例えば、教育課程の編成や授業の内容を見直しする際に、どんな情報・ニーズを活用したかを3つまで選択してもらったところ、認定校(以下の調査では、職業実践専門課程を持つ学校)は非認定校(職業実践専門課程を持つ学校以外)と比べて、「専攻分野に関する企業等のニーズ」を活用している。



認定学科の取組状況の実態②-1企業等と連携した実習・演習等

- 企業等と連携した実習・演習等について、認定学科の方が非認定学科に比べ、「学内での実習・演習(企業等と連携のあるもの)」を実施している学科が多い。

- 「企業内実習」については、認定学科と非認定学科で、実施している学校の割合に大きな違いはない。本調査では、非認定学科の方が認定学科に比べ、医療分野の割合が大きかったことが影響していると考えられる。



令和元年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」より抜粋。

Copyright © Mitsubishi Research Institute

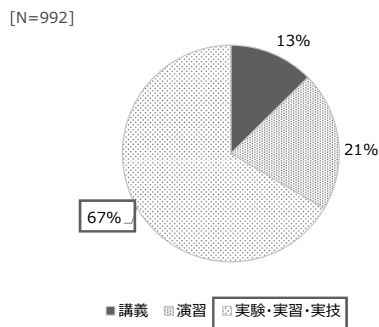
13

認定学科の取組状況の実態②-2企業等と連携した実習・演習等

- 別の年度では、フォローアップ対象の認定学科に、認定要件の充足状況等を調査した。
- 企業等と連携した「授業」(認定要件外となる講義形態の授業も含む)や、企業等と連携した実習・演習等の実施状況を回答してもらったところ、分野別、地域別に違いが生じていることがわかった。

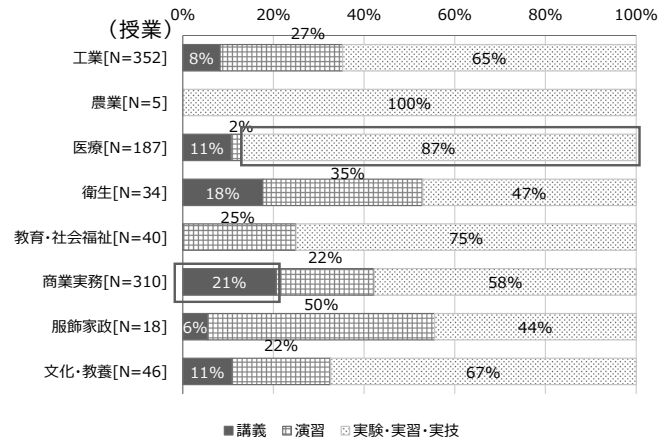
【学科】企業等と連携した授業の実施形態

単純集計 (授業)



※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

分野別



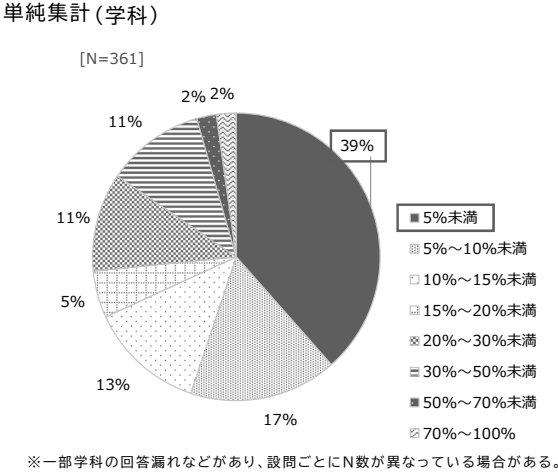
令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

14

認定学科の取組状況の実態②-3企業等と連携した実習・演習等

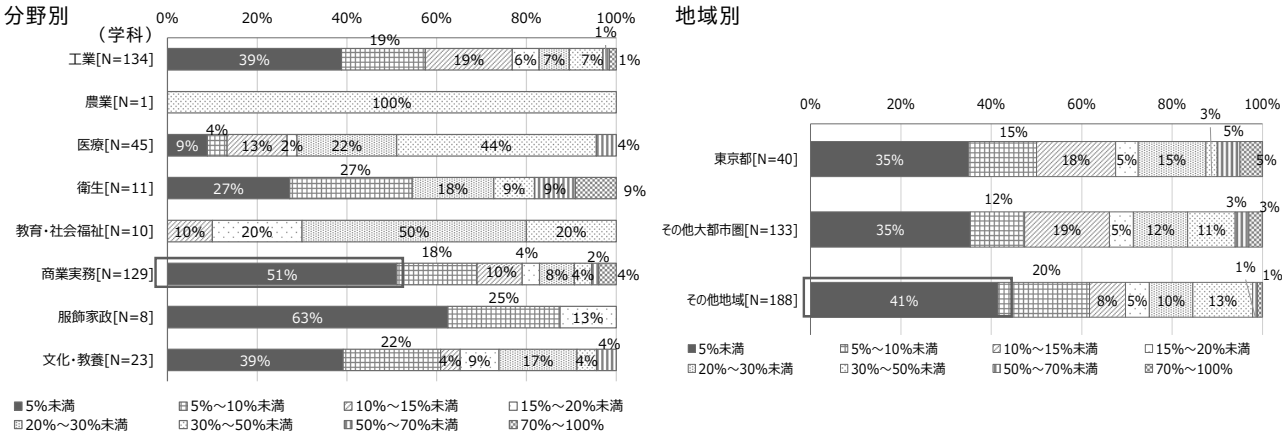
【学科】全授業における企業等と連携した実習・演習等(講義除く)の占める割合(1/2)



令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

認定学科の取組状況の実態②-4企業等と連携した実習・演習等

【学科】全授業における企業等と連携した実習・演習等(講義除く)の占める割合(2/2)

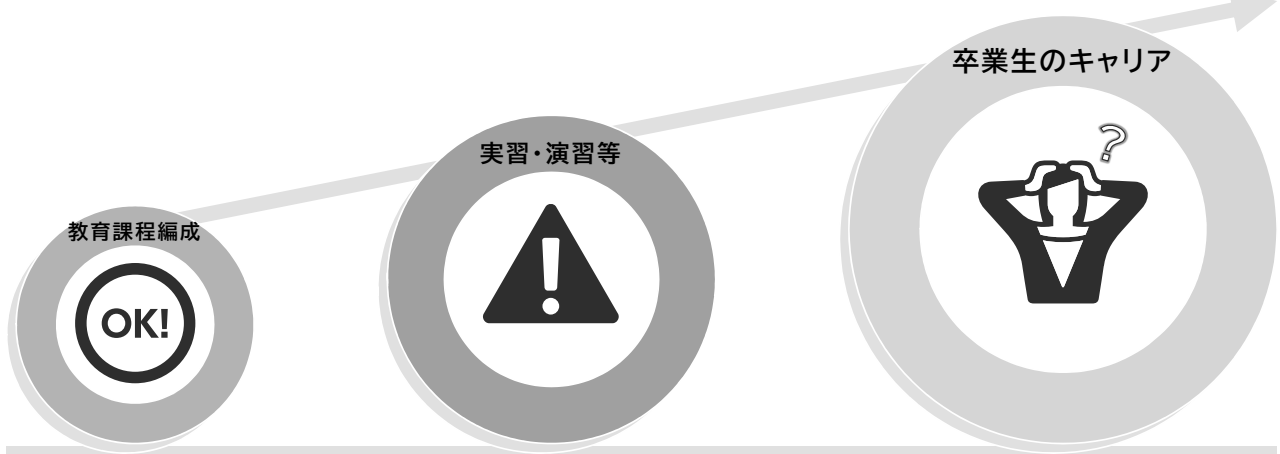


※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。
※地域別集計においては、「その他大都市圏」は関東圏(神奈川県・埼玉県・千葉県)、近畿圏(大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県)、中京圏(愛知県・岐阜県・三重県)、「その他地域」は東京都と「その他大都市圏」以外を指す。

令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

職業実践専門課程の企業等連携について(まとめ)

- 教育課程編成では企業等と連携おおむねOK。実習・演習等では企業等連携が十分ではない可能性
 - 企業等と連携した実習・演習等の時間数が十分ではない
 - 企業等との連携内容が、職業実践専門課程の制度趣旨からすると十分ではない など
- 卒業生のキャリアに、職業実践専門課程としての教育活動がどのように貢献しているかは解明前
 - 企業等連携の教育は(必ず)卒業生のキャリアにいい結果をもたらしていると思われるが、「どのような企業等連携が」「どのように卒業生のキャリアに影響するか」については検証が十分ではない



Copyright © Mitsubishi Research Institute

17

職業実践専門課程と卒業生のキャリア

- 卒業生の習得能力について、認定学科の方が習得状況がよいという調査結果あり。
- 卒業生の追跡を行い、「どのような」企業等連携が「どのように」キャリアに影響しているかについてのエビデンスを積み重ねていく必要がある。
- さらにそれを対外的にアピールしていく必要も。

		■ 習得できている 日や習得できている 日以前と変わらない □ あまり習得できていない □ 習得できていない					
		0%	20%	40%	60%	80%	100%
専攻分野に直接関わる専門知識	認定学科[N=2026]	32.1		46.9		19.5	1.0
	非認定学科[N=688]	26.9		34.6		36.6	1.0
専攻分野の関連領域の知識	認定学科[N=2026]	29.0		45.7		24.0	1.0
	非認定学科[N=688]	21.2		36.6		39.8	1.0
専攻分野の技能	認定学科[N=2026]	30.9		42.5		25.1	1.0
	非認定学科[N=688]	24.3		33.4		39.0	1.0
優先順位をつけてスピード感を持って物事をこなせること	認定学科[N=2026]	13.8		33.4		49.2	1.0
	非認定学科[N=688]	8.7		30.8		54.4	1.0
正確に物事をこなせること	認定学科[N=2026]	12.9		34.3		50.5	1.0
	非認定学科[N=688]	10.0		32.0		53.8	1.0
相手の状況や考え方を考慮して話ができること	認定学科[N=2026]	13.8		40.7		41.6	1.0
	非認定学科[N=688]	11.0		35.2		48.5	1.0
報告、連絡、相談など仕事で求められるコミュニケーションができること	認定学科[N=2026]	15.2		41.6		40.0	1.0
	非認定学科[N=688]	10.8		37.4		45.8	1.0
人との関係を大切に、協調・協働して行動できること	認定学科[N=2026]	18.8		39.7		38.9	1.0
	非認定学科[N=688]	14.7		40.8		40.0	1.0
筋道を立てて考え、具体的に表現できること	認定学科[N=2026]	13.1		32.2		51.2	1.0
	非認定学科[N=688]	9.2		30.7		52.8	1.0
問題を発見し、原因を考え、解決に向け取り組めること	認定学科[N=2026]	13.5		34.8		47.3	1.0
	非認定学科[N=688]	8.7		32.6		51.3	1.0
困難に直面してもあきらめずにやりぬけること	認定学科[N=2026]	14.7		34.0		42.3	1.0
	非認定学科[N=688]	11.0		32.4		49.1	1.0
様々な情報を活用しながら、自分の将来にわたっての働き方を考えられること	認定学科[N=2026]	15.6		38.6		36.9	1.0
	非認定学科[N=688]	9.6		36.2		48.3	1.0

平成29年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究報告書より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

18

職業実践専門課程の将来

職業実践専門課程は引き続き重要

- 本事業の背景には、専修学校に係る各種の国の提言のほか、高等教育機関全体の質保証についての社会的な注目が存在。
- 職業実践専門課程は制度創設以降増加し、令和4年度で1,093校(40.2%)、3,165学科(43.4%)へ。
- 専修学校の質保証・質向上については、職業実践専門課程を中心とした質保証・向上の施策が展開されている。
 - この方針は中央教育審議会答申等の国の各種施策方針のほか、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」の報告(「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて(とりまとめ)」)においても再度確認された。

本事業の背景にある各種の国の提言

「これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)」(平成29年3月28日これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議)

第3期教育振興基本計画
(平成30年6月閣議決定)

「教学マネジメント指針」
(令和2年1月中教審大学分科会)

『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』(令和3年1月中教審答申)

- 一層の専修学校教育の質保証・向上を進めるため、「職業実践専門課程」の充実に向けた取組の推進を図ることとされている。

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて(とりまとめ)」(令和4年4月26日公表)

教育未来創造会議 第一次提言(令和4年5月10日)
第二次提言(令和5年4月27日)

- 職業実践専門課程は教育内容に対する学生・生徒の満足度向上、知識や技術に対する教職員の理解や指導力の向上、職業教育の可視化等に寄与。
- 一層の認知度向上や個々の取組の充実を図りながら、更なる普及を図っていくことが課題。
- 教育未来創造会議提言においても、職業実践専門課程の質保証・向上が求められている。

職業実践専門課程の質向上 + 社会的な評価の向上

● 職業実践専門課程は、専修学校の職業教育の「顔」

例：外国人留学生キャリア形成促進プログラム

- 専修学校の専門課程の学科であって、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として(略)
- 文部科学大臣は、次の(ア)から(エ)までの全ての要件に該当すると認められるものを、外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定することができる
- (ア) (略)職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程であること。

➢ 「職業実践専門課程であれば、質の高い教育を行っている」とみなされうる

まず・・・

- 企業等連携による教育活動を通じて、教育の質を向上させていくことが重要

さらに・・・

- この信頼に「応えている」ことを、社会に向けて証明する必要
- 高校、保護者、地域社会、産業界に向けて、「職業実践専門課程に相応しい教育活動を行っている」ことをアピールしていくために、第三者評価の受審が今後よりいっそう重要



「職業実践専門課程」ならではの第三者評価の重要性

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所

令和6年3月発行（禁無断掲載）

令和5年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

**職業実践専門課程等の高度化、改革を図るための
認定要件を踏まえた第三者評価システムの開発**

発行 特定非営利活動法人 職業教育評価機構

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6階

電話 03-3373-2914 FAX 03-5843-5911

E-mail: info@hyouka.or.jp URL : <https://hyouka.or.jp>

